

ドイツ都市近郊農村史研究

—「都市史と農村史のあいだ」序説—

加藤房雄著

—広島大学経済研究双書 12—

ドイツ都市近郊農村史研究
—「都市史と農村史のあいだ」序説—

加藤房雄 著

広島大学経済学部

目 次

緒論 東エルベ農村社会史論覚書	3
—全篇の序論にかえて—	
一 カークのグーツヘルシャフト論と研究課題	4
二 「黒海－バルト海地帯」の地域構成	10
1 グンストの東欧二大地帯論	10
2 ハルニッシュの東エルベ地域論	14
三 ヴンダーアの農村共同体論	20
前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割	
—研究史・実証・問題提起—	
問題	37
第一章 研究史整理	38
1 ヘスのフィディコミス論	38

1 評 價	39
(i) 「近代的」世襲財産への発展経路
(ii) ドイツ法としての展開
(iii) 現代的問題との連繋
2 批 判	42
(i) 全面肯定と全部否定のデイヒヨトミー	43
(ii) 理論と歴史との立体的觀点の稀薄さ	44
(iii) ポーランド問題との関連の平板さ	47
二 ドイツ農村社会史に関するベルリン国際学会の討議	58
1 各報告の要旨	58
2 討論の要点	69
(i) 農業国・工業国論争	69
(ii) 帝政期東部ドイツ農業の危機	69
(iii) 近代化過程の諸問題	70
(iv) 成果と課題	72
三 補 論	80
1 松尾展成著『ザクセン農民解放史研究序論』	80
2 佐藤勝則著『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』	87

3 馬場哲著『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』 97

第一章 実証分析 ——ザクセンのヴェンツェル家——

一 ヴェンツェル＝ボルツェ両社の系譜

1 「農業のクルップ」カール・ヴェンツェルの家系 104

2 ボルツェ家の「クルップ伝説」 104

二 ヴェンツェルの「社会的給付」

三 ヴェンツェルの地域管理政策

四 ナチズムとヴェンツェル

1 ヴェンツェルの最期 116

2 その後の経緯 116

五 結 語

第二章 問題提起

一 東エルベ的心性と大土地所有

二 旧東独農業史研究の意義

1 検討課題

2 「ベルリン学派」の成果——H・I・H・ミュラーを中心に 142

(i) ハルニッシュ対モル論争 142

(ii) ミュラーの貢献 145

3 問題提示——OstelbeのErbeはなにか	159
三 ドイツ大土地所有の歴史的展開	169
1 課　題	169
2 グーツヘル階層の社会経済的分化	174
3 「大世襲財産」の実態	177
4 「ウェーバー＝ミュラー的視点」の意義	186
5 結びにかえて	187
後篇 ドイツ都市農村連続体の歴史的個性	
—「都市史と農村史のあいだ」研究序説—	
問題	
第四章 ベルリン圏の都市化と農村社会の変容	197
—テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領—	199
一 考察の対象と順序	199
二 鉄道建設と農村社会	202
1 ベルリン＝ゲルリッツ線の開設	202
2 ヴィーベルのペンドラー論	204
3 ベルリン＝ミッテンヴァルデ間の軽便鉄道	206
4 ケニヒス・ヴスターハウゼン駅の代替道路とその保全問題	208

三 世襲財産所領の経済構造とその変化	214
1 ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有	215
2 フィデイコミスの收支状況	215
3 零細地小作の集合体	218
4 小作人の階層変化	223
5 補説・ヘルムスドルフとハルベ	225
四 結びにかえて	228
第五章 ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治 ——世紀転換期テルトウ郡の実態に即して——	245
一 課題	245
二 都市化の進展とペンドラー層の生成	247
1 ベルリン圏鉄道網の拡充	247
2 ペンドラー労働者の統計的概観	250
三 近郊ゲマインデにおける自治の諸相	255
1 シャルロッテンブルクとドイチュヴィルメルスドルフの角逐	255
2 マリーエンドルフによる警察管区の新設	257
3 マリーエンフェルデの排水設備	259
4 グーツベツイルクのゲマインデへの合併	260
5 ケーニヒス・ヴスターハウゼンの力量と「ゲマインデ自由」	262

目 次

あとがき	322
参考文献	314
人名索引	289
四 結 語	269
6 アイヒヴァルデの請願とグマインデの三類型	266
7 テルトウ運河の建設と近郊グマインデの貢献	264

ドイツ都市近郊農村史研究

—「都市史と農村史のあいだ」序説—

緒論 東エルベ農村社会史論覚書

—全篇の序論にかえて—

いま、ヨーロッパの地における農村社会史研究の近年の盛況を示すために、せしあたり、なんらかの仕方で当該の対象に強い関心を寄せる学術会議の論文集 (Tagungsband) に絞つて、わたくしの知るかおりでの主要な成果を列挙すれば、およそ以下のとおりである。『ドイツ再統一』の成った一九九〇年には、ヴァーラー (Hans-Ulrich Wehler) 編著の『ヨーロッパ貴族——一七五〇—一九五〇年⁽¹⁾』が上梓され、また、ブリクル (Peter Bickle) が翻んだ『中欧における農村共同体と都市共同体——構造比較⁽²⁾』の公刊を見たのは、翌一九九一年のことであった。さらに、一九九四年、編者ライフ (Heinz Reif) の共同労作『第一帝政・ワイマール共和政における東エルベ農村社会——農業危機・ユンカーリー的利害政策—近代化戦略⁽³⁾』が世に問われたかと思ひあや、ただちに、ペータース (Jan Peters) 編の『社会モデルとしてのグーツベルシャフト——近代初期農村社会の機能様式に関する比較史的考察⁽⁴⁾』の出版が、その翌年に続く。一方において、西の家族農業 (family farm) と東の工場農業 (factory farm) との対立のステロ版に図式化された形で、「新統一ドイツ農業の一元的構成 (dualistic nature)⁽⁵⁾」の問題性が、『ドイツ再統一』を劃期として現実的に提起されたとすれば、同時に他方につては、当然にも、その歴史的な起源をめぐる問題、すなわち、ドイツを含めてより広く、「西欧のグーツベルシャフトと東欧のグーツベルシャフト」の対抗として理解されて久しい、かの「農

業の「元性」 Agrardualismus od. der agrarische Dualismus、なれば、エルベ川を境界とする「古ドイツ (Altdeutschland)・東エルベ開拓立⁽⁷⁾」あたば「東西落差」⁽⁸⁾とした諸問題の歴史的発生と展開に関する知的関心が、新たな興隆の觀を呈しつつある農村社会史研究のこうした盛況の底流に息づく、軽視しえぬ一つの重要な契機にほかないらしい。

では、先述の四つのコローケヴィウムないしはターダングに象徴される東エルベ史研究の近年とみに由覚ましい意欲的展開の奔流の本流を形作りこそすれ、そこからればい乖離してはいないと見てよい大テーマは、なにか。本論の叙述を始めるに先立ち、ハハであらかじめ、そうした大きな問題群に即したもしかたつての暫定的整理を果たすことにより、本書全篇の序論にかえておきたい。それは、また同時に、将来の全体的総括あるいは総合的評価を指す上で、必ずしも不要とは言えまい、研究動向把握のややかな一歩を印そうとするわたくし自身の覚書である。ハハでの論述は、「一 カークのグーツベルシャフト論と研究課題」の末尾に示すとおり、カーク (Heinrich Kaak) が自らの大著を閉じるに当たり、なお顧慮されていない今後の課題として残されたをえなかつた諸論点におよそ沿う形を取りつて構成されている。⁽⁹⁾

— カークのグーツベルシャフト論と研究課題

カークが著した一九九一年刊の『グーツベルシャフト——東エルベ地帯における農業制度の理論史的研究⁽¹⁰⁾』は、該問題に関する最新成果の一つである。一七〇〇—一七七〇年に「古典的時代⁽¹¹⁾」を迎えるグーツベルシャフトが広範に展開した東エルベの地を、「黒海—バルト海地帶⁽¹²⁾」ponto-baltischer Raum の壮大な地平として押える著者カークは、地方的相違ないしは地域間比較の重要性を正面に認識しつゝ、むしろ、その共通性を決定的に重んじる点で、

彼自ら自覚して述べるとおり、「全体性視角」⁽¹³⁾を重視する方法的見地に立つてゐる。このような視野の広い着想のもとで、グーツヘルシャフトの研究史を渉猟し、一九五〇・六〇年代の旧西ドイツの歴史叙述に往往にして見受けられた観点の狭隘性を克服しようと試みるカーグの視点は、理論史と現実史との架橋と総合を志向する「社会経済的考察様式」⁽¹⁴⁾と言ふべき、すぐれてオーソドックスなものである。図序-1に掲げた「黒海-バルト海地帯」を示しつつ、カーグは、このグーツヘルシャフトこそが、後期封建制下ヨーロッパ土地制度の脇役ではなく、主役的な (zentral) 地位を占めたと力説する。

最初に、グーツヘルシャフト普及地域の地理的画定を見ておこう。図序-1から知られるとおり、それは、よく大まかな言い方ではあるが、バルト海沿いにドイツの東エルベ地方とポーランドから、ポメレレン・東プロイセン・リトニアを経て、クール蘭ト・リーフ蘭ト・エストラントへと続き、内陸部の白ロシア・ウクライナにまで及ぶ広大な地域を擁する。この中核地帯 (Kernland) の西部と南部の境界線は、カーグによれば、きわめて明瞭である。すなわち、シュレースヴィヒ-ホルシュタイン東部に発して、西エルベ在のアルトマルク (Altmark) を含みつつ、逆に、クールザクセン (Kursachsen) の東エルベ地方を除外しながら、エルベ川沿いに南東に進む。すると、ラウジツツ (Lausitz) ならびにシュレーデンから、ガリチア (Galizien)・ウクライナを経て、ついには、黒海に臨む港町オデッサ (Odessa) がその最南端に位置するポドリーベン (Podolen) にまで行き着くのである。と。

ペリフェリ地域に眼を転じるならば、「黒海-バルト海地帯」の北西端に存するデンマークのバルト海・島嶼地方とシュレースヴィヒ-ホルシュタインの「南北移行帶」⁽¹⁵⁾、そして、ドイツのマクデブルク地方・アンハルトの西エルベ地域・ベーメンならびにメーレンが、西部ペリフェリを成す。南部ペリフェリは、ハンガリーとルーマニア南部のワラキアさらに同東部地方のモルダウにまで及ぶ。これに対して、東部境界の画定は、多分に曖昧なままにとどまるれるをえない。詳細については、新研究の出現を待つかないのであるが、もしさたり、白ロシアとウクライナとの

図序 - 1 グーリヘルシャフトと「黒海 - ノバルト海地帯」

Das Verbreitungsgebiet der
Gutsherrschaft und ihre
Peripherie ("ponto-baltischer Raum")

B Berlin
Bu Budapest
K Kiew
R Riga
M Moskau
W Warschau
Wi Wien

no nordöstl. (Estland, Livland,
Kurland)

o östl. u.
südöstl.
(Weißrußland,
Ukraine)

w westl.
(deutsch ost-
elbischer Raum)
(Groß- u. Kleinpolen)

z zentr.
Bereich der Gutsherrschaft
(Ost-)Preußen

ös Pe östl.
sü Pe südl.
(Ungarn, Slowakei,
Siebenbg., Walachei,
Moldau)

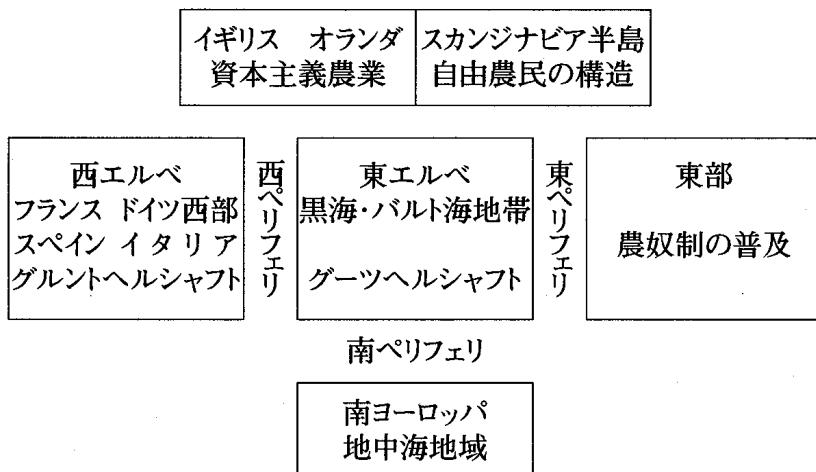
we Pe westl.
(Schlwg.-Holst., dän.
Inseln, Magdeburg,
Böhmen, Mähren)

Peripherie

Flächenskizze Europas
0 500 1000 1500 km

(出典) H. Kaak, Gutsherrschaft, S. 474.

図序-2 グーツヘルシャフト圏の位置



(出典) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 434 f. より作成。

全体ないしは両者の西部地方が、グーツヘルシャフト地帯に含まれると見ることには、さして異論はあるまい。問題は、むしろ、このグーツヘルシャフト圏と東部ペリフェリのはざまはどこかという点なのだが、ひとまず、北はフィンランド湾東部沿岸地方から、南はクリミア半島にまで達するいずれかの場所に線引きが可能と見なすにとどめておこう。そして、中央ロシアの少なくとも一部の地は、グーツヘルシャフトのペリフェリ圏を成すと推測されうる。このように、三方面にわたるペリフェリ地方を含むグーツヘルシャフト普及圏は、「黒海・バルト海地帯」と呼びならわされるにふさわしい、「ヨーロッパの地理的中心」⁽¹⁶⁾たる一大地域圏を作っているのである。

次に、グーツヘルシャフト主役論に関するカーカの所説の概容を整理して示した図序-2を見よう。後期封建制下ヨーロッパ土地制度の二大主要地帯を成す東エルベのグーツヘルシャフト圏と西エルベのグルントヘルシャフト圏は、ほぼ同じ面積規模を有する。この両ゾーンをめぐって、社会経済的特徴の共通性と地理的まとまりとを併せ持つ、より小さな諸地方が取り巻くのであるが、なかでも重要な意味を持つと思われる地域を三つ示すとすれば、それは、資本主義的農業が発展したイギリスとオランダ、自由農民が優勢な農業構造を持つスカンジナビア半島、そして、「南ヨーロッパの地中海地域」である。⁽¹⁸⁾

三つのペリフェリについて語ると、それらは三者各様に、隣接圏の性格に接近する移行地域という意味での中間帯を形成している。すなわち、西部ペリフェリには、都市組織や工業発展等の点ですぐれて先進的だつた西ヨーロッパ的メルクマールが見られるのだが、南部ペリフェリは、逆に、封建制・都市等の形成の遅れという後進的南欧の特徴を帶びる。また、東部ペリフェリには、この南部との相当程度の類似関係があつたと曰されうる。結局、グーツヘルシャフトこそが、脇役に甘んじることなく、主役的地位を占めた土地制度にほかならない。なぜなら、それは、封建制後期ヨーロッパにおけるほぼすべての他の農業諸制度との境界を持つ「ヨーロッパの地理的中心」だつたからである。カーグは、このように述べている。

以下の諸点を指摘して、ここでの小括としたい。さて、カーグの議論の特長は、全体像を的確に把握しようとする先述の「全体性視角」の堅持のみならず、「全般的発展水準」⁽¹⁹⁾の重視にもあると思われる。すなわち、彼は、グーツヘルシャフトを、「黒海－バルト海地帯」として大きくひとまとめに捉えられうるその普及地域全体の「相対的後進性」⁽²⁰⁾の產物であるとともに、いつたんそれが制度化されるや、そうした後進性をいつそう深化させる契機でもあると把捉するのであるが、同時に、発展水準の観点から見て、進んだ西ヨーロッパと遅れた「ヨーロッパ南東地方」⁽²¹⁾Südosten Europas のはざまに位置する中間地帯として押さええる見地をも併せ持つ。それゆえ、一言にして、発展と全体性の視角が、カーグの立論に特徴的な一貫した基調を成すと見てよいであろう。

それだけではない。ヨーロッパ社会経済史研究の残された未検討課題を見極める上でも、カーグの指摘は、示唆に富む。⁽²²⁾大著を閉じるに当たり、彼は、その結論の末尾で、これから考究されるべき重要テーマを五つ列挙するのである。

(i) 世襲財産農場制度 (die Einrichtung der Fideikommißgüter) の実証的検討。それは、グーツヘルシャフトの安定化要因だったのか否か。もしそうだとすれば、いつたどの程度にか。

(ii) 「黒海 - バルト海地帯」全体の共通性をないがしろにすることなく、その各構成地域の特殊性をも視野に収めて行われる地域間比較。

- (iii) グーツヘルと賦役農民 (Fronbauer) との媒介環としてのシュルツェ (Schulze) の役割。
- (iv) グーツヘルシャフト地帯の東部境界線 (Ostgrenze) の確定。
- (v) 当該地帯全体のなかでの地帯内的な、そして、グーツヘルシャフトの外界世界との地帯間的な通商関係の問題。

本書の冒頭で断つたとおり、ひとまずは、カーグによるこの論点整理の順序に従つて、行論を進めることにしよう。まず第一に、わたくしにとっての最重要検討課題の一つであるフイディコミスに関するカーグの指摘は、この問題が孕む少なからぬ歴史的意義に、ドイツの学界もまた気づき、これに新たな照明を当てようとしてつあることを物語る一証左であろう。わたくしは、このことを嬉しく思うが、しかし、まだ一部に、「全面肯定と全部否定のディヒヨトミー」とでも言つぐも浅薄なフイディコミス論が、なお残る」ともまた一面の真実である。ここでは、さしあたり、
ヘス (Klaus Heß) の近説に見られる無視しえぬ問題点の一端に触れておきたい。

ヘスは曰く。時代は下つて、一九世紀末の話であるが、「東エルベ大土地所有者の少なからぬ者は、自分の家族農場 (Familiengut) に見られた伝統的束縛を放擲し、その農場を使って、荒荒しくも逞しく投機を企て暴利をむさぼつたかぎりにおいて、時代の最先端に立ちさえした」(傍点引用者)、と。深い認識から少しくかけ離れた嫌いが、こうした言い方にはないでもないことは、世襲財産的束縛を解いていない、いわゆる「大世襲財産」großes Fideikommiss の「肯定的な経済的意義」⁽²⁷⁾を強調してやまなかつたウェーバー (Max Weber) のユイツ土地制度把握をめぐる固有の立体的立論を想起しなえすれば、こと足りよう。小論は、この点について屋上屋を架す場ではない。ただ、ヘスが示すグーツヘルの一類型、すなわち、西エルベの「土着的」農場所有者と東エルベの「投機的」グーツヘルとの対

抗論⁽²⁹⁾にしてからが、その実証的当否以前の問題として、ヘスがウェーバーに倣うと書いたながら、その実、彼の模倣のやり方が、思わず論点相違の虚偽と言いたくなるほど論点のずれた引用にすぎなかつたことだけは、これで一言しておかなければなるまい。なぜなら、ヘスが参考するウェーバーの『農業労働制度』論にあって、ウェーバーは、東西両エルベについてではなく、ほかならぬ東部地方の労働制度を対象として、「家父長的な古い労働制度がなお残存している所」と「資本主義的に再編されている地域」との、言わば東エルベ内的な相違を論証しているのだからである。⁽³⁰⁾したがつて、ウェーバーのこの類型論が、ヘスの議論にとって、なんらかの有力な支えになりうる由とてあらうはずもないと言うほかないのである。

次に、第一の地域間比較の問題に関しては、主として、グンスト (Péter Gunst) とベルニッシュ (Hartmut Harnisch) との業績に依拠しながら、これらを再構成するにより、今後「黒海-バルト海地帯」の地域類型論を仕上げる研究に進んで行く上での一つの準備作業を行はんとした（一 「黒海-バルト海地帯」の地域構成）。そして、第三のシュルツェの役割や如何の問題は、共同体の内部構成をどのように把握すればよいかという論点に直結するテーマであろう。そこで、ハルニッシュの東エルベ地域論と併せて、ヴァンダー (Heide Wunder) の新成果にも止田しつつ、該問題の近説整理を試みる（三 ヴァンダーの農村共同体論）。小論における検討は、とりあえずはまだとし、前述した第四と第五のテーマの本格的な展開については、今後の課題に残して後日を期したいと思う。

II 「黒海-バルト海地帯」の地域構成

1 グンストの東欧二大地帯論

ヨーロッパ農民の通史を著したレーゼナー (Werner Rösener) は、「東ヨーロッパに關して、ウォーラースtein

(Immanuel Wallerstein) が東ヨーロッパ各地域間の相違を充分に認識せず、その不均等発展をほとんど考慮しなかつたという批判がなされたのは正しい⁽³¹⁾と述べている。一九八九年刊の『東ヨーロッパにおける後進性の起源』所収論文で、中・東欧の農業制度を分析したグンストの研究は、彼自身の主観的意図は別にして、客観的には、ウォーラースティンのこの不備を、東欧の研究者自ら克服しようとする努力の現れの一つであったと評価されてよいように思われる。

さて、グンストは、西ヨーロッパとのあいだに結んだ通商関係の点から見て、全東欧を、「両ゾーンに分岐した bifurcated」⁽³²⁾「非等質の二地域」⁽³³⁾として理解すべきであるとする。その論旨の大筋は、以下のとおりである。非西洋社会⁽³⁴⁾があまねく達成すべき「モデル」⁽³⁵⁾としての発展の「特殊類型」⁽³⁶⁾を構成したのは、ほかならぬ西ヨーロッパ社会であつたが、その独自性は、要するに、ギリシア・ローマの古代世界とケルト・ゲルマン文化との幸福な混淆にあつた。詳述すると、もっぱら土地の共有性に基づいていたケルト・ゲルマン的制度に対し、私的保有 (private property) に立つ古代ギリシア的原則が勝利を収めた点に、西ヨーロッパ全体の独自性が求められなければならない。封建制下の二圃制に特徴的な共同体的諸側面が残存したことは事実だが、やはり、共同体的原則にかわりうる個体的 (individual) なもののが優越した存在こそが、決定的に重要だったのである。剩余生産の成果が、個体的ないしは私的な家族の手中に帰するとすれば、そこから、意欲旺盛な生産の強化 (intensification) の傾向が、あまねく拡がつて行くことは、見やすい道理であろう。これに対し、東欧はどうであつたか。そこでは、逆に、以下の事態が、おしなべて支配するところとなつた。すなわち、グレコ・ローマン的伝統の欠如と村落共同体制度の優勢、そしてこれに加えて、土地の相対的な豊富さが、それである。こうして、生産の強化は一顧だにされなかつたばかりではなく、一九世紀中葉期のロシアのように、永く二圃制にとどまるか、あるいは、焼き畑のようなもつと原始的な農法を随伴する場合さえ決してまれではなかつたのである。

このような社会経済的停滞状況にあつた東欧世界も、一〇世紀以降、「両ゾーンに分岐した」別個の地域圏へと徐々に分解し始める。そのきっかけを与えた主因は、人口稠密の地、西ヨーロッパからの移民の増大であつた。グンストは、男系の長子相続制 (primogeniture) あるいは末子相続制 (ultimogeniture) を採るゲルマンの「一子相続制」⁽³⁷⁾ の絶大な意義に、注意を喚起している。すなわち、長兄あるいは末弟のもとで奉公人としてどまるか、しからずんば、新天地を求めて移住するかという「一者押一」しか、自余の兄弟 (successor) には残されていない。一片の独立心を持ち合わせているほどの者なら、前者の選択を潔しとしないであろう。それゆえ、このゲルマン的相続制が、「ドイツ農民」⁽³⁸⁾ の植民活動を活発化する要因として作動したことには疑問の余地がない、と。このようにして、ドイツ人の東部植民の動きは、一一世紀の「ニルベ川・ザーレ川・チエコの森ライン」⁽³⁹⁾ を越えて、一二世紀には、シュレージエンからポーランドとハンガリーにまで及ぶ広範な拡張を見せる」とになる。

定住史的観点から見て等閑に付されるべきでない論点の整理を、グンストの論述から知られるがぎりで以下に示せば、およそ次のとおりである。さて、グンストは、ドイツ人定住地 (German settlements) の東限を、「メーメル川 (the Memel) - ブク川 (the Bug) ライン」⁽⁴⁰⁾ に求めている。すなわち、ネマン川 (the Neman) 下流のメーメル川からブレスム (Brest) を経て、ブク川上流へと進み、東ガリチアのレムベルク (Lemberg, 現リボフ Lwow) へと至る線がそれである。このレムベルク近郊には、一七七二年の第一次ポーランド分割の頃、ドイツ法のもとにある七三の都市と九六の村落が存在した。ガリチア全体の定住地数は、全部で六五〇ほどの多数に上っていた。ただ東限線と書いてても、ドイツ人の植民活動が、この「メーメル川 - ブク川ライン」を踏み越えてさらに東に向かうことが皆無だつたわけでは決してない。また、やしあたつての北限の地、メーメル川についても事情はほぼ同様であり、なかには、メーメルを渡河して北上を続けたドイツ人も少なからず居合わせたのである。だが、彼らは、リーガ (Riga)・ダルバト (Dorpat)・ルーヴァル (Reval) 等の都市に集中することとなつた。結局、エストニア等のバルト海沿岸地方の場合、

レムベルク近辺に見られたような村落定住地 (village settlements) のネットワークは、ほとんど形作られなかつたのである。グンストは、ドイツ人の入植地における社会構造変革的な彼らの影響力の大きさを、あの「メーメル川・ブク川ライン」の西側、すなわち、ポーランド・ハンガリー・ボヘミアを中心とした広域圏の、都市よりもむしろ村落に着目することで指摘しうる、と言う。ドイツ法のもとにある村落の住民が、土着の先住民と比較的容易に融和・同化して行つたのに対して、都市では、こうした事態はなかなか生起しにくかつたと曰われるのである。

いわゆる「東欧両ゾーン化」の前提となる土台を据えたものが、ドイツ人のこの植民活動だつたとすれば、西ヨーロッパの商品需要、とりわけ、一五世紀後半に発するオランダ諸都市の穀類需要を中心とした近代世界市場の規定的な力が、それを決定的に推進した要因だつた。研究動向の整理を主眼とする小論にあつては、この大変動の具体的プロセスの詳細に関する経済史的叙述をひとまず慎み、一九世紀に至り、ついに構造的・類型的定置と言いうべき事態を迎えた二大ゾーン成立の概要のみを約言すると、およそ次のようになろう。東ヨーロッパは、かの「メーメル川・ブク川ライン」⁽⁴²⁾を基本線としつつ、それをさらに延長・拡大した一線として示される。「バルト海・リトニア・カルパチア山脈ライン」の東西に、基本的に二分されうる。その西側には、フィンランド・エストニア・ラトビア・リトニア・ポーランド西部・ハンガリー・クロアチア・スロベニアが含まれる。グンストの呼ぶ歴史的な意味での「中欧」⁽⁴³⁾ Middle Europe が、それである。これに対して、かのラインの東方に位置するポーランド東部とロシアそしてワラキア・モルダヴィア・セルビア・ブルガリアは、内陸部東ヨーロッパの全く別個の「非等質」ゾーンを成す。と。なお、グンストによれば、独自の発展を遂げたボヘミアとオーストリアは、東欧のなかの「中欧」に含められてはならない。両者は、西ヨーロッパ的発展とほぼ同質の性格を持つ地域と押さえられなければならないのである。

グンストは、ドイツ植民の社会構造変革力の地域差、ならびに、西ヨーロッパとの経済的紐帶の強弱という二つのメルクマールを基にして、東欧の「非等質の二地帯」類型を構成しうると見なしているように思われる。しかし、グ

ンストの言う「メーメル川・ブク川ライン」ないしは「バルト海・リトニア・カルパチア山脈ライン」は、もとより、カーグが問題にするグーツヘルシャフトの東限線と一致するものではない。グンスト・ラインは、グーツヘルシャフト圏と東部ペリフェリとはまさに位置するのではなく、カーグのいわゆるグーツヘルシャフトの中核地帯との東部・南東部地域との境界線に、およそオーバーラップして走っているからである。小論においては、したがって、東ヨーロッパの後進的共通性を強調しつつ、同時に、その不均等発展をも見まごうことなく視野に収めて、これを大きく「両ゾーンに分岐した」地域類型として理解する点で、東ヨーロッパの、いや、と言うよりもむしろ、もっと端的に、われわれの固有の対象であるかの「黒海・バルト海地帶」内の地域間比較を果たすにあたり、少なからず参考にされてよい一つの準備的な視角を、グンストの「東欧二ゾーン分岐論」が提示しているときしあたつて評価するにとどめて、先に進むことにしよう。

2 ハルニツシュの東エルベ地域論

ハルニツシュを引用しながら、レーベナーは言う。すなわち、「中欧東部 (Ostmitteleuropa)」における農民共同体の自治は、経済的諸変化、とりわけグーツヘルシャフトの拡大によつて、西ヨーロッパにおけるよりももつと強く制限された。東エルベ圏では、そのため、農民と農民共同体は、国家の強い介入をそれほど受けていたわけではなく、グーツヘルシャフトの強化の際、貴族の圧迫を受けていた。東エルベの農場村落は、この意味では、従属的村落そのものの同義語となつたのである。西ヨーロッパとは違い、東エルベ圏の農民は、自分たちの労働時間の大部分を領主の農場で過ごさなければならず、それだけですでに、村落における個人的生活様式の自由余地は、著しく狭められていた。しかし、グーツヘルシャフトの諸条件のもとにあつて、『機能を果たしうる農村ゲマインデ (Landgemeinde)』は、地域間の比較で見れば、たとえ、弱弱しい発展として現れるをえないとしても、維持された』(H・ハルニツシ

ユ) まだつた⁽⁴⁴⁾」、と。ハルニッシュは、ブランデンブルクの農村共同体の内部構造に深く沈潜して、「農村的的地方自治の全くの欠落⁽⁴⁵⁾」あるいは「グーツヘルの単なる臣民団体⁽⁴⁶⁾」という支配的印象のもとに永く置かれてきた通説的な東エルベ理解に疑問を呈しつつ、地域類型論の見地から見ても、すぐれて示唆的な議論を開発する。

さて、カーグが止日したシュルツェとは、『プロイセン一般ラント法典』によれば、グーツヘルシャフトが任命するゲマインデ長であった⁽⁴⁷⁾。中世盛期の東方植民において作り出された東エルベの農業的入植地は、その多くのものが、「村長共同体⁽⁴⁸⁾」Schulzengemeindeとして組織されていた。村長は、地主の支配（ヘルシャフト）と農民的仲間（ゲノッセンシャフト）との媒介環にほかならなかつた。すなわち、彼は、一方において、支配の側の地主的利益を共同体のなかで代理・貫徹したとすれば、他方では、地主の支配や近隣のゲマインデにあらがつて、彼の共同体の利益を「自立的農業生産者の仲間⁽⁴⁹⁾」のために擁護しもする一重の役割を果たしていた。その意味では、彼は、封建社会の現実にあつて日常的衝突を繰り返した支配と仲間との「中和化⁽⁵⁰⁾」を実現しうる重要な立場にあつたと言える。それゆえ、東エルベのグーツヘルシャフトの諸条件のもとでも、いわゆる「反応的（reagierend）共同体集会⁽⁵¹⁾」ないしは、ハルニッシュの言う「提訴する（klagend）共同体集会⁽⁵²⁾」が維持され続けた点に、疑惑の余地は毫もない。一つの例証として、アルニム（Arnim）家のボイツェンブルク（Boitzenburg）所領が存したウッカーマルク（Uckermark）のフレーデンヴァルデ（Fredenwalde）村の集会決定を見ておこう。村民は、自分たちのウンカーであるアルニム（Bernt von Arnim）が、村長地（Schulzenhof）を地主農場に編入し、地主の代官（Vogt）によって村の農民を支配しようとした廉で、一六〇九年、所轄の王室裁判所（Kammergericht）に提訴する。村民は、明らかに、相隣権（Nachbarrecht）を有するシュルツェが村の指導者であり続ける事態を選んだのだった。フレーデンヴァルデのシュルツェが同ゲマインデの村民と共同歩調を取つたであらうことは、想像に難くない。ハルニッシュによれば、そうした訴訟の際にゲマインデとそのシュルツェが一致結束して事に当たつた実例も、決してたまらかではなかつたのである。

このように、一六世紀から一八世紀を通じて、東エルベの相当な広域圏に、権利能力を持つ「農民共同体」が存在したことは、否認されるべくもない厳然たる事実である。むしろ、問題は、地帯・地域間の比較で見た東エルベの特殊性の把握にある。ハルニッショの抛つて立つ觀点は、「ザーレ川 - エルベ川ライン」⁽⁵⁴⁾ die Saale/Elbe-Linie の東西どちら側に位置するのかという基本的見地とともに、東エルベ圏内の地域的相違にも同等の比重を置く、すぐれて立体的かつ構造的な座標軸である。まず第一に指摘されてしかるべき点は、「西ヨーロッパの村落との違い」⁽⁵⁵⁾である。

テューリンゲン (Thüringen) 等の旧定住地 (Altsiedelland) の共同体と、東エルベの「村長共同体」との基本的な相違を、共同体財産 (Gemeindevermögen od. Gemeindegut) の有無に求めて、ハルニッショは、次のように論を進める。すなわち、前者の共同体には、牧草地・乾燥炉・浴場等の各種営業部門によつて成り立つ村の財産が存在した。共同体には、場・ビール醸造所・パン製造所・乾燥炉・浴場等の各種営業部門によつて成り立つ村の財産が存在した。共同体には、これらの財産からの規則的な収入がもたらされ、それはまた、共同体固有の財政 = 会計組織の発達に繋がつた。この共同体財務に責任を負う村民長 (Bauermeister) が、村民による毎年の互選を原則として選ばれたことは、重要な意味を持つた。いつなんども村民長職に就いても、その任に堪えなければならぬ共同体の各成員には、「共同体生活の展開に対する積極的関与の意識」⁽⁵⁶⁾ が芽生え、「連帶責任感」⁽⁵⁷⁾ もまたおのずと成熟して行つたからである。回し飲みを慣例として執り行われた共同体集会における年の会計報告とその監査・承認という多分に祭礼的色彩の濃い年中行事は、村民と「自分の共同体との一体感」⁽⁵⁸⁾ を強める上で大いに与かつて力あるものだったのである。

だが、共同体自身の会計組織を欠く東エルベの「村長共同体」では、自分の共同体の案件になんらかの仕方で直接関与しているという住民意識が発展することは、望むべくもなかつた。仲間の力が弱かつた分、逆にそれだけ、支配の契機がいつそう強く前面に立ち現れるほかなかつたのである。それゆえ、共同体自前の財政組織の欠如こそが、東エルベ地域の農村共同体における住民自治の発展を、西部に比べて立ち遅れの田立つ低い水準に押しとどめ続けた

真因の一つにほかならない。村民は、グーツヘルにとつての「御しやすい臣民」⁽⁵⁹⁾に甘んじ、共同体は、地主支配に服する「従属的村落」と化した。共同体固有の力量と機能は、グーツヘルシャフトの条件下にあって、大幅な制約を受けるべくえたのがかつたのである。⁽⁶⁰⁾

しかし、同時に他方では、以下の諸点が看過されるべきではない。問題の所在は、端的にいって、永代小作権 (Erbzinsrecht) と隸役小作権 (Lassitenrecht) の根本的相違といつて一点にある。⁽⁶¹⁾いま、仮になんいかの法的係争問題が生じて、共同体が資金調達の要に迫られたと想定しよう。この場合、村民からの献金 (Kollekte) を募る方途のほか、もし相当規模の森林を持つなら、自余の財産が皆無であつても、材木販売を行つて資金繰を探る策が共同体には残されるであろう。しかし、こゝへした窮余の一策も、「永代小作権」を保証された村落においてのみ可能だつたのであり、逆に、いわゆる「隸役小作農ゲマインデ」⁽⁶²⁾ Lassitengemeinde の場合、およそ採りうる道ではなかつた、とハルニッシュは語るのである。その二歩を進めて、彼は、定住史と地域史の成果に田配りをきかせながら、次のような論述を開発する。

いつたい、定款策定権はおろか、共同体裁判権さえ許されなかつた東エルベの「村落共同体」には、「現地ゲマインデ権」⁽⁶³⁾ autochthone Gemeinderechte なんら認められてはいなかつた。ブリクレの語る「共同体主義」Komunalismus のやうした諸特性を、「村長共同体」に見るわけには行かないものである。そのがおりにおいて、グーツヘルシャフトの支配体制⁽⁶⁴⁾ にあつた当該の共同体では、ゲマインデ自治 (Gemeindeautonomie) は基本的に育たなかつたと結論づけるとしても、それは、あながち早計とは思ふまい。だが、「村長共同体」は、クラーマー (Karl S. Kramer) がホルシュタイン東部のグーツヘルシャフト地域に即して確認したような、農村共同体の属性を完全に失つてしまつた一村落にすぎぬものだつたのではござれかぬ。それは、また、たとえヘルシャフトの圧倒的優位のもとに置かれたにせよ、「反応的共同体集会」ないしは「提訴する共同体集会」としての体を成しえたそのがおりで

は、いやしくも、ゲマインデの名に値する自治的存在でもあつたのである。

第一に、それは、三圃制の經營に必要な共同作業＝決定事項を主内容とする仲間うちの「用益権 Nutzungsrechte (Realgemeinde)⁽⁶⁵⁾」を保持した農民団体だった点で、「農業經濟的レアールゲマインデ」であり続けた。第二に、単なる純農業的用益団体としての働きだけではなく、警察的権限の行使を通じて、村落の治安維持機能を担つたという意味において、それは、封建的支配体制の不可欠の一支柱たる役割をも果たしていたのである。したがつて、東エルベの「村長共同体」は、封建制下の農村における地方自治の発展段階の、少なくとも「最下端」⁽⁶⁷⁾には位置していたと結論づけられてよい。

エルベ川中・下流域の広大な東部ドイツが、「隸役小作権」にすぎぬ権利形態のもとに農民層を置いて行く地域となつたことは、広く知られた事実である。⁽⁶⁸⁾ そのうち、エルベ川とオーデル川に挟まれたクールマルク・ブランデンブルク (Kurmark Brandenburg)、ヴァルタ (Warthe) 川北部のノイマルク (Neumark)、ポメルン、そして東プロイセンの一部にあつては、当初から、所有権属性を全く欠く、隸役小作的な農民用益権のみが支配したのだが、これに対して、ザーレ川東部のクールザクセン (Kursachsen)、中低部シュレージエン、クールマルクに属する西エルベのアルトマルク (Altmark)においては、所有権属性を内包した農民的土地位保有権としての「永代小作権」が、優勢であった。そして、その境界域では、永代小作農民の居る村落が、一八世紀には相当数見いだされたのである。

ところから、ハルニッシュが下す通説批判の最終的結論は、こうである。「オランダの穀物需要」⁽⁶⁹⁾ に発する一六世紀の穀類販売がもたらした好景気の開始以来、東エルベの地にグーツヘルシャフトが形成された史実の決定的原因の一つは、所有権属性を欠く農民保有権の支配的な存在という点にこそ求められてしかるべきであつて、その逆ではないさかもない。つまり、グーツヘルシャフトが、優良な農民的永代小作権をば、劣悪な隸役小作権に機能替えし貶めたわけでは決してないのである。グーツヘルシャフトとラッシーテン農民とのゲネーティッシュな因果連関を一言にし

て言えば、前者が後者を生み出したのでは毫もなく、逆に、ラッシーテン農民層の前身、換言すれば、所有権としての実質を備えぬ脆弱な保有権しか許されなかつた農民階層が、グーツヘルシャフトの生成をもたらす規定の一要因としての歴史的役割を担つたのである。⁽⁷⁰⁾ このような斬新な理解は、グーツヘルシャフト形成史を、プロイセン史、ひいては、東エルべの「黒海・バルト海地帯」史のなかに位置づけ直す今後の歴史研究を導く一つのライトファーデンたりうるのではないかと思われる。なぜなら、ハルニツシュのこの結論部分は、「特殊東エルベ的発展」⁽⁷¹⁾類型の本質的一契機を作つた「大土地所有」あるいは「大土地所有制」の歴史的功罪のうちの、必ずしも罪過とは言い切れぬ別個の側面に光を当てる農業＝土地制度史研究の作業にとつて有益かつ有効であろうからである。

本書の前篇 ドイツ大土地所有の歴史的役割 の主要課題の一つは、この重大論点をめぐる試論的検討のさしあたつての成果を整理して提示することであるが、ここでは、なお、地域類型論との関連において、ハルニツシュから学びうると思われる以下の仮説を示しておきたい。すなわち、東エルベ圏の地域的相違を析出する上で、農村共同体の内部構造に着目することは、ホイリスティックシユな重要性を主張しうる。第一類型は、シュレージエン型である。これを、永代小作権を基底とする「村長共同体」類型と呼ぶ。第二類型は、ポメルン型である。隸役小作権基調の「ラッシーテン共同体」地域を構成するのが、この類型である。ゲマインデ自治は、前者にあつては萌芽的に生成してその後の展開を見せるが、後者の類型には、ほとんど芽生えない。「村長共同体」は、少なくとも、ゲマインデなき村落ではないが、「ラッシーテン共同体」は、逆に、ゲマインデと言つてもそれは名ばかりで、農村共同体としての属性を基本的に喪失した状態にある村落にすぎない。ポメルン・メクレンブルク・ウツカーマルク (Uckermark) 等の地は、こうした地域類型が支配する場である。そこで住民の大多数は、ホイスラー (Häusler)・アインリーガー (Einlieger)・ゲジンデ (Gesinde) によって占められた。⁽⁷²⁾

カーネが止目したシュルツェとは、村落共同体の内的相違に即した地域類型のテーマを内包する、このような問題

的拡がりに富む重要契機にほかならなかつた。「黒海 - バルト海地帯」全域の共通性・一般性を押さえつつ、その地帶内的特殊性をも忘れずに認識し、併せて、東エルべの地域類型論を構築して行く基礎研究を進める上で、グンストとハルニツシュの研究は、とともに、大いに参考になる深い意味と示唆を豊かに含むと評価されてよいであろう。次に、ヴンダー (Heide Wunder) の近作の概要を見てみよう。

III ヴンダーの農村共同体論

ペータース編一九九五年刊の『社会モデルとしてのグーツヘルシャフト』に収められたヴンダーによる「農村社会の比較史的分析のための一提言」は、農村共同体の内部構成の問題に積極的に触れる、きわめて意欲的な議論を開いている。この論考においてヴンダーが取り組んだ課題は、自明の理とそれてきた学問的決まり文句の批判的省察と、比較研究に寄与しようとする独自の提言との二点に及んだ。前者のテーマについて略述すると、ヴンダーはまず最初に、クナップ (Georg Friedrich Knapp) 以降のあの二元主義的地帯論の概要を、次のように整理して把握する。古ドイツ的グルントヘルシャフト対東エルべのグーツヘルシャフトという周知の二元性は、ただ単に、農業構造の問題にとって重要であつただけではなく、異なつた支配体制下に置かれた人々の「精神構造」⁽⁷³⁾と「政治的行為能力」⁽⁷⁴⁾に関するはるかに広い範囲に及ぶ諸帰結をも伴わざるをえなかつた。一言にして、「古ドイツ=自由・自己責任尊重の気風 versus 東エルべ=不自由・無権利の臣民貢質 (Untertanengeist)」⁽⁷⁵⁾という心理的・精神的側面の二分法的な対抗論、そして、農業=土地制度の二元構造 (agrarischer Dualismus) 的相違へのその基底還元論的理由づけが、それである。そもそも、このような図式の始祖たるクナップの見地は、言うなれば南ドイツ的兼一九世紀的なものであつた。すなわち、彼は、南ドイツ的・自由主義的パースペクティブを堅持しつつ、あの「古ドイツ - 東エルべ対立」⁽⁷⁶⁾の視角を定

式化したばかりではなく、同時に、地主への農村労働者の従属関係をめぐる一九世紀についての彼の知見を基礎にして、一八世紀以前のグーツヘル・農民関係を、一個の労働関係に摸して遡及的に解釈しようとしたのである。

このようなクナッ普的常識を、ヴァンダーは、一八世紀末に活躍したジャーナリストであるモーザー (Johann Jacob Moser) の言説を積極的に援用することにより批判しながら、論を進める。神聖ローマ帝国の臣民が置かれていた状況の地域的相違に関するモーザーの詳論を見ると、それは、帝国中央部の自由農民の自由と東部辺境地方における農民の不自由との対照だけに限定されていたわけでは必ずしもない。彼には、南部・西部と北部・東部の違いを強調する別個の視角が併存しており、「南北相違」⁽⁷⁷⁾をもゆめおろそかにしない「東西軸」⁽⁷⁸⁾と「南北軸」⁽⁷⁹⁾の「両軸」に対する等しなみのバランス感覚こそが、モーザーその人のものだつた。最初に確認されなければ、この点であるが、モーザーによる「東西軸」の認識の有り様についていま少し付言するならば、こうである。彼は、フランケン (Franken)・シュヴァーベン (Schwaben)・ライン川沿岸・ザクセン等の自由農民と鋭く対比する仕方で、スラブ的伝統の根強いオーストリア・メーゲン・ベーメン・ラウジツ・ポメルンを中心とする諸地域の農民が陥れられた家畜同然の一種の奴隸状態を、慨嘆した。ここには明らかに、農業構造の二元性を無視しない伝統的見地が認められる。しかし、今日では、中世以降のドイツ人植民によつて席捲されたスラブ・バルト地域の史的展開を、「ドイツ人とスラブ人の対立」⁽⁸¹⁾の構図のみに帰して語ることは、もはや適切ではない。そうではなくて、「住民の多民族的 (multiethnisch) 構成」⁽⁸²⁾にこそ眼が向けられなければならないのであり、重要なのは、むしろ、そうした見地が別個の分析視角として市民権を得た点である。

次に、ヴァンダーは、クナッ普的「農業二元論」の連続⁽⁸³⁾を問題にする。論点は、当然、プロイセン・ドイツの性格づけと密接に関わりながら、「近代化のプロイセン型の道」論⁽⁸⁴⁾、あるいは、「ドイツ的特殊経路」説の射程距離と当否との再検討にまで及ばざるをえない。官僚制・独裁制・軍国主義については言うまでもなく、近代「プロイセン

臣民の未成年性」⁽⁸⁶⁾ の問題もまた、東エルベにおける中世以降の農奴制にそのゲネーティッシュな原型と起源を求めて、論究されてすでに久しい。つまりは、カーグの言う「プロイセン・ドイツ的臣民気質の肥沃な温床」⁽⁸⁷⁾ としての東エルベという着眼が、それであつた。こうした見地からイメージされる「東エルベ対西エルベ・モデル」の表象は、近年では、ムーア (Barrington Moore Jr.) やブレンナー (Robert Brenner) の基礎視角にも、色鮮やかに受け継がれてきた。⁽⁸⁸⁾ 「再封建化」に対する農民の抵抗の強さを判定基準しながら、東エルベにおけるそうした抵抗の欠如を自説の土台に据えるブレンナーとムーアに対して、ヴァンダーが重視するモーザーは、むしろ、対極的な位置にあつた。すなわち、彼は、東エルベの被抑圧農民を、ムーアとは正反対に、すぐれて叛逆的な (rebellisch) 存在として把握しようとしたのである。最近の研究動向を見ると、その流れは、ムーアの逆のこのモーザー的視座に傾きつつある、と言つて大過ないであろう。

ヴァンダーは、さらに、一九世紀末に仕上げられた「農業二元論」のステレオタイプが、第二次大戦後の東西対立の政治状況によつて極端に固定化された現実を直視しつつ、グーツヘルシャフト史の精査がさほど進捗しなかつた戦後の研究史を批判的に回顧して、ドイツに関する地方史研究の徹底的深化とその諸成果の体系的比較との必要性を力説した上で、比較農村社会史研究のための独自の提言へと論を進めている。多岐にわたる論点をちりばめた当該の問題提起は、真剣な吟味を迫る好論と言えよう。小論にあつては、主として、農村共同体把握のための基本的な観点に、考察の対象を絞り込むこととする。

第一は、支配 (ヘルシャフト) 概念の狭隘性の問題である。往往にして見受けられがちなのは、支配を、主人 (Herr) と下僕 (Knecht) との上下関係における対極的位置とその断絶的落差と押さえられる狭い理解であろう。だが、それは、そもそも、両者の社会的連帶をも内包する概念なのである。したがつて、支配概念の拡大解釈がたちに必要となろう。その点では、地主・農民関係も決して例外ではなく、それは、交流と相互作用を伴う不斷の日常的過程

のなかにのみ存立しえた。このことの豊かな含蓄を理解するには、ギールケ (Otto von Gierke) による古典的なゲノツセンシャフト論を想起するに如くはない。すなわち、ギールケは、これを、都市ゲマインデまたは農民ゲマインデにおける同等者 (Gleichen) 間だけに存在した関係と見る見地を取らない。そうではなくて、「主人と下僕」といえども、身分差の不平等はそのままに、個人的に、また、社会的 (transpersonal) 関係においても、充分に仲間うち (Genossen) たりえた。⁽⁹⁰⁾ いや、それどころではなく、むしろ、ハレした仲間関係」そが、実は、「主人と下僕」の間柄それ自体の存立と継続にとっての前提条件を作っていたのである。もし、そうだとすれば、このギールケ的視点は、「支配と連帶の両極的対立関係」Polarität von Herrschaft und Genossenschaft という、一面的嫌いの拭えぬ從来の一般的理解に対し、なんらかの重大な修正を迫るものもある、と悟わなければなるまい。要するに、「支配・連帶の対概念」⁽⁹²⁾ のステロ版的な固定的図式化は、好ましくない。逆に、「社会的実践としての支配」⁽⁹³⁾ とはなんであつたのかを常に念頭に思い浮かべながら、「ブル (シャフト) とクネヒト (シャフト) の弁証法」をいつそう内容豊かに精緻化して行く作業⁽⁹⁴⁾こそが、いま求められている肝要な追究なのである。この点と関わって、このでは、比較農村社会史研究にとって座視すべからざる意味を孕むであろう、「多様な諸特徴を伴う地主・農民関係のアンサンブル」⁽⁹⁵⁾ という興味深い視点を、ヴァンダーガーが提示したことの重みを噛みしめながら、行論を続けたいと思う。

第一に、農民層が農村住民の最重要の階層であり続けたかぎりで、地主・農民関係は、たしかに、グーツヘルシャフトとグルントヘルシャフトとの比較の中心的局面を成したと言つてよい。この点の正当性は、もとより、一六世紀史までについては異論なく認められうる。だが、一八世紀ともなれば、事態は一変するのである。すなわち、農民層は、その絶対数をほぼ維持するにしても、農村下層民 (Landarmen und Landlosen) と比較するならば、相対的には、明らかに減少傾向を迎る。中央ヨーロッパ (Mitteleuropa) にあまねく見られた⁽⁹⁶⁾の「農村人口の社会経済的分化」は、一八世紀の三分の二期以降の激しい人口増によつて充分説明のつく事態ではあるが、ともあれ、農村下層民の從

属関係の比較という課題は、各農村社会の個性的特徴を描き出す際に、決して軽んじられるべきではない。下層民とは、社会変化の本質的で動的な位相を体现する階層にほかならなかつたからである。

最後に、人間の共同体的結びつきのプライベートな、ありふれた (natürlich) 地方的諸形態は、従来の歴史学について、久しく知的関心の境外に置かれてきた。しかし、農村支配あるいは農村社会の比較分析は、そうした分野での「社会的相互作用」⁽⁹⁷⁾ に即して拡充される手続きを経て、行く行くは、「社会的機能様式」⁽⁹⁸⁾ 論にまで昇華されなければならぬ。ここで、ヴァンダーは、私的諸個人の社会的な繋がりを含意する「ゲゼルンク」⁽⁹⁹⁾ Gesellung という独自の探索概念を提示する。そもそも、私人と公職との区別は封建社会には無く、公私の違いそれ自体が、近代初期によくやく芽生え始めたものなのであるから、近代以降の歴史学が永く私的な要因と見なしてきた諸々の事柄に新たな光を当てて、近代以前の社会を分析する必要性は、じく当然のことと言うべきであろう。垂直的または水平的な結合関係を、雑多な諸組織への所属によつて織り成していたのは、身分・階層だけにとどまるのでは決してなく、私的諸個人 (Einzelnen) もまた、そうなのであつた。婚姻・所帯・親戚・代父母・結婚圏・隣人関係・訴訟依頼人関係・世代別グループ・男女別集団・同好会 (Gilden) 等の「ゲゼルンク」=「私的社会圈」の諸形態が、制度的な性格を帯びつつ、様様な地域社会のなかで、当地の老若男女を結びつけ、また逆に、その仲を裂く友好と敵対の諸関係を形成した。たとえば、村民にとっての最優先関心事たる重要性を持つた婚姻と所帯について言うと、こうである。すなわち、青年会 (Knabenschaft) と婦人裁判 (Weibergericht) とは、それぞれ、結婚相手の紹介等の世話や、また、既婚者どうしのつきあい・もめうとに関わる諸々の出来事をめぐつて、人間関係を規制する重要な役割を果たしていた。ときに制裁権の行使をも辞さなかつた婦人裁判等の埋もれた歴史を繙くと、結婚と所帯も、ヘルシャフトならびに教会の監督を受けただけではなく、ゲマインデ内の制度化された諸集団による管理・統制下にも置かれていた事実が判明する。それゆえ、「私的社会圈」を管轄するこうした地域的グループの諸形態が、「ゲマインデにおける男女のまつとう

な秩序」⁽¹³⁾を維持する上で果たした少ながらぬ社会的意義が、見失われてはならぬ。村人たちが、「廻盛り」Gemeindebierや洗礼の祝宴、そして、葬儀後の会食において共同体的な社交性を育むものと、青年会・紡糸部屋・勤労グループ・既婚婦人会等に参加するなど、拘束力ある共同体的社會圈を組む、あた、これが服したのであつた。私的かつ個人的な「田分と仲間」Sich-Gesellenが、社会圈に織り成す「租田の交際」Miteinander-Auskommenの繩組に止留して邊られた、「ゲゼルンク」=「私的社會圈」というヴァンダーネ自由の概念は、「共同体の内部構造」⁽¹⁴⁾を分析・比較するためのハイリスクな意義を、東エルベを対象とする際にも垣こつゝ一つの有効な方法装置たりべね、と幅広く用ひらるに思われる。⁽¹⁵⁾

- (一) Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950*, Göttingen 1990.
- (二) Peter Blickle (Hrsg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991.
- (三) Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrisen-junkerliche Interessenpolitik-Modernisierungsstrategien*, Berlin 1994.
- (四) Jan Peters (Hrsg.), *Guts herrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften*, München 1995.
- (五) Cf. Günther Schmitt, Agricultural Sector in Eastern Germany, in: A. Ghanié Ghaussy and Wolf Schäfer (eds.), *The Economics of German Unification*, London/New York 1993, pp. 190f.
- (六) Hartmut Harnisch und Gerhard Heitz (Hrsg.), *Deutsche Agrargeschichte des Spätmittelalters*, Berlin 1986, S. 30; Werner Rösener, *Die Bauern in der europäischen Geschichte*, München 1993, S. 137-162, 櫻田耕一監訳『農民の歴史』(ペイ)母國社、1991年、櫻田耕一監訳『農業の歴史』(ペイ)母國社、1991年。
- (七) Heide Wunder, Das Selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesell-

schaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom "Modell ostelbische Gutsherrschaft", in: J. Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft*, S. 24. たゞ、本編では、地主の役割の変遷とその影響の問題が中心となる。

(8) Klaus Heß, Zur wirtschaftlichen Lage der Großagrarier im ostelbischen Preußen 1867-71 bis 1914, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 167.

(9) 小體の體題は、ヨーロッパにおける東エルベ農村社会史の研究動向を、近年のその盛況のうちに見出し、本書全体の問題意識のあらましを暫定的な総括的に示すに必要なが、整理・再構成するよりは、一括りに限定せねばならぬ。したがって、我が国の関連諸研究との突き合わせを取り締り、耕作の作業は、もとより、ノルマ、ノルド検証する固有のテーマをさしづかへだらか、おもかじめ断つておめた。

(10) Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin/New York, 1991.

(11) Ebenda, S. 395, 400 u. 437.

(12) Ebenda, S. 372, 430, 433f., 444f. u. 474. 田舎の田舎は、ヨーロッパの研究である。

Cf. Henri H. Stahl, *Traditional Romanian village communities. The transition from the communal to the capitalist mode of production in the Danube region*, Cambridge 1980, pp. 6f. たゞ、「封建 - バス - 貴族」は、英文では、'the Ponto-Baltic zone' である。ヨーロッパの地主の英語表記は、Daniel Chirov & Holley Coulter Chirov.

(13) (14) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 447.

(15) Ebenda, S. 432.

(16) Ebenda, S. 433.

(17) 1回しておめた。カーグは、「牧場の経済的中核」を成す契機による名称を重んじて、東エルベの地代領主 (Zins-herr) も、東エルベのゲーツブルクに安置する新しく分地を打ち出す。されば、彼が提示する概念は、東のゲーツブルクンシャーテルのジンハースブルクヤヘル (Zinsherrschaft) から独特のものである。だが、その含意は、ゲーツブルクヤヘルに対するゲルツヤヘルの伝統的ないし元祖的なものである。Vgl. ebenda, S. VI u. 434.

- (28) W. Rösener, *Bauern*, S. 161, 『前掲邦語訳』、17回^{ペーペー}。なお、カーカニヨーナ、即ち地域の中心地、隸屬農民の田
田農民との類似性もあつた。Vgl. H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 434.
- (19) (20) Ebenda, S. 445.
- (21) Ebenda, S. 434.
- (22) 「个体化と経営水準」、「个体性」を強調するカーカの立場は、わたしが「論著『マイ世襲財産と帝国主義——ア
ロイヤル農業・土地問題の歴史的考察』勧草書房、一九九〇年、」における堅持しようとした方法的「視角の基本（「発展の
観察」・「アロイヤル農業の全体としての性格規定」）」のある種の共通性などこそが類似性を窺わせる所である。
- (23) Vgl. H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 444. わたしが「アロイヤルの銀」問題について述べたが、貴族の農地の放棄や所有へ
へのヘアリーバンクの役割は、ハルダーレンがつむに類似している。Cf. Robert M. Berdahl, The Stände and the Origins
of Conservatism in Prussia, in: *Eighteenth-Century Studies*, Vol. 6, No. 3, 1973, p. 320.
- (24) ノイホーフトゼ、後編の論議、銀 | 銀 | くべのヘアリーバンク問題、ノイホーフトゼ。
- (25) K. Heß, Zur wirtschaftlichen Lage, S. 172.
- (26) Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen [1904], in:
ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 354ff.; *Max Weber Gesamtausgabe* (マイ
・MWG ル監訳), Abt. I, Schriften und Reden, Bd. 8, *Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik: Schriften und Reden 1900
-1912*, hrsg. von Wolfgang Schluchter in Zusammenarbeit mit Peter Kurth und Birgitt Morgenbrod, Tübingen 1998,
S. 136ff. ノイホーフトゼのFideikommißfrage, S. 354ff.; MWG, S. 136ff. ル監訳。
- (27) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 378 Anm. 1); MWG, S. 169 Anm. 59.
- (28) 加藤辰彦『マイ世襲財産』序川辻 マシハベ・カハーベーの「マイ世襲財産」 Fusao Kato, Die wirt-
schaftliche und soziale Bedeutung der Fideikommißfrage in Preußen 1871-1918, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*,
S. 73-82; ders., Einleitung, ebenda, S. 18, ル監訳。
- (29) Vgl. K. Heß, Zur wirtschaftlichen Lage, S. 169.
- (30) Vgl. M. Weber, Die ländliche Arbeitsverfassung [1893], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschafts-*

geschichte, Tübingen 1924, S. 449-451, 三日保野『農業労働制度』未来社、一九五九年、1111-1144^{アーノ}、總監。

(31) W. Rössner, *Bauern*, S. 146, 前掲註脚³¹ | 日大^{アーノ}。

(32) Péter Gunst, Agrarian Systems of Central and Eastern Europe, in: Daniel Chirot (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe. Economics and Politics from the Middle Ages until the Early Twentieth Century*, Berkeley/Los Angeles/London 1989, pp. 53-91.

(33) *Ibid.*, p. 72.

(34) *Ibid.*, p. 81.

(35) (36) *Ibid.*, p. 53.

(37) *Ibid.*, p. 56.

(38) (39) *Ibid.*, p. 63. ドイツ人は、この線を越えて東方に回かたたむではな。北海沿岸干拓地を領むオランダにおかるドイツ人の定住がふつねに成功裡に行われた事実を看過してはならぬ。

(40) Cf. *Ibid.*, p. 64.

(41) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 379.

(42) (43) P. Gunst, Agrarian Systems, p. 82. ドイツ、ハンガリ一人・グノベトの立場との主觀的意図は、明いかである。やだねむ、ハハヤヨーは、東ヨーロッパのなかで最も遅れた内陸部とは「非等質の」「中歐」に属するのである。

(44) W. Rösner, *Bauern*, S. 216. 前掲註脚³¹ | 111111^{アーノ}、參照。ただし、訳文は全面的に改良した。なお、藤田氏の前掲註脚³¹、翻訳註脚³²の誤植があ。ルーマニアが正田やくべーハハの繪著³³ヒトセ、Hartmut Harnisch, Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in: P. Blickle (Hrsg.), *Landgemeinde*, S. 310, 総監。

(45) Ebenda, S. 309.

(46) Ebenda, S. 310.

(47) Vgl. ebenda, S. 312; *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main/Berlin 1970, S. 434f.

(48) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 312ff.

- (49) (50) *Ebenda*, S. 317.
- (51) Karl S. Kramer und Ulrich Wilkens, *Volksleben in einem Holsteinischen Gutsbezirk. Eine Untersuchung aufgrund archivalischer Quellen*, Neumünster 1979, S. 133.
- (52) (53) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 318.
- (54) *Ebenda*, S. 309.
- (55) W. Rösener, *Bauern*, S. 216, 満喫昇温圖 111111%—”。
- (56) (57) (58) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 321.
- (59) *Ebenda*, S. 323.
- (60) Vgl. H. Harnisch u. G. Heitz (Hrsg.), *Agrargeschichte*, S. 29.
- (61) Vgl. H. Harnisch, Landgemeinde, S. 320, 324 u. 330f.
- (62) *Ebenda*, S. 320.
- (63) (64) *Ebenda*, S. 325. 「本邦本邦權」 トウジテツダガ P. Blöckle, Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht, in: ders. (Hrsg.), *Landgemeinde*, S. 5-38, を参照。トコトナガ、ノの「本邦本邦權」 權能を領田トヘレタニセ、トウジテツガ必職アリルタニ。アラムル、其回体が既却トマヘハト權 (autochthonous Rechte) も持ム、ノボム、此款に則ヘバ、行政面での裁判に特化トム、確實に行使スルル、ノボガ第1。トコト、ゲマインド權が治安維持を確保スルル、ノボガ第1。即總の轄領は、ムクナカ西船諸地域に拡大スル「シマラの田政」 トナガ、トコトナガの満喫昇温圖 トマ田政體を興建スルトキのヤー・ヒーリングス。Vgl. ders., Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 242, H. 3, 1986, S. 532ff.; ders., *Deutsche Untertanen. Ein Widerspruch*, München 1981, S. 113ff. 聰智良久温『シマラの田政—田政・其回体・國據 11100~1100年』 ノベハシト輔監、一九九〇年、1111%—”。
- (65) H. Wunder, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986, S. 138.
- (66) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 331.
- (67) *Ebenda*, S. 332. ノボタナガ、東エルベも立派な地主の権力ハシツヘコトガ、治安維持&權利保障 (Rechts-

sicherung) 等の重要な社会的秩序機能を自治的ゲマインデが掌握するに至り、強固な農民的永代小作権の形成を見た。この不向の内約関連を把握しながら、ヨルクは、治安維持と権利保障との貴族的權限の解体に大歓へゆかれて力があった農民的相続権 (Erbrecht) の重要な役割に出立つてゐる。Vgl. ebenda, S. 330f.; P. Blickle, Kommunalismus, S. 533-535.

- (68) Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd. 2, Die Neuzeit [1929], 2. Auflage, München 1958, S. 93, 松田知雄訳修、譜田實・松庭辰成・柳澤治・渡辺尚・小笠原茂訳『ヨーロッパ近世経済史』一、東洋経済新報社、一九八一年、1110-1111ページを参考して参照のじ。

- (69) P. Gunst, Agrarian Systems, p. 67.

- (70) Vgl. H. Harnisch, Landgemeinde, S. 331.

- (71) H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 4.

(72) 一つの作業仮説にすれども、一八世紀以前の封建期農村共同体のじの二類型を、遠く、一九世紀末における農村自治体の地域的差異にまで連繋するもの、と捉へるにはできないであらうか。一八九一年の『プロイセン・ラントゲマイnder条規』が、地方ゲマイnderの近代的な自治の基礎を据えた事実は、当然認められてしがるべである。しかし、東プロイセンとブランデンブルクを比較すると、次のような対照的相違が際立つてゐた。すなわち、前者での農民と農村労働者は、ゲマイnder長が彼らの利益を代表してくれぬとに満足しただけではなく、一旦緩急ある場合には、保護・援助の手を差し伸ぐる郡長 (Landrat) の公正に全幅の信頼を寄せた。むねばあなた任せのゲマイnder民にとって、責任感に富む自治意識の覚醒・陶冶は、およそ望むべくもなかつた。他方、ゲーツベツィルクの住民もまた、コンカーンのそこの共同生活に、ある種の快適な感覚を感じていたと見てよしもある。

これに対しても、ブランデンブルクにおいては、小学校制度・村有地の開拓・市街電車の経営等の点での巨大な成果を誇るゲマイnderも、決して少ない数ではなかつた。「ゲマイnderの魅力」として描かれてゐた実例は、「都市近郊ゲマイnder」Vorortgemeinde とりわけ顯著に見いただされる。それゆえ、ポメルノーク型とハルヌーシエン型との一八世紀以前の対抗は、一九世紀末の東プロイセン型対ブランデンブルク型の類型的相違は、深部において到底する内容を含む、と考えてゐるはあらまことか。Vgl. Klaus von der Groeben, Provinz Ostpreußen, in: Gerd Heinrich, Friedrich-Wilhelm

- Hennig und Kurt G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation - Aufgaben - Leistungen der Verwaltung*, Stuttgart/Berlin/Köln 1993, S. 183-186; Felix Escher, Brandenburg und Berlin 1871-1914/18, in: ebenda, S. 753f. 村輔の懲罰やさゝ江のトトハトハトスケ制の歴史とその変遷を述べる。
- （73）（74）（75） Vgl. H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 24.
- （77）（78）（79） Ebenda, S. 27.
- （81）（82） Ebenda, S. 26.
- （83）（84）（85） Ebenda, S. 30.
- （87） H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 2.
- （88） H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 30.
- （89） Ebenda, S. 31.
- （90）（91） Vgl. ebenda, S. 40f.
- （92） Ebenda, S. 38.
- （93） Ebenda, S. 37 u. 40.
- （94） Vgl. ebenda, S. 38. ドムーハーの社説『維持の社会』のなかの「田舎を離れて町に出て、」の作業は、一回ドムーハーの田舎を離れて町に出て、「ムントラント配權」(Muntwaltschaft) の実態を現す懲罰を含むものである。むだん、「ムントラント」は、「支配権」である「田舎の懲罰」が備わっていたため、「ムントラント配權」はむだんだかにならぬ。M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie* [1922], 5. Aufl., Tübingen 1985, S. 807; MWG, *Wirtschaft und Gesellschaft. Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte*. Nachlaß. Teilbd. 5, *Die Stadt*, hrsg. von Wilfried Nippel, Tübingen 1999, S. 279, 田舎民の「田舎の懲罰」 館文社、一九六四年、111111' 111110°――の「田舎民の懲罰」
- （95） H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 35. 田舎民の懲罰の議論があつて、それが「田舎の懲罰」である。

は「地代」とは、農民が地主に与へる報酬 (Leistung) であり、されば、中世後期と近代前期の社会の基礎にはかならぬこと既に伊ナマーハ・カナルネグ (Karl Theodor von Inama-Sternegg) の理解が、よりで、ただかに想起されるであらう。わたくしは、ケンダーの「地主・農民関係のアンサンブル」よりの伊ナマーハ・カナルネグの見地とのある種の親近性には、重要な問題の意味が潜むる感じるゆきおる。されば、一軒として、我が國の「戦後歴史学」を命の「ルソー＝ジャコバン史学」をよりに批判的に継承し、かつ乗り越えるかといふ一点に深く関わると思われる。わたくし自身の主観的意図を除く、本書の分析は、全体として、この重大論点の本格的展開に進む上で、中間報告的な「農業地主として、一度は果たしておかなけれども、おたつての耕作地主論はやめた。Vgl. K. T. v. Inama-Sternegg, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum Schluß der Karolingerperiode*, Leipzig 1879, S. 347 u. 349-352; Wilhelm Abel, *Die drei Epochen der deutschen Agrargeschichte*, Schriftenreihe für ländliche Sozialfragen, Heft 37, Hannover 1962, S. 29, 111 橋田謙・中村謙編『シテム農業発達の三段階』未来社、一九七六年、H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 320f.

(6) H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 42f. 農村住民の分化過程について、三段階説によれば、絶対的分化と相對的分化とに、相対的分化の度合によって三段階が存在する。されば、第1。Vgl. H. Harnisch, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, S. 236ff. 次に、「ターシュベルトの社会経済的分化」をも視野に取ぬばない方法的必要性。されば、第1。後述(本書、前篇、第11章) 参照。さて、第1は、ターシュベルト支配の強化による力がある「農民社会の分化」なことは被擁取者兼擁取者たる農民の画面性の役割。あなねむ、「ターシュベルトの権力」よりゆむしの「地主の権力」を身近に感じらる。イハコーカー (Einlieger)・ターゲルナー (Tagelöhrer) 等のトランジットの擁取者 = 農民の残酷性が、被抑圧民に施すターシュベルトの懲罰を喚起するべく、農村ペターナコベルト支配の構造的連鎖の重要性。Vgl. Robert M. Berdahl, Preußischer Adel: Paternalismus als Herrschaftssystem, in: Hans-Jürgen Puhle und Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick (Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft)*, Sonderheft 6), Göttingen 1980, S. 135f.

- (97) (88) H. Wunder, Das Selbstverständliche denken, S. 38.
- (99) Ebenda, S. 44ff.
- (100) Ebenda, S. 47.
- (101) Ebenda, S. 47; H. Wunder, *Gemeinde*, S. 132.
- (102) Dies., Das Selbstverständliche denken, S. 46 u. 49.
- (103) Ebenda, S. 49.
- (104) Ebenda, S. 47f.
- (105) 小論は、当初、研究史批判をも回避しむるやうかな意図をもつて構想された。たゞ、それが、何でもある。(i) グーラムルシャフ・ト・トロを「前近代性」一般に還元して展開する見地は、一面向的である。(ii) ゲーメイント・トロは、「田治の欠如」全般は、一面論と見なされるべきだ。(iii) 十九世纪から二十世纪に亘る時代のヘルジコ・タシードの行動様式を、「封建化」一般から想起して説明するトロ法も、一面觀との繋りを免れない。そして、(iv) ユンカーロを、「構造的危機」全般に還元して説く視座も回避である。いわゆる概説遷元論の学説は、すべし、瑞瑞しう生きた表象とは無縁である。しかし、取り扱われたテーマが、ハリドサ、(iii) 及び(iv) には全然及んでいないといふ、また、研究史との切り結びが切れ味鋭いものとはいいながら、論じられてゐるところは、二重の意味で、小論は、研究動向の一断面を、筆者なりの観点からしあたって把握しようとした詮みた暫定的小括の覚書にちなんだ。なぜ、テーマ(iii)・(iv)の研究史批判についてとは、前著『ハーベン世襲財産』の企劃を廻して行なれた検討成果を参照の上。また、テーマ(iii)に関するDolores L. Augustine, Arriving in the upper class: the wealthy business elite of Wilhelmine Germany, in: David Blackbourn and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie. Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, London/New York 1991, p. 46f. を参照よ。

前篇

ドイツ大土地所有の歴史的役割

—研究史・実証・問題提起—

問 題

「土地所有と近代社会の相關」という古典的ながら、いまなお、その重要性をいさきかも減じてはいない社会経済史研究上の基本的な大テーマを、近代ドイツ史に即して検討しようとすれば、ドイツ大土地所有の実体を成すウンカー的土地所有、ならびに、世襲財産（ファイデイコミス）所領の実証的討究は、おのずから不可欠である。研究史批判と実証分析を経て逐次系統的に検討した結果可能となる本書前篇の問題提起の大要を、あらかじめ一言にして示すと、戦後歴史学のア・ブリオリな想定とは逆に、ドイツ近代化促進の固有の効用とドイツ資本主義の近代的展開の安定的一基盤とを、世襲財産を含むドイツ大土地所有の歴史的役割として見抜くこと、これである。

第一章 研究史整理

一 ヘスのファイデイコミス論

ヘス (Klaus Heß) の手に成った一九九〇年刊の『第¹帝政におけるウンカーハルジヨア的大土地所有者⁽¹⁾』は、その副題「一八六七／七一—一九一四年のプロイセンにおける農業大経営、大土地所有、そして家族世襲財産」から知られるとおり、ファイデイコミス問題を、検討テーマの一つに据えている。同書の「D・家族世襲財産——農林業大土地所有の特殊形態⁽²⁾」が、それである。ここでは、対象をこの世襲財産問題に絞つた上で、しかも、当該書物のメリット、ならびに、わたくし自身のファイデイコミス論とのおのづからなる相違を、二つながらに浮かび上がらせるに最小限必要な範囲内に議論を限定して、分析のメスを入れておきたい。

最初にヘスは、次の点を強調する。彼の書物では、「世襲財産制⁽³⁾」 die Institution der Familienfideikomisse oder das Fideikommiswesen の追究に、長大なページ数が割かれているが、それは、次の理由による。すなわち、ハハ⁽⁴⁾した「世襲財産制の包括的で綿密な論述が必要とされるのは、要するに、この種の研究が今日に至るまで皆無だつたからである」。第一帝政期のプロイセンにおいては、大土地所有の相当な部分が、世襲財産の法形態を取る固定的な

状態下にあつた。フイデイコミスとは、その政治的意義や社会政策・経済政策上の評価の点で、これを容認するか否かをめぐり、「保守主義対自由主義の世界観の対立」⁽⁵⁾が見られる問題なのであるから、その研究が重要視されなければならないのは、けだし理の当然とばかりであろう。「世界観の対立」まで含む問題の複雑さを湛えたこのフイデイコミスを対象として、ノットによくやく始められた本格的研究の主要な成果は、さしあたり、以下のとおりである。

1 評価

(i) 「近代的」世襲財産への発展経路⁽⁶⁾

古ドイツ法の知るところではなかつた単独相続 (Einzelerbfolge) は、世襲財産制の固有の一原則を成すが、それは、一一世紀以降、中世法に徐々に導入されて行つたものだつた。家の権勢が農場分割によつて衰微した結果、土地所有とは家産 (Familienengut) にほかならぬ、また、男系相続を行ふべきであるという觀念が呼び覚まされたからである。このようにして、一四世紀以降、立法自主権 (Gesetzgebungsgewalt) を握る上級貴族が、ランデスヘルとしての権益をも含めて、家産を行く末永く維持しようとする意図に立ち、単独相続の原則を謳つた家憲 (Hausverfassung) を制定し始めたこととなつた。ヘスによれば、これが、「近代的」⁽⁷⁾世襲財産成立の第一の可能性である。⁽⁸⁾

これに対しても、下級貴族の場合はどうであつたか。彼らは、上述の方法を採ることができなかつたので、財産の不分割を求めるべしとすれば、いわゆる共同相続 (Ganerbschaft) に向かわざるをえなかつた。これは、兄弟と従兄弟のもとの相続人共同体 (Erbengemeinschaft) である。相続人の数が多くに遇あれば、次の二とおりの道が残る。すなわち、共同相続を放棄して財産の分割に甘んじるのか、それとも、単独相続を選んで、共同相続財産を家族世襲財産に転化させるのか。この二者択一が迫られよう。後者の場合に、「近代的」世襲財産の形成に至る一番目のベースペクティヴが開ける。

「近代的」世襲財産への展開は、以上の旧来的な二つの道に加えて、なお、次のような比較的新しい二つの筋道によつても可能であった。フイディイコニスは、一六世紀の初頭以降、ドイツの地方特別法 (Partikularrecht) を根拠として新設されたことが確認されている。⁽⁹⁾これが第三¹⁰。そして、最後に、スペインのマヨラスゴ (mayorazgo) を雛形にするものがそれである。世襲財産農場は、この第四の経路を通じて、一七世紀以降、相当多数創設された。当該の法形態がスペインからドイツに持ち込まれる道筋には、まずイタリアからオーストリアを経てドイツへというのと、フランブル経由でドイツに入ったもの、の二つがあつた。

一七世紀半ば頃のドイツ法学は、スペイン伝来の世襲財産を、ひたすらローマ法に依拠して解釈し正当化しようとしたのであるが、こうした動きは同時に、ローマ法解釈上の次のような二つの根本的変更をもたらさずにはおかなかつた。まず第一に、世襲財産相続の期限について、一家族における世襲財産の所有は四代に限るべしとした、その当時まで係争問題とはならなかつたユスティニアヌス (Justinianus) の『新勅法』Novelle 第一五九条の一規定⁽¹⁰⁾にかわつて、それは、永代とされるべきであると変更された。第二に、地方特別法を起源とするもの等の上述の三経路に沿つて成立した、スペイン法に拠らぬ多様な世襲財産をも、この変更ローマ法から演繹する試みもえ行われた。ヘスの⁽¹¹⁾書いた「一面的な法解釈」は、一六五四年に大作『貴族世襲財産論』⁽¹²⁾を世に問うたクニッペシルト (Philipp Knipschild) の見解に帰せしめられた。このようにして、一九世紀末に至るまでドイツにあつては、当該の「粗削りの単純化法学」⁽¹³⁾の悪影響が尾を引き、ドイツの世襲財産は、あたかも「外国人の発明で、ロマンス語地域からの輸入品⁽¹⁴⁾ (ein welscher Import = Artikel)」にすぎぬかのような観念が支配し続けることとなつたのである。

では、ヘスの議論は、ドイツ世襲財産の成立に及ぼすスペイン法の影響を最大限重視しようとしたプファフ (Leopold Pfaff) やホーフマン (Franz Hofmann) の有力な学説に対する批判を含意するものなのであろうか。ヨーロッパ法制史研究史上興味深い当該の論点についての立ち入った展開は、ヘスの著書でもまだ果たされていない。

わたくしがかつて提起した「フイディコミスの法制史」問題とでも言うべきテーマの本格的追究は、やはり依然として、今後の検討課題の一つとなろう。⁽¹⁶⁾ こゝでは、さしあたり、山田晟氏の先駆者的業績に見られる次の論点を確認するにとどめておきたいと思う。すなわち、「家族世襲財産の実体は古くからドイツに存在し、ローマ法の継受によってその多くがローマ法的概念によつて説明され、さらに、クニップシルトの学説によつて大幅にスペイン法の影響を受け、在來の家族世襲財産も大体これに融合されて、近代ドイツの家族世襲財産が成立したということは、ほぼ間違いないであろう」⁽¹⁷⁾ と。

(ii) ドイツ法としての展開⁽¹⁸⁾

世襲財産に関する全国規模での統一法は、神聖ローマ帝国（九六二—一八〇六年）にも、ドイツ連邦（一八一五—六年）とドイツ帝国（一八七一—一九一八年）との時代のいづれにおいても存在しなかつた。その規制は、各領邦の法制自主権に完全に委ねられていたのである。一九世紀中葉の市民革命高揚期には、フランス革命の影響のもと、世襲財産の廃棄規定が、複数の諸領邦の憲法に盛り込まれる。一八四九年制定の『ドイツ国憲法』の第一七〇条では、既存の世襲財産の全廃と新設の厳禁とが宣せられる。一八五〇年の『プロイセン欽定憲法』も、『ドイツ国憲法』同様、世襲財産の廃棄と禁止を謳うが、早くもその二年後には、貴族の圧力によつて、当該の規定は取り扱われる。一九〇〇年に『民法典』が施行されても、既存の法律状態にはなんらの変更も加えられなかつた。世襲財産の新設について、たとえ全国規模では不可と定められたにしても、世襲財産法の制定・実施が各邦に完全に委ねられたからには、事實上、世襲財産の存在は法律上（de jure）の認知を受け続けるほかなかつたのである。⁽¹⁹⁾

一九一九年八月一日の『ワイメール共和国憲法』第一五五条第二項は、全国津津浦浦にわたる世襲財産の解消を規定する。その施行は、各邦に任せられるものの、プロイセンにあつては、「家産条例」Verordnung über die Familiengüter が、一九一九年三月一〇日、ライヒ・レベルでの廃棄命令に先んじて発布された。だが、同邦におけ

る世襲財産の破棄は遅遲として進まず、一九一四年時点に存続した全世襲財産の半分弱が、一九三二年一月までに廃棄されただけだった。また、その面積も、一九一四年時の三分の一ほどにとどまつたのである。やがて、別の問題は、これらのすべてが自由財産に転化したわけでは必ずしもなく、世襲財産の譲渡制限から脱したが、「保護林」⁽²⁰⁾ Schutzforst、もしくは、「森林財産」 Waldgut という「再特権形態化」⁽²²⁾ を遂げたものも少なからず見られたことであつた。このようないくつかの財産の土地面積は、一九三一年には、いつたん廃棄された世襲財産地の約三五パーセントもの規模に達したのである。

一九三〇年代の中葉期を迎えて、世襲財産の解体はなお終了しなかつた。事態の打開のために、ドイツ全国法が用意される。一九三五年六月二六日の「世襲財産解体規格化法」と、一九三八年七月六日の「家族世襲財産ならびに自余の譲渡制限財産失効法」とが、それである。後者は、全世襲財産を一九三九年一月一日までに消滅させるべしと指令した。だが、それにもかかわらず、世襲財産廃棄をめぐる錯綜した法律問題の解決は、多くの場合、当日以後の時期までずれこみ、長期化したこととも決してたましかではなかつた。該問題の最終的な決着は、旧東独地域については、一九四五年に敢行された大土地所有の全部的収用を、そして旧西ドイツ地帯に関しては、ドイツに対する連合国との「管理委員会令」 Kontrollratsgesetz 第四五号（一九四七年）を、それぞれ待たねばならなかつたのである。

(iii) 現代的問題との連繋

「財産もしくは企業を未分割のまま子孫に残そうとする、資本力あるブルジョア (Bürger) の利害関心は、たとえ形態は「ファイディコニスとは」違うにせよ、今日でもなお、充分斟酌されている。以前の世襲財産の一部は、保護林および同種のものとして、あるいは、家族施設 (Familienverband)、それもおもに家族基金 (Familienstiftung) において、あいかわらず、自由な流通から排除されている。これに加えて、昨今ではまた、財産を家族基金に固定する可能性も存する。〔だが〕一九一九年以前の時代と異なつて、今日の譲渡制限財産の所有者は、法律によつて、定期的な

課税と、相続法上当人が持つ自由裁量権の一時的 (zeitlich) 制限とに服せしめられてはいる⁽²³⁾。このように、フイデイコミス問題は、現状の問題とも少なからず関係する。形態上の違いはあるにせよ、保護林あるいは家族基金等の存在と世襲財産とが連繋している事実に関するヘルスの指摘は、貴重であり、このテーマの実証分析は、フイデイコミス史研究の現代的意義を追究する上で、欠くべからざる一重要課題を成す、と云つても過言ではないであろう。

2 批 判

次に、ヘルスのフイデイコミス論の批判的検討に進もう。わたしあは、当該著書 D・の「III・プロイセンにおける土地所有世襲財産 (Grundstücksfideikommisse) の社会経済的意義、一八六七—一九一四年」⁽²⁴⁾、ならびに、同 D・の「IV・プロイセン世襲財産政策の諸相」⁽²⁵⁾ 中の一節「2、ポーランド民族兼プロイセン国民による世襲財産設立事例における世襲財産政策、一八九五—一九一八年」⁽²⁶⁾ に止田して、ヘルスの世襲財産論の無視しえぬ難点を、わたくし自身のフイデイコミス理解との対照上、その相違を明らかにするに最小限必要な範囲内で確認しておきたいと思う。

(i) 全面肯定と全部否定のディヒョトミー⁽²⁷⁾

プロイセン世襲財産問題に立ち向かうためには、一九〇四年に発表されたマックス・ウェーバーの大作⁽²⁸⁾との真剣な取り組みが必須であることは自明であろう。ヘルスもまた、ウェーバーの世襲財産論に折に触れて言及する姿勢を崩してはいない。しかし、問題は、彼の解釈の仕方それ自体にある。「特徴的なことだ」が、国民経済学者と歴史家は、おむね一致して、〔世襲財産に対する〕多かれ少なかれさっぱりとした拒否の立場を取つた人々に属していた。決定的な反対者は、ブレンターノ (Lujo Brentano)、ヨハネス・コンラート (Johannes Conrad)、そして、ウェーバーである。これに

対して、世襲財産の擁護者としては、おもに、法律家と世襲財産の利害関係当事者とが際立つた存在であつた⁽²⁹⁾。

これは、賛成と反対のきわめて単純な二分法 (Dichotomie) のではあるまい。わたくしがモムゼン (Wolfgang J. Mommsen) のウェーバー論を批判したときにつとに明らかにしたとおり、ウェーバーは、プロイセン＝ドイツ世襲財産（所有者）の全部の一括把握を行つていたわけでは毫もなく、また、ドイツ世襲財産制全体に対する全面批判の見地に立つていたのでも全くない⁽³⁰⁾。ウェーバーの世襲財産論の枢要な一論点は、ある種の世襲財産に固有なあの「肯定的な経済的意義」への、絶讃と云つてもよいすぐれて高い評価にこそある⁽³¹⁾。この論点については、すでに前著において詳述したので、繰り返しの愚は避けるが、ヘスにあってもなお、フイディコミスの捕らまえ方が、一律背反的な「世襲財産支持＝保守主義者 versus 世襲財産反対＝自由主義者」のディヒヨトミーの埒内にとどまつてゐるばかりではなく、かくて加えて、一筋縄では行かぬアムビヴァレンツな議論を自在に展開するウェーバーを、いともあつたりと、ステレオタイプ的な反対論者の一員と決めつけていることは、きわめて一面的かつ一方的な私見にすぎぬ、と論難されても致し方ないであろう。ウェーバーの世襲財産論が開示する世界と、現実のプロイセン世襲財産制が孕む問題性との両者は、はるかに複雑でダイナミズムに富むものだった。それは、AINザイテイツヒな矮小化を許さぬ難解さを湛える学問対象にほかならなかつたのである。

(ii) 理論と歴史との立体的観点の稀薄⁽³²⁾

第二の問題は、経済学の理論視角と比較史的比較の表象がヘスの叙述ではともに稀薄な点であると思われる。さて、ヘスは、「農業経営における世襲財産所有者の地位⁽³³⁾」を問い、「大土地所有＝大経営の一一致」と「自己経営世襲財産所有者⁽³⁴⁾」の優越した存在とに「世襲財産の大きな意義⁽³⁵⁾」があるとする一般的かつ一面的な見方に、ヘプカー (Heinrich Höpker) による統計諸表の整理⁽³⁶⁾を主要な基礎にしながら、代理人経営制 (Administration) を含む借地制の相当な展開が世襲財産農場に見られた事実を対置する。さらに、世襲財産における自己経営の進展程度は次の二つの事情に拠

ることを、併せて指摘する。第一に、所有者の社会的身分が重要なのだが、周知のとおり、ブルジョアジーと下級貴族を持ち主とする場合は、自己經營が通例的であった。一方、伯爵・侯爵等の上級貴族にあっては、その土地所有の広大さゆえに、あるいは、世襲財産の複数所有のために、所有者の自己經營は不可能も同然であつたが、そもそもなれば、たとえできたにしても、せいぜい一農場のみの經營が専門の山だつたと云う。第二の事情は、東西の地方的差異である。概して、ドイツ西部においては、所有と經營の合体は、東部ほどの意義を持ちえなかつた。そこでの大土地所有は、しばしば、数えきれないほど多くの零細地 (Einzelparzelle)・農民地 (Bauernhof)・諸農場に分割されていたので、農地の貸し出し、それも、零細地貸し出し (Parzellenverpachtung) による土地利用が可能とされたのである。

ここまで議論については、異論はない。しかし、問題はまだ残る。まず最初に、ヘスは、ある註記において、ヴェストファーレン州の事例を引きつつ、「数百ヘクタールの世襲財産のために、通例、数ダースに上の零細地が追放されていた」ことを、ドイツ西部における大土地所有の零細地等への分割を証明する一例と言うのであるが、これでは、話のつじつまが合わない。そもそも、この註記は、大土地所有の零細地への分割を説明するものでは毫もないのである。ここで指摘されていることは、五〇〇ヘクタールほどの土地面積を上限とするいわゆる「小世襲財産」⁽³⁹⁾が頻繁に行つた零細地の追放という全く別の事柄にほかならない。ここでいま一度、「大世襲財産」⁽⁴⁰⁾の積極的有効性との鮮やかな対比とともにウエーバーが浮き彫りにした「小世襲財産」の有害性、すなわち、「小經營の追放」⁽⁴¹⁾・「新たな零細地の絶え間ない買い足し」⁽⁴²⁾・「農民地買い占め」⁽⁴³⁾そして「飢餓農民の分離」⁽⁴⁴⁾等の諸側面が想起されなければならぬであろう。たしかに数百ヘクタールにすぎぬ「小世襲財産」が、その所有者に内在する本來的欲求としての「領主的」 seigneurial 生活水準を実現し得るためには、四方八方から買い足される「零細地の光輪」⁽⁴⁵⁾によつて包まれていなければならなかつたのである。このように、ヘスは、西部ドイツの土地制度を特徴づける一要因と言つてよい

「零細地等への大土地所有の分割」の事実を正しく指摘しながらも、惜しむらくは、これと、プロイセン世襲財産制の重大な一側面を成す「零細地の追放による大土地所有（＝「小世襲財産」）の拡大」とを取り違えている。「小世襲財産」と「大世襲財産」の対照的な相違に関するヴィヴィットな認識の欠如が、こうした誤解の原因だつたのではあるまい。

上述の問題点は、また、次の事柄に関わる。ヘスは、「農業經營における世襲財産所有者の地位」を論じて、プロイセンでは、「自分の農業經營に従事するグーツヘルの類型⁽⁴⁷⁾」の優勢は見られず、「世襲財産の所有形態と大經營の存在との必然的結びつき⁽⁴⁸⁾」もない。いや、そればかりではなく、極論するならそもそも「自己經營」Eigenbetriebそのものがほぼ皆無であったと述べ、そうした理由ゆえに、「世襲財産の機能⁽⁵⁰⁾」を「土地所有と經營の分離、地代と企業者リスクの分離⁽⁵¹⁾」に見たウェーバーの一テーゼは正しいと結論づけるのであるが、この議論には説得力がないと言ふほかない。

なぜなら、第一に、ウェーバーその人は、自己經營の優勢な展開、ならびに、所有と經營の合体、の両契機を、あの「小世襲財産」に固有な本性として的確に把握しているからである。「所有と經營の分離」は、世襲財産全般の機能では断じてない。それは、四、〇〇〇～五、〇〇〇ヘクタールの線を優に超え、ときには数万ヘクタールの巨大規模に達することさえまれではなかつた「大世襲財産」の特徴的機能だつたのである。

第二に、イギリス史との比較史的比較を踏まえたウェーバーの瑞々しい表象を、ヘスは理解していない。ウェーバーが把捉した「土地所有と經營の分離」とは、そもそも、「近代資本主義的農業の祖国——イギリス——において世襲財産が果たした機能⁽⁵²⁾」であつた。イギリス世襲財産の歴史的役割を、彼は、そのような「分離」の「すぐれて完璧な成就⁽⁵³⁾」に見たのである。では、「イギリス世襲財産の規模の著しい大きさと地主の経済的能力とを前提にして」「イングランドで発展を遂げた、地主と借地農業者による『共同のビジネス』joint business」とウェーバーが呼ぶ、

このイギリス的な事態は、当人が生きた現実のドイツにあっては、全く生み出されていなかつたのか。逆に、もしあつたとすれば、いつたいそれはなにか。イギリスの史実を比較史的に横目で睨みながら、二〇世紀初頭期のドイツの実情を精査しようとする、歴史的であると同時に実践感覚にも富むこの問題意識、これこそが、ウェーバー「世襲財産論」の最も重要な核心の一つにほかならない。土地所有の契機に着目するかぎりで言えば、ウェーバーは、ドイツに現存する「大世襲財産」を、ドイツ的ジョイント・ビジネスの展開の場と捉えた上で、その集中的かつ選別的な育成に、大土地所有制の合目的的改編に基づくドイツ帝国主義の合理的建設を実現するための本質の一要因としての夢を託そうとしたのであつた。⁽⁵⁶⁾

このように、一方において、「資本主義的大経営の面積縮小へと導く経営技術的諸契機と大土地所有の規模拡大に向かう私経済的促迫力」との対立・矛盾の的確な指摘に端的に示されるとおり、ウェーバーの「世襲財産論」には、マルクス経済学とのある種の共通性・親近性さえ感じさせるような、「合理的経営と土地所有の矛盾」あるいは「資本蓄積過程の障害としての土地所有」に関する経済理論的認識の視座が認められるとすれば、同時に他方では、言わば大塚史学的との形容すらあながち的はずれではないと思わせるほどの、イギリスとドイツとの比較史的比較の表象の視角が否定すべくもなく同居していたのである。ウェーバーのこの立体的な二重観点に関する理解が、残念ながら、ヘスにあつては欠落している。

(iii) ポーランド問題との関連の平板さ⁽⁶¹⁾

ヘスの著書のD-IV-2は、ポーゼン州のポーランド人世襲財産設立の申請がプロイセン政府によつてどのように取り扱われたかという問題を、一八九五年から一九一八年までの時期について検討している。これは、わたくしの前著第七章「第一次大戦期ドイツの土地収用政策とポーランド人世襲財産」⁽⁶²⁾の内容に関係するところ大である。さて、ヘスは、Kwilecki と von Potocki との両ポーランド人伯爵の世襲財産設立申請に関する、ポーゼン州長官

ヴィラモーヴィツ (Hugo Theodor Wictor von Wilamowitz-Möllendorf) のプロイセン法務大臣宛て報告書（一八九八年）に止むする。ヴィラモーヴィツは、「國の世襲財産政策の決定的弱点⁽⁶³⁾」を次の点に見た。すなわち、年純収益三万マルク以上の世襲財産だけが、プロイセン国王の認可を必要としたこと、これである。逆に言うと、現行法規定のこの限界さえ超えなければ、世襲財産の任意数の新設は、設立企図者の恣意に完全に委ねられることとなる。ここには、比較的小さな世襲財産の乱立を招く危険性が潜むのである。だが、それほどの心配はおそらく必要あるまい。なぜなら、ポーランド人の場合、認可義務を課された世襲財産設立の可能性は、いくつにぎりの家族だけに限られているし、また、世襲財産の新設を企図しようとするほどの財力を持つポーランド人大土地所有者が、近年、めっきりその数を減らしてきているからである。ヴィラモーヴィツは、さらに進んで、以下の三点にわたる論拠を挙げつつ、ポーランド人家族の世襲財産が一定数存在したとしても、ドイツ人所有地の存続と強化をおびやかす深刻な事態がもたらされるわけでは必ずしもない、と結論づける。

第一に、ポーランド土地貴族 (= シュラフタ Schlächta) は、ポーランド民族運動においてかつて示した覇気に富む「指導者機能⁽⁶⁴⁾」Führungsanspruch をほぼ完全に喪失した。経験の示すところによれば、彼らは、民族政策的に見て、すでに、プロイセンへの「國家忠誠的航路⁽⁶⁵⁾」ein loyales Fahrwasser を取るほかない無害な存在へと化しているのである。第一に、シュラフタ層の経済的政治的弱体化とポーランド民族運動におけるブルジョア民主主義グループの強化とが、実は、同じメダルの両面を成す不可分の関連を認識しておかなければならない。「指導者機能」は失つたにせよ、地主としてなお隠然たる影響力を残す貴族層が衰微・消滅へと向かう道を辿り、その結果、広範なポーランド住民が民主勢力の陣営に走つたりしようものなら、それは、由々しい事態をもたらさるをえまい。第三に、世襲財産設立の認可をめぐる対等の取り扱いを廃して、ひとりポーランド人のみを不適に遇する差別と不平等がひとたび許されるなら、プロイセン国家に忠節を誓つたポーランド人もえ決定的に離反させてしまう結果を招くこと、必定

であろう。ヴィラモーヴィツは、このように、ポーランド人世襲財産の設立を正当化しうる政治的理由を列挙したのであつた。

これに対しても、ポーゼン県知事ヤーゴ (Ernst Ludwig von Jagow) は、先述の Potocki・Kwilecki 両伯爵の設立申請に際して、ポーランド人世襲財産の存在は、ポーゼン州におけるドイツ人土地所有強化の国策に全面的に背馳するという、プロイセン国王によるポーランド人世襲財産の認可を退けるために可能な唯一の論拠を開陳した。では、当該事案の結末は、どうであつたか。結局、プロイセンの内閣は、Potocki・Kwilecki 両世襲財産の設立を支持する旨の決定を、一九世紀末期にあいついで下したのである。このように、ヴィラモーヴィツに代表される「政治的理性」⁽⁶⁶⁾が、二〇世紀を迎えるまではなお優越していた。⁽⁶⁷⁾ ポーゼン州には、一九〇〇年時点で、上述の両世襲財産を含む合計一六のポーランド人世襲財産が現存したのである。

だが、決定的転機は、新世纪とともに訪れる。世襲財産の設立を目指すポーランド人の努力は、一九〇〇年以降、プロイセン政府の拒絶に遭い、ことごとく水泡に帰した。そればかりではない。自分の騎士農場をほぼ半分に縮小して純収益三万マルク未満の範囲内にとどまり、プロイセン国王の認可を免れるという苦肉の策を弄することによって、一九一五年に世襲財産化をようやく達成し、一〇年来の宿願を果たしたかに見えたクルナトフスキ (Ernst von Kur-natowski) 家の農場もまた、一九一八年一〇月、その設立の無効を宣告される悲劇的結末を迎えたのである。そのまま手口たるや、同家の隣人にほかならぬドイツ人農場所有者に、州長官が当該ポーランド人世襲財産の純収益の再調査を委託し、公定二〇、六九四マルクのちょうど倍額に当たる新たな査定報告を行わせるという巧妙かつ悪質なものであつた。こうして、ポーランド人世襲財産設立の努力は、一九〇〇年以後、すべて挫折するほかなかつたのである。ヘスが明らかにした事実は、およそ以上のとおりであった。これは、帝政ドイツにおける「プロイセン・ポーランド間の苦難に満ちた複雑な隣人関係問題」⁽⁶⁸⁾を解きほぐす上で、実証的に貴重な貢献と言えよう。だが、問題点は、

まだ残る。ここでは、さしあたり、以下の諸点の指摘にとどめておきたい。第一に、いつたい、世紀転換後のプロイセンの対ポーランド人世襲財産政策は、その新設を未然に防ぐことだけに向けられていたのでは決してない。われわれにとつてはすでに解明ずみの旧聞に属するが、ポーランド州においては、一方でドイツ人世襲財産の設立が積極的に推進されたとすれば、同時に他方には、ドイツ法に照らして一点の瑕疵もない合法的ポーランド人世襲財産の強権的解体と、ドイツ人所有地へのその一方的転化というきわめて圧制的な措置が、執行されもしたのである。スウコフスキ (Sulkowski) 家所有の七、五〇〇ヘクタールを突破する広大な世襲財産がプロイセン政府によつて消滅させられた一九一二年の史実が、忘れられてはならない。⁽⁶⁹⁾ 第二に、これらの動きはすべて、一八八六年の「プロイセン植民法」⁽⁷⁰⁾ に始まり、一九〇八年の「ポーランド問題における収用法」⁽⁷¹⁾ の成立とともにピークを迎えた、あの「土地闘争」⁽⁷²⁾ の歴史過程のなかに、相互に関連づけられた一連の諸契機として、すぐれて総体的に位置づけられなければならないのであって、逆に、こうした具体的経過から個別的に摘出された断片にすぎぬ扱われ方を受けるべきでは断じてない。世襲財産問題のみ、それも、プロイセンによるポーランド人世襲財産新設の妨害と阻止という、無論重要ではあるが全体の一片と言つてよい側面だけの一面向的強調では、事態の全体像を見失う危険性なしとしないであろう。

最後に、ヘスの以下の言説を聞かれたい。いわく。「ポーランド人に対するプロイセンの世襲財産政策は、一九〇〇年後、不首尾に終わった。ドイツ人大土地所有の振興とポーランド人大土地所有の弱体化とのかわりに、この政策はむしろ、その逆を達成した。すなわち、世襲財産化はなされなかつたにせよ、ポーランド人所有地の強化を、である。それは、世襲財産政策が、ポーランド人を、民族的反対派の側に追いやつたからにほかならない。總じて、この政策は、ドイツ東部において表向きは断固として精力的に推進されたゲルマン化政策の一部を成すものでは毫もなかつたのである」⁽⁷³⁾ と。プロイセンの世襲財産政策が「不首尾」だったか否かを確認するためには、ドイツ人の「内地植民」⁽⁷⁴⁾ innere Kolonisation 対スラブ人の「対抗分地」Gegenparzellierung の「土地闘争」に関する実証分析を、欠

へんはやめない。世襲財産政策の帰趨の確定には、当初の政策的意図とその実施結果との乖離の視角に拠つて立つ
 史実の精査が要る。該政策を含む土地政策は、明らかにドイツ化政策の一環であった。しかし、「プロイセンの土地
 政策は、ボーランジ人の（土地の）ゲルマン化ではなく、『民族闘争』と『土地闘争』が絡み合つたグラステイック
 な進展のなかで、逆に、⁷⁵⁾ いわばドイツ人の（土地の）ゲルマン化に終わるところ皮肉な結果となつた」のである。そ
 れは、「プロイセンの『ゲルマン化政策』がもたらした予期せぬパラドクシカルな所産の一つ」だつた。この逆説
 的な展開を踏まえて初めて、プロイセンの対ボーランジ人世襲財産政策の歴史的意義が的確に把握されうる。複雑な
 歴史過程の説明は、あくまでも総体的でなければならぬ。ボーランジ人問題とフイデイコニス問題との相関につい
 てのくスの理解は、以上の諸点に鑑みて、少しく浅薄かつ平板にやがてゐるではあるまい。それは、くス自身の口物
 に詮べ「難解な仮説」⁷⁶⁾ (die pauschale Hypothese) の域を出ぬのではなかつたようと思われる。

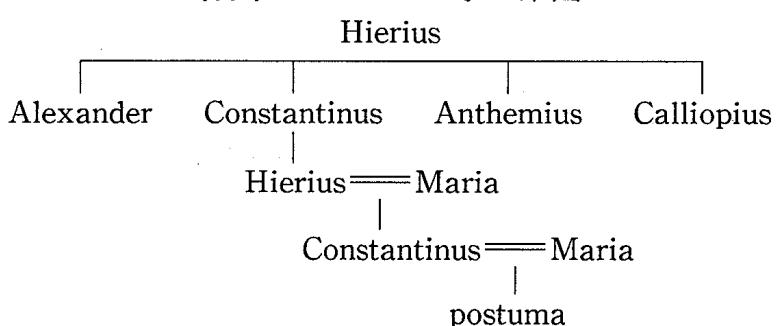
- (1) Klaus Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiß in Preußen (1867 / 71-1914)*, Stuttgart 1990.
- (2) Ebenda, S. 101-214.
- (3) Ebenda, S. 19.
- (4) (5) Ebenda, S. 20. なお、様様な世襲財産觀の史的分析として、Franz Horsten, *Die Familien-Fideikommiß = Politik in Preußen im besonderen Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme*, Gießen 1924, 参照。
- (6) ノの筋道は、同じく K. Heß, *Junker*, S. 101-103, に扱ふ。
- (7) Ebenda, S.102.
- (8) したがつて、いれは、貴族基本財産 (Stammgut) の形成である。田嶋『近代土地所有權の成立過程』有註脚 1
 九五八年、九一ページ、参照。
- (9) マルクス「⁷⁷⁾ ことば」をあたり、Jocelyn Nigel Hillgarth, *The Spanish Kingdoms 1250-1516*, Volume I, 1250

-1410, Precarious Balance, Oxford 1976, Volume II, 1410-1516, Castilian Hegemony, Oxford 1978; Angus Mackay, *Spain in the Middle Ages. From Frontier to Empire, 1000-1500*, London/Basingstoke 1977; Henry Kamen, *Spain in the Later Seventeenth Century, 1665-1700*, London/New York 1980, よりおなじ Kamen の著書の「十六 - 二十一世紀ペーペー」を参照の上。この内の文獻を参考でめたのは、田嶋啓二先生の教示による。以下は私的個人的見解である。

(10) 『新勅法』の附註規定の下記の如きにておおたゞ（史料参照）。もし、大ヒエリウス (Hierius der ältere) の子コンスタンティヌス (Constantinus) の息子は、小ヒエリウス (Hierius der jüngere) と称した。小ヒエリウスは、小コンスタンティヌス (Constantinus der jüngere) を実子に持つ。それより、小ヒエリウスは大ヒエリウスの孫であり、小コンスタンティヌスは大ヒエリウスの曾孫に当たる。小コンスタンティヌスには、娘が一人いた。父の死後生まれた遺児 (postuma) だった彼女は、結婚適齢期 (puberty) を迎へるゝまゝ夭逝する。そして、小ヒエリウスの妻も、小コンスタンティヌスの妻も、ともどもその名をマリア (Maria) とされた。『新勅法』第一五九条は、ヒエリウス家の附註系図中の小ヒエリウスを一代田と置き、直系親族を三代続けて、小コンスタンティヌスの遺児を二代田としたのを、一代田の妻と二代田の妻の両者を三代田に据えねゝことにより、三代田の財産を自分に返還するよう主張した、大ヒエリウスの請求を認めたのである。このよどみ、ユスティニアヌスは、同名の二女性による財産の取得を支持してゐる。されば、継承、田地の糧食 (ration) は事欠く一人の寡婦の財産と生活を守らうとする意図に立つものだったのではないか。ともあれ、世襲財産の四代限定の法源と認なされた『新勅法』第一五九条が取り扱う事案は、実のところ、ヒエリウス家の「信託遺贈の補充指定 (substitutio)」をめぐる錯雜とした法的係争問題の世界にほかなりなかつたのである。

Vgl. Carl Eduard Otto und Bruno Schilling (Hrsg.), *Das Corpus Juris Civilis*, Bd. 7, Leipzig 1833, S. 747f.; David

付図 ヒエリウス家の系図



(出典) D. Johnston, *Roman Law*, p. 112, より作成。

Johnston, *The Roman Law of Trusts*, Oxford 1988, pp. 107-116. リスクの利益の利用については、伝統大学教授トマス・ジョンストン『ローマ法の信託』(1970)を参考して参照。また、ヨハネス・アレクサンダー(Alexander)の「コンスタンティヌス(Constantinus)」が出てる。ルカウス様の米国に譲り受けた。John R. Martindale, *The Prosopography of the Later Roman Empire*, Vol. II, A. D. 395-527, Cambridge 1980, p. 1326, 3 stemma 30, 参照。

- (11) K. Heß, *Junker*, S. 103.
- (12) Philipp Knipschild, *Tractatus de fideicommissis familiarum nobilium, sive, de bonis, quae pro familiarum nobilium conservatione constituantur, von Stammgittern*, Ulmae (Ulm) 1654. ハンブルク版「ヒューネン・アーヴィング」。Vgl. (O・>・ザーベック) 本論の題題は「1654年頃のドクトドリス・ドクトドリス」。Doktordissertation 1654。Vgl. Leopold Pfaff und Franz Hofmann, *Zur Geschichte der Fideikommisse. Separat = Abdruck aus den Excursen über österreichisches allgemeines bürgerliches Recht*, Wien 1884, S. 32; Otto von Gierke, *Fideikommisse. I. Geschichte und Recht der Fideikommisse*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909, S. 106; Jörn Eckert, *Der Kampf um die Familienfideikommisse in Deutschland. Studien zum Absterben eines Rechtsinstitutes*, Frankfurt am Main 1992, S. 82.
- (13) K. Heß, *Junker*, S. 103.
- (14) L. Pfaff u. F. Hofmann, *Zur Geschichte*, S. 41; K. Heß, *Junker*, S. 103. ヨハネス・アレクサンダーの「コンスタンティヌス」。
- (15) Vgl. L. Pfaff u. F. Hofmann, *Zur Geschichte*, S. 1-42.
- (16) ハンブルク版の題題は「1654年頃のドクトドリス・ドクトドリス」。近代的財産成立史に関する以下の点の補足的説明だけを行っている。第一回(1)で概観した『新約法』第一五九条をめぐる論議である。そして、ヘリシットルトに先立つて、一六一一年にハーバーハウス題題を念入りに追究したニコラウス・ベツィウス(Nikolaus Betsius)は、世襲財産の稳定性を、有力貴族の「自主権(Autonomie)」の発露」と理解する。これが、貴族の土地所有を不完全のものと

末永く男系のもとに維持して行くために好適な方策にほかならなかつた。だが、ベトジウスは、一方で、『新勅法』第五九条に則つて、財産の売却不可原則を四世代にのみ限るべしとしたことによつて、土地所有の不分割を維持するべきドイツコミス本来の目的の有用性を、著しく制限しもしたのであつた。これに對して、クリップシルトは、一六世紀イタリアの実例を示しながら、「『新勅法』第一五九条の四代限定規定をあつぱりと承認する。「永続的家族世襲財産」(das beständige Familienfideikommiß) という新概念を編み出した彼にとつてのハイディコミスの田的是、あくまでも、「家庭の榮光と安寧の維持」に向ひられたからである。

第一に、家族世襲財産を、「ロマンス語地域からの輸入品」として、それを「ドイツ法における異物」扱いすむふむに、クリップシルトを、そうしたプロパガンダを開いた始祖と見なすフヴァフ＝ホーフマンの学説は、あまりにも一面的にすみやかにエッケルトの主張が、傾聴に値しよう。すなわち、この点との関連では、むしろ、上級貴族の財産法(Güterrecht) と家族世襲財産の区別に止田して、契約に拠つて立つハイディコミスの起源をドイツ法に求めたペーマー(Justus Henning Böhmer) の見解、あるいは、慣習法に基づく貴族基本財産(Stammgut) と法律行為によって作られる家族世襲財産との違ひを注田したモーザー(Johann Jacob Moser) の視座のよんじ、近代的ハイディコミスの固有の法源を、スペイン淵源説に立つファフ＝ホーフマンとは逆に、ドイツ法にいや見いだそうとした錚錚たるゲルマニステンのハイディコミス理解を立ち入りて精査する必要があるであらう、と。このよんじ、ハイディコミスの成立と起源を法制史的にどのように解き明かすのかといふ当該の問題には、ギールケが示す「ロミニスト理論」と「ゲルマニスト思想」との対抗と異同の側面が色濃く刻印されてゐるのである。されば、ヨーロッパ近代世界成立史にも連繫しあふべく、興味深い大テーマであらう。今後の1課題とした。Vgl. O. v. Gierke, Geschichte, S. 107; J. Eckert, Kampf, S. 80-87. 加藤房雄『ドイツ世襲財産』一四四ページ、参照。

- (17) 山田景『近代土地所有権』九一-九二二一。
- (18) ハードの叙述は、おもに K. Heß, Junker, S. 103-105, を依拠する。
- (19) 世襲財産の統一法規はプロイセンのみならず、抜本的改革の試みが繰り返されたものの、その都度空しく頓挫したところはよく知られた事実である。Vgl. ebenda, S. 104.
- (20) (21) (22) Ebenda, S. 105.

- (23) *Ebenda*, S. 105f.
- (24) *Ebenda*, S. 159-186.
- (25) *Ebenda*, S. 186-207.
- (26) *Ebenda*, S. 203-207.
- (27) ノイの論文は、ハルトバウムの *ebenda*, S. 159-162, に載る。
- (28) M. Weber, Fideikommißfrage.
- (29) K. Heß, *Junker*, S. 159f.
- (30) F. Kato, Die Bedeutung der Fideikommißfrage, S. 73-75; 参照文献『“ナヒニ主觀的” | カリ - | カ固く - ハ、參照。
- (31) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, S. 378 Anm. 1); *MWG*, S. 169 Anm. 59.
- (32) ハルトバウムの論文は、K. Heß, *Junker*, S. 182f. に載る。
- (33) (34) (35) (36) *Ebenda*, S. 182.
- (37) Heinrich Höpker, *Die Fideikomisse in Preußen im Lichte der Statistik bis zum Ende des Jahres 1912*, Dissertation, Straßburg 1914, erschienen im Verlag des Königlich Preußischen Statistischen Landesamts, Berlin 1914.
- (38) K. Heß, *Junker*, S. 183 Anm. 494).
- (39) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 371ff.; *MWG*, S. 159ff.
- (40) *Ebenda*, S. 354ff., bes. 362 u. 374ff.; *MWG*, S. 136ff., bes. 147 u. 164ff.
- (41) (42) *Ebenda*, S. 371; *MWG*, S. 161.
- (42) *Ebenda*, S. 371f.; *MWG*, S. 161.
- (43) *Ebenda*, S. 351 Ann. u. 367 Ann. 1); *MWG*, S. 133 Ann. 34) u. 155 Ann. 49).
- (44) *Ebenda*, S. 376 Ann.; *MWG*, S. 167 Ann. 58).
- (45) *Ebenda*, S. 366; *MWG*, S. 153.
- (46) *Ebenda*, S. 371; *MWG*, S. 161.

- (47) (48) (49) (50) (51) K. Heß, *Junker*, S. 183. ただしづ (51) の文にはカーベーの事。Vgl. M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 331; *MWG*, S. 108.
- (52) (53) Ebenda, S. 331; *MWG*, S. 108.
- (54) (55) Ebenda, S. 374; *MWG*, S. 164.
- (56) F. Kato, Die Bedeutung der Fideikommißfrage, S. 73-82; 加藤房雄『シベジ世襲財産』1911-1912、1911-1912年、参照。
- (57) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 369; *MWG*, S. 157.
- (58) (59) 西脇芳治「アレクサンダーの土地改革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有」青木書店、一九九〇年、所収、参照。
- (60) ただし、この問題に關するマックス・カーベーは大塚史学との決別的な違ひは、大塚史学が類型論の本家本元に立ち上りよへしめた前のカーベーにおいては、大塚史学とは逆に、イギリスとドイツが類型固定的に捉えられてくるのでは斷じてならない。この點やかな逆説的関連は、我が国の學界ではほとんど顧みられていないものではあるまいか。加藤房雄『シベジ世襲財産』1911-1912年、参照。(39) を参照。
- (61) 叙述せ、K. Heß, *Junker*, S. 203-207 u. 213f. を主観的な基礎とする。
- (62) 加藤房雄『シベジ世襲財産』1910年-1911年、参照。
- (63) K. Heß, *Junker*, S. 204.
- (64) Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986, S. 21. たゞ、カーベーはシベジの文書を據つたねたでねる。
- (65) K. Heß, *Junker*, S. 205.
- (66) Ebenda, S. 206.
- (67) Vgl. Leo Wegener, *Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen*, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX.
- (68) Klaus Zernack, Preussen-Polen-Russland. Betrachtungen am Ende des "Preussen-Jahres", in: Otto Büsch

- (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982, S. 114.
- (69) F. Kato, Die Bedeutung der Fideikommißfrage, S. 87-92; 『ニホンノカイコウシヨウ』 11111478 - „カイコウシヨウ“。
- (70) Hans-Ulrich Wehler, *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungs geschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979, S. 207.
- (71) Hans-Jürgen Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893 - 1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch-Konservativen Partei*, 2. Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1975, S. 260 Ann. 240.
- (72) Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Neuauflage, Frankfurt am Main 1972, S. 168; R. Jaworski, *Handel*, S. 21 u. 27f.
- (73) K. Heß, *Junker*, S. 207.
- (74) M. Broszat, *Polenpolitik*, S. 143f.
- (75) R. Jaworski, *Handel*, S. 27.
- (76) 『ニホンノカイコウシヨウ』 11111478 - „カイコウシヨウ“。
- (77) 『カイコウシヨウ』 11111478 - „カイコウシヨウ“。
- (78) K. Heß, *Junker*, S. 207 Ann. 616).

II ドイツ農村社会史に関するベルリン国際学会の討議

「ドイツ農村社会史 (Agrargeschichte)」に関する国際学会が、一九九一年四月九日より一一日までの三日間、ベルリン郊外の地ゴーゼン (Gosen) において開催された。その共通論題は、「危機脱出の方途と打開策。一九世紀から二〇世紀への転換期における東部ドイツ農業の安定化構想と適応戦略⁽¹⁾」であった。ベルリン工科大学歴史学研究所が、同大学のハインツ・ライフ教授を主宰者として組織したこの学術会議には、旧東西両ドイツの名だたる農業史家が顔を揃えたばかりではなく、ついに、カナダ、スウェーデン、ハンガリー、ポーランド、そして日本からの同学の諸氏も参加した。本大会は、アグラール・ゲシヒテを対象として開かれた、ドイツ新統一後最初の全ドイツ的な国際学会にほかならない。ここでは、ライフ教授の手に成った学会報告集緒論ならびにブーフシュタイナー (Ilona Buchsteiner) 氏執筆の学会議事録⁽²⁾を主要な基礎にして、隨時、当口のレジュメないしは発言内容をも加味して補完しながら、本学会での諸報告とこれをめぐり行われた活発な討論との大要を紹介することによって、学ぶことは学び、かつまた批判すべきは批判しつつ、新たな論点と観点を探り当てるための一いつつの準備的な整理を果たしておきたい。

1 各報知の概要

最初に、大会プログラムを示しておこう。

- A 第一テーマ 経済全体の発展から見た東部ドイツ農業・構想・経済状況・発展の障壁
- 司会 Hans-Jürgen Teuteberg (Münster)
- Hartmut Harnisch (Berlin)

農業国か工業国か——一九一〇世紀転換期ドイツの経済 = 社会における農業の意義をめぐる論争

ii Manfred Jatzlauk (Rostock)

一九世紀末の最後の二〇年間ににおける農民状態のアンケート

iii (a) Ilona Buchsteiner (Rostock)

ボメルンのグーツヴィルトシャフトにおける土地所有の連續性と変動・喪失、一八七九—一九一〇年

(b) 副報告 Scott Eddie (Toronto)

東エルグ・プロイセンの大土地所有——データベースと方法論上の諸問題

iv Klaus Heß (Stuttgart)

東部ドイツ・グーツヴィルトシャフトの経済状態、一八七九—一九一四年

v 加藤房雄 (広島)

プロイセン世襲財産問題の社会経済的意義、一八七一—一九一八年

B 第二テーマ 農業近代化の諸要因 1

iv) Karl Heinrich Kaufhold (Göttingen)

i Volker Klemm (Berlin)

東部ドイツの農学とグーツヴィルトシャフトの近代化

ii Walter Achilles (Göttingen)

一九世紀末以降期東部ドイツのグーツヴィルトシャフトにおける経営学的模範

iii Stephan Merl (Bielefeld)

東部ドイツの農業協同組合制度、一八七八—一九二八年——農業進歩の組織とその限界

iv Włodzimierz Stepinski (Szczecin)

入植運動と農業発展——一九一四年以前のプロイセン領ポーランドにおける農業近代化に果たしたドイツ化政策の諸帰結に関するポーランド側の研究

v Leszek Wiatrowski (Wroclaw)

一九世紀～一〇世纪初頭期の農業大経営史に関するポーランドの新研究

第1)テー→ 農業近代化の諸要因 2

iv Eckart Schremmer (Heidelberg)

i Hans-Heinrich Müller (Berlin)

借地人と農場支配人——帝政期の東エルグ農業における農学インテリ・グループの役割について

ii Klaus Herrmann (Hohenheim)

“マイシ農業協会 (Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft) の東エルグ・グーシヴィルトシャフトの近代化

iii Wolfgang Jacobiet (Berlin)

農業技術振興機関 (Reichskuratorium für Technik in der Landwirtschaft) における東エルグの農民

iv (a) Hans-Joachim Rook (Berlin)

グラハム・ブルク農業における機械利用と電化、一八七九～一九一八年

(b) 話報知 Jürgen Laubner (Halle)

工業と農業のあいだ——マグナート (Magnat) 農場における技術化

c 第1)テー→ 打開策・救済策・偏倚——東部ドイツ農業における反近代主義をめぐって

iv Hans-Jürgen Puhle (Frankfurt a. M.)

i Wolfram Pyta (Köln)

東エルグの大土地所有への課税との大土地所有の租税政策的 requirement、一八九〇—一九二二年

ii Jens Flemming (Hamburg)

東部ドイツ農業の渡り労働者——東エルグ大土地所有者の農村労働者政策について

iii Heinz Reif (Berlin)

ワイマール共和政期東エルグの農業諸団体における反ユダヤ主義

iv 総括論

効率的農業生産を求めた世紀転換期の工業国の諸要請に、東部ドイツの農業家、わけても、大土地所有者がどのように応えたかという大テーマを、全体にわたって多面的に討究したと云つてよい本大会の第一テーマのもとで取り扱われた論点は、次の三つに集約される。1、東部ドイツ農業の実態。2、東部ドイツ農業の発展をめぐる農政上の様な構想。3、その実現を押しとどめる阻止要因。さて、初日の冒頭を飾ったハルニッシュの報告は、いわゆる農業国・工業国論争に照準を合わせた。ハルニッシュは、「自由貿易か保護関税か」⁽⁴⁾ という係争点をめぐるこの論争において議論の的となつたことは、なんら経済学上の問題ではなく、広範な住民諸階層の生活諸般に直結する利害関係にほかならず、その解決は、国民経済のみならず社会構造全体にとってきわめて大きな意義を持つものだつた、と述べる。それは、諸勢力の内政上の力関係と、東エルグにおける伝統的な農業的支配エリートの既存の優位とに對して重大な影響を及ぼせざるをえなかつた。この社会政策的問題性 (gesellschaftspolitische Brisanz) は、ハルニッシュによれば、従来ほとんど顧みられるとのなかつた論点である。彼は、これを、シュモラー (Gustav Schmoller)・ロッシー (Lujo Brentano) や (Wilhelm Roscher)・ブレンジャー (Lujo Brentano) の同時代人の言説を検討すべくによって跡づける。そ

の結論は、およそ以下のとおりであった。すなわち、該論争は、工業国路線がすでに不可逆と化していたときに始めたのだが、この既定経路の貫徹とともに、東部ドイツ大土地所有の経済政策上の目的を擁護しつつ、ウンカーレの経済的基礎の建て直しを図ろうとした点に、論争の意義があつたのである、と。

ヤツラウクは、農業の窮境を嘆く大地主 (Großagrarier) の猛烈な苦情と、国からの援助を求める彼らの要求とを背景として、一九世紀末の農民アンケート調査が実施されたことを論じた。生産と經營の実情に関する調査の主眼は、土地所有債務額の急増、ならびに、地主農場と農民經營との分割 (Parzellierung) を解明する点に置かれた。地域ごとの原資料が夥しい数に上り、かつまた、統一的調査方法が用いられたわけでもないために、アンケート結果全体の体系的総括は難しい。こうした叙述は、まだ現れていないのが現状である。だが、このアンケート調査は、一九世紀末期農業の実態把握、問題点の理論的洞察、そして、農業危機克服を目指す実践的解決策の提言のいずれにとつても大いに役立つ基礎資料と言つてよい。⁽⁶⁾

ポメルンの土地所有便覧と地主住所録とを分析したブーフシュタイナーは、一方において、一八七九年以降、農業生産におけるブルジョア的 (bürgerlich) 大土地所有者の優越が見られ、それゆえ、資本主義的農業発展のいわゆる「プロイセン型の道」の経済的帰結を評価する際、上の事実が当然、視野に収められなければならぬとするならば、他方、一八七九年から一九一〇年までの土地所有の増減では、貴族にとつて有利な推移が確認される」とをも併せて報告した。ただし、後者の事実については、以下の註釈が必要である。すなわち、農業生産における貴族の比重がいくぶん高まつたからと云つて、それは別段、貴族的 (adlig) 大土地所有者の大半が、近代的な農業資本主義的企業家の類型を構成したこと意味ではない。貴族的大土地所有の役得 (Positionsgewinne) は、ポメルンにおけるグリュヴィルトシャフトの近代化と採算性の上昇にとって、負の作用を及ぼしかねず、なんら積極的な役割を果たすものではなかつたのである。⁽⁷⁾

エディーは、プロイセン土地所有構造を明らかにするための方法的可能性を論じて、いわゆる統計的集団分析⁽⁸⁾ (die statistische Klumpenanalyse) の利点を強調する。一方において、構造的に異なる二州間での郡と他郡の相違に比し、同一州の一郡間の違いの方が際立つ事実が示される場合もあるとすれば、他方、農業構造上の類型差が大きいザクセンとポメルンの両州について、大土地所有の似通った構成が確認される」ともありうるからである。こうした集団分析は、比較経済史的研究 (die vergleichende wirtschaftsgeschichtliche Forschung) にとってもわめて有用である、とエディーは結んだ。

ヘスは、大経営の経済状況を分析した。収益問題に着目する彼は、統計資料に依拠しながら、不況下に置かれた農業大経営の危機という通説的見解の再検討を試みる。彼は、畜産・植物生産の著増とそれらの価格上昇傾向とを確認した上で、不動産抵当負債額を調べても、それほど憂慮すべき事態は生じておらず、むしろ逆に、土地価格の高騰と強制競売数の少なさは、良好な状態の指標ともえ田やれやると言う。ヘスの結論は、帝政期東エルバの農業大経営について、持続的もしくは慢性的な構造上の危機を語ることはどうていどきない、という一点に集約された。⁽⁹⁾

一九世紀末から第一次世界大戦に至る時期のフィディコミス問題を担当した加藤は、報告の前半において、M・ウェーバーの世襲財産論を批判的に吟味した。加藤は、ウェーバーの意図が、相当多数の合理的経済単位を具備して、イギリス世襲財産と本質的に同じ経済的効力を誇る大土地所有にほかならぬ大世襲財産を選別的に育成し、逆に、合理的経営とは言いがたい、狭義のウンカー的自己経営たる小世襲財産の解体を図ろうとする点にこそあつたと見、ウェーバーは、この一筋の道に、世紀転換以降期東部ドイツにおける農業・土地制度の、客観的に可能な最善の形成を託していたと語った。さらに、報告の後半で、加藤は、プロイセン世襲財産問題の歴史的意義を、具体的な事例に即して追究した。ドイツ帝国主義は、国外の植民地獲得を目指したばかりでなく、ドイツ国内にあって、ゲルマン系とは違う別民族の大土地所有者の世襲財産にも狙いをつけていた史実が、その結論部分において指摘された。⁽¹⁰⁾

ヴィアトロフスキは、一九世紀末から二〇世紀初頭期の農業大経営に関するポーランドの近年の研究に見られる特徴的な傾向を報告した。彼は、ウンカーの農村労働者政策、ならびに、大土地所有の発展条件とその面積規模の変化等のテーマを示しつつ、さらに、ポメレレン（Pomerellen）や東プロイセンを対象とする地域史への関心の集中も著しいと結論づけた。⁽¹⁾

以上が大会初日の報告要旨である。次いで、二日目の議事は、近代化の諸問題の検討に捧げられた。まず、農学の発展とグーツヴィルトシャフトの近代化について、クレムは、一九世紀後半における一大飛躍を検証した。農業生産の集約化の急伸も、忘れられてはならない同時的要因である。農学の実務への応用がゆっくり進んだこと、また、その利用の実際を、各地域・経営諸層ごとに突き止める作業は、至難のわざであること、の一点に関する留保を断つた上で、クレムは、農用地の集約的經營・収穫高の上昇・無機質肥料の大量投与・機械化の進展、そして、植物栽培の改良等の農業近代化全般にわたる諸契機が基本的に日の目を見た一つの劃期は一九世紀末と見なしうると強調した。最後に、クレムは、農業經營の精細な地域史研究の喫緊の必要性を力説しながら、農業近代化過程の牽引車と言つてよいグーツヴィルトシャフトの積極的役割を高く評価した。⁽¹²⁾

これに対して、アヒレスは、一九世紀末以降のグーツヴィルトシャフトの近代化に、經營学的模範を見るることは全く不可能と断言する。事態は、むしろ逆であり、農場所有者にあって、官僚的（beamtenmäßig）要求志向が支配的だつたことは否定するべくもない。敢然たる資本主義的企業家精神の体現者では毫もなかつた「彼らは、經營の最大限活用を図ることよりも、はるかにひたむきに、自分たちの永続的窮境の証明と国家の助成を求める要求とを強行した」⁽¹³⁾。ひつきょう、農業經營学は、第一次世界大戦期に至るまで依然として、明確なビジョンをイメージした近代化の理想像を開拓することができなかつたのである。

メルルは、西南ドイツに比して、東エルベにおける農業協同組合運動の開始が遅れたこと、また、そのメンバー構

成も別物であったことを指摘した。東エルベでは、大土地所有者の比率が明らかに高い。一八九六年以降、農業者同盟もまた協同組合の運営に乗り出したのだが、既存の組合に較べてはるかに攻撃的な言動が目立った該組合が、その自己目的を達成したとは言いがたい。化学肥料や強化飼料の普及に示される農業進歩の波頭に立つたのは、酪農・畜産組合だったのである。⁽¹⁴⁾

ステピンスキは、一九一四年以前のプロイセン領ポーランドにおけるドイツ化政策の帰趨を問題にした。一八八六年の植民法に関して、それは、苛烈な民族闘争が生んだ反ポーランド人的な措置だつたと強調する研究もあれば、他方、プロイセン植民政策により作り出された農民的所有構造を肯定的に評価する、内地植民の擁護論も見られる。相互に相容れないこの研究史を踏まえた上で、ステピンスキは、おもに、ポーランド側の土地分割協同組合の活動を詳述し、それが買い占めたのは主としてドイツ人の土地にほかならなかつたと小括した。ポーランド人の組合が実行した土地取得と農場切り取り (Güterschlächter) との資金源を突き止めるためには、なお、以下の対立的論点が検証されなければならないであろう。すなわち、はたしてドイツの銀行は、顧客の民族的な氏素姓などいささかも意に介さなかつたのであって、ポーランド人の市場をめぐり激しい経済的競争戦を繰り広げただけか、それとも逆に、ドイツの信用組織には、活動のナツィオナールな基準が設けられていたのか、がそれである。⁽¹⁵⁾

農業近代化の諸要因を継続議題として、二日午後の日程は、ミュラー報告によつて再開された。午前中を取り扱われた問題が、主として、理論的な手がかりと適切な仮説との検討だつたとすれば、午後の部では、現実の近代化過程の実証に力点が置かれた。ミュラーは、東エルベ農業における農学インテリ・グループの役割を問い合わせ、農場支配人 (Güterdirektor) とペヒターとの豊富な実例を披瀝して、両グループの地位と機能を明らかにする。農場支配人として活躍した代理人 (Administrator) ならびに農場監督 (Inspektor) とは、貨幣報酬あるいは分益 (Gewinnbeteiligung) とも換えに、地主農場の経営実務全般にわたつて働く、農業大経営の管理人である。進取の気象に富

む彼らのすぐれた業績は、高い教育水準、地主との良好な人間関係、そして、企業家的な経済感覚等のなせるわざであつた。次に、ペヒター層は、土地取得を回避して、経営資本を農業につぎこみ、自立的経営を実践する。このグループの人人は、利潤獲得を目的とする企业家にほかならない。高等教育を受けた彼らは、経済的にはリベラルだが、政治的にはおしなべて保守的だつた。ミュラーは、ペヒターのなかでも、とりわけ御料地借地人 (Domänenpächter) ⁽¹⁶⁾ が農業進歩に寄与する能動的役割を浮き彫りにした。

ヘルマンは、ドイツ農業協会について報告した。当協会は、もともと、全ドイツ的規模での農業発展を目的とした組織でありながら、その活動には、ある種の地域的偏向、すなわち、東部ドイツのあからさまな特別視が看取される。ヘルマンは、この点を、東エルベの数多くの農業家が協会メンバー中に含まれること、協会主催の巡回展覧会が東エルベの諸都市で合計一回開かれたこと、そして、協会がポメルンと東プロイセンにおいて機械の検査を実施したこと、⁽¹⁷⁾ によつて検証した。

民俗学者ヤコバイトは、進歩と伝統のはざまに揺れる農民の状態に省察を加える。⁽¹⁸⁾ 技術進歩により呼び醒まされた農民生活の変化の解明を課題とする彼は、農業技術振興機関に照準を当てる。規約・創設メンバー・幹部構成を一見すればただちに知られるとおり、そこでは、大経営優遇の傾向が明確であつた。だが、一九一八年以後のドイツ農業の再建とアウタルキーの樹立とのためには、この大経営のみならず、当然、有為の中小農民経営が必要視されざるをえない。問題は、これらの中小経営の経済的効率を支える農業工学的的前提諸条件が確立していたわけでは必ずしもない点があつた。農民たちは、むしろ、労働の維持と軽減を、手仕事用器具の改良に専念することで果たそうとし、その結果、従来の伝統的な労働方式を、農民が一見したところまるで固執しているかのような事態がもたらされたのである。他方、トラクターの導入を試みようとした農民が、機械化ならびにそれによる労働軽減への願望と、自余の社会環境に適応しうる労働・生活様式を求める希望の念とを持ちあわせていたことも、忘れられてはならないもう一面

の事実である。

ロックは、一八七〇年から一九三〇年までのブランデンブルク農業を、作業機械の刷新・電気エネルギー利用の開始・自動鋤とトラクターとの導入、の三つの基礎過程に即して分析する。電気代と機械の仕入れ費用がかさんだため、農民経営では、依然として筋力を頼りとするほんかかつた事実を認めた上で、ロックは、ブランデンブルク農業における機械化の進展に、技術的進歩への適応のみならず、農村民の流離と国際的競争戦に対応するための決定的な安定化戦略をも看取しようと帰結した。⁽¹⁹⁾

オーバー・シュレージエンを対象とするラウプナーの副報告は、現在利用可能な資料の性格上、得られる結論は一種のアナロジーにとどまらざるをえないと留保しつつ、一、〇〇〇ヘクタール以上の巨大経営における機械利用の水準から推して、マグナート農場での機械化の進展を顕著なものと把捉する。さらに、彼は、地下鉱脈の採掘と、森林資源とりわけ木材の加工とを特徴とする当該大農場経営の独特の利用形態に注目し、そこでの大土地所有と工業の結合を、おそらくは近代化の最良の変種に当たると高く評価した。⁽²⁰⁾

大会三日目の午前の部では、東部ドイツ農業における反近代主義を共通テーマとして三つの報告が行われた。ピュータは、大土地所有が、ライヒとラントそして下位レベルの地方自治体のいずれにおいても、一九一八年に至るまで租税上の優遇措置を得ていた実態を明らかにした。この点についてピュータが指摘する重要な事実は、税制の煩雑さ・欠陥、ならびに、税額決定に対する農場所有者の政治的影響力であった。ワイマール期にあっては、インフレーション終息後新たに導入された租税が経営費の重要な一項目を成して、農業経営の減益をもたらした。この「土地財産税」(Grundvermögensteuer)が、一九三〇年代初めの東部ドイツにおいて、大多数の大経営が経済的苦境に陥つて行つたことの一因であつたることは、想像に難くない。租税問題との取り組み方のスタイルの違いは、ピュータによれば、声高に叫ばれた様様な利害の対立が際立つ時局から、法律違反もものかは、特定利害に与する立場を極限ま

で突きつめようとする局面への移行を指示する標識としての意義を持つものであった。

農村労働者政策を論じたフレミング報告の要旨は、以下のとおりである。農場に定住する日雇い労働者とグーツヘルとの利害共同態は次第に解体し、経済外的強制を脱した即物的な雇用＝被雇用問題が形成されつつあると、農村労働者状態に関する一八九〇年代のアンケート調査を基礎にして、M・ウェーバーが結論づけたことは広く知られた事実である。これに対し、農業会議所による「対抗アンケート」(Gegenenquete)⁽²²⁾とは、農村での人間関係はすぐれて協調性に富み、都市におけるよりも良好であるとする見地の証明を企てるものであった。フレミングは、農村民離脱の不利益を埋め合わせるための地主の諸方策を引き合いに出すことにより、この「対抗アンケート」の主張に対して反論を加える。日雇い労働者の生活状態は低下し、社会的不安が高まつた。労働市場の面から見ても、また、警察や保健所の世話を受ける点でも、農村労働者は、一箇の政策対象と化すほかなかつたのである。

共通論題報告の掉尾を飾つたのは、大会主催者のライフ自身であつた。ライフは、帝國土地同盟 (Reichslandbund) の機関紙ならびに自余の農業専門紙を分析して、ワイメール期の反ユダヤ主義を追跡した。一九二一年まで存続した農業者同盟の機関紙に、狂信的な反ユダヤ主義の論調が見られたことは、紛れもない事実である。だが、帝國土地同盟の中央機関紙には、反ユダヤ主義の論説はほとんど載らなかつた。農業利益を力強く代弁するという、全農業地域に必要な公分母を作り出すことが、その当面の課題だつたからである。一九二五年以後の時局に移つても、反ユダヤ主義の言説は、同盟の地方紙にすらほとんど現れずじまいであつた。これに対して、国粹的ないしは人種的イデオロギーの流布に努めたのが、ドイツ貴族新聞とドイツ青年農民の一紙だつた。ライフは、ここに、世論操作の商業関係を見いだす。後者にあつての経済的反ユダヤ主義は、農業と農村とが脅かされた地位に甘んじているという「根源的焦燥＝劣等感」⁽²³⁾の一表現にほかならなかつた。

2 討論の要点

各報告の直後も、また、最終日後半の総括討論の際にも、巨細の別なく、きわめて批判的な意見が飛び交ったが、議論の内容は、およそ四つの問題群に大別される。

(i) 農業国・工業国論争

ベルケ (Willi Boelcke) は、当該の論争がもたらした帰結はなにか、そして、この論争は、当時のドイツ社会において、どの程度気づかれていたのか、と問うた。この問い合わせに対する明確な解答は、結局得られずに終わったが、トイテベルクは、論争の意義を明らかにするためには、農業と国家・工業との関係、国内市場の構想をめぐる農工両部門の調停等の問題領域が、もつと念入りに分析されなければならないと小括した。

(ii) 帝政期東部ドイツ農業の危機

モーザー (Josef Mooser) は、経済的危機など存在しなかつたと主張するヘスの議論に対する疑念を表明した。ドイツ農業は、当時、いつたいどのような危機のもとにあったのか。巷間議論されることの多かつた危機とは、単なるイデオロギー上の語り草にすぎなかつたのではなく、現実的な基礎に根ざしていたに違いない、とモーザーは言う。彼は、労働者問題に見られる社会的・経済的困難を重視した。これは、ヘスにあつては完全に欠落した視点でもある。これに対して、トイテベルクは、本義の経済的危機そのものを疑問視する。彼にとつては、むしろ、近代的工業国が農業との競争戦に勝利を収めたと人が認めた点に固有の危機が宿るのである。この危機の経験は、経済的局面、つまりは農業と工業の関係のみに還元されうるものでは決してない。人々の生活形態と文化こそが問題だったのである。ブーフシュタイナーは、ヘスの立論が、一八九〇年代の調査報告のみに基づく分析であること、そして、ドイツ帝国全体の統計数値に依拠していること、の二点を指摘しつつ、ヘスが追つた発展の帰結を問うた。ブーフシュタイナーの発言要旨は、こうである。主として農民的土地所有により特徴づけられる南部・西部と、大土地所有が支配的な

東部とのあいだには、一八九〇年代の半ばに至るまで、一ヘクタール当たりの収穫高の点で、前者優位の少なからぬ格差が見られた。大農場経営において実施された生産の集約化の結果、逆の展開がようやく示され始めるのは、一八九〇年代に入つて以降のことなのである。さらに、これ以外のおもだつた発言として、負債統計の欠点をアヒレスが批判したとすれば、他方ミュラーは、大経営の収益性の増進をめぐる蒸留酒製造業の寄与の程度を問題にした。

ブーレは、農業の危機という概念を用いることは適當でなく、その構造的衰退こそが問われるべきであるとした上で、発展の見地を取る加藤の理解に批判的に言及した。ハルニッシュは、ある種のファイディコミスが担つた積極的役割を肯定的に評価しようとする加藤説に異議を唱えて、その消極的性格を強調した。ウンカーレ論に対しても、ハルニッシュは、加藤の見解を批判し、ウェーバーの認識において、ウンカーレは「生きるか死ぬかの経済的闘争」⁽²⁴⁾ の危機に瀕していたと把握されていた点が、基本的に重要だつたはずであると発言した。これに対し、「集約性・収益・そ

の生産の質といった諸点に示される大経営の優越⁽²⁵⁾」を力説したヴィアトロフスキは、加藤のポジティヴなファイディコミス理解に知的興味をそそられると表明した。

(iii) 近代化過程の諸問題

クレムが示した農業教育の向上という事実について、アヒレスは、次のような補足説明を行つた。すなわち、大学教育を受けた専門家が農業経営の実務の道に進んだ例は皆無ではないが、概して通例的ではない。彼らは通常、農業会議所・協会で職に就くか、もしくは、巡回教師として活動することが多かつたのである、と。ブーフシュタイナーは、ミュラーが高く評価したペヒターの状態、ならびに、劣悪とは言えぬ借地条件にもかかわらず、一八九〇年代末以降、大経営における借地関係はむしろ後退を示していると指摘した。

機械化の進展について、アヒレスは、ドイツ農業の階層別経営構造それ自体に、その決定的な阻止要因が潜むと見る所以あるが、ベルケは、農園 (Hof) の機械化が農地区画 (Feld) のそれに比して、はるかに遅れを取つたのはな

ゼカとの論点を提起しつつ、それは、経営構造によつて説明されるのではなく、むしろ、技術上・費用上の諸問題に起因すると指摘した。プーレは、機械化の進展がきわめて緩慢だった点に着目して、その原因を尋ねるとともに、東部ドイツ農業にあつて、近代的なものとはいつたいかないにだつたのかとの根源的な問いを投げかける。彼によれば、そもそも近代的農業は、畜産に特化した北西ドイツや、あるいは甜菜糖ベルト地帯 (Zuckergürtel) のような特產物生産地域においてのみ見いだされるにすぎないのであつた。

ライフ報告に対するコメントとして、トイテベルクは、農村の反ユダヤ主義を説明する大ざっぱな手がかりさえまだつかまれていないと批判した。その際の注意点は、おそらく、二重の意味での文化的遲滯 (cultural lag) であろう。すなわち、一つは、都市と農村とのずれであり、二つ目は、農業における著しい変化と農村の生産者が抱く遅れた集団意識との相違である。農村に対する都市住民のさげすみの念が、農村の反ユダヤ主義を激化した根源の一つに挙げられてもよいのではないか。イデオロギー概念を嫌うトイテベルクも、前望的諸力と守旧的なそれとを区別するなんらかの工夫だけは必要と認めるのである。

プーレは、近代化概念とそのクリティアとの理論的洞察を問題にする。彼によれば、近代化とは、決して単線的なものではなく、種々の領域において複線的に進む過程である。それは、経済のみならず、社会、政治、文化等の様様な分野の複合的な構成要素を包括するのである。プーレは、官僚化・工業化そして民主化という三つの過程を比較考量することによつて、近代化の説明モデルを用意しようと説く。いや、それだけではない。近代化とは、そもそも、誰のために行われ、どれほどのコストを要するものだつたのか、が問われなければならない。ともあれ、当該の過程は、生産特化による農業の構造改良、農業と工業・政策・国家との関係、そして、経済的損失の政治的埋め合わせの程度といった諸側面に即して究明される必要があるのである。

トイテベルクは、プーレ説に基本的な賛意を表しつつ、彼が示した三つの過程に加えて、コミュニケーションの国

當化と大量消費の実現との二要因を挙げた。トイテベルクの議論は、さらに、農村社会史家によつて用いられる比較の基準は、本来、厳密な地域史的考慮に基づいて選定されるべきであるとの指摘に及んだ。他方、国家干渉の実態把握も重大問題の一つなのであって、この点を解き明かすためには、この干渉の機能と作用に関する予備知識が集成されなければならない。その上で問われるべきは、次の点である。新たな秩序をもたらすか、革新的な変化を解き放つかした方向での保護が、国家干渉によつて、行われたのか。それどころではなく、逆に、ある特定の生産形態が、断末魔に至るもなお固く化石化されてしまったのか。もし後者の目的が集中的に追求されるとすれば、そのときには、反近代主義のドイツ的特質が帰結される幕切れを迎えることにならう。そのかぎりでは、そもそも「近代化」概念それ自体が疑問視されざるをえないものである。

ハルニッシュは、農業近代化を、重層的でひずみのある、のろのろと進む (gebrremst) 過程と捉える。このような特徴をもたらす雑多な諸要因は、彼によれば、農村民の流離・都市化・ナショナリズム・教養市民層の文明批判・東部ドイツの過疎化・土地国有化の動き・農業ロマン主義の強まり・軍事力拡充に対する懸念等である。これに加えて、農業に対する工業の影響とならんと、農工間の協力という論点も吟味されてしかるべきであろう。

(iv) 成果と課題

ベルトホルト (Rudolf Berthold) は、東部ドイツ農業の近代性に関する議論には、不分明なままの問題が依然として残ると指摘する。この点を解説する決定的な手がかりを農業経済学に求めつつ、彼は、次のように提案する。すなわち、近代化の評価のためには、少しく専門的 (partiell) になりすぎる嫌いはあるにせよ、やはり、農業経済学の基本的な近代化概念が中心に置かれなければならない、と。アヒレスは、これに異を唱える。国は、一八八〇年以来、関税によつて、農業生産の前提となる諸条件を整えてきたのであるから、純経済的な考察には限界があるというのがアヒレスの立場であつた。

ハルニッシュは、農村社会史としてのアグラール・ゲシヒテを主張する。本大会で取り上げられた時期の農業経済をめぐる問題は、社会政策上の諸問題と密接不可分の関係に立つことが明らかになつた。われわれが目指すべき新しい地平は、社会政策 (Gesellschaftspolitik) としの農業・土地政策 (Agrarpolitik) の分析に求められてしかるべきなのである。

シュテークマン (Dirk Stegmann) の発言は、こうである。農業近代化とは、もとより、認識不可能な契機ではないものの、はたしてそれがどの程度まで進展したのかという点の判定は、必ずしも容易ではない。近代化の進み具合を精確に測るために一つの可能性は、国際比較であろう。また、東エルべの大農場に、改良 (Veredelung) の道を歩む移行の可能性があつたのか否かという問題は、シュテークマンにとっては、依然として未解決である。国は、一九一八年に至るまで、農業を最大限操つてきた。農業に残された自主的努力の余地は、いくばくもなかつたのである。政治的近代化は、ドイツでは無きに等しい状態だつたし、保守改良主義 (Reformkonservatismus) も弱体のままであつた。もしかすると、この点に、農業における保守改良主義が弱かつた一因を求めるのかも知れない。一九一八年以後、改革がそれほど進まなかつた農業と政治の両分野における一重の危機という事態に立ち至る。国の保護が、なんらの代償も与えられず突如として打ち切られたためである。こうして、東エルべの農業生産者は、一九二〇年代には、耐えがたい新手の危機の渦中に身をさらす結果となつたのである。

Bo Strath は、農村における様様な生産者グループの合理性に止目して、苦境時のその適応戦略とともに、国・工業・工業国に対する諸グループのスタンスの置き方の違いを視野に収める必要性を説いた。彼の発言は、さらに、農村社会の発展を国際比較の視角から見る重要性の指摘に及んだ。

ステピンスキは、農村発展を説明する重要な一契機として、一八九五年以後の貴族の強化と農村住民に対するその影響力を強調した。アヒレスは、(1)経営、(2)市場経済、(3)イデオロギーとエリートとをめぐる社会関係、の二者の区

別とそれらの総合の必要性を、帝政期アグラール・ゲシヒテ研究の固有の一課題に挙げ、また、トイテベルクは、都市化過程の分析こそが新しいアグラール・ゲシヒテの中心的位置を占めなければならぬと提唱した。農村に対する都市の作用は、当該の過程を通じて、ますます強まつたからである。⁽²⁶⁾

総括討論においては、あるいは、次のような一連のテーマ、すなわち、農業信用組織・保険組織・通信網の整備・農業の官僚支配・農村の日常生活（Lebenswelt）・婦人の地位、そして、農民の家政が、まだ未解決であると指摘された。最後に、主宰者のライフが自ら立ち、当大会は、アグラール・ゲシヒテ研究にとっての新たな出発点を画するすぐれて建設的な学念だつたと評価し、11日間にわたる大会を締め括つた。

(1) 原題は、*Wege und Auswege aus der Krise. Stabilisierungskonzepte und Modernisierungsstrategien der ostdeutschen Landwirtschaft an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert* である。ノットの前面の課題は、田畠は、「ブルリン会議」の内容をどうか正確に伝えるといふ一括り題がされている。それゆえ、名論者との論取解に対する批判的なコメハートと、わたくし自身が持つ論点の対置については、全面的には展開せず、註記における「」へ簡単な言及にとどめている。そのような批判的検討の試みは、本書後段の一課題である（前篇 第三章参照）。

- (2) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 9-31, 加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論（1）（2）」『広島大学経済論叢』第一卷、第一号、一九九七年、第一回。
- (3) ノの議事録は、一九九三年五月八日付の私信とともに、ライフ教授より送付された。
- (4) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 17, 加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論（1）」『広島大学経済論叢』第一卷、第一号、一九九七年、九四ページ。
- (5) 同時代人M・ウェーバーの見地に関する詳細な言及は、ハルニッシュ報告には欠落していた。したがつて、われわれ自身の観角から見れば、次のような錯綜した諸論点の有機的関連が重要と思われる。すなわち、ノと世襲財産論の認識世界に即するかぎり、「工業国」を過度に危険視する立場を退けたウェーバーが、むしろ逆に、「小世襲財産」の生成に端的

に表れる「農業資本主義」の利害を最優先する保護貿易政策をハシ槍玉に挙げたことは、紛れもない事実である。だが、ウーバーは、同じ世襲財産であつても、「大世襲財産」を少しも指弾はしない。彼にとって、「工業国」路線の推進は、「農業資本主義」的な「小世襲財産」の蔓延とは絶対に両立しえないが、農業的大土地所有たる「大世襲財産」の存続とない必ずしも矛盾しない。「大世襲財産」は、「農業資本主義」の最悪の虚榮分子では全くなからである。「農業国・工業国」論争をめぐるウーバーのトバーシた複雑な、しかしあれでして首尾一貫した見解は、まだ充分理解されていないのやさぬまことか。Vgl. M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 391-393; MWG, S. 185-188.

(6) *Bäuerliche Zustände im Deutschland*, Bde. 1-3, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bde. 22-24, Leipzig 1883, ⊕全面的分析は、この種の研究の前提を成す出発点であつた。

(7) ブーフンバタイナーの研究成果は、*Großgrundbesitz in Pommern 1871-1914. Ökonomische, soziale und politische Transformation der Großgrundbesitzer*, Berlin 1993, ム題カヘ | 韻ノガムスルム。

(8) 「元来英語で cluster analyse トロツカムタヒテイナの用法は、シイシドは、早々から知られた統計的方法である」と一トロツカムタヒテイナは詮釋ソトコ。

(9) クスの議論、とりわけそのハイデイコフス議の意義と無視しえぬ難点については、すでに論及した（本書、緒論、前篇、第一章、1、参照）。

(10) わたくしの報告は、拙著『ドイツ世襲財産と帝国主義』を勘定ソトコ。

(11) コッカ (Jürgen Kocka) は、ヴィトロヘベキのヘルムート・ブルバーア (Helmut Bleiber) 批判を好意的に紹介している。旧東独の一部の農業史研究に見られたイデオロギー的偏見、すなわち、「プロイセン型の道」をめぐるノーリン・テーゼの断定的 (apodiktisch) 指示化の先走りともて一種の理諭偏重、ならびに、これと裏腹の関係に立つ、具体的な社会経済史的実証分析の欠如に対して、ヴィトロヘベキは、一九七〇年に立ち早々警告を発していた。報告後の論論において、彼は、一九世紀末期の東部ドイツ農業を「危機」のよみどりあつたと見なすのか否か、として基礎的係争点に関する論議の誤謬を留連した。Vgl. J. Kocka, Zur jüngeren marxistischen Sozialgeschichte. Eine kritische Analyse unter besonderer Berücksichtigung sozialgeschichtlicher Ansätze in der DDR [1972], in: Alexander Fischer und Günther Heydemann (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in der DDR*, Bd. I, *Historische Entwicklung, Theoriediskussion und*

Geschichtsdidaktik, Berlin 1988, S. 410f. Ann. 42.

(12) ニの点と密接に関わつて、わたくしは、「ドイツ大土地所有（の一部）による近代化促進の効用」という仮説を立て、これを強く指示する「ウェーバー＝ムラー（Hans-Heinrich Müller）的視点」の含意を熟慮すべき方法的必要性を問題提起したい。クレム報告は、わたくしのニの観地に基本的に合致する。詳細については、後論（前篇 第三章）において展開する。

(13) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 22, 加藤房雄訳「東ヨルグ農村社会史論（2）」『広島大学経済論叢』第二一卷、第三号、一九九八年、五一ページ。当時の農業経済学が、その理論的展開のための重要な材料を地主経営 (Gutsbetrieb) に求めていた点、そして、地主経営と農民経営では大きく異なる事実を強調するアヒレスは、農業史研究に近代化理論を適用するニル「単純化」の嫌いを見いだし、この傾向を鋭く批判するのである。

(14) ライフによれば、「マルルの見解は、一義的に明晰であるわけでは必ずしもない (zwiespältig)。すなわち、一方において、大土地所有者がこの『遅れた』協同組合運動で、説得と模範提示に当たる重要な役目を引き受け、農民をこの協同組合に引き入れたとするならば、同時に他方では、大土地所有者の精力的共働があつたればこそ発展しえたと言つてよい該協同組合組織のネットワークは、ドイツの他の諸地域に比して、はるかにまばらなものだつたし、その組織化率も、より低い状態にとどまつていたのである、ル」。Ebenda, S. 25, 同上邦訳、五六ページ。

(15) 「ポーランド農業とドイツ農業の『機能的嗜み合わせ』」に着目したステピンスキの議論を、ライフは、高く評価する。ドイツとポーランドの「両サイドでの発展は、相互に利益を得た。そして、それは、次のような農業効率化過程、すなわち、市場経済を志向していく、科学により導かれる効率化過程という、ドイツ農業もポーランド農業をも等しく席捲する一つのヨーロッパ的過程の共通の強力な基礎上で実現したのだった」（傍点引用者）。ゲルマンとスラブの民族融和論的色彩の濃厚なステピンスキの見解から、このように、ライフは、現在進行中のEU統合の一局面を形作るドイツ＝ポーランド間地域統合の一つの源流を、農業面に即して読み取ろうとするのである。

だが、これは、柳澤治氏の的確な評言に見られる「『統合』に対する手放しの評価」の一例にほかならぬのではあるまいか。少なくとも、渡辺尚氏が強調する「地域統合と地域分化との、逆向きの空間作用の緊張関係の歴史」を正視しようとする姿勢が、ライフにはない。彼は、民族闘争に止目した従来の研究史を、「限定的パースペクティヴ」ないしは「一

面的パースペクティヴ」と呼んで鋭く批判するのであるが、ややした一面性の指摘は、ほかならぬライフのステッピンスキ評価そのものにも向けられなければならないであろう。わたくしは、この点に端的に示されるある種の時流迎合的傾向に、当該「ベルリン会議」の最大の弱点の一つを見る思いを禁じえない。Vgl. ebenda, S. 26f., 同上邦訳、五九一六一ページ、渡辺尚編著『ヨーロッパの発見——地域史のなかの国境と市場』有斐閣、一九〇〇年、一九六ページ、同書に対する柳澤治氏の書評『経営史学』第三六巻、第一号、一〇〇一年、一〇七ページ、参照。なお、わたくしの書評『歴史と経済』第一七八号、一〇〇二年、所収、も併せて参考されたい。

(16) 「農業の資本主義的再生産のうちに進行するといひの、土地所有と經營（資本主義的農業生産）との分離によることの資本主義的私的諸土地所有の、厳密な意味での近代的土地所有への転化、これが、土地所有のブルジョア的改造——ブルジョア的土地変革の第三の契機として現れる」。尾崎芳治「ブルジョア的土地変革の理論」同『経済学と歴史変革』所収、同上、三六一ページ。先述の「カユーバー＝ムラー的視点」が留意する経済学的内実の一極要点は、尾崎氏の論文「ブルジョア的土地変革の第三の契機」に相当する、と認めてよだれい。

(17) 大余の際配布されたヘルマンの報告ノックメニムねば、ホーベ (Theodor Heuss) は、このドイツ農業協会の特徴を「農業思想の參謀本部」と認めて表した。

(18) 民俗学 (Volkskunde) の研究史に関する簡便な概観として、おおだへ、Ian Farr, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: Richard J. Evans and William Robert Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London/Sydney 1986, pp. 9-11, を参照。

(19) ロシクは、代々のアルリム (Arnim) 伯爵家が所有したボイツュンブルク所領の分析を受けた実証史家で、その時期的対象は、およそ、一八〇〇—一九一四年である。一八三二年と一八五五年に家族世襲財産化されたこの所領の近現代史的展開は、われわれの問題視角から見て、おむね興味深く。該所領の資本主義的經營への移行とその前史を精査したヘルミッカの著作、*Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, は、田東独の歴史研究が生んだ、後期封建制 (Spätfuedalismus) の農業事情に関する最高成績の一例である。Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft,*

S. 267.

(20) シューレーバーの大著『経済と社会』中の一節「オイコス (Oikos) の発展」は、以下に叙述が見られる。「特有の産業的大經營の創造は、たとえばシュターランの『シタロステン工業』(Starosten-Industrie)の場合にこそそれかも欠けることなく見られるようだ。そうした經營を併設するオイコスのくらや、資本主義的企业家にむけたりむけむかるかあることは、完全に転形せることがありうる」。M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 232.

それゆえ、次のように述べてよいであろう。シターラン・マグナーテンのハイティガース農場に併設されたシュターラン工業としての農工複合体 (Agrarindustriekomplex) は、「近代化の変種の最良の一形態」に当たる。たとえ「領主的生産者類型」であるにせよ、この類型は、必ずしも「半封建的」なものではありえない。なるほど、かつて「前近代的・半封建的」だった「領主的類型」の、「近代的・資本主義的」な類型への発展の歩みは、あたかも「『小世襲財産』の有害性 (不合理なもの) の『大世襲財産』的有効性 (合理的なもの) への転化の傾向」ながらに、「一つの逆説ではある。しかし、それはやはり、ドイツ全体のブルジョア的発展傾向を色づける事態適合的な特殊的一契機にほかなりぬものなのであった」。加藤房雄『ドイツ世襲財産』一八〇一八一ページの註(65)参照。なお、「近代的な『領主的生産者類型』」という範疇規定については、回上一〇五ページの註(34)を、また、ウェーバーの先の論述をめぐる示唆に富む指摘として、住谷一彦「ブルバールトとショーレーバー——『ブルジョア』をどう読むか」『国際関係学研究』(東京国際大学大学院) 第六号、一九九三年、所載、同、111—111ページの註(12)を見よ。

(21) ライフによれば、これにせよ、当時の「農業にとっての急所の一端」にはほかならなかつた。Vgl. H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 28, 前掲邦訳、六一ペーパー、参照。

(22) Ebenda, S. 27, 同上邦訳、六一ペーパー。わたしが、当初、ライフ教授より受け取つた大会プログラム案によれば、渡り労働者のみなみず、定住労働者 (die seßhafte Landarbeiterenschaft) の問題も報告テーマに掲げられており、その担当予定者は、旧東ドイツのプラウル (Hainer Plaul) であった。農村労働者の在地 (Bodenständigkeit) と彼の自由とを調和させうる唯一の契機を零細地小作 (Parzellenpacht) と記したM・ウェーバーの所説、などびし、工業労働を行つてゐるショーレーバー・ゲルトナー (Schrebergärtner) 地の零細地小作が、ドイツ帝国主義転化のための構造的基底としての歴史的意義を担つた点を示唆するヌスbaum (Helga Nussbaum) の論述を、ともに実証的検証に付す貴

重な手がかりがプラウル報告から得られるのではないか、と大いに期待されただけに、わたくしは、これが行われずに終わつたことを残念に思う。仄聞するにれば、プラウル氏は、ドイツ再統一後、研究意欲を急速に沮喪させたとのことである。ドイツ統一の悲劇のうちにから垣間見えるように思われる。なお、ウェーバーとヌスバウムの議論については、加藤房雄『ドイツ世襲財産』1111ページの註(79)、100-106、170-171ページを、また、零細地小作を、「西郷グルリの地域の都市化の深化を支える農村的基礎の一契機」と捉え直すわたくし自身の新たな見地に関しては、本書、後篇、第四章を覗よ。

- (23) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 29, 前掲邦訳、六四ページ。ハイフ報告は、ワイメアール期の反ユダヤ主義に関する貴重な実証的貢献である。反スラブ主義 (Antislawismus) との相即不離の関係、そして、反民主主義 = 反社会主義イデオロギーとの合体した「イデオロギー複合体」(Ideologiekonglomerat) における反ユダヤ主義の位置づけ等の問題が、今後、究明されるべき重要な課題である。Vgl. Wolfgang Wippermann, Probleme und Aufgaben der Beziehungs geschichte zwischen Deutschen, Polen und Juden, in: Stefi Jersch-Wenzel (Hrsg.), *Deutsche-Polen-Juden. Ihre Beziehungen von den Anfängen bis ins 20. Jahrhundert*, Berlin 1987, S. 32 u. 38.
- (24) M. Weber, Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik [1895], in: ders., *Gesammelte Politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980, S. 19, 田中真輔訳『国民国家と経済政策』未来社、一九五九年、四九ページ。Vgl. Francis L. Carsten, *Geschichte der preußischen Junker*, Frankfurt am Main 1988, S. 148.
- (25) H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 26, 前掲邦訳、五九ページ。
- (26) 農村社会に対する都市(化)の影響には、おもしろく甚大なるものがあった。しかし、逆もまた真実であると言わなければならぬ。すなわち、都市化の進展を、近郊農村が一定程度支えかゝる担うべからう、都市化と農村社会との相互的な作用 = 反作用のダイナミックな構造的連関があるが、明らかにわれてしかるべきなのである。だが、都市に対する農村の反作用という回じメダルの重要な裏面への正当な問題関心は、トイテベルクの場合、もとより皆無ではないにせよ、少なくとも甚だ稀薄なのであるあこか。この疑念は、都市化の研究状況と諸問題を論じたかつてのサーヴェイ論文(一九八三年)を一読したのちにも、なお依然として、消え去らざに残るようと思われる。
- すなわち、「都市化の地域的特殊性」を把握する問題的課題を提起するトイテベルクは、なるほど、一方におひて、

「都市・農村間ペハシラー」(Stadt-Land-Pendler) の存在への注視を怠らず、他方では同時に、「郊外化」(Rurbanization) 論争を用ひて、「社会的混乱」(die soziale Desorganisation) 講義の過程中にある「大都市近郊」(die großstädtischen Vororte) の形成に着目する必要性を認めて、農村社会に対する都市(化)の影響とどう重軽テーマを、広い意味の視野に収めてしまふ。しかし、「農村の実存状況への都市化の反作用、ならびに、農村で可能な対抗運動(Gegenbewegungen) = 反都市化(Counter-Urbanization)」(傍点筆者)は、なお手つかずのままの対象にほかないなど彼が断じたのである。この「反都市化」とはいかだらなにを意味するのか。この点は、必ずしも明確かつ分明ではないことにはほかあぬまじ。いずれにせよ、都市化と近隣農村社会との相互規定的な相関の具体像を明らかにする実証課題の本格的検討が、されば、行われなければならないであらう。首都ベルリン圏の実例に取って、「農村社会と都市化との相互連関の歴史的意義」を論じる。本書後篇の主要田畠の一節、これである。Vgl. Hans-Jürgen Teuteberg, Historische Aspekte der Urbanisierung: Forschungsstand und Probleme, in: ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln/Wien 1983, S. 2-34, bes. 31-34.

III 補 編

1 松尾展成著『ザクセン農民解放史研究序論』

「一八世紀後半のザクセンにおける特權都市と農村工業」(大塚久雄教授還暦記念—『近代化の経済的基礎』岩波書店、一九六八年、所収)、あるいは、「ザクセン牧羊業の発展と農民経済」(松田智雄教授還暦記念—『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、一九七一年、所載)等のザクセン史を対象とした誠実な実証研究で知られる松尾展成氏が、このたび、『ザクセン農民解放史研究序論』と題する一書を世に問われた。本書は、ザクセン経済史研究の先の一論文とはその趣をやや異にして、該地方の農民解放史に関する厳密な「具体的・数量的事実」(→ページ)の提示に課題を絞りき

つた重厚な力作である。本書に対しても、すでに、オーストリア農民解放史研究の立場から佐藤勝則氏が、『岡山大學経済学会雑誌』二二の二（一九九〇年）に、簡にして要を得た内容の整理と紹介を含む、好意的でいてしかも同時に批判的でもあるサジエスティヴな書評を寄せておられる。そこで、本書の概要については、佐藤氏の好書評を是非参照していただくこととして、ここでは、紙数の制約もあり、慣例としての内容の約言はこれをあえて慎み、その上で、ザクセンとプロイセンの違いこそあれ、同じドイツ農業＝土地制度史を専攻する一後進の眼に映じたかぎりでの若干の感想を、佐藤氏が指摘する論点との重複をできるだけ避けながら書き記すことにより、本書公刊を慶び、その意義を共感するよすがにさせていただきたいと思う。

さて、本書第一の特長は、この作品が英断の書であるということである。著者の研究生活のプライベート・ヒストリーを少しでも知るほどの人であるなら、それが、旧「東独」への研修年である一九七三年を境目にして、見事に二分されることにまずもって注目させられるであろう。著者にとつては、「ザクセン州立図書館」あるいは「国立ドレスデン文書館」が所蔵する膨大なハントシュリフト類を中心とした一連の一次資料の主体的発掘が、決定的に重要であつた。こうして、本書は、「ザクセンにおける領邦国家体制の形成と崩壊を経済史的に検討しようとする試み」を「いざれも放棄」（vi - viii ページ）した上で、著者三八歳のときから新たに始められた学問的営為の所産にほかならない。ここには、冒頭に示した二論文が代表する前期の作品群は、全く収録されていないのである。それゆえ、本書は、「学部時代から数えて三〇数年の成果」（viii ページ）ではなく、たかだかその半分強ほどにすぎぬ年月によつて生み出された果実である。わたくしは、この対象の放棄と新たな課題設定に、松尾氏の経済史家としての英断を見て取りたいと思う。

次に、言うまでもなく、本書第二の特長はその高い実証性にあるのであるが、それが、およそありとあらゆる「予断」から自由なすぐれて客観的なものであることは、特筆に値しよう。試みに、氏の手堅い分析手法の真骨頂を示す

第三章「地代償却関係全国統計とその問題点」の論理の歩みのみを一瞥しておこう。さて、ザクセン農民解放史研究に大きく寄与したグロース (R. Groß) は、公式統計と見なされる一系統の全国統計を立論の基礎としていた。すなわち、償却件数全国統計と委託地代額全国統計がそれである。松尾氏は、これらの二種類の全国統計に逐一厳密な批判を加えるのであるが、ここでは前者の官庁統計に対するテクストクリティックの要点のみをかいしまんで見ておきたい。当該の統計に宿るザクセン土地制度史研究上の無視すべからざる問題性は、著者によれば以下の五点である。

(1) 土地負担の種目だけが示され、その権利者（領邦君主か騎士領所有者か、それとも僧族・教会か）と義務者については一切不分明である。(2) いわゆる本領地域（リュートゲ F. Lütge の規定で幅広中部ドイツ莊園制が支配的な地方）と Oberlausitz (エルベ川以東の農場領主制に帰属) との地域的差異が無視されている。(3) 種目別提議・決済件数が最重視されるべきではない。提議の撤回等の高比率が考慮に入れられなければならないからである。(4) 三月革命期の農民層が憎しみの標的としていた領主狩猟権の償却件数が、実数よりもはるかに小さい。(5) 償却地代の額の多寡が、全く等閑に付されてい。

著者は、全国統計のこうした重大な難点を指摘する上により、一方で、ドイツ人研究者の議論の基礎そのものに鋭利な批判の眼を向けながら、同時に他方においては、「対象をいつそう狭めて」(viページ)、土地負担償却協定と騎士領領民請願書という二系列の一次資料の解説と検討に進むことを、すぐさま行われるべき継続的実証作業の一課題として自らに課しつつ本書を結んでいる。

問題限定のための以上のような厳密な方法的手続から容易に看取られるように、膨大な原資料群の山なみを踏破しよつとする著者の Sache くの飽くなきひたむきは、たとえそれが、モル (G. Moll) の口吻を借りるなら、諸事実の「ファンブルにあまりにも深く分け入りかねる」("Preußischer Weg" und bürgerliche Umwälzung in Deutschland, Weimar 1988, S. 179) ある種の瑣末へのこだわりを、ふれかれて感じじやう嫌いのない分析であるとした。

それにもかかわらず、わたしは、実証史家松尾氏のこの点での比類なき学問的良心が見逃されてはならぬと考える。

それはまず最初に、事物のアーリオリな性格規定と無関係だったとは言えぬ、わが国の西洋経済史研究史上のあの非客観的「予断」とは完全に無縁である。徹底的に史料そのものに密着して、事実それ自体をして語らしめる氏の厳かな禁欲的態度と、そこからおのずともたらされる分析結果の説得力に富む客観性とに、評者は心からの敬意を禁じえない。それは、さながら、大塚久雄氏が説くあの「事実の信仰」(『著作集』第一〇巻、岩波書店、一九七〇年、一一四—一一六ページ)の精神に近い高尚さではないかとも思われるほどのものである。

上述の事柄と密接に関わってここで次に指摘され得るべきは、本書の実証分析それ自体が、ある種の研究スタイルに対する一つの批判になつてゐるということである。すなわち、国の内外とともに、経済史研究の両極端の一極を形作ってきた、ポーランドの歴史家クーラ (W. Kula) のいわゆる「非歴史的な抽象 (ahistorical abstraction)」(G. G. Iggers 『ヨーロッパ歴史学の新潮流』晃洋書房、一九八六年、一一〇ページ参照)、換言すれば、性急な理論化をひととする理論偏重主義的傾向、この極端な一部の風潮に対する批判意識こそが、松尾氏の禁欲的姿勢に脈打つ学問的情熱の支柱であつたろうことは、想像に難くない。

では、逆に、本書にはクーラの語る両極の一端をなす「非理論的な歴史主義」(atheoretical historicism) の傾きは、いわざかも見られないであろうか。ことによると、本書に対する批判者は、一例にすぎぬが、第一章第4節で著者が止目する「近郊農村に対する大都市の経済的放射力」(六八ページ) や一八九〇年以降の「大都市の近郊農村合併」(七〇ページ) は、近代ザクセン資本主義の史的特質と普遍性の双方を考究する上できわめて興味深い事実ではあるが、これも、資本主義発展における本源的蓄積と資本蓄積の絡み合いとも呼びうる理論視角の設定と、そうした理論と史実の突き合わせの問題をこそ示唆するものである、とでも言うのであらうか。この点に関する評者の印象は、こうである。ザクセン史の権化が宿ると見まごうほどの、かくまで実証に徹しきつた本書の基本的姿勢とその方法的立場に

対して、なんらかの批判的な言辞を弄する資格も勇氣も、少なくともわたくしにはない。むしろ、われわれはやはり、かつて柳澤治氏が諸田實氏の労作『ドイツ関税同盟の成立』について語った「理論・解釈重視のわが国のドイツ経済史研究への厳しい批判」(『土地制度史学』第七〇号、一九七六年、六七ページ)と同じ精神をこそ、本書からもまた読み取らなければならないであろう、と。

さらに、わたくしは、本書第三の特長を、謹厳実直な禁欲と沈黙にもかかわらず、清らかな史実の泉からおののぞと湧き出るその豊富な問題提起の諸論点に見たい。以下では、主として、評者が特に興味深いと感じた第一章「課題の限定」第三節「中部ドイツ莊園制」の内容理解と深く関わると思われる次の五点ほどの疑問を列記して評者としての責めをふさぎ、併せて、いつそうのご教示をおおぐための用に供したいと思う。

a、農民層分解との関係

もとより、本書に分解論的観点が全然ないわけではない。事実、著者は「階層分化」(一四〇ページ)の進行を指摘しているし、「騎士領を購入しうる」(五〇ページ)ほどの資力を持つ農民(=富農。評者)の存在に関する示唆を与えてもいる。では、一八三二年の「償却・共同地分割法」は、基本的に富農・中農・貧農に区分されうる三層ごとに、はたしてどのような一律の、あるいは違った影響を及ぼしたのであろうか。「騎士領農民と管区農民との土地負担の差異」(四九ページ)の分析が重要な意味を持つことは、言うまでもない。しかし、同時に、騎士領農民あるいは管区農民内部それ自体での償却負担の階層別相違と、經營ならびに土地所有の総体としての農業制度全般の近代的改変におけるその意義とが追究されねばならないのではないだろうか。この点ではやはり、分析対象としての農民解放の過程からの「封建地代の償却」(マページ)のみの抽象は、文字どおりなにがしかの抽象性を帯びざるをえず、全体像に迫るためにには当然、共同地分割の実態がそれとともに解明されなければならぬのである。

b、共同体の編成替え

一八三一年時^点で、全住民の八分の一だけがグルハーレシャフトのむとにあつたとおもへ（T. Pierenkemper [Hrsg.], *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung, Stuttgart 1989*, 所収の C. Dipper の論説、特に S. 69 やつて、本書六四ページ第19表のフーフェ農の相対的漸減傾向を見よ）ザクセンでは、農民解放は、C・ディッパーが示唆するように、所有制度になんらかの重大な作用を与えた改革ではなく、ただ単に、園地農・小屋住農等の Tagelöhner 層の窮迫の度合を強めたかぎりにおいて労働制度に影響を及ぼしただけだったのか。そもそも、ザクセンの農民解放は、ヴァンダーラー（H. Wunder）のふわふわ「農民共同体からハトゲマイントへの——もむめて多面的で、地方＝地域」とに特殊性を持つ——編成替え」（Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland, Göttingen 1986, S. 114）の過程中で、いつたいどのような役割を果たしたのか。そして、この編成替えのザクセン的特殊性はなにか。ヴァンダーによれば、「ラントゲマイナーの隠れみの」（ebenda, S. 132）のとんど、おそらく二〇世紀末の転換を画する歴期に至るまで農村下層民（園地農・小屋住農、奉公人・間借人等）を排除する閉鎖的な用益団体として維持され続けたであろう、農民中心の「地方的ゲマイナード」（ebd.）の実在を、松尾氏自身、Altgemeinde（フーフェ農団体）に関する指摘（本書一一〇、一一七、八、一二九ページ）によって示唆している以上、この点の検証は、一八三八年の「農村自治体法」の本格的分析といまって、いよいよその重要性を増す研究課題の一つとなるべきをえないようと思われる。

c、封建制廃棄の劃期

次に著者に質問してみたい論点は、農業発展のプロイセン型の道に関する「H. Harnisch 対 G. Moll 請争」——田「東独」の消滅とともに立ち消えになつた觀はぬめぬが——、あることは、我が国との「ドイツ資本主義の劃期論争」との関連で、封建制から資本主義への移行のザクセンにおける劃期をいかに求めるのかところである。行政機構や権力行使の問題はひとまず措き純粹に経済的に見て、それは、一八七〇年以降（プロイセンに関するモル説）を待たね

ばならなかつたのであらうか。いやそうではなく、ザクセン農業が基本的に資本主義的な性格を帯びたのは、すでに一八五〇年代の頃（プロイセンについてのハルニッシュ説）だつたのか。それとも、そのいづれでもない別の劃期が設定されなければならないのであらうか。著者の「見解を伺いたい。

d、工業化との関連

初期工業化 (Frühindustrialisierung) と高度工業化 (Hochindustrialisierung) これら二種類の概念装置を用意するディッパーは、前者と農業改革との関わりについてはこれを認めるものの、高度工業化と農民解放との相互関連を否定し、結果として、ややの「共同体の編成替え」で見た論述同様、ザクセン史における農民解放の歴史的意義の相対化に繋がりかねぬ見地をハレにおいても示しているように思われるが、はたしてそれでよいか。この点では、松尾氏が執拗に追求する償却金の行方が重要な意味を持つのではないだろうか。すなわち、それは、「個人的必要」（一〇四ページ）や「騎士領の抵当負債の返済」（一一八ページ）にのみ費消されたのではなく、一面では高度工業化に対して独特の刻印を与える大きな役割をも果たしたのではないか。この点についても「教示を得たい。

e、研究史批判

最後に、著者の慎重な態度を理解しつつも、それでもなお著者の一責務ではないかと思われる問題が、一つ残る。著者の実証研究が、優に国際的水準に達する高いものであることは、モルがその近著において松尾氏の論考を引用している一事のみをもつてしても充分首肯せられよう。そうであればこそ、評者は、ザクセンを「中部ドイツ莊園制」と把捉するリュトゲ説と、それを「莊園領主制から農場領主制への移行地帶」と見なすモル、ハイツ（G. Heitz）説との本書での一種の併存を残念に思わざるをえない。リュトゲとモル、ハイツとでは、明らかにその見解が違つ。ハリザクセン農民解放史研究に関するかぎり、世界でもすでに五本の指に入る（R. Groß, H. Kiesewetter, G. Moll, C. Dipperそして松尾氏）著者は、ただ単にリュトゲの規定を踏襲する（四八ページ参照）わけではない、諸事実のみ

ならず諸見解の「ジャングル」にも奥深く分け入り、そこから抜け出す一筋の道をわれわれ後進に示すべく、積極的に独自の松尾説を打ち出すべきではないだろうか。この点についてもまた著者の「英断」を切に望みたいと願うのは、はたして評者一人だけであろうか。

以上、後進の礼にかなうと言ふには、あまりにも評者自身の問題関心に引きつけすぎた感想のみを書き記したにすぎぬのではないか、と恐れる。評者の主観的感想にもかかわらず、本書の客觀性がまさに確固不動のものであることには一点の疑念の余地もない。わたくしは、おわりに、「理論の奴隸」へのある種の成り下がりを峻拒し、徹頭徹尾「事實の子」たらんとされる著者の實証史家としてのすぐれて一貫した姿勢に再度心からの敬意を表することで、あとに続く者の礼にかえさせていただきたいと思う。本書は、實証研究の一つの規範を示す労作である。

〔御茶の水書房・一九九〇年・xx+三一七ページ〕

2 佐藤勝則著『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』

佐藤勝則氏の近著『オーストリア農民解放史研究』は、以下に示す章立てを一見するだけでただちに首肯せられるとおり、まことに意欲的な大作である。

序章 課題と方法

第一部 オーストリア三月革命と農民解放

第一章 オーストリア三月革命と農業・土地問題

第二章 オーストリア農民解放とその歴史的構造

第三章 ハンガリー農民解放とその歴史的構造

第一部 オーストリア農民解放の経済的帰結

第四章 三月革命後の農業・土地政策の展開構造

第五章 土地所有・農業經營構造と農民階層分化の地帯構造

第三部 オーストリア農民解放の社会的帰結

第六章 農民解放と地帯別地域社会構造

—多民族複合社会における地域構造と農民意識—

第七章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国

終章 総括と展望

I 本書の意義

1、Agrargeschichte 研究の新たな隆盛

一九六七年に公刊された藤瀬浩司氏の『近代ドイツ農業の形成』を、プロイセン＝ザイツ農業史に関する最高成果の一つと見なす点で、学会の評価は定着している。管見にすぎぬとは言え、その後、三好正喜氏の『ドイツ農書の研究』（一九七五年）、藤田幸一郎氏の『近代ドイツ農村社会経済史』（一九八四年）、肥前栄一氏の『ドイツとロシア』（一九八六年）、そして原田溥氏の『ドイツ社会民主党和農業問題』（一九八七年）といふように、ドイツ農業史に直接関わる数点のすぐれた力作が世に問われたものの、ドイツ語圏諸国・諸地域の農業・土地制度史を対象とした本格的な研究成果は、必ずしも多産ではなかつた、と言わざるをえない。しかし、一九八九年の東欧改革（佐藤氏著、同上、五三七ページ）。以後、引用は原則としてページ数のみ記す）・一九九〇年のドイツ（再あるいは新）統一、そして、翌一九九一年のソ連邦消滅等の激動の現代史的諸相とあたかもほぼときを同じくして、いま、ようやく Agrargeschichte 研究の新たな隆盛の時期を迎えつつあるように思われる。奇しくも、歴史的なドイツ統一のときと相前後して土粹

れた——拙著を引き合いに出しておこがましくはあるが——加藤房雄の『ドイツ世襲財産と帝国主義』そして松尾辰成氏の『ザクセン農民解放史研究序論』の両著をもつて、該研究史上の「創造の新局面」の到来と見なしたとしても、あながち不当とは言えないであろう。眼をほかならぬドイツの地に転じても、一九九二年四月、ベルリン郊外のゴーザンに旧東西両ドイツの著名な農業史家が一堂に会して、統一後初の歴史的な国際会議を開き、農業・土地制度史研究興隆の機運は、ここにおいてもいやが上にも高まりを見せつつある。佐藤勝則氏のこのたびの大著は、このような内外での「創造の新局面」に正当に位置づけられてしかるべき格式と内実を兼備した重量感あふれる作品であり、わたくしは、本書の公刊に対し、Agrargeschichte 研究に携わる同輩の一人として心からの同慶の念に耐えない。

2、研究史上的貢献

佐藤氏自身、先行研究の代表作として澤村康氏の『中欧諸国の土地制度および土地政策』（一九三〇年）を挙げておられる（五三五ページ）が、少なくとも同書の第六・七章（オーストリアとハンガリーの土地政策）の実証水準に関するかぎり、佐藤氏の近著が、先行作を断然凌駕している。佐藤氏の大作は、オーストリア農業・土地制度史研究の劃期的成果である。

3、歴史と現実

言うまでもなく、本書は、農業・土地制度史に関する厳密な歴史書であるが、同時に、現状分析にとつてもすぐれて示唆に富む。「社会主义」解体後の東ヨーロッパ世界の現実を知る上で、本書の貢献は實に貴重であろう。

4、新たな研究方向

さらにわたくしは、本書の際立った特長を、「多元的・地域主義的なヨーロッパ社会の本質把握」（五三七ページ）を志向する著者の研究意欲そのものに見たいと考える。それは、一言にして、「経済史から地域社会史へ」という一條の線に集約して定式化されうる研究方向なのであるが、この点で本書の主題「オーストリア農民解放史」と副題

「東中欧地域社会史」とは、密接不可分の関係に立ち、また、序章から終章へと至る論理の流れそれ自体が、この一筋の基本線に従つて構成されている。こうした新しい研究方向は、佐藤氏の場合、研究対象そのものが然らしめる要請として捉えられている（四六八、五三一ページ）のであって、対象と方向の融合は、佐藤氏にとって一つの必然でさえある。この強固な意欲は、本書最大のメリットと言つてよいが、同時に他方において、それは往往にして座視しえぬデメリットをも内包しがちなものである。本書もまた、残念ながら、この世の習いから必ずしも完全には抜け出でていないのであるまいか。けだし、そもそも、最も基本的な経済史の分析そのものに若干の問題なしとしないと思われる面がまだ残っているからである。以下、評者の専攻するプロイセン＝ドイツ農業・土地制度史研究の立場から、問題点を一、二指摘して、『』批判をあおいでみたいと思う。

II 若干の問題点

—プロイセン農業史研究の立場から—

1、「必要な通過点」（一九〇、四〇九、五一八一九ページ。さらに、拙著に対する佐藤氏の高評、『西洋史研究』新輯第一〇号、一九九一年、所収、とくに九九ページ参照）

「自由農民の自由な所有は、明らかに小經營にとっての、……（中略）……土地所有の最も正常な形態である。土地の所有が、この經營様式の完全な発展のために必要であることは、用具の所有が、手工業經營の自由な発展のために必要であるのと同様である。土地所有は、ここでは人格的独立の発展のための基礎を成す。それは農業そのものの発展にとっては、一つの必然的通過点（ein notwendiger Durchgangspunkt）である」（K・マルクス『資本論』第三巻、向坂逸郎訳、岩波書店版、一〇〇八ページ、『全集』版、一〇一一一～一一四ページ、傍点譯者）。

マルクスのこの古典的文言は、「農業そのものの近代的進化」（佐藤、五一八ページ）をどのように理解するのかという根本問題に深く関わっている。佐藤氏にとっては、「個別小農民經營の創出」（四〇九ページ）が、農民の「下か

ら」の発展の基礎である。「西ヨーロッパに限定」（五二九ページ）される農業の「近代的進化」のこの道は、土地所有の契機に止日して言うと、農民的分割地所有を「必要な通過点」としており、これは、グーツヘル層の「上から」の道と「鋭く対抗」（八一ページ）する。「こうした所与の客観的条件は、オーストリアにおける封建的土地所有関係の解体、編成替えを『下から』の農民革命の勝利によつてではなく、『上から』の農民解放によつて妥協的に成就せしめて行くこととなる」（八一一ページ）。佐藤氏による経済史分析の基礎視角は、大塚史学のそれであつて、ここでは、大塚史学の古典的な「二つの道」理論が、オーストリア農民解放の歴史的意義の把握に適用されている。まず、この点を確認しておきたい。

2、「二つの道」論（八四、九一、四四〇、四九三ページ関連）

周知のように、レーニンは、マルクスの先の指摘について、次のように述べる。すなわち、「分割論者はよくマルクスの次の言葉を引用する。『自営農民の自由な所有は、明らかに小經營にとつての……土地所有の最も通例の形態である。用具の所有が、手工業經營の自由な発展のために必要であるように、土地所有がこの經營様式の完全な発展のために必要である』。ここから結論されることは、自由な農民的耕作の完全な勝利が私有を要求することもあるといふことだけである」と。これに加えてレーニンはさらに、「エム・シャーニンとその他の分割賛成論者の誤り」を批判して、「社会民主党はどんなことがあっても分割を支持しない、といふのではない。他の歴史的時期には、農業進化の他の段階には、分割が不可避的となることもありうる」という註釈を加えている（レーニン『社会民主党の農業綱領』国民文庫版、九七、一〇五ページ）。

ここには、大塚史学の通説的な「二つの道」論とは違う別の理論的可能性が秘められていると思われるが、事実、レーニンは、ストルイピンの土地改革によるフートル農民層の生成に着目して、こうした道を「もし農民的農業革命が勝利しなければ、これこそ資本主義的ロシアにとつて可能なただ一つの道」と見なし、そこでの「農業の技術的向

上」と「経済的進歩」を力説している。ただし、この種のブルジョア的な道は、徹底的に「地主の利益」に沿つた進化であると同時に、「強力な農民ブルジョアジーの分離」を伴う経路でもある（同上、九九—一〇〇ページ）。これは、「富農に共同体の取奪を許す」（尾崎芳治「古典研究」『経済』一九六六年、九月号、一一四ページ）道にほかならない。

このように、資本主義的農業進化に関する大塚史学の見地と、レーニンの内在的理解を踏まえた理論視角とのあいだには、相当な隔たりがある」とが看取されるであろう。だが、評者には、ときに、標準的な古典の片言隻句をめぐる解釈上の違いについての訓詁学的贅言に傾きかねぬ理論の問題が重要なのではなくて、ひとまずは、事実そのものこそが問題であるように思われる。以下、プロイセン農業史に関する少しばかりの実証的成果を、行論にとつて必要なかぎりで示しておきたい。

事例1、マクデブルク沃野地方の Klein Wanzleben は、世界的に有名な甜菜糖工場である。それは、一八三八年に農民が設立したものであるが、同工場は、一九一〇年代の半ばになると、約七〇〇〇ヘクタール以上の農用地を経営した。われわれは、ハント、W・トロイエ（W. Treue）のいわゆる「農民企業家」の典型例を見る」ことができる。

事例2、von Alvensleben - Schönborn 伯爵は、一八六九年に、自分が所有する騎士農場の借地人を、110年間契約で募る。これには合計111～112人の応募者があつた。その頃あれは次のとおりである。Rittergutspächter一人、Domänenpächter二人、Rittergutsbesitzer一人（貴族）、Administrator一人、そして Dorfbürgermeister 一人と Mittel- und Großbauer 五～六人。これは、最終的には、Ortsvorsteher 1111年契約で落札されたのであるが、興味深い事実は、pachtwillig な農民層のかなり広範な存在である。旧東ドイツの農業史研究を代表するH・H・リュラーは、この点について、御料地と騎士農場との借地人は、概して bürgerliche Herkunft の者が多かったのであるが、同時に、農民身分を出田するべきルターも決して少なくはないと言指摘している。されば、H・ヴァンダーの旧東部

イツの「富農寡頭制」をどのよう評価するが、これら問題に直結する。

事例3、騎士農場と御料地のペルター、Artur Schurigは、農民村落Gröbers出身のSohn eines Landwirts である。ハクナ氏の譯者宛て一丸丸二年九月一日田を私有するが、この田舎は、wirtschaftstarker Mittel- oder Großbauer を意味する。富農最上層の一員の田地である Schurig は、一九一七年には、三〇〇ヘクタール規模の大いな所領の借地をも手がけて、進歩的農業經營の頂点に立った。以上の三例はすべて、ヴェルニゲローにおけるアルヒーフ・アルバイトを通じてハラーゲが発掘した新事実である。これは、マクデブルク沃野の地方的特殊性の域内に落ちる例外的事例ではなよぶに思われる。

事例4、ブランデンブルク州の Arnim 伯爵が所有する有名な Boitzenburg 所領は、その規模二万ヘクタールを超える「大世襲財産」(M・ウーバー)の一つである。譯者がポツダムの文書館で見た史料によれば、同所領の一つの特徴は、それが幅ねば長い田の農場大複合体を成す点にある。そのペルターの階層構成は、貧窮のかめりには、Rittergutsbesitzer, Landwirt (Stralsund 田舎), Administrator, ein kapitalkräftiger und tüchtiger Landwirt, Amtmann, Ökonomierat, Landwirt, Viehhändler などである。Landwirt が中・大農を意味する以上、ハノビニアでもマクデブルク沃野同様、少ながらぬ数の農民ペルター層の存在が確認される。

ハカルの史実をめぐる譯者の質問に答えて、ハラーゲは確信する。「資本家的農民が、Junkertum と Landgemeindeとのあいだの橋渡し役ないしは仲介役という、軽視すべからぬ役割を果たしていただけだ、あなたの話へとおりです。しかし、難しきのは、その正確な数量的確定なのです。アルヒーフで調べて、もひと沢山の事例を突きとめた」と思つてこまや」(一九九二年一月五日付の私信)。

農業進化の「プロイセン型の道」において、資本力ある大・中農層は、ヨンカートウーブヒュトゲマインデの媒介環としての重要な歴史的役割を担つた。この点に鑑みて、グーツヘル層による「上からの道」と農民の「下からの

道」との鋭い対抗という、大塚史学の類型把握の一面性と抽象性は、明らかなのではあるまい。そして、「上から」の農民解放を深部において規定していた基礎契機が、「下から」の農民層のブルジョア的両極分解だったのではないか。そのかぎりでは、「プロイセン型の道」における「富農寡頭制」の制覇は、依然として両極分解の一帰結である。したがって、マルクスの「必然的一通過点」とレーニンの「プロイセン型の道」とは、必ずしも両立不可能な二契機ではありえないのではないか。

読者は、この視角から、佐藤氏の論述、とりわけ、一四六一八、一五八一九、そして一四七一五一ページのハンガリー農業に関する分析を批判的に吟味されたい。氏によつて、「農民解放後のオーストリアにおける農民経営構造の特質」として捉えられた「農業における資本主義発展の地主型の途による小ブルジョア的農民型発展の途の圧倒」（一五一页、傍点評者）とは少しく——いや、事実は大分と——異なる歴史像を、佐藤氏の言ふ「マグナーテン農業の規定性」（一五九ページ）が貫くと見なされた、ほかならぬハンガリーについて、Vorstellung したのは、はたして評者一人だけであろうか。けだし、佐藤氏の分析によれば、ハンガリーにおいてすら、「全農民数のうち一四・五%」（この数字は約一〇万世帯に相当する）が、「自由な経営拡大の展望」、少なくともその可能性を持ちえたからである。

ここで、ミュラーと並ぶドイツ農業史研究の双璧のもう一方の当事者であるH・ハルニッシュの的確な指摘が想起されよう。すなわち、「多大な土地喪失にもかかわらず、平均的な農民経営は、〔農民解放過程での〕調整の完了後、東・西プロイセン、ポメルン、そして、ブランデンブルクの諸州において、かつてからの劣悪な地質の場合でさえ、大農的発展を可能とする土地を保持した」と（傍点評者、とりあえず、前掲拙著七三ページの註一二参考）。

3、貴族経営の指導的役割

紙数に制約があり、評者の疑問点の全面展開については、残念ながら断念せざるをえない。ここでは、問題点をも

う一つだけ指摘することで、評者としての責めをふさぐことにさせていただきたい。それは、「ベーメンにおけるドイツ人マグナーテン支配の成立とシュタロステン・インドウストリーの展開」（四二二ページ以下）の興味深い叙述についてである。佐藤氏の分析から、第一に、ベーメンにあつては、絶対主義的な「上から」の農民解放が、「農村富農層のプチ・ブルジョア的＝ブルジョア的發展」という「下から」の「發展の展望を解き放つ」（四二七ページ）役割を果たしたこと、第二に、農民の「プロテスタンント的な日常的當為」（同上）にモデルを提供したのは、カトリック貴族だつたこと、そして第三に、そのかぎりで、農業發展の先進性と指導性あるいは模範性という一種の榮誉を体現していたのは、ここでは貴族層の側であつたこと、が知られる。それゆえ、一言にして言えば、貴族のこの「指導的役割」なしには、ベーメンの「小生產者的發展」はありえなかつた、ということになるのではないだろうか。評者は、この点からも、「上からの道」と「下からの道」との、ある種の単純明快さを帶びてはいるが、やはり依然として抽象的であると言うほかない、対抗的な「類型分け」（G・モル）をもつてするだけでは、ヨーロッパ諸国・諸地域の資本主義的農業進化の基本問題一つ取つてみても、その具体的全体像に迫ることは必ずしもできないのではない、と危惧されてならないのである。

それが、実は、評者自身の胸を最も鋭く突き刺す槍にほかならぬことを充分自覚しつつ、ここで、あえて次のような批判的言辞を弄することをどうかご海容いただきたい。オーストリア・ハンガリー史についても、ベーメン史に即しても、こと經濟史分析の箇所に關するかぎり、佐藤氏が適用された理論と氏が明らかにされた史実とのあいだには、ある種の齟齬が生じているのではあるまいか。ここで重要なのはむしろ、經濟史研究における理論と事實との言わば前者優位の力関係の逆転、すなわち、大塚史学の理論視角であれ、あるいは、マルクス＝レーニンのそれにせよ、なんらかの觀点とともに始められた分析の結果得られる豊富な社會經濟的諸事實を、よしどれほど權威ある學説であろうとも、安易に、先行者の通説的な經濟史理論の枠組みに依拠して説明することではなく、さしあたつては、傑出し

たAgrarhistoriker' H - H・ミュラーが一貫して行つてゐるよう、史実そのものを徹底的に精査し尽くすという意味での事実の復権なのではないか。そして、そのとき、あるいはその後、初めて、経済史の分野それ自体における新理論の展開の機会に恵まれる希望のとびらが開かれる、と言つてよいのではあるまい。

佐藤氏の高著が、ヨーロッパ「地域社会史」というすぐれて斬新な未踏の研究領域の開拓者的業績としての輝かしい光芒を永く放ち続けるであろう」とは、もとより言うまでもない。第三部「オーストリア農民解放の社会的帰結」で展開されるダルマチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ等等の諸地域に関する社会史的分析は、先にも述べたが、東欧世界の現状の原点を押さえる上で、味読されるに足る現代的意義すら主張しうる力編である。それだけではない。J・A・シュンペーターやF・リストらへの真摯な着眼から知られるとおり、本書は、ある意味では、ヨーロッパ文化史・思想史の書でもある。一例にすぎぬが、等族自治の評価に関する氏の積極的言及は、沈思黙考に値する重要な論点であろう。今後、佐藤氏によつて、継続されるにちがいない地域史・社会史はおろか、思想史まで包括するきわめて幅広い「新しい文化問題の発見」(五三五ページ)から、貴重なご教示を与えられ続ける恩恵には、さだめし計り知れぬものがあろう。しかし、それにもかかわらず、いや、そうであればこそ、わたくしは、次のようにあえて言う蛮勇を自らの義務としたい。最も基本的な経済史について、今後果たさるべき、やり残された固有の課題が、まだあまた山積している。経済史研究に踏みとどまり、経済史における史実の復権と新理論の展開を目指す可能性を、「こと」ごとく同輩と後進に委ねたまま、能事終われりとしてはたしてよいものであろうか、と。妄言を多謝しつつ、筆者の今後の研究成果を心から期待したい。

〔多賀出版・一九九二年・x+五四六ページ〕

3 馬場哲著『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』

シュレージエン麻織物工業史に関する丹念な実証研究として傑出した水準の本書は、「明示的なドイツ資本主義論とはなつていない」（二五三ページ）との著者自らの謙虚な反省の弁にもかかわらず、ドイツ資本主義論はおろか、より広くヨーロッパ資本主義形成史論に直結する重大な理論的諸問題を少なからず含む点では、すぐれてポレーミツシユな性格をも併せ持つ作品と言つてよい。それは、序章「ヨーロッパ農村工業史研究の現段階」において発せられた研究史への三つの「警告」を一見するだけで、ただちに認められるところであろう。すなわち、第一に、工場制工業への移行の基本線を、「小生産者的発展」と「商業資本から産業資本への転化」の二者択一に求めた見地に対する警告、第二に、各国・各地域への「農民層分解」論の無媒介的な適用に向けられた警告、そして第三に、農村工業の成立と発展を、特定の農業・土地制度や自然条件に固定的に結びつける視座への警告、がそれである（一七、一〇、二八ページ）。

これらの三つの「警告」は、密接な関連のもとにあると言えるが、著者の問題関心は、一言にして、「当該工業の歴史的特質や盛衰の過程を、農業・土地制度との関連だけで説明する傾向のあつたわが国の研究史に対する批判を一つの動機とする」（二七ページ）という文言に集約されている、と見てよいだろう。このように、本書は、独自の実証世界に深く沈潜しながら、同時に、研究史の批判的超克をも横目で睨む、すぐれて論争的な特徴の書である。そこで、小稿では、「率直な評価を主にせよ」という、評者に求められた書評スタイルを尊重して、もとより、さきやかな管見の範囲内にすぎぬとは言え、できうるかぎり問題的争点の発見に努め、もつて、本書のポレーミツシユな個性に評者なりに応えることで、与えられた責めをふさぐことにさせていただきたいと思う。

さて、本書固有のある種の論戦的な性格は、さしあたり、以下一点の研究史批判においてひときわ際立つ感を禁じえないが、小稿では、紙数の制約もあり、そうした批判の概要を約言することによって、内容紹介にかえておきたい。

それはまず第一に、シュレージエン麻織物工業の構造の一契機たる「農村の織布工」の農奴的性格と、これに基づく「農村の織元」への転化・上昇の不可能性を説いた大塚久雄氏の古典的論考「農村の織元と都市の織元」における類型論的視座の過大視を、著者がいましめ、むしろ、領主主導型農村工業であつても充分に發揮しえた国際的競争力に止目して、「外国市場によるインパクトの大きさ」（一八〇ページ）を決定的に重視する観点に明らかである。ここでは、F・F・メンデルスの問題提起を起点とする「プロト工業化論」がもたらした近年の諸成果の積極的活用を経て、「世界市場ないし資本主義的世界体制の規定性」（六ページ）が力説されている。

第二に、シュレージエンの農村住民がグーツヘルシャフトの規制もものかは、なお享受しえた良好な土地保有権を基礎とする、「農民層の両極分解」の順調な進展にとつての有利な諸条件の存在に着目した北條功氏の見地を一定程度評価しつつも、こと「農村下層民成立の諸経路」（一四七ページ）に関するかぎり、著者は、藤田幸一郎・肥前榮一両氏の近説に依拠しつつ、むしろ、ドイツ村落共同体の「封鎖的でヒエラルヒッシュな性格」と、これに基づく僕婢あるいは奉公人の「構造的再生産」（一九一〇〇ページ）という別個の経路「のほうが重要であつたと考え」（一四七ページ）るのである。ここにあつては、藤田氏のいわゆる「両極分解論的把握方法に対する批判潮流」（拙著『ドイツ世襲財産と帝国主義』勁草書房、一九九〇年、九二ページ参照）としての「ドイツ農村史研究の新たな傾向」（四〇、一三八ページ）が、より肯定的に評価された上で、その見地が基本的に継承されることになる。

要約すれば、およそ次のようにならうか（四〇ページ参照）。シュレージエン麻織物工業をもっぱら「農業・土地制度との関連」のみで取り扱うことは、一面的とのそしりを免れない。これとともに、「所与の生産条件に対する商人の対応の違い」（一三四ページ）を含む「流通過程の分析」が重要である。当該工業の「農村工業としての側面」のみならず、「輸出工業としての側面」もまた重視されなければならない。こうして、「農業・土地制度との関連」は、後者の側面により「相対化」されうる。結局、「プロト工業化論」と「村落共同体の位階的性格を強調する」農村史研

究こそが、踏まえられてしかるべきなのである、と。

評者は、本書のサブタイトルを成すとともに、相互に有機的な関連に立つ三契機でもある「プロト工業化・地域・世界市場」の視角のもとで、「ドイツ農村工業史」の錯綜した事実の森に、果敢にしかも多面的かつ鋭利に切り込んだこの貴重な成果を、近年の「プロト工業化論」と「ドイツ村落共同体論」への傾倒が生んだ研究史批判の力作として、かつまた、当該工業史の実証水準を飛躍的に上昇させた劃期的労作として、高い評価を惜しまぬものである。いま、この点を確認した上で、将来ありうべき討論のための準備作業の用に供するべく、次に、評者の率直な感想を試論風に述べることにしてみたい。いつたい、「大塚理論」と「プロト工業化論」の双方を問題の俎上に載せる以上、「大塚理論」を構成した主要な諸源泉のうち、さしあたり次の両者、すなわちマルクスとレーニンにまで立ち返った突き合わせの當みは、いまではすでに、全く不必要かつ無意味となつてしまつたのであろうか。以下では、この素朴な疑問から発する二つほどの批判的論点をあえて提示して、著者のいつそぞのご教示を得たいと思う。

第一に、マルクス「原蓄論」あるいは「土地所有論」との関連について。およそ、「プロト工業化」もしくは「原基的工業化」を取り扱う以上、「本源的蓄積論」との対比の作業は、不可欠と評者には思われる。この点で特に興味深いのが、著者の止目する一六一八世紀の「内地植民」（一五〇ページ以下）である。一七四二一八〇五年のあいだに植民者が得た保有地数は、約二万五〇〇〇で、そのうちグーツヘルの自己負担によつて新設された保有地は、一八、三六三にも達した。こうして生み出されたホイスラーラの下層民は、麻織物工業に吸収されたのであるが、「麻織布業の担い手」（四四ページ）あるいは「麻織物工業の直接生産者」（一五三ページ）とは、概して、グーツヘルにより積極的に創出された農村下層民だったのである。この「農村工業の担い手」（一一一三ページ）が、同時に、馬場氏の言う「賃労働の担い手」（一九ページ）でもあつたとすれば、上の事実は、たとえ「封建的・身分制的な社会経済構造の枠内」（二三四ページ）においてであれ、「封建的」大土地所有としてのグーツヘルシャフトが、資本にとつての

能動的基盤たる「賃労働」を導き出す点でのなにがしかの規定性を發揮したそのかぎりにおいて、すでにいくばくかの近代的性格をも帶びていたことをうかがわせるに足りよう。馬場氏のいわゆる「近代植民」(一一ページ)としての性格規定は、原蓄期の大土地所有が示す、資本関係の形成過程に対するこの能動的関与の視点から見て、示唆に富むと評者は考えるが、ともあれ、植民の中世的性格を規定したものが農業であつたとしても、その近代性を工業的色彩と特徴づけるだけではいささか曖昧なままである。厳密な意味での「近代國家と呼ぶにはなおほど遠い」(一二八ページ)本源的蓄積期における「土地所有と賃労働の関係」(拙著、一七〇ページ参照)こそが、もつと詳しく追究されてもよかつたのではないか。この点で、本書にあつては、グーツヘルまたは商人の經營実態と織布工の労働実態との具体的表象にとつて不可欠の、麻織物工業の直接的生産過程そのもの、または、当該工業の仕事場の個別事例に即した実証分析が、ほとんど果たされていないように思われるところが惜しまれる。

第二に、レーニンの「両極分解論」との異同に関しては、以下の諸点を指摘するにとどめたい。馬場氏は、農村下層民成立の経路が、(1)農民層分解だけではなく、(2)村落共同体の構成原理、(3)相続制度、そして(4)内地植民でもあつた点を力説し、「農民がいわゆる両極分解を通じて織布工になつたわけではないこと」(一九一ページ)への注意を繰り返し促すのであるが、(2)と(3)については、つとにM・ウェーバーの古典的な指摘(拙著、五五・五六ページ参照)があり、(4)に関しては、必ずしも下層民成立の経路とは言えず、すでに生み出されていたそうした人々の存在を前提にした施策だったことは、著者の説くとおりである。そして、相続等を原因として下層民が増え、全農村住民間の「すべての経済的矛盾の総体」(レーニン)が深化・拡大して、その結果、農民層は分解したと評者は理解するが、それはともかくとして、ここでは、オーベルラウジッツにおける四つの農村の実態分析に注目しておきたい(一八八・一九九ページ参照)。農村住民の階層構成の変化は、いずれの村にあっても、「農民の数の驚くほどの安定ぶり」(一九一ページ)を示している。検討の年代は、一六一七世紀から、一八世紀末ないしは一九世紀初頭期までである。例え

ば、典型的な織布工村の一つであるエーベルスバッハ村の動向を見ると、一六五六年に農民經營は四一に存在し、その保有地面積の合計は三八六ルーテであった。そして、一八二一年には、農民数が四一で、総面積は三六〇ルーテとなつてゐるのである。こうした言わばフラットな農民層の両極分解が実際に進んだか否かは、したがつて、こゝでは、まだ判定不可なのではあるまいか。問題は、むしろ、一八世紀末以降とりわけ農民解放後の近代の東部ドイツにおけるその有無であろう。レーニン的分解論は、前近代的土地制度をいかに主張するのかというすぐれてブルジョア的な変革課題との不可分の関係において、どのような構造的特質と発展水準の資本主義が形作られたかを判定する際の一基準として、いまなお保持されねばならぬ基礎的一視角なのではないだろうか。ともあれ、馬場氏がイメージする「農民層分解」とノーリング的分解論の内実としては、かなりのずれがあるようと思われる点が気になるところである。

討論のためには、こゝの点の整理が必要であろう。

われに、「大塚理諭」のもう一つの重要な源泉であるM・ウェーバーの突き合せをも問題にするにやれば、「オイコスのベル」に関する周知の古典的規定、すなわち、「産業的大經營の創造」は、そつとしたベルを、「資本主義的企業家に完全に近づける」ことがありうる（M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 232）といふ把握をば、馬場氏が最後に展望するショーレージエンおよびオーベルラウジッシヒおけの麻織物工業から「紡工業への移行」（二二二五ページ）との関連で、どのように理解するか、著者の見解を伺つてみたくも思うが、小稿では、最後に、麻織物工業地域たる山岳部のヒルシュベルクに位置したと推察される九五ページ記載のロムニツツ所領に、それしあたつて注目するにどぞめておきたい。J・コンラートが一九世紀末期について作成した統計表によれば、約四六六ヘクタール規模だったこの所領は、一八四一年に世襲財産化されたことが知られるのである（J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen. Schlesien, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Dritte Folge, Bd. XV, S. 72f.）。この所領は、ショーレージエンに着目して大作「世襲財産諭」を仕上げたM・ウェーバーの辯論の世界とその前史をより深く理解する上で、恰好

の一分析対象たりうるであろう。プロイセン世襲財産制の近現代史的展開に執着する評者にとっての貴重な実証課題が一つ与えられたことを感謝して、拙評の結びとしたい。

〔東京大学出版会・一九九三年・vi+二六五ページ〕

第二章 実証分析

—ザクセンのヴェンツェル家—

「ドイツ最大の資本主義的農業經營の一つ」⁽¹⁾ ふるわれるカール・ヴェンツェル (Carl Wentzel) の「農工複合体」⁽²⁾ (約七〇〇〇ヘクタール規模) は、ヴェンツェル＝ボルツェ (Boltze) 両社の企業合併として、一九一五年に完成する。それは、ボルツェ家ゆかりのエラ (Ella von Zimmermann) とカールとの一九〇六年の婚姻 (Zweckheirat) を機縁としていた。一八七六年生まれのカールが、知られうるかぎりでのヴェンツェル家六代目の当主だったとすれば、エラは、ボルツェ社の創始者ヨハン (Johann Gottfried Boltze) の娘婿ヴィムマーマンの系譜に連なる婦人であった。⁽³⁾

ザーレ川沿いに拡がるハレ盆地に大土地所有を構えたヴェンツェルとボルツェの両者が辿った歩みは、それ自体として、ドイツ・ウンカー階級の近現代史を見る上での興味深い事例であるが、かつて、わたくしは、「砂糖王」⁽⁵⁾ ヴェンツェルへの論及を行つたことがある。⁽⁶⁾ それは、一つには、農業史の大家ミュラーが、ヴェンツェルの事例を、御料地借地人 (Domänenpächter) の独特的ブルジョア的性格を体現した一典型と評価した実証研究⁽⁷⁾への興味に端を発しているが、さらに加えて、ヴェンツェルの大土地所有は、東ドイツ消滅後の「広い意味でのウンカー的大土地所有の部分的復活の一指標」⁽⁸⁾ と田されてよいのではあるまいか、という一つの問題関心に基づいていた。

本章は、従前からのこうした問題意識を踏襲しつつ、ドイツ大土地所有の近現代史的展開に関する実証的検討を、

ヴェンツェル家の個別事例から明らかにわれうるがおりで果たしておいたための一編體である。ただし、ハノーフの考察の対象としては、ヴェンツェル社とボルツェ社の起源を尋ねた上で、独立資本主義の成立・展開期におけるヴェンツェルの「社会的給付」⁽⁹⁾と地域管理政策を分析し、最後に、ナチズムとの協調と相克の果てに、ヴェンツェル自身の处罚⁽¹⁰⁾というカタストロフィーを迎えるまでの個別家族史の大筋を跡づける」とに限定したい。なお、分析の主要な素材は、ブエス (Alfred Bues) の学位請求論文であるが、有り体に言ふと、この論考には、一九七〇年頃の東ドイツの政治状況が然らしめた影響からか、公式マルクス主義的な特定のイデオロギー的見地のアーバリオリな即断と混入と言わざるをえない箇所が、ないわけではない。本章においては、したがつて、そうしたドグマティックな決めつけを排し、史実に即した個別大土地所有史の厳密な再構成という一点に的を絞つて、検討の歩を進める。

— ヴェンツェル＝ボルツェ両社の系譜

1 「農業のクルップ」 カール・ヴォハシルの家系⁽¹¹⁾

ヴェンツェル家発展のいしづえを築いた初代のゲオルク (Georg Philipp, 1734. 9. 16-1791. 12. 1) は、一七六五年に、御料地 (Oberamt) ハウラトラウ (Schraplau) 1を、アゴスティン・ヒルトガースト (August Ferdinand) から賃借りする。レーダーブルク (Löderburg) の縫耕可能農民 (Besitzer eines Anspännerhofes) ドアヘルム・ギュステン (Güsten) にある騎士農場の借地人 (Pächter) をも勤めたゲオルクは、農民地の売却と騎士農場での隸農搾取とによって得た資金のうち、九、八三回ターラー (Taler) に達する額を、御料地の借地契約締結用に振り当てる。表2-1は、その金額の内訳を示している。

ビール醸造所と石灰製造所を備えた御料地ハウラトラウは、材木利用権・狩猟権・漁撈権をも掌握したが、ハノーフ

表 2-2 シュラプラウ農場の労働力

畜耕賦役農	Anspänner	19人
	Halbspänner	4
	Kärrner	7
手賦役農	Handfröner	6
	Kossaten	61
合計		97人

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 3, より作成。

表 2-1 借地関係の締結

(単位: ターラー)	
保証金	3,000
現金支払い	1,131
契約手数料	54
借地料	5,420
公租公課	229
合計	9,834

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 1f. より作成。

の封建的関係を特徴づけた要因は、書いたまでもなく、その農場経営であった。[11] 七五モルゲン (Morgen) の農用地では、手耕・畜耕の賦役が投入されていた。ヴェンツェル自身は、若干のトツ (Knecht) と四~五頭の役馬しか持たなかつた。御料地における労働力構成は、表 2-2 のとおりである。一七四一年の畜耕賦役条例によれば、アンシュペナー一人には年間一〇四日の賦役が義務づけられていたので、もしも、自余の農民たちもまた同一日数の賦役を履行していたと仮定できるとすれば、シュラプラウでの賦役総日数は、一年一〇、〇八八に達し、ヴェンツェルは、一田当たり三〇人以上の労働力を使役していた計算になる、とブエスは述べている。

ヴェンツェルの勢力範囲は、御料地管理人 (Amtsrat) としての権限で、領民に対する裁判権を握るところにより、オーバーネーツリングен (Oberröblingen) • ニーダーネーツリングен (Niederröblingen) • ブヘルシヨテシト (Bennstedt) • メルムスドルフ (Melmsdorf) • アーゼハーメルフ (Asendorf) • シャッフゼー (Schaffsehe) • ニーダーアルベルシヨテシト (Nieder-Alberstedt) • オーバーアルベルシヨテシト (Ober-Alberstedt) の計八つの村落 (Amtsdorf) および農場 (Vorwerk Röbling) との全住民、ならびに、ショラプラウの市場町 (Flecken) に住む半数の人々をも及んだ。一七六六年に、彼は、畔へ第11の御料地 (Unteramt) の賃借りに乗り出る。御料地 シュラプラウ 2 が、それである。そのため必要な費用は、五、九〇〇ターラーであつた。彼は、また、前任のペヒターに七五五ターラー支払つたが、それなかつた。シラプラウ 2 の借地によつて、ヴェンツェルの勢力圏は一挙に拡張する。当該の御料

表2-3 ヴェンツェル家の系譜

1. Georg Philipp	1734.9.16-1791.12.1
2. Andreas Friedrich Philipp	1776-1826
3. Heinrich Moritz Carl	1790-1856
4. Carl Emil	1812-1882
5. Carl	1843-1907
6. Philipp Kurt Carl Emil	1876.12.9-1944.12.20

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 1, 7f., 10, 16, 48 u. 242, より作成。

地管区 (Amtsbezirk) は、ショテッテン (Stedten)・アムスドルフ (Amsdorf)・ヴァンスレーベン (Wansleben)・ケヒシュテット (Köchstedt)・シュテュードルフ (Steuden)・ヴォルンショテット (Wornstedt) の各村落とノッシュルフ農場 (Vorwerk Etzdorf) が属していたからである。石灰製造所を置く御料地そのものの耕地面積は、一、六九五モルゲンに達した。やがて、ヴェンツェルは、この借地契約の締結に伴つて、アルベルシュテット在の一農地 (Anspännergut) を手に入れる余得にも与かることができたのであった。

ショラプラウ¹³を賃借りした七年後の一七七一年に、彼は、「ペヒターでしかない存在」に終止符を打つ。オーベルナー・プリンゲンにあつた約四〇〇モルゲンの自由農場 (Freigut) を、一万九〇〇ターラーで取得したからである。ちなみに、同農場は、一世紀余のときを閲した一八七七年には、ショテッテン騎士農場の耕地の買足しによってかなりの拡大を見ている。ともあれ、ヴェンツェル家の勢力圏は、初代のゲオルクのときからすでに、ショラプラウに発してハレ方面にまで至る地方一円に及んだのである。

その後の展開は、およそ次のとおりであった (表2-3参照)。ショラプラウを父から受け継いだ二代田のアンドレーアスは、一八世紀末にシャフゼー (Schafsee) 騎士農場を、そして一八一二年には、ランゲンボーゲン農場 (Vorwerk Langenbogen) を持つ御料地ブラハヴィッツ (Domäne Brachwitz) を賃借りる。ランゲンボーゲンとブラハヴィッツの大あわは、五七七・〇ハектールと四一三・〇ハектールであった。¹⁴このランゲンボーゲンに四代田が甜菜糖工場を設置したときは一八四八年だったが、五代田のか

ールがそれを拡張・近代化したのは、一八八二年のことである。ブエスによれば、カールの時代に頂点に達する資本主義的発展のいしづえを築いた先人は、三代目のハインリヒであった。なぜなら、彼は加工工業としての製糖業にはなお依然として手を出さなかつたものの、自分の農業経営を甜菜栽培⁽¹⁵⁾に特化させたのち、一八四七年にその跡を襲つた長男が、父の経験を基礎にして、翌一八四八年ついに、ランゲンボーゲン甜菜糖工場の開設にこゝつけることができたからである。

この四代目以降、ヴェンツェル家は、父祖伝来の専一的農業経営の域を脱して、「農工生産の資本主義的大經營」⁽¹⁶⁾たるヴェンツェル社として飛躍を遂げて行く。シュテッテンに存した一二一五ヘクタール規模の騎士農場の入手（一八五七年）を皮切りにして、翌年にはアムスドルフ在の土地を、そして一八五九年にアイスドルフ（Eisdorf）の1100ヘクタールの自由農場を、さらに、その次の年を迎えると、トイチエンタール（Teutschenthal）にある自由農場その他の土地を立て続けに買い占めて行つたばかりではなく、シュテッテン等に位置した褐炭鉱山を三つ獲得することにも成功したカール・エミールは、「農業資本と工業資本の融合」⁽¹⁷⁾にただひたすら専心した。五代目のカールもまた同じように、所有地規模の拡大に努めるとともに、一八八五年には、ヴェンツェル社の拠点となるトイチエンタールに壮麗な大邸宅を構えて、「大農業家と独占資本家の融合過程」⁽¹⁸⁾を体現する道を一路邁進して行く。

このヴェンツェル家が、「砂糖王」⁽¹⁹⁾ないしは「砂糖男爵」⁽²⁰⁾と称された六代目に至つて、「農業のクルップ」との異名を取るドイツ有数の大資本家を生み出したとすれば、もう一方のボルツェ家は、まさに、「クルップ伝説」そのものを地で行く家筋として推賞された家系であつた。次に、この一家の歴史を概観しよう（表2-4参照）。

2 ボルツェ家の「クルップ伝説」⁽²¹⁾

ボルツェ社（Firma J. G. Boltze）の始祖ヨハンは、男系の跡継ぎに恵まれなかつたため、社名の存続を賭けた命運

表 2-4 J. G. ボルツェ社の系譜

1. Johann Gottfried Boltze	1802.1.14-1868. 5.30
2. Leopold August Julius Zimmermann	1826.6.17-1875. 6. 9
3. Leopold Julius August von Zimmermann	1849.6.16-1913.11.25
4. Leopold August Julius von Zimmermann	1887.6. 4-1915. 7.20
5. Ella von Zimmermann	?-1949

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 39 Anm. 1) u. 249, より作成。

は、彼の娘婿たるツィムマーマンの子孫に託されることになる。時代の荒波に耐えた同家は、一九〇〇年に貴族に列せられる。男子を持たなかつた四代目のあと、同社は、彼の姉妹のエラの手に渡る。前述のとおり、このエラがカール・ヴェンツェルの妻となるのである。

さて、初代のヨハンが一八一八年に得た遺産は、一軒の宿屋と三つの手賦役農民地 (Kossatengut) にすぎなかつた。⁽²²⁾ 農地のうちの一つは、一八モルゲンだつたことが記録に残つてゐる。彼は、また、ザルツミュンデ (Salzmünde) の地で、プロイセン政府の収税吏としての官職にも就いていた。資料によれば、同家の発端は、もともと、手賦役農民地を一つしか持たぬ「貧農」⁽²³⁾ 以外のなにものでもなかつたのだが、その後の「分解過程」⁽²⁴⁾ を経て、ヨハンの時代に至るや、「富農最上層」⁽²⁵⁾ に属するまでに成長したのだつた。それゆえ、同家の事例は、中部ドイツ・ザルツミュンデにおける小農民の富農への上昇・転化の一好例と言つてしまふ。

ヨハンは、当初から、陶器の原料となるカオリンとアルミナの採取・販売を手がけていた。さらに、製粉所としての機能を果たしただけでなく、搾油所と製材所の役割をも兼ね合わせた、土地付きの水車施設を義父から譲り受けた彼は、ただちに自前の造船所を建設して、マクデブルクからベルリンに至る河川航行を積極的に利用する一大販路網を築き上げた。一八三二年には、プロイセン最大級のれんが工場を併設し、続く一八三五年、ハレの砂糖精製所の創設にも資本参加した彼の企業家活動はとどまるところを知らず、それは、褐炭坑の取得に始まり、本拠地ザルツミュンデにおける一八四七年の砂糖工場の建設へと続き、さらには、蒸留酒製造所の開設（一八五五年）、ならびに、先述の水車施設の全面更新（一八六二年）に

まで及んだ。その結果、起業時からわずか四〇有余年後の一八六五年頃には、工業設備を整えた「有機的農場複合体」(zusammenhängender Güterkomplex) が、大規模資本主義經營が、中部ドイツに出現する。一八六六年時点⁽²⁶⁾で約一、九〇〇ヶタールに達したボルツェの大土地所有は、一八五一²⁷年に獲得した二つの騎士農場を含む総計二六の私有農場、および、一五の借地農場を包括していたが、それは、ザルツミュンデを中心とした五に上る地方自治体 (Landgemeinde) 中にも及ぶきわめて広大な範囲にわたっていた。人々は、これを、「ザルツミュンデの奇跡」と呼んで称讃すゝめしもありであったと伝へられている。

ボルツェ社の社長職はツィムマーマン家によつて守られて行くが、四代目のレオポルト・アウグスト・ユーリウスは、プロイセン地方自治体連盟 (Preußischer Landgemeinde-Verband) における重責を担うとともに、一九一三年には、プロイセン地方自治体會議 (Preußischer Landgemeindetag) の議長にも選出された地方名望家としての名声をほじきおまにした。彼は、ゲマインド職 (Gemeindevorsteher)・警察管区長 (Amtsvorsteher) 兼、郡議会 (Kreistag) 議員にまで昇りつめる立志伝中の人となつたのである。

第一次世界大戦たけなわの一九一五年に生まれた「J・ヴェンツェル・トイチエンタール=J・G・ボルツェ・ザルツミュンデ」社は、いのように、それぞれ別個の経路で発展してきたヴェンツェル社とボルツェ社との企業合同による一大「農工複合体」にほかならなかつた。それは、御料地ペヒター (ヴェンツェル) とゲマインデ長 (ツィムマー) の合⁽²⁸⁾といふ側面を併せ持つが、一方の始祖がアンシュペナー (Anspänner) であり、他方ボルツェの先祖がコサーテ (Kossate) だつたがおりでは、両者ともに、ヘロイエ (Wolfgang Treue) の⁽²⁹⁾廣義での「農民企業家」(bäuerlicher Einzelunternehmer) の系譜を引く部類に属した、と見てよいとがであるであらう。前述のとおり、ヨハネ・ライヒフリード・ボルツェが、あの「クルップ伝説」を体現した起業家だったとするならば、二〇世紀における「ヴェンツェル伝説」を作り上げたもう一方のカール・ヴェンツェルは、自分の先代が農民だったという系譜的痕跡

をもはやとどめぬウンカー的大土地所有者にほかならなかつたのである。次に、ヴェンツェルの「社会的給付」を検討する。

二 ヴェンツェルの「社会的給付」⁽³⁰⁾

「ヴェンツェル伝説」が生み出されるのに大いに与かつて力があつたもの、それは、多くの農村労働者用住宅の建設、ならびに、職員・使用人・労働者のための記念基金 (Erinnerungsstiftung) の一つであつた。ヴェンツェルは、第一次世界大戦中からすでに、三〇万マルクの資金をこうした用途のために準備していたが、戦後を迎えると、これに加えてなお一七〇万マルクを拠出した。その結果、トイチエンタール＝ザルツミュンデ一帯には、二五〇以上ものアパートが新築される。また、病気や困窮のときに労働者を救済する目的で作られた労働者支援金庫と、一種の老齢年金として設けられた年金用基金もまた有益だつたと伝えられている。ヴェンツェルの場合、東エルベのウンカー階級の一般的な姿勢と比較するならば、はるかに積極的な態度を当該の課題に対し示した点は評価されてよいであろう。彼が提供した社宅が一九三五年時点で一、〇一二三の多数に上つたことを、ブエスは、一つの例証に挙げるのである。

このような一種のウンカー的パトーナリズムの「社会的給付」を無批判的にほめそやす一部の傾向とはむしろ逆に、「搾取と博愛」⁽³¹⁾の両面を兼ね備えた「農業資本家ヴェンツェルの二つの顔」⁽³²⁾を指摘しつつ、その前者の側面を強調する観点からブエスは次のように説く。模範的な住居は、もとより皆無ではなかつた。しかし、労働者居住地のすべてがそうした理想的な状態下にあつたわけでは決してない。家畜小屋や納屋などを若干手直ししたにすぎぬ劣悪な住宅も少なからず存在したし、その部屋数にしてもわずか二つだけというのが通例だつた。それゆえ、ヴェンツェルの「社会的給付」の内実を評価する際には、以下の四点がしっかりと押さえられていかるべきなのである。まず第一に、

表 2 - 5 1921年2月の地方選挙 (Landtag) における得票数

	共産党	独立社会民主党	社会民主党	中央党	ブルジョア政党統一リスト
Salzmünde	102	3	6	11	230
Schraplau	645	—	53	5	397
Langenbogen	374	3	7	3	174
Ober-Teutschenthal	265	110	2	—	199
Unter-Teutschenthal	753	183	2	—	349
Schochwitz	40	—	4	—	29
Zappdorf	261	—	17	28	90
Quillschina	94	—	—	10	73
Eisdorf	272	62	—	1	172
Stedten	504	—	77	60	276
Höhnstedt	455	7	2	—	292
Fienstedt	94	—	—	—	87

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. XXI Anhang 7, より作成。

彼の大土地所有は、「革命的プロレタリアートの中心地」の一つたる中部ドイツの工業地域に位置した点を想起する必要があろう。工業労働者の闘争は、農村労働者にも多大の影響を及ぼさずにはおかない。⁽³⁴⁾ 表2-5から看取されるとおり、ブルジョア政党が多数派を握るザルツミュンデはともかくとして、共産党 (KPD) と独立社会民主党 (USPD) が優位を得たトイチエンタールにおける工業労働者の運動は、「砂糖王」ヴェンツェルに直接向けられる闘いとなるほかなかつた。ヴェンツェルの社会的施策の目的は、したがつて、農村労働者を革命的闘争から遮断・隔絶する点にこそ向けられたものだつたのである。

第二に、工業発展都市近在の農業地域にあつて、労働力の農業外への流出は、労働力不足のきわめて深刻な事態をもたらさざるをえない。ヴェンツェルにとつても例外ではありえなかつたこのようない由由しき帰結を阻止するために、彼は、福利厚生面で工業労働者が勝ち取つた既得権に配慮した諸条件を、農村労働者に示す経済的讓歩を余儀なくされた。第三に、一見すると公益性の重視にも見えよう数数の社会的施策にも、実のところは、経済的強制手段が背後に潜んでいた。ヴェンツェルは、働き手となりうる全家族員が彼の経

表 2-6 記念基金の実態

基 金 総 額	500,000マルク
年 運 用 額	20,000
一社あたり運用額	10,000
使用人用年金額	6,670
労働者用年金額	3,330

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 146f.
より作成。

表 2-7 ボルツェ社における年金額 1924年

	人數	一人当たり年金額
使用人	93人	71.72マルク
労働者	1,022	3.26

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 146f.
より作成。

たのである。解雇を通告されたり、または、依願退職しようとすると、労働者は、即刻、住居から立ちのけなければならなかつた。この意味で、社宅の提供は、労働力の確保ないしは固縛のための一策としての現実的機能を果たしたのである。

そして、第四に、各種の社会の方策を施すことによつて、ヴェンツェルは、恩恵に浴していると感じる監督・農場管理人・機械番等の高給・基幹労働者階層の創造を企図した。一言にして、「農業資本による農業労働貴族層の育成」⁽³⁵⁾が、それである。労働者住居の供与を含む様様な施策は、職員・使用人等の優遇労働者の状態をますます改善しつつ、未熟練労働者 (Handlangermasse) との格差を深化・拡大する「労働者層の分解」⁽³⁶⁾を加速化させる帰結を伴わざるをえなかつた。反抗的な振る舞いがあつた廉で解雇された労働者に対するは、間、髪を入れず、住居明け渡しの訴えが追い討ちをかけたのだつた。

この間の実情をいつそう鮮明に把握するために、次に、一九一五年創設の記念基金の運用状況を見ておこう (表 2-6, 2-7 参照)。さて、基金の規約によれば、四パーセントの基金利子が年金支給用に毎年充当され、ヴェンツェル・ボルツェ両社がこれを折半して利用することになつていた。使用人と常雇い労働者の数的比率は、一九二四年から二八年までの間、一対一二と変わらなかつたのだが、前者に基金利子の三分の二が割り当てられたのに比して、労働者階層が得る年金額は、その三分の一にすぎなかつた。表 2-6 は、この点を表示しており、続く表 2-7 は、ボルツェ社の規約上可能な支給年金額を一九二四年について記したものである。使用人と労働者との格差は、一目瞭然であろう。

表2-8 使用人支援金庫の実際

1. 繰り越し高 (1924.7.1現在)	330,968.27マルク
2. 積み立て金 (1924-1928年)	140,255.95
3. 合計	471,224.22
4. 資本勘定へ転記 (1928.6.30)	418,851.65
5. 金庫繰り越し高 (3-4)	52,372.57

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 149, より作成。

だが、彼らは両者ともに、一〇年間の勤務を無事果たし終えなければ、年金受給資格を得られなかつたし、また、支給そのものも幹部の自由裁量に任されていた点では同じであつた。いささかの反抗的態度もつゆ示さず、下僕的 (knechend) なありとあらゆる仕事に家族員ともども一生涯いそしまなければならぬ「ヘルシ・ヤフトにとつての従順な臣民」⁽³⁷⁾ と言うべき精励者だけが、主人筋から施される恩恵に浴することができた。このように、ヴェンツエルの社会的施策は、言わば「プロイセン＝ドイツ的従順の習性」⁽³⁸⁾ を身につけた従業員の育成・陶冶策としての本質的一面を併せ持つていたのであつた。

さらに、自己資本から回されたこの種の基金そのものが、免税特権を享受したと言うにとどまらず、同時に、巧妙な脱税策としても利用された事実が重要である。表2-8を見よう。当該の金庫には、一九二八年時点で、四七万マルク強の金額が全く無税で蓄えられていた。ヴェンツエルが金庫本来の目的のために使つた額は、そのうちのわずか五万マルク強にすぎない。彼は、四〇万マルク以上に達する貨幣を資本勘定に転記することによつて、そこから相当額の企業家資本を捻出したのである。⁽³⁹⁾ それゆえ、この種の基金が、書面上の計画に沿つた所期の目的用に全額振り向けていたわけでは毫もなく、むしろ、追加的な経営資本あるいは蓄積資本に転用され、意図的か否かは別として、結果的には脱税のための隠れみのに悪用された点が看過されではならない。それは、資本蓄積に伴う税金を逃れるための一策たる実質的役割をも担つたのだつた。

純粹な博愛的配慮ではなく、あからさまな資本家の利潤追求の観点が、上述した「社会的給付」の本質を規定する契機にほかならぬと説くブエスの主張は、肯綮に当たると言つてよ

表2-9 ウンター・トイエンタールのゲマインデ議会

	共産党	社会民主党	ブルジョア・ブロック
1921年まで		11	1
1921年	2	3	4
1924年 (a)	3	2	4
(b)	4		5

(註) 1921年までの数値11は、独立社会民主党と共産党との議員の合計。また、1924年の(b)は、オーバー・トイエンタールの数字。

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 100f. より作成。

い。「搾取と博愛」の「二つの顔」を巧みに使いわけた地主＝企業家のパトーナリズムの評価の際には、この点は、当然わきまえられてしかるべき基礎的見地の一つであろう。次節では、ヴェンツェルの地域管理政策の実態を追究する。

III ヴェンツェルの地域管理政策⁽⁴⁰⁾

ヴェンツェルの「社会的給付」の第一のねらいが、工業労働者の革命的闘争の影響から農村労働者を隔離する点に置かれていたことは、先述のとおりである。このような目的は、彼の自治体政策をも同時に規定していた。表2-9から知られるとおり、ニーダー・トイエンタールのゲマインデ議会における左翼勢力は、一九二一年に至るまで圧倒的優位のもとにあつたが、その後ブルジョア・ブロックが懸命な巻き返しを図り、同議会内の政治的配置は右方へシフトする。こうして、一九二一年と一九二四年には、一種の均衡状態が生まれる。一九二九年の選挙でも事態は基本的に変わらず、一九二四年の情況が維持されている。ただし、その際、オーバー・トイエンタールにおいて、ヴェンツェル自身がゲマインデ議員に選出されたこと、ならびに、鉄かぶと団 (Stahlhelm) に所属した人物で、ヴェンツェルの忠実な代理人 (Prokurator) を勤めたシュタイドル (Steidl) が、ニーダー・トイエンタールの議会選挙で当選を果たした事実には、注意しておく必要があるであろう。このとき、ヴェンツェルは、換金可能な一〇ポンド相当の大麦引き換え券を選挙民の一部に与えた。ブエス

は、これを、当選のための買収工作の一つと見なしている。

次の実例は、領地区域 (Gutsbezirk) 解体の拒否である。一九一八年の一月革命後、「封建制の残滓」⁽⁴¹⁾ あるいは「行政上のグーツヘルシャフトの残滓」⁽⁴²⁾ と言われるグーツベツイルクの解体が日程に上り、その後、一九二九年を迎えると、「グーツベツイルクの最後の残滓」⁽⁴³⁾ すら消滅して行つたことは、周知の事実である。ヴェンツェルは、グーツベツイルクの解体に激しく抵抗した。その理由は、およそ以下のとおりである。

グーツベツイルクに与えられた税制上の優遇措置は、格別であつた。逆に、ゲマインデは、グーツベツイルクに比べて、土地・建物税については100パーセント、所得税では250パーセント、そして、営業税も250パーセントそれぞれ高い税負担を課されていた。そのかぎりで、ゲマインデは、グーツベツイルクが本来負うべき責任のなにがしかを肩代わりさせられていた、と言いうる。領地区域が一種の「減税天国」⁽⁴⁴⁾ (Steueroase) の特権をむさぼつたことは、明らかである。第一に、ヴェンツェルの連畜が自由に通行した自治体内の道路の維持・補修費は、全額、自治体自身が負担した。第二に、ヴェンツェルは、自分の領地区域に住む児童一四人のためには、その教育費一、一七三マルクの支払いを引き受けたものの、彼のもとで両親が働いていた、就学義務ある別の児童一一七人分については、びた一文出費しなかつた。義務教育の財政負担は、自治体の上に重くのしかかつたのである。

第三に、自治体は、救貧のための主要な負担をも背負わなければならなかつた。身体障害者と老齢年金受給者を支えたのも、自治体である。これに対して、ヴェンツェルは、こうした義務に全く無頓着であつた。一例を示そう。ある労働者夫妻は、三三二年間の永きにわたり、領地区域で額に汗して働いてきた。ところが、夫が死亡したのち、夫亡人が罹病して倒れると、ヴェンツェルは、領地区域の労働現場から彼女を放逐しただけではなく、自治体内にあつた彼らの小住居 (Deputatswohnung) からの即時立ちのき要求まで突き付けたのである。ウンカーが、用済みとなつた労働者の扶養を自治体に押し付けた事実は、明白である。第四に、このような「領地区域からの労働者の追放」によ

表2-10 ヴェンツェルのグーツベツィルク

	住民数	編入予定ゲマインデ
Langenbogen	12	Langenbogen
Schraplau	41	Schraplau
Haus Würdenburg	75	Teutschenthal

(出典) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 102, より作成。

つて、自治体内の住宅不足はますます深刻になつて行く。これに、以下の負担が加わる。すなわち、ヴェンツェルらの領地区域所有者は、自治体にある家屋を買い占めて、これを他所からやつて来た人に使わせたのだが、ひとたび農場での仕事が無いとなれば、家屋から住人を強制的に退去させ、その結果、行き場を失つた彼らは結局、自治体内にとどまるほかなかつたため、住宅不足は、いよいよ激化の度合を強めざるをえなかつた。さらに、消防隊・墓地・靈安室・職業実科学校を維持する加重負担が、自治体に掛けられた。領地区域は、そのための分担金をいつさい支弁することなく、それらを利用する便益だけを享受したのである。

ヴェンツェルは、領地区域の解体に執拗に抵抗し、彼と自治体との闘争は長期化の様相を呈したが、一九二八年、ついに最終的な決着を見る。所轄のプロイセン内務省が、同年九月三〇日付の省令によつて、当該地域にお残存する合計一一の領地区域の解体を公布したからである。ヴェンツェル自身の三つの領地区域（表2-10参照）はもとより、廃棄の決定を通告された領地区域の大半が、彼の勢力圏内に残存した事実は、特権を死守しようとあらがつた一人の大ユンカーをめぐるこの間の事情を勇弁に物語つてあまりある、と言えよう。⁽⁴⁶⁾

四 ナチズムとヴェンツェル

1 ヴェンツェルの最期⁽⁴⁷⁾

「ヴェンツェル・コンツェルン」を率いて、中部ドイツ粗糖工場連合（Vereinigung mittel-deutscher Rohzuckerfabriken, 略称 Vemiro）会長、ハレ砂糖販売株式会社（Zuckervertriebs-

gesellschaft Halle AG) 社長、そして、砂糖信用銀行 (Zuckercreditbank) 頭取の要職を歴任しただけではなく、かれに、ドイツ砂糖工業中央組織と砂糖問題国際委員会との有力メンバーや、⁽⁴⁹⁾「砂糖王」あるいは「農業王」⁽⁵⁰⁾との異名を取るにふさわしい足跡を残したカール・ヴェンツェルは、ヨーロッパ切っての「砂糖独占」⁽⁵¹⁾資本家の一人にほかならなかつた。

カールがナチス党員でなかつたことは、厳然たる事実である。しかし、ヴェンツェル社の社内報「われわれの經營」から知られるとおり、彼は、ドイツ・ファシズムのスペインへの軍事介入や反ユダヤ主義の「人種理論」⁽⁵²⁾を支持する記事をさかんに載せたばかりではなく、ザルツミュンデのナチス突撃騎兵部隊 (Reiterstaffel der SA) 駐屯地の維持を資金面で援助することさえばからなかつた。ヴェンツェルの影響下にあつたハレの精糖工業からSAに与えられた寄付金は、一九三四年より一九四〇年まで、総額八六、六七一・三五マルクに達した。また、ヴェンツェル自身の農業經營からは、一九三四—一九四二年のあいだに合計七八、五五六・七五マルクがSAに供与されている。「砂糖独占」の総帥カール・ヴェンツェルが、のちにファシズムの犠牲者となるにしても、その生成・展開期にあって、ナチズムの協力者ないしは支持者としての役割を演じたもう一面の厳然たる事実が見逃されではならぬ。この点を押さえるに、ウクライナに対するヴェンツェルの野望を見るに如くはないであろう。

さて、Vemiro の関連資料から、以下の事実が判明する。一九四一年に、Vemiro の一作業部会は、ソビエト連邦領ウクライナのドイツ軍占領地域にある砂糖工場入手するべきか否かの検討を行つた。その際、ヴェンツェルは、合計一〇存在した砂糖工場の視察に腹心の部下を派遣するとともに、その帰還を待つて、一九四一年一月三〇日の部会議において、次のように発言する。ウクライナの砂糖工場をドイツが稼働させる場合、ヴェンツェル社としては、Vemiro にかわつて、出先機関 (Einsatzfirma) の責任を果たすにふさわしくはない。ただし、それには一つの条件が要る。すなわち、いつである。第一に、一〇工場のすべてを引き受けるわけには行かない。生産技術的に見て、

諸施設の整備状況が比較的良好な四つの工場のみを管財人 (Treuhänder) の管理下に置き、ヴェンツェルの優秀な部下がこの任に当たるのである。そして第一に、将来に備えて、「再民営化」⁽⁵³⁾ の道も残しておく必要があるであろう、と。

ヴェンツェルは、ソ連邦の財産を再民営化して、最終的には、自分の私有財産に転化することを企図したのである。とまれ、およそ帝国主義全般に固有な「腐朽性」⁽⁵⁴⁾ を一つの極限にまで行きつかせた「ヒトラー・ファシズム」とカール・ヴェンツェルその人の政治的・経済的利害追求は、ウクライナ略取の点で基本的に合致していたことが、確認されなければならない。では、一九四四年に至つて、ナチズムがヴェンツェルを手に掛けたのはなぜか。ドイツ大土地所有の現代史を探る上で無視しえぬこの微妙な問題の検討を、避けて通ることはできないであろう。

ヴェンツェルの悲劇の直接的原因は、彼がいわゆる「ロイシュ・グループ」(Reusch-Kreis) に所属した点に求められる。その顔ぶれは、グーテホフニングスヒュッテ (Gutehoffnungshütte) 社董役のロイシュを中心として、合同製鋼株式会社社長フェーグラー (Vögler)・アーニーゲー (AEG) 社長ビューヒナー (Büchner)・アウグスブルクのMAN社長マイヤー (Meyer)・ハイデルベルクのボッシュ (Bosch)・シーメンス (von Siemens)・シャハト (Hjalmar Schacht)・ハレンのヴォームマン教授 (Woermann)・大土地所有者ハルデンベルク伯爵 (Graf Hardenberg)・ベルンスドルフ (Bernsdorf)・ツィツェヴィイツ (Zitzewitz)・プトカマー (Puttkammer)・ドーナ (Dohna) やして、ヴェンツェル自身の計一四人に達した。⁽⁵⁵⁾ ロイシュ・グループの会合は、通常、トイ Chernyntar のヴェンツェル宅で催された。彼らは、一九四三年二月のスターリングラードにおけるドイツ軍の壊滅の前からすでに、西欧列強との和平の途を探ろうとしていた。グループが模索した西側諸国との単独講和の大筋は、要するに、対ソ連戦争での欧米独占資本主義とドイツ帝国主義との共通の利益に訴えて、ソ連に対する戦闘だけは継続しつつ、ドイツ独占資本の安定的足場を確保しておこうとする一点に絞られたものだった。

スターリングラードのドイツ軍降伏に至るまで、グループの面面は、ヒトラーに鋒先を向ける反乱など夢想だにしなかつたし、ヴェンツェル自身もまた、永く、対ソ戦でのドイツの勝利を信じて疑わなかつたが、一九四三年一月、事態は一変する。ゲルデラー(Carl Goerdeler)の対ヒトラー・クーデター計画が真剣に討議されることになるのである。一九四四年七月、ロイシュ・グループは、ヴェンツェル邸において何回かの謀議をめぐらせる。だが、策謀は発覚し、ゲルデラーを資金面で支えたヴェンツェルを初め、グループのメンバーは、一九四四年七月三一日に一網打尽逮捕される。ナチスの大幹部ヒムラー(Heinrich Himmler)・サイドならびにSA部隊長リッツマン(Littmann)らによる釈放への働きかけも空しく、ナチス国民裁判所(Volksgerichtshof)は、死刑判決をヴェンツェルに下す。処刑は、一九四四年一一月一一〇日執行された。ロイシュ・グループのメンバーのなかで、首謀者ゲルデラーと運命をともにしたただ一人の犠牲者が、ヴェンツェルだった。他の人にに対する裁判は、いつせいに行われなかつた。ヒムラーの侍医ケルステン(Kersten)の回想によれば、ヴェンツェルの有罪判決を決定した要因は、ヒムラーの前副官で、のちにクリミヤ総督となる、当時、親衛隊(SS)司令官アルヴェンスレーベン(von Alvensleben)の偽証であつた。彼は、騎士農場ショホヴィツ(Schochwitz)の地主であり、一九三三年以前の時期から、ヴェンツェルがこれを借地經營していた。多額の負債をかかえるアルヴェンスレーベンは、ヴェンツェルから得た借地料を、債務の返済に充当しなければならなかつた。そればかりではない。ヴェンツェルは、一九三六年に、一一五、〇〇〇マルクもの少なからぬ貸付金をアルヴェンスレーベンのために融通していた。アルヴェンスレーベンがヴェンツェルについて不利な偽証をあえて行つたその屈折した心理の奥底には、このように、地主・小作人関係と債務・債権関係がオーバーラップした世俗的人間模様が隠されていたのである。ちなみに、ブエスは、ヴェンツェルのこの顛末を、「配階級自体の所有戦争の犠牲」になつたにすぎぬと論断している。⁽⁵⁸⁾

2 その後の経緯⁽⁵⁹⁾

一九四四年七月、ナチスは、ヴェンツェル夫妻の全財産を差し押さえる。妻のエラは、有罪判決を免れたものの、ベルリン近郊のかの悪名高きラーヴンスブリュック (Ravensbrück) 女性専用強制収容所送りとなる。彼女は、翌一九四五年三月二一日、ようやく釈放される。アメリカ軍がトイエンタール方面へ同年四月一三日進駐してきたのち、エラと息子のカール・フリードリヒは、たちに財産取り戻しの闘いを始める。アメリカ軍当局は、ヴェンツェルの右腕だったシュタイドルトイエンタールの村長 (Bürgermeister) に、そして、カール・フリードリヒ・ヴェンツェルをショホヴィツツの村長、兼、農民指導者 (Ortsbauernführer) にそれぞれ任命するとともに、一九四五年四月一〇日、ヴェンツェルの全財産の返還を決定する。しかし、ヴェンツェル社の存続が軌道に乗るかに見えたのも、つかの間のことであつた。ポツダム協定に基づいて、ソ連軍がアメリカ軍にかわって当地を占領し、その後、いわゆる「民主的⁽⁶⁰⁾土地改革」が実施される運びとなり、アメリカ軍政当局の先の決定は白紙撤回されたからである。

C・F・ヴェンツェルは、土地改革による大土地所有の分割が国民への栄養補給にとってのマイナス要因になりこそすれ、絶対に有益ではない旨を、地方土地委員会に対して繰り返し陳情する。一九四五年一〇月一一日付の請願書が述べる内容は、声涙ともにくだつてゐる。すなわち、わがヴェンツェル社の大土地所有は、種苗栽培を伴う「模範的な有機的經營 (Zusammenwirtschaft)⁽⁶¹⁾」を開拓してゐた。農工「一体の經營」gemeinsame Wirtschaft の質を高め、もつて、産出高をでかうるかわり増やすための努力も、惜しみなく払つて來た自負もある。土地改革が実行されたあかつきに、これらの経済的成果が水泡に帰するとすれば、それは、まことに勿体ないことなのではあるまい。国民の栄養補給を増進する上での大損失が生じるであろう帰結は、目に見えているからである。それゆえ、もしも強制収用の実施がどうしても避けられないとなれば、少なくとも、農業經營の共同遂行 (gemeinschaftliche Bewirtschaftung) だけは、是非とも指令していただきたい。併せて、一〇〇ヘクタールに満たない規模の、収用の

対象から外された残余農場 (Restgut) を11つ、母と自分用に留保する」とをお認めいただければ幸いである、と。

C・F・ヴェンツェルが求めた残余農場は、ザルツミュンデとフイーンシュテット (Fienstedt) に位置するものだつた。

これに先立つ一九四五年一〇月四日付のエラの陳情書では、ザルツミュンデにおける住民からの土地取得要求は皆無である」と、また、残余農場がエラに与えられることは、当地の農村住民の願いにも沿う健全策にほかならぬ点が強調され、同年一〇月三日付のC・F・ヴェンツェルの請願書にあつても、フイーンシュテット農場を地主が留保することを、近在の住民がおしなべて支持している旨が力説されている。⁽⁶³⁾

しかし、ザクセン州の地方管理当局は、ヴェンツェル家へのフイーンシュテット農場の附与に限つて妥協しただけで、ザルツミュンデの残余農場扱いと大土地所有の「共同管理」⁽⁶⁴⁾との要求に関しては、「ことごとく退けた。この決定を不服としたカール・フリードリヒは抵抗を続けるが、一九四五年一一月一四日、ついに逮捕される。翌一九四六年四月三〇日に釈放された彼は、ただちに西ドイツへ赴く。その後、彼は失意のうちに自殺を遂げ、ドイツ大土地所有の現代史に刻まれた悲劇のひみこみは、ここに、その幕を閉じたのであつた。⁽⁶⁵⁾

五 結 語

アウシュヴィッツに連繋する一筋の連續線で、ドイツ近現代史における「コンカーの歴史的罪過」⁽⁶⁶⁾を厳しく糾弾する「定義的アンティ・グートヘル」(kategorisch anti-gutsherrlich) という厳格な観点が、旧東西両ドイツの社会史 (Gesellschaftsgeschichte) の農業史 (Agrargeschichte) の研究潮流にあつて、終始堅持され続けた一つの基礎視角だつたこと、そして、その底流に息づく「ルソー＝ジャコバン」的な原則的立場が、民主的農民解放を支持する

見地を積極的に継承しようとするものであったことは、もとより、充分評価され、正当に受け継がれて行かなければならぬ。しかし、このじで、誤解を恐れず、あえて大胆な比喩的感想を述べるとすれば、次のようににならうか。すなわち、ドイツ大土地所有が、一方において、アウシュュヴィッツに連繋する「110世紀のドイツ史における連続性の問題」⁽⁶⁸⁾を刻印づける「重い歴史的負荷」⁽⁶⁹⁾の主要な一契機だつたことは、否定するべくもない事実であり、先述のところ、この点が深く銘記されてしまうべきである」とば、何わずもがなであるとしても、それにもかかわらず、他方、ヴェンツェルに象徴されるその一部が、よし「英雄的な抵抗の戦士」⁽⁷⁰⁾ではなかつたにせよ、結果的に、ナチズムにより「迫害された人々」⁽⁷¹⁾として、先の「連續性問題」の負の視座とはむしろ逆の仕方で、同時に、ラーゲンスブリュックにも連繋した歴史的事態の一半は、いつたいどうなつてしまつたのだろうか。ミュラーの口吻を借りて別言するならば、「アンハルト(Anhalt)とザクセン州との農業における普遍的現象ではござれかもない」⁽⁷²⁾例外事例と割り切るだけでは済まれない、とにかく微妙な、プロイセン＝ドイツ史の大問題がトントン潜むと感じねば、はたして、不當かつ不健全な印象にすれなくなるのであらうか。

- (一) Alfred Bues, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9. 12. 1876-20. 12. 1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* [Maschinenschrift], Dissertation, Halle (Saale) 1972, S. 44ff.
- (二) 「農工複合体」を意味する「ヘッセ農工」“Agrar-Industrie-Komplex”⁽⁷³⁾がおる。Vgl. Reinhard Stolze, *Anforderungen an die Gestaltung des volkswirtschaftlichen Agrar-Industrie-Komplexes zur Beschleunigung des wissenschaftlich-technischen Fortschritts in der Land- und Nahrungsgüterwirtschaft* [Maschinenschrift], Dissertation A, Berlin 1978. たゞ、この学位請求論文は、おもに一国の科学的・技術的進歩は、農工複合体を構成する諸要素の科学的・技術的協働の合理性に大きく左右される立場から、国民経済的な(volkswirtschaftlich)農工複合体形成の重要性を論じたものであり、同じ農工複合体と並んで、その意味内容がわたへるの本書とは全く異なることは、行論のうちにおのずから明

いかであらう。公私マルクス主義的見地に従うショトルシュ論文の学問的価値は、低い。Vgl. *edenda*, S. IV.

(3) Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 38f. u. 48.

(4) ニイシ大土地所有の十九世紀以降皮に關する精細な実証分析は、それほど多くないのが現状であらう。この点に関わらず、ブラックボーン (David Blackbourn) は「一九八七年」、「ヨンカーの土地財産の管理や地方的な社会的政治的権力との連関などについての実態は、驚くほど僅かしか研究されてこない」。トーベス (E. P. Thompson) がイギリスに関する研究 (English Landed Society in the Nineteenth Century, London 1963) を始めた頃から研究は、ニイシでは現当たらぬ。しかし、今田では詳細な研究が、カーフォルニア大学のハーゲン (William W. Hagen) による「特定のヨンカーディクションにおける」もしくはトーベス。Cf. D. Blackbourn, *Populists and Patricians. Essays in Modern German History*, London 1987, p. 28 note 49. 野田耕男・三越修・上藤章男・小林聰人訳『ヤギリス社歴史派のヨンカーディクション』筑洋書房、一九九一年、後記「大隈ハーベー」、註 (4)。

最近出版されたハーゲン (W. W. Hagen) の大著、*Ordinary Prussians. Brandenburg Junkers and Villagers, 1500-1840*, Cambridge 2002, は抜きぬけ注目される。ハーゲンは、本書の方法 (method, *ibid.*, p. 12) も含めて (imlication, p. 652) は特に注目して、以下の諸点を指摘する。以下おもておあたる。

ハルハルクのブリゲンツ (Prignitz) に位置したシターヴィー (Stavenow) 所領の一八四〇年以前史を、文書館史料を縦横に駆使して追跡する浩瀚な本書は、求婚・結婚・再婚と葬式の実態等を含む村民の日々の暮らし (everyday life, pp. 11 and 19) のノベルにまで達した、多次元 (multidimensionality, p. 23) なヨーロッパ (microhistory, p. 12) 研究の実証成績である。地主・市民・官吏 (princely officialdom, p. 648) の三者が織り成す「三つの輪の角」 (three-cornered tug-of-war, p. 647) は、多面的因果関係 (multicausality, p. 23) や多面性を重視する本書は、方法的に、基底還元論的見地を一貫して嫌う、ハーゲン曰く「非還元主義 (non-reductionism, p. 23)」の歴史書としての性格を併せ持つ。

こうしたヨーロッパ研究が生み出す数々の知見は、必ずしも「恒常性」を有する。その基本的なねらいは、代表される特殊経路 (Sonderweg or separate path, p. 6) 説がめでたむ「東ヨーロッパ的後進性」 (p. 20) の暗黒の映像にかわりうるなんらかの新イメージの提示にあるのであらうが、そのよほだ研究史批判と関連の深い紹論全文 (III) の論点

を以下に示しておこう。

第一に、コンツ・（Werner Conze）のペーベル（Pöbel）論以降、近年とみに隆盛の觀の強い農村下層民問題に関するハーゲンの帰結は、こうである。ショターヴェノ領内での貧民（the landless poor, p. 649）について言ふと、その足跡は残されているものの、定住・非定住の相違なく、それは、数量的に取るに足らぬ存在にすぎなかつた。これは、一八世纪の農民層を、下層民との比較において相対的に減少すると見たヴンダーのいわゆる「農村人口の社会経済的分化」の地域史を精査する際に踏まえられなければならぬ一つの基礎事実と言えよう。

第二に、地主的パトーナリズムの役割について、ことショターヴェノ領に関するかぎり、一八〇七年の前後期を問わず、それを積極的に例証する証拠に欠ける、とハーゲンは断言する。彼によれば、ショターヴェノの地主に、パトーナリズムの基本的属性を見ることはできなかつたのである。では、一つ一つの事実に、と云うよりもむしろ、システムとしてのパトーナリズムの社会的役割の方に力点を置くベルダールの周知の構造的理説に対する色鮮やかなこの対照が意味するところは、なにか。ハーゲンとベルダールとの突き合わせの研究史整理が必要となろう。

第三に、村落政治を支配する土地保有農民の一一種の寡頭制（a kind of oligarchy of landholding farmers, p. 650）の指摘が、興味深い。それは、土地を持たぬ隣人と、地主が任命する村長（いわゆる Setzs Schulze）との双方に、等しく重大な影を落とすものだつた。この点は、ヴァンダーのあの「富農寡頭制」論を補強する事柄と見なしうるのか否か。吟味するだけの意味があるであろう。

以上のように、ハーゲンの際立つ特徴の一つは、実証の厚みを重視する一点に絞つて理解されるべきではなく、むしろ、もちろんの研究史を、あたかも一刀両断のもとに斬り捨てるかのようなく、すぐれてポレーク・シユな論点提示の仕方に求められよう。もし、このように言いえて誤りないとするならば、なおさらのこと、その難点とも云うべき問題点にも、同時に批判的な眼が向けられなければならない。わたくしが、いま用意できるとした観点は、それあたり、以下の二つである。

第一に、ハーゲンにあつては、階級的・構造的視角が稀薄な点、断じて見逃されるべきではない。次の言説を聞かれたい。「ショターヴェノの多くの村民が送っていた暮らし向きは、西あるのは南の多くのドイツ人の暮らしを凌ぐ物的満足をもたらすものだつた」（p. 652）。後世の歴史家が封建農村民の物的満足度の地域差を判定することに意味がないとは言

えまいが、ただ、そのためには、当然、東エルベのシュターヴェノのみならず、南そして西ドイツの農村住民の日常生活が分析されなければならない。そのとおり、異なる地域対象の相違と共通性を一つながらに把握する可能性が、初めて生まれるのである。いま、こうした判定の当否はひとまず撇くとして、そもそも、西・南・東ドイツ各地の農業社会の歴史的・構造的特質と個性は、どのようなものだったのだろうか。ハーゲンの結論からは、この点に関する具体的イメージはなんら表象されえないのである。

いや、そればかりではない。いやしくも、農村社会のミクロ史を手がける以上、全構成メンバーを引っくるめた村民全般ではなく、階級＝階層的な、あるいは、職種別の各村民の違いと特徴が、分析の俎上に載せられてしかるべきである。この点は、¹¹ おまでもなく、第一帝政期のウンカーフェルトの把握にも同様に妥当する。すなわち、当該時期の主農論者(agrarian, p. 653)が振りかれた煽動的・イデオロギー的な武器について、そこは、「ウンカーフェルト支配の連續した伝統の表明」(p. 653) もではなく、「徹底的に近代的な理由」(p. 653)を見抜くことだが、たとえどんなに正しい視点であるとしても、わたくしが繰り返し強調してきたように、ウンカーフェルトの全部の一括把握ではなく、同一階層内の内部的類型差の剔抉に意を注ぐ必要が厳として残るのである。ともあれ、ハーゲンの場合、構造的特殊性ならびに階級＝階層的性格の相違に対する知的関心がともにきわめて薄弱であるとのそしりを免れる」とはできないであろう。

上述の事柄と密接に関わる第二の批判点は、こうである。もとより、「東エルベ的後進性」を深部において規定したと見なされて久しい「プロイセン・ウンカーフェルトと隸属村民とにに関する数多くのステロ版」を「解体」(cf. p. 652)せねばならぬ学問的必要性に、異論はない。しかし、ハーゲンが、東西ドイツ二元論の「地理学的・説明上の有用性」を一方で認めつつも、同時に他方において、「ドイツ社会政治史に関する東エルベ対西エルベの二元論的アプローチ」の「放棄」まで主張する (cf. p. 652)のは、ふれか勇み足にすめるのではないか。封建地代 (seigneurial rent)・領主権 (noble lordship)・村民の法的従属が、「一九世紀初頭期以前の東西エルベ両地方にあまねく存在した (ubiquitous)」(p. 652)ところ、それ 자체としては正しいにせよ、あまりにも抽象的な普遍的事実を、一面的かつ一義的に強調したところで、それに、いつたい、なんの意味があらうか。そうした一般的「共通性 (commonality, p. 17)」の一方的指摘だけでは、歴史認識の深化など、およそ望むべくもなかろう。

この点、新味を前面に押し出そうとする主観的意図に出るあまり、あぐれてボニー・ラッシュまた大胆な論述を展開する

わりには、ハーゲンの結論的帰結に至る、それは、驚くほど平板かつ皮相な低レベルにとどまつてゐるといふべきものである。「初期近代世界における無数の農業社会の」(p. 653) はやくも東エルグ農村社会の特徴とは、ハーゲンにとっては、しょせん、「一般的テーマの変種」(variation on universal themes, p. 653) を超えてゐるのではないがもありえなかつた。東エルグ社会と「同時代のドイツの社会政治的他文化との共通性」(傍訳引用者、p. 17) ところ、あまりと聞えればあまりに用なみな理解、これが、ハーゲンの到達した新境地なのであつた。

結局のところ、ハーゲンは、基底還元論的立場を取らぬと聲明しながら、その実、一般性ないしは普遍性の指摘のみに帰着して、それに躊躇もしくは満足する点において、歴史的な個性と特殊性をことじとく不問に付す、還元論的見地の最悪の陥穰に由る結果的に陥つてゐると断じるほかあるまい。ハーゲンの労作は、主観的には、「非還元主義」であつても、客観的には、典型的な「還元主義」の抽象論にほかならない。実証成果は無論別だが、歴史研究の認識論としては、後退であろう。

最後に、一話しておきたい。一九世紀後半から二十世紀に至る時代の「大所領・村落関係」の実証世界は、「驚くほど未開拓のままである」とするハーゲンの指摘 (cf. pp. 11f.) は、正しき。わたくしが前著やつとに強調したとおり、時期的対象としての当該世紀転換期は、なお依然として、「ドイツ農業史研究史上の一つの空白期を成してゐる」経済史研究の厳然たる現状が、いまあらためて直視されなければならない。加藤房雄『ドイツ世襲財産』一四ページ、参照。

- (5) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 93f., 176 u. 188.
- (6) 抜稿「旧東獨における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために」『土地制度史学』第一三八号、一九九三年、所収、「東ヘルグにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業＝土地制度史把握の一観角」『西洋史研究』新輯第1111号、一九九四年、所載。本書、第二章を併せて参照のこと。
- (7) Vgl. H.-H. Müller, Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, S. 267-285, bes. S. 273f.
- (8) 抜稿『西洋史研究』所載の抜稿「回顧」一九九一年、参照。
- (9) Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 141ff.
- (10) 話(一)に挙げたブエスの論考のほか、『カーラーの近作』Carl-Emil Wentzel-Teutschenthal. Einige Aspekte seines

landwirtschaftlichen Wirkens, in: *Entwicklungstendenzen in der agrargeschichtlichen Lehre und Forschung*, hrsg. von: Institut für Agrarpolitik, Marktlehre und Agrarentwicklung. Fachgebiet Sozialgeschichte der Agrarentwicklung an der Landwirtschaftlich-Gärtnerischen Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin, Berlin 1995, S. 47–54, 稲原。本圖は、1995年大正110回の露理のたぐい（Volker Klemm）叢書の品目一覧表の叢書集である。本圖の参考文献には、ヒサク・クレム先生による題詠をためねいた。トトロの露手、心より感謝する。

- (13) Ebenda, S. 6.

(14) Vgl. H.-H. Müller, Pächter, S. 273. ふね、アヒスルムホーフ、ランゲハーデルトベガイシの大部分は、ルネル、HOCHENAUの近くタールドアル。Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 224f.

(15) ベンブルのザルツバッハ、ヘーネバッタルから呪だせ、ホーネンツルホフ、モルヒューレ回から来た東方の地に頭を構えたガーネナウ(von Wuthenau)家の三つの大土地所有Gleisen(373.77ha)・Hohenthurm(503.03ha)・Niemberg(234.53ha)は、耕種面積と収穫量は、表かる容易に看取れる。主な耕種期は飛躍的な擴大を示す。この他のザクセン地方の耕種面積は、畠地を除く。たゞ、二十世紀初めには、一七八九年に世襲地產化された。Vgl. Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt, Außenstelle Wernigerode, Rep. H. Hohenthurm, Nr. FB, Bl. VIIIf. und Nr. 1049, Historische und statistische Übersicht über die Rittergüter Gleisen, Hohenthurm und Niemberg, dargestellt vom Kammerherrn v. Wuthenau, 1904, Bl. 4-24.

(16) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 10.

(17) Ebenda, S. 16.

付表 甜菜栽培面積と収穫高

	Gleisen		Hohenthurm		Niemberg	
1887 - 1888年	49.5ha	22,076Ztr.	76.5ha	34,880Ztr.	50.25ha	23,316Ztr.
1902 - 1903年	95.25	57,861.9	155.5	96,730.1	82.25	51,347

(註) 4 Morgen = 1 ha と換算した。Ztr. はツェントナー。

(出典) 註(15)に挙げたヴェルニローデ文書館の当該史料より作成。

- (18) Ebenda, S. 17.
- (19) Ebenda, S. 182. 大陸のカーネルは、アメリカ・ヨーロッパ・オランダから太平洋を渡る世界一周視察旅行（一九〇〇—〇一年）の際に、中国と日本にも立ち寄った。Vgl. ebenda, S. 48 Ann. 1).
- (20) 「タルシア伝説」によると、「ボルシュは、1分の農民の小セガ内に命を起り、勤勉・実直・努力によつて無からずを、しかも、大企業を築いたのである」と。Vgl. ebenda, S. 20 u. 26.
- (21) ハウジングの分析は、注記へ。
- (22) J. G. ボルシュは、一八一八年に、三〇〇戸の手賃役農民（Höpfner）地を競り落として入手した。Vgl. ebenda, S. 19.
- (23) (24) (25) Ebenda, S. 19.
- (26) H.-H. Müller, *Pächter* [Maschinenschrift], Berlin 1992, S. 17. ハマフ編著版では、zusammenhängend が抜けています。Vgl. ders., Pächter, S. 273. なお、タイプライター版は、前章で検討した「ベルリーナー」の折に、『ハマフ先生』と書かれていた。温かい感謝です。
- (27) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 26.
- (28) Wolfgang Treue, Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmensbiographie*, 3. Jg., 1958, H. I, S. 39.
- (29) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 141.
- (30) 紙紹介 ebenda, S. 141-151, を用いたる素材としている。
- (31) (32) (33) Vgl. ebenda, S. 143.
- (34) 画表中のヘルジニア政党には、ドイツ国民党・ドイツ人民党・ドイツ民主党が包摂されている。ブルスニョウスキ、ヘルジニア候補は、カナダ系の政治的影響力のもので「反動の牙城」へ化した。Vgl. ebenda, S. 67.
- (35) (36) Ebenda, S. 144.
- (37) Ebenda, S. 29.

- (38) 稲穂「『マイシ農業・土地制度史』の11つの課題について—— Gutsherrschaft und Domänenpächter」『広島大学経済論叢』第一七卷、第一回、一九九三年、一九九四二年、一九九五一年。後段の第II章 課題提起 参照。
- (39) 「ヒスコアゼ’ ルの額は八七、ハハリ・マルクであった。Vgl. A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 149.
- (40) ハードの分析だ、ヌカツ、ebenda, S. 99-113, に載っている。
- (41) Ebenda, S. 102.
- (42) Hans Rosenberg, Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse [1958], in: H.-U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln/Berlin 1970, S. 293, 大鎌英一・三本和也・大田誠司『マイシ社会の課題』米糸社「ドヤード」11118—。
- (43) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 117.
- (44) K. Heß, *Junker*, S. 165.
- (45) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 105.
- (46) ハウス・カウノアハハハクが血筋体メイサウントールルムヘヘへ繰入されたのは、一九九一年になつてからのことだ。カウノアハハクは、領地区域の解体は最後まで抵抗した。Vgl. ebenda, S. 107.
- (47) 本節の終点は、付ふくし、ebenda, S. 169-172, 202-218 u. 227-243, に依拠してある。
- (48) Ebenda, S. 172.
- (49) Vgl. H.-H. Müller, Pächter, S. 274.
- (50) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 143.
- (51) Ebenda, S. 171f.
- (52) Ebenda, S. 217.
- (53) Ebenda, S. 234.
- (54) (15) Ebenda, S. 202.
- (55) Gerhard Ritter, Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung, Stuttgart 1955, S. 413; A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 236.

(57) Vgl. G. Ritter, *Goerdeler*, S. 545 Ann. 18; A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 236f.

(58) Ebenda S. 243. ローハー・グルーテン、トベゲトハイマー (Kurt Gossweiler) の「アメリカ派」の H・シャーハートが加わっていたことは、なにかしら示唆的である。「所有戦争の犠牲」になつただけとする「エスの」のそれが浅薄な組論だけのみをもつてしては、つかみきれぬ微妙な問題が、ノルンには潜む。よりあえず、ソーリンの古典的な文言を使つて、資本類型論的見地から、次のように語るにとどめておけ。すなわち、当該のグループを、「民主的な資本」と呼ぶことにはたしかに重大な疑義が残るにせよ、他方、彼らは、少なくとも「オクチャブリスト的な資本」ではなかつたと見なしてもよいのであるまいか。と。『ユーリハ全集』第11四巻、大月書店、一九五九年、四九七一五〇一ページ、所収の「ア・ヒム・ヨーリキー (一九一一年一月三日)」、トスヴァイラー著、熊谷一男編訳『現代ファシズムと金融資本』未来社、一九七七年、八二一—一〇四頁参照。

(59) ノルンの分析は、おもに A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 242-249, を基礎にしてゐる。

(60) Ebenda, S. 245.

(61) (62) Ebenda, S. 246. 一部の「ドイツ大土地所有の近辺に位置する余地主農場・農民経営双方へのその模範的な影響とりわけ教育的な効用を含意する「カーラー＝ラーヴィー的視点」の意義を、ノルンでこま一度想起しておけ」とも、あながち無駄ではないであろう。

(63) ノルンはまた、旧東独の「土地改革」の歴史的評価に關わる微妙な問題が潜むと思われる。本章では、とりあえず、以下の一点のみを指摘しておきたい。すなわち、もしエラの陳述どおり、残余農場の留保が、当地の住民感情にも沿う措置であったとすれば、それは、地主と住民との敵対的関係ではない、ハレ地域一円における両者の、ある種独特の良好な近隣関係とでもいふべきもの的存在をうかがわせるからである。ヴァンダーガーが、一八世紀以前の村落の人間関係について、「地主 - 農民關係のハンサンブル」と呼んだ表現を借りれば、ナチズム下にあつてもなお保たれた「地主 - 住民關係のアンサンブル」といふべき、地域地主と住民との共同体的な善隣關係の一端を、ノルンから垣間見る思いがすると語つては、はたしておかしくあらへか。Vgl. H. Wunder, *Das Selbstverständliche denken*, S. 35.

(64) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 248.

(65) ハーガンスブリュックにおける強制収容所生活を経験したカールの妻エラは、第一次世界大戦直後の一九四九年に、

バーデン州の歴史⁶⁶。Vgl. ebenda, S. 249 Anm. 1).

(66) H. Harnisch, Boizenburg, S. 264.

(67) H. Kaak, Gutsherrschaft, S. 302.

(68) H.-U. Wehler, Das deutsche Kaiserreich 1871-1918, Göttingen 1973, S. 238, 大塚英一・肥前義一訳『ドイツ帝国
1871-1918』未来社、大日本出版社、1974年、1981年、1983年、1985年、1987年、1990年、1992年、1994年。

(69) Ebenda, S. 239, 国立新美術館、1994年。

(70) (71) H. Rosenberg, Pseudodemokratisierung, S. 288, 記録本誌書、1994年。

(72) H.-H. Müller, Die "Gesellschaft Wirtschaftsamt Gänsefurth m. b. H."— der Versuch zur Rettung eines adligen

Gutes, in: Mitteilungen des Vereins für Anhaltische Landeskunde, 2. Jg., 1993, S. 165.

(73) 今なべらむ、「カーシュ＝聖トマスの社会経済分化」を原論に以てその方法論的歴史的考察を行なう、「カーシュ
一階級の社会経済分化」を企画し精査するが、アロイゼルは「カーシュ近現代史上の一つの課題が依然として残る、この観点へ
よりふたたびおもむく戻る。本編、譜系、註(6)、ルコム、前編、第三章、参照。

第三章 問題提起

I 東エルベ的心性と大土地所有

ドイツ第二帝政（一八七一—一九一八年）の「構造的な民主主義敵対性」⁽¹⁾を厳しく批判して、ヴェーラー（H.-U. Wehler）は、次のように述べる。すなわち、「公權的国家のこうした機構に対する一種の心理的な補完物を成したのは、臣民根性（Untertanenmentalität）であつた。國家権力の意志行為や権利侵害をも受け身に甘受し、過度に用心深い沈黙をもつて日常の些事にわたる嫌がらせに反応し、歩道で出会つた少尉を脱帽して避け、取るに足らぬ村の巡査にも國家の面影の宿つてゐるを見、それゆえに抗議するよりもむしろ適応することを、この臣民根性は要求した。より自由なライン蘭トや西南ドイツでしばしば軽蔑を呼び起こした、このすぐれて東エルベ的な心性（ostelbische Mentalität）は、何百年もの年月を経た政治的宗教的伝統の所産であつた」⁽²⁾、と。

ドイツ近現代史における「連續性問題」⁽³⁾を決定的に重視するヴェーラーにとって、この「臣民根性」とは、旧来の「前工業的なエリートと価値体系」⁽⁴⁾が、工業化達成後の社会をなお刻印し続けた「負荷」⁽⁵⁾のきわめて重大な構成要素にほかならなかつた。「実際、ほかならぬドイツにおいても一八六六—七一年以後、重要な経済的、社会的ならびに

政治的な諸決定が農業社会の指導エリートの利害に沿つて下され、これらの政策決定がその後もずっと続いて帝國ドイツの工業社会の展開を規定していったことは、あわめて明白なのである。それどころか、この社会の孕む際立つ矛盾や『断層』の大部分は、まあしへその点に帰着せしめられるのである⁽⁶⁾。カーラーのしたユンカ一批判の視角は、ナチズムの罪過をドイツ人自身の問題として自覺的に受けとめ、こゝから「弁護論的な現実逃避(Eskapismus)」を駆逐⁽⁷⁾してしまって、すぐれて直率一貫している。

ふたつめに、カーラー(M. Weber)は、一九〇四年に発表した力編、「世襲財産問題」論文において、ドイツ東部と北西部との「農民意識」(Denkweisen der Bauern od. bäuerliche Denkweisen)の類型的相違を対比しつつ、北西部に特徴的な「農民自負感」(Bauernstolz) とは全然異なる東部農民の思考様式について、つとに、次のような興味深い定式化を行つてゐた。

「グーツブルが上流階級然としてあまりにもかけ離れた存在になつてゐる村があるとすれば、その村は除くとして、すべての自治体(Selbstverwaltungskörper)において、中農と大農(die mittleren u. größeren Bauern)が、このグーツブルの支配(Hand)を皿ふらの上に感じ取つてゐる所、いやそればかりではなく、グーツブル農場の広大な規模の土地が、ひしめかねつて住みつゝてゐる村の小民(kleine Leute)たちに、社会的等級における埋めようのない裂け目により仕切られて、対峙してゐる所——そして、事実また、これは自明の理なのであるが、世襲財産がこの状態を助長するものである」と、この点はすでに見た——、そういう所では、農民にいま内在しているか、あるいは、ことによると世襲財産の増加ゆえに将来内在するようになるかも知れぬ、『貴族的性向』(aristokratische Gesinnung)などをじつこでは、ゼーリング(Max Sering)の見解にたとえ従つたとして、おさら、ただ単に隸属感だらがよく隸屬感はわかなことであらう。社会経済的意氣消沈=従属感(soziales und ökonomisches Gedrücktheits- und Abhängigkeitsgefühl)が、このよつたな状態に適合的な感情であり、それは、年がい母女、明確な識闇に上つてゐるのでは決してな

いにしても、永きにわたっては繰り返し繰り返し、その効果を表す感情なのである」。⁽¹⁰⁾

ウェーバーがこゝで指摘する「社会経済的意氣消沈 = 従属感」とヴェーラーの言う「臣民根性」とは、重疊的な関係に立つてゐるようと思われる。いや、むしろ、より正確には、一種の諦念にも似た「東エルブ的性」を生み出す「臣民根性」の一形態が、東部ドイツ農民層の抱く「社会経済的意氣消沈 = 従属感」であつたと言つてもであろう。ヴェーラーが「政治的宗教的伝統の所産」と見た特異な自意識を、ウェーバーは、社会経済的内実を伴つた思考様式として押へてゐるのである。村の小民を含む中・大農層らの直接的生産者的心に、一種独特の言わば「プロイセン = ドイツ的従順」(preußisch-deutscher Gehorsam) の属性を刻印した最大の要因、ウェーバーによれば、それは、「グーツベルのハム」なのであつた。

ハムで、ドイツ農業史研究の近作、カーカ(H. Kaak)の『グーツベルシャフト』が注目されよう。カーカは、「プロイセン = ドイツ的臣民性質(Untertanengeist)の肥沃な温床」を成した東エルブの農村史に着眼するのである。プロイセン的「臣民根性」・「臣民性質」の最も重要な歴史的起源の一つは、グーツベルシャフト下での「農場隸民制」(Gutsuntertänigkeit)であつた。

カーカによれば、ハムのグーツベルシャフトをものよろに把握するかといふ点で、一九四五年後の研究史は、四つの見地に大別される。第一は、ヘルンング(Friedrich Wilhelm Henning)である。彼の見解は、クナッペ(Georg Friedrich Knapp)の古典的グーツベルシャフト論に近づく。ヘルンングは、グーツベルシャフトを、経済・所有関係・法的側面の総体として把握する。封建領主の自己經營は、中世末期の農業危機のうちに拡大し始めた。広範囲にわたる領地上のほとまりが形作られ、法的諸関係が整えられて「行くのむ」のとおり以降である。グーツベルシャフトは、一八世紀に完成を見る。グーツベルは、「土地 = 隸民支配の保護権」(Grund-, Leib- und Patronats herrschaft)を一手に握つたのである。農民は、領主に対する「臣民關係」(Untertanenverhältnis)に束縛された。

第一に、リュートゲ (Friedrich Lütge) もまた、歴史的展開を重視するが、グーツヘルシャフトを狭義に限定して理解する。彼にとって、それは、グーツヘルの統治上の諸機能を伴う閉鎖的な領域形成の中核を成すものだつた。したがつて、グーツヴィルトシャフト (Gutswirtschaft) が東エルブの諸地方に形成されたことが事実だとしても、この点は、グーツヘルシャフトの概念構成上のメルクマールでは必ずしもない。リュートゲは、グーツヘルシャフトの定義を法律面に限定したのである。

第三の潮流を作ったのが、ハイツ (Gerhard Heitz)、ハルニッショ、そして、ツコラーラの旧東ドイツのマルクス主義的農業史家によつて展開された「再版農奴制」⁽¹⁷⁾ (zweite Leibeigenschaft) 論である。マルクス主義的な時期区分によれば、グーツヘルシャフトとは、「封建制末期」⁽¹⁸⁾ (Spätfеudalismus) の一事象にほかならないのであつた。

第四に、ボルケーシュタールゴルト (Henning Graf von Borcke-Stargordt) は、独特の自説を、前三者の学説に対置する。すなわち、計画的に実行されるグーツヴィルトシャフトを持つ大土地所有は、一八世紀の末まで、実はそれほど一般的ではなかつた。農業技術と農業生産も、まだ、少なからぬ剩余生産物を産出するほどの水準には達していなかつた。利潤に対する関心は、全く微弱だつたのである。その上、グーツヴィルトシャフトは、ドイツ西部においても、散発的にではあれ、あるにはあつたのだから、農場の出現を基準に東西を区分することはできない。グーツヘルシャフトという概念で言い表されてきたことは、しょせん、支配体制と経済的事実との不当なない交ぜにすぎないのである。グルントヘルシャフトという言い方は、東西の法的相異に関する誤った表象を呼び醒ましこそれ、なんら意味ある対概念ではない。グルントヘルシャフトとグーツヘルシャフトの対比だけが正しい、と。

一九四五年以降の諸見解を大づかみに概観するなら、最後に示したボルケーシュタールゴルトのアウトサイダー的な学説は別として、研究史は、一八〇〇年以前の東エルブの農業事情を一箇の発展史として描く点で、基本的な一致

を示していると見てよいだろう。そのあらましは、およそ以下のとおりである。⁽¹⁹⁾

グーツヘルシャフトは、グルントヘルシャフトの転化形態 (Ausformung) として、一五世紀末以降に成立した。その重要な前提是、グルントヘルが 1311—14世紀に、それまで領邦君主 (Landesherr) が持っていた土地所有と様な権限とを獲得したことである。グルントヘルは、とりわけ領主裁判権を握ったことで、農民に対する支配公権を行使した。一四世紀以降、独立自営農民層は衰退して行く。フェーデ (Fehde) と戦争そして伝染病によつて、多くの農民地が荒廃するのである。グルントヘルは、一五世紀になると、不毛の地と化した農民地を、新たな農民家族に任せるのでなく、自己經營地に編入し始めた。グルントヘルが行つたことは、さらに、農地を耕す直接生産者の意志を無視してそれを取り上げること、すなわち、農民追放であった。このようにして、グルントヘルは、自分の農業大経営の基礎を創出したのであるが、その自己經營は、当初なお少数にとどまり、そして大規模なものでもなかつた。

一六世紀になるとグルントヘルは、地方法 (Landesrecht) の諸規範を、ますます農村住民に不利に働くよう改変するに乗り出す。一七世紀の中葉まで続く過程を経て、農村住民とその子孫から自由移住権 (Freizügigkeit) を奪い、きわめて過酷な、いや、とばかりよりもむしろ、往往にして際限のない賦役を彼らに課したばかりではなく、奉公人 (Gesinde) としての義務まで要求した、あの「農場隸民制」が次第に仕上げられて行く。こうして、グルントヘルはグーツヘルへと転成する。

だが、グーツヘルとグーツヘルシャフトそして農場隸民 (Gutsuntertan) を、われわれが語りうるのは、「農場隸民制」の本質的要素が姿を整えるとともに、グルントヘルの自己經營が拡張して、グーツヴィルトシャフトへと発展して行く一六世紀後半以降についてのことなのである。農民地の横領をたやすく敢行するために、グーツヘルは、農民の保有・相続権を空洞化する拳に出る。こうしたなかで、一六一八—四八年の三〇年戦争が一つの節目を成し、農民

保有権の根本的変化がもたらされる。戦争の結果、農民地保有者が消えたそのあとの後任は、より劣悪な無権利状態のもとに落とされたのである。このグーツヘルシャフトの特徴が最も強くありありと現れるのは、一八世紀の下級貴族の農場においてである。土地の支配権とともに裁判権と領民保護権をも一手に握つたグーツヘルは、同時に、彼の隸民が無償で當むグーツヴィルトシャフトの専一的な用益権者（Nutznießer）でもあつた。

しかし、一八世紀には、また、グーツヘルシャフトを廃止しようとする動きも始まる。一方において、政治的軍事的かつ財政上の利害関心に従つて、強力な農民層を必要としたランデスヘルが、グーツヘルシャフトの縮小ないしは除去を望んだとすれば、他方、農業生産の進歩それ自体により、旧来の因習的な方式の克服が促されたのである。一八世紀から一九世紀への転換期を皮切りに、その後五〇年以上続く農民解放（Bauernbefreiung）によつて、グーツヘルシャフトは、最終的に廃棄される運命を辿るのである。

グーツヘルシャフトは、様様な地域的偏差を帶びながらも、緒論で見た、東エルベのかの「黒海・バルト海地帯」全域にわたつて広範に普及する。その際、地方的色あいを決定づけた要因は、各地のランデスヘルあるいはフュルスト（Fürst）とグーツヘルとの力関係の相違であつた。これに対して、北西・中部・南東の三地域に仕切られるドイツ西部の地にあつては、おしなべて、グルントヘルシャフトが展開した。

カーグは、グーツヘルシャフト生成の上述のドラマを、「特殊東エルベ的発展⁽²⁰⁾」と呼び、その主因を経済に求めて次のように述べる。すなわち、「農場隸民制」を利用し尽くすことにより、グーツヘルは、自己の大グーツヴィルトシャフトを格安の費用で經營することができた。農場經營の基幹労働力が、農作業用の生産手段を所持する農奴の賦役によつて、労働対価を支払うことなく無償でまかなわれたため、グーツヘルが調達しなければならぬ役畜・農業器具類と曰雇い（Lohnarbeiter）雇用の負担は、さくわざかな出費で済んだからである、と。小括しよう。ヴェーラーとウェーバーが、「臣民根性」そして「社会經濟的意氣消沈＝従属感」という、それぞれ

に卓越した筆致で生き生きと描き出したプロイセントゥーム＝プロイセン人の性格 (Preußentum) の形成は、このように、一五世紀末以降のグーツヘルシャフト下での「農場隸民制」に、最も重要なその歴史的根源の一つを求める。エルベ川以東の広大な地は、カーグの言う「臣民氣質の肥沃な温床」にほかならなかつたのである。

一九八九年の東欧改革に始まり、一九九〇年のドイツ統一を経て、翌一九九一年のソ連邦消滅へと連なる東エルベ現代史上の一連の劃時代的出来事と激動に思いを致すとき、次のような問題のありかをここで指摘しておくとともに、あながち無駄ではあるまい。第一に、旧東独地域民にいままお蔓延する「社会經濟的意氣消沈＝従属の感情」は、いつたいどのようにすれば癒されるのか。その具体的な方策は、奈辺にあるのであろうか。⁽²¹⁾ 他方、あえて誤解を恐れずによく言えば、こうした感情の持ち主に固有な精神的態度は、根本的な治療を待つだけの病的な心性なのであつて、歴史的・文化的価値のかけらもそこにはなんら認められぬ、むわば全くの「負のエース」にすぎないものなのかな。しぶく卑近な一例とは言え、グラス (Günter Grass) ⁽²²⁾ が評価する「打ち解けた交わり」 (Nischengesellschaft) を育んできたのもまた、東エルベに住む平凡な市民たちだつたのではないだろうか。グラスは言う。「東ドイツへ何度も行つたことのある人ならだれでも気が付くでしょうが、このわたくしたちの所になくなつてしまつたものです。つまり、ゆつくりとした生活のテンポ、それに見合う対話の時間の長さ、です。打ち解けた交わりがここから生まれました。メツテルニヒ時代を思わせるビーダーマイヤー (Biedermeier) 様式のもの。そうしたものは、壁の開放とともに、街頭や民主主義へともうすでに消えてしまつたかどうか、わたくしには分かりませんが」、⁽²³⁾ と。

現代の「ビーダーマイヤー (愚直な小市民)」と言つてよい旧東ドイツの市井の人々に瀰漫する根深い「社会經濟的意氣消沈＝従属感」をいたずらに放置することはできまい。だが、この問題についてなんらかの抜本的解決策を講じるには、同じ一般庶民が、文字どおり部屋の片すみでいとおしんできたゲゼルシャフトに、ある種の安らぎを覚える感情まで無視しめる」とは、不当であろう。ここには、統一ドイツ資本主義の今後の帰趨を占う上で、座視しえぬ一

つの問題がなお潜むのではあるまいか。ウエーバーが、小ドイツ主義的統一を果たした一八七一年後の第二帝政期の東エルベ農村民に見いだした「社会経済的意氣消沈＝従属感」の問題性は、今日、言わば西ドイツ主義的再統一を実現した一九九〇年後における東エルベ世界の現状のただなかに、ほぼ一世紀有余のときを閲しつつ、きわめて現実的かつプラクティカルな仕方で、あらためて再現しているように思われる。ともあれ、グーツヘルシャフト生成史を精査・追究することには、ヴェーラーのいわゆる「すぐれて東エルベ的な心性」を歴史的文脈において説き明かすべきめて重要な意義がある、と言つてよいだろう。

第二に、東エルベにおける「大土地所有の問題は、どのような現実味 (Aktualität) をいまいちど持つことになるのであろうか」⁽²⁴⁾と問うカーネの問題提起が、傾聴に値しよう。彼は、旧東独における農業生産協同組合 (LPG) 解体後の農業＝土地制度再建の実践問題を見据えているように思われる。この点について、ここでは、次の一点のみを書き記して行論を進めたい。かつて、わが国における比較史的な農業＝土地制度史研究は、寄生地主制の解体と農地改革の推進という当時の国民的課題を強く自覚しつつ、隆盛をきわめて一時代を築いた。一九四八年創立の「土地制度史学会」、なかんずく、「変革期における地代範疇」を共通論題として、「農業変革＝土地変革の諸類型並に段階規定の世界史的視野から」⁽²⁵⁾ 戦後「農地改革の性格」⁽²⁶⁾ の総合把握を試みた同学会一九五五年度大会が、その象徴的なモニユメントに目されよう。歴史と現実の二つのモメンツの交差＝相関を直視する強烈な問題意識が、当学会のなによりの強みと魅力であった。もしこのように言いうとすれば、いまま新たに、こたびは、日本ではなく、ドイツ東部を含む東エルベ全域にわたる中＝東欧世界の地を一つの実験場として、きわめて深刻かつ興味深い両契機の交錯＝連関の時代が、すでに始まっていると見てよいのではないだろうか。⁽²⁷⁾ 「東エルベ・アグラールゲシヒテ」研究の現代的意義とその重要性が、見直されてしかるべきであると思われる。

- (1) H.-U. Wehler, *Kaiserreich*, S. 105ff., 前掲邦訳書『マイシ帝国』149ページト。
- (2) *Ebenda*, S. 133, 国上部記載「ハバクーフ」。傍註筆者。
- (3) (4) (5) Vgl. Hanna Schissler, Die Junker. Zur Sozialgeschichte und historischen Bedeutung der agrarischen Elite in Preußen, in: H.-J. Puhle u. H.-U. Wehler (Hrsg.), *Preußen*, S. 111.
- (6) H.-U. Wehler, *Kaiserreich*, S. 15, 前掲邦訳書「ハバクーフ」。
- (7) *Ebenda*, S. 16, 国上部記載「ハバクーフ」。
- (8) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 137.
- (9) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 385; *MWG*, S. 17.
- (10) *Ebenda*, S. 385; *MWG*, S. 17f. 括弧筆者。
- (11) 「封建制 (Feudalismus) ハゼルの「政治構成原理を異にする」共同体主義 (Kommunalismus)」、やなわか、「現実にあって育成された共同体の原理」は抛つておいた「臣民」 (Gemeiner Mann) の「自律」 (Selbstverantwortlichkeit) と國家形成の公法的機能を、このむかし神聖ローマ帝国の西部諸地域に置いて直視したブリクンゼ、「マイシの臣民は決して『臣民』ではない」とかの逆説的な結論づけを行つ。だが、同時に他方におこり、彼は、「臣民概念」の根本的転換がある藍墨で起つた事実の指摘をゆきぬれてしまふな。やなわか、一七世紀のあの三〇年戦争後、当該概念の意味内容は一変する。「一九世紀まで持ち込まれるかの侮蔑的意味合」が取入れられたのである。「卑屈と無責任はマイシ史では比較的新しい現象である」 ルートヴィヒ・ルードルフ・カーティーベルガーのみなみよ、ハッケンも基本的な認識の点で一致してゐる、と筆の下に記載される。Vgl. P. Bickle, *Untertanen*, S. 11, 15, 90, 105, 133, 139 u. 141, 前掲邦訳書『マイシの臣民』11、12、13、14、15、16) (17) *Ebenda*, S. 6.

- (18) Ebenda, S. 7. 「封建制末期」に關する概説書として H. Harnisch u. G. Heitz (Hrsg), *Agrargeschichte*, 参照。
- (19) Vgl. H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 2-4.
- (20) Ebenda, S. 4.
- (21) ヌの坂と関わって、肥前采一氏もあた、新連邦諸州における「臣民根性」の克服という現実問題を指摘している。アムローフカス、ベーベル著、肥前采一・金子邦子・馬場哲訳『110年紀ヨーロッパ社会経済史』名古屋大学出版社、一九九一年母、110ページの訳者あとふる、参照。
- (22) (23) Günter Graß, Viel Gefühl, wenig Bewußtsein. Der Schriftsteller Günter Graß über eine mögliche Wiedervereinigung Deutschlands, in: *Der Spiegel*, Nr. 47, 1989, S. 77, 岩波文庫 | 訳『シベラ統一騒動』中央公論社、一九九〇年、110ページ。
- (24) H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. VII.
- (25) (26) 小田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店、一九五六年、はじめ、iiiページ。
- (27) 一九九一年一一月一八日、ヒリシヤン・ロシア大統領は、「土地改革断行の緊急措置」と題する大統領令を布告し、コルホーズ（集団農場）・ソフホーズ（国営農場）の解体と農地私有化の道を確定した。ロシアでは、かつてのクラーク（富農）的土地位私有の復活が進んでいたのである。『毎日新聞』（大阪）、一九九一年一一月二〇日取、ないむに、同誌、一九九一年一一月六日取、「激変ソ連の実像 共和国からの現場報告」参照。
- (28) H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 5. 傍訳筆者。

II 旧東独農業史研究の意義

1 検討課題

旧西ドイツ「社会史」研究の主導的論者の一人であるコッカ (Jürgen Kocka) は、一九七一年に発表した論考において、封建制から資本主義への移行・産業革命・経済成長・「[1]田前期」・労働者運動等を対象とした旧東独の「マルクス主義的社會史」⁽¹⁾ 研究による近年の諸成果を批判的に分析し、この「マルクス主義的經濟史」を「普遍史的諸条件を考慮に入れた經濟 = 社會史」⁽³⁾ と定義づけつつ、その一翼を担う農業史 (Agrargeschichte) の代表的業績にも田配りを利かせている。彼が列举する重要作品群の著者は、以降の人々、すなわち、ヨウラー、ヘルニッシュ、ハイツ、シヨウタ (Jan Šořta)、モル (Georg Moll)、グロース (Reiner Groß)、クリンゲ (Friedrich-Wilhelm Henning)、モルトホルト (Rudolf Berthold) のごくそれも当代のすぐれた農業史家たちである。⁽⁴⁾

次に、イギリスの「トカムの社会史」派に属する鋭い分析のポニー・カーファー (Ian Farr) は、一九八六年に一論をものとして独自の観点からドイツ農業史研究史を丹念に整理し、以下で、旧東ドイツの成果にも正当な位置づけを与えている。彼が評価する研究者は、コッカの挙げる著者のほか、ブライバー (Helmut Bleiber)、プラウル (Hainer Plaul)、ラッハ (Hans-Joachim Rach)、モルト、ヴァイセル (Bernhard Weissel) の四名である。琳琅に、同じ一九八六年には、アメリカのドイツ史家メラー (Robert G. Moeller) もまた、広範囲に及ぶドイツ農業史研究について、視角こそ違えファーレ同様のワールドワイドな整序を果たし、ヨウラーの東ドイツの仕事に注目する。そこでの頗る興味は、ファー論文とほぼ同様であるが、メラーはむしろ、バルガーハン (Ilona Ballwanz)、ヘイルヴィッツ (Sigrid Dillwitz)、ヌスバウム (Helga Nussbaum) の研究にも注目している。

コツカとファーそしてメラーによる三者各様の研究史の整理を一瞥するだけで、このように、旧東独の農業史家は相当な多数に達することが知られる。旧東ドイツ農業史の研究動向を、その細部と支流をあえて切り捨てた上で、大局と主流のみに即して追跡するとしても、そのためには、これらすべての膨大な著書・論文の系統的分析が必要不可欠となる。あらかじめ問題を限定することが、必須の前提となるざるをえない。

本節の検討課題は、まず第一に、旧東独の言わば「マルクス主義的農業史学」から、たとえ批判的にではあれ、今後に継承されうるべき論点を、さしあたってわたくしの能力の及ぶ範囲内で明らかにし、ついで第二に、この旧東ドイツを含む欧米にあっての近現代ドイツ農業＝農村社会史研究の近年とみに目覚ましい精力的展開の主要な論点把握⁽⁷⁾を目指しつつ、ひいては、日本人研究者としてこれと対決し、切り結ぶ上で、とりあえず保持されてしまうべき視座がもしあるとすれば、はたしてそれはなにか、をも併せて暫定的に提起しておくことである。外国人研究者のすぐれた成果から虚心坦懐学びながらも、そうした一方的な姿勢にどどまらず、国外にあってもあえて一石を投じる相互交流の道を、ドイツ農業＝農村社会史研究においても探りあてる困難な課題と同時に、他面では、一九九〇年一〇月三日のあのドイツ（再あるいは新）統一に着目するかぎりで言えば、旧東独の消滅とともに、そこで當當と続けられたマルクス主義的な経済史・農業史研究もまた、水泡に帰したのか否かという問題までもが、いまだに突きつけられている以上、われわれとしては、先に示した二つの課題の検討を避けて通ることはできないであろう。以下での若干の考察は、このような問題の全面点検を試みる上で、あんざい不要とも言えまい粗削りのメモランダムにすぎぬのであるが、本論に入る前におお、次の補足的前置きを行つておきたい。

さて、包括的なサーヴェイ論文集である浩瀚な一巻本『ドイツ民主共和国の歴史学』の編著者フイッシャー（Alexander Fischer）とハイデマン（Günther Heydemann）によれば、そもそも、旧東独における史学全般の歩みは、研究の力点と主眼との推移を伴うおよそ五つの時期に区分されうる。⁽⁸⁾ 1、一九四五—一九五〇年。ドイツ史の否定的

側面、その悲惨な (*Misere*) の強調期。2、一九五一—一九五六六年。ドイツ民衆 (Volk) の自由と闘争との伝統、ならびに、ナツィオナールなもの再評価期。3、一九五七—一九七〇年。ドイツ労働者運動史研究への専一的集中期。4、一九七一—一九七九年。プロレタリア国際主義および社会主義的愛国心の力説期。5、一九八〇年以降。「統合的 (integral) マルクス＝レーニン主義歴史像」⁽⁹⁾ の形成期。⁽¹¹⁾において、それまでなんらかの一面的強調を伴わずにはおかなかつた従来の選択的 (selektiv) 歴史理解は影を潜め、いわゆる「史的繼承論争」(Erbediskussion) に象徴される全ドイツ史への総合的取り組みが、ようやく開始される。東ドイツの歴史学は、当該の時期に、「その根拠が根本的により確かな」⁽¹¹⁾ ものとなつて行つたのである。わたくしは、この最終局面でのあのエルグ (Erbe) 論争において、「支配的搾取者諸階級の肯定的遺産 (das positive Erbe)⁽¹²⁾」が視野に收められたことの持つ意味を、以下の事柄、すなわち、コンラート (Johannes Conrad) からウェーバー⁽¹³⁾と至るドイツ歴史学派中の有力な潮流にあつて堅持されていながら、現在のドイツの学会では一顧だにされずといふとわたくしには思われてならぬ一つの視点、つまり、これを約言すると、ドイツ大土地所有制の全面否認ではなく、それを構成するある一翼に対するウェーバーとコンラートのすぐれて高い肯定的評価という点の再認識との積極的関連において、この度一度熟慮するべきではないかと考える。

この論点の意味は、行論のうちにおののずと明らかにならうが、それはともかくとして、農業史研究史に即するかぎりでは、フィッシャーとハイデマンの挙げる第四局面の最終盤期が一つの劃期を成すと見る点で、多くの論者の見解はほぼ一致しているように思われる。では、専門分野としての農業史の「独立」(Ausdifferenzierung) は、いつか。そしあたり、一九七八年に上梓されたクレム編著の『農業史』⁽¹⁴⁾ が、⁽¹⁵⁾した「独立」の一里程碑と曰ふてよいであろう。そこで本節においては、旧東独農業史の研究動向を、一九七八年頃へと至るその自立化傾向として追うのではなく、おおむねあの「統合的マルクス＝レーニン主義歴史像」の陶冶期に相当する局面以降に時期的対象を絞り込ん

で検討することとしたい。およそ上述のような方法的手続を踏まえて初めて、われわれは、ファーアとメラーによるいざれも一九八六年に世に出た既述の研究史概観論文に見られる諸論点との重複ができるかぎり避けたとしても、それでもなお剔抉されるべき觀点はなにか、を明らかにする地点に立ちうると思われる。

2 「ベルリン学派」の成果——H·—H·ミュラーを中心

ファーアの評価に見られるように、東独農業史家全般に共通する特長は、一言にして、レーニンのいわゆる「プロイセン型の道」をめぐる「挑戦的な理論的枠組み内での緻密な実証研究⁽¹⁶⁾」の積み重ねであろう。ベルリンのミュラー、ハルニツシュ、クレムラの農業史家グループ（以後「ベルリン学派」と呼ぶ）、ならびに、ロストック大学を拠点とするハイツ、モルらのシューレが、この種の研究の中心的推進者と云つてよい。もとより、ここには、ラウジッツ（Lausitz）を対象としたショウタの「農民層分解」（class differentiation within the peasantry）に関するすぐれた成果と、マクデブルク沃野地方の「階級闘争と社会関係の変化」⁽¹⁸⁾についてのプラウル、ヴァイセル、ラッハらによる詳細な追究という、先の一「グループとは別個のそれぞれに貴重な」一系列の地域史研究が含まれる。しかし、わたくしは、本節においては、先述のグループを成すかぎりでの「ベルリン学派」と「ロストック・シューレ」とにひとまず着目してみたいと思う。

(i) ハルニツシュ対モル論争

旧東ドイツ消滅前の農業史研究の掉尾を飾った論争は、おそらく、「ベルリン・シューレ」対「ロストック学派」のハルニツシュ・モル論争であろう。両者は、ともに、「統合的マルクス＝レーニン主義歴史像」の確立期に、注目すべき大著を世に問うた。ハルニツシュの『資本主義的農業改革と産業革命』⁽¹⁹⁾（一九八四年）、そして、モルによる『「プロイセン型の道」とドイツのブルジョア的変革』⁽²⁰⁾（一九八八年）が、それである。前著は、国民経済の拡大・深化

と産業革命の進展にとつてのプロイセン農業改革の決定的重要性を、ブランデンブルク州の実態に即しつつ、後期封建制から一八四八・四九年のブルジョア民主主義革命期までの時代について分析した重厚な力作であり、また、モルの作品は、ハイツの議論⁽²¹⁾を踏襲しながら、プロイセンの西部諸州をライン川左岸まで含めて、ブルジョア的農業進化の「アメリカ型の道」ではなく、「プロイセン型の道の変種」⁽²²⁾として把握しようとする斬新な試論である。著作公刊後の両者の論争は、プロイセンにおける封建制から資本主義への移行の劃期をどこに置くのかという、重要ながら、ある意味では古い論点をめぐつて争われた対決であり、過程の経済的性格に関するかぎり、ハルニッシュが一八五〇年頃を移行終了の時点と捉えるのに対し、モルは、一八七〇年代以降にそれを求めた。⁽²³⁾「ドイツ資本主義の劃期論争」を経験したわが国のドイツ経済史研究の到達水準から見ると、この論争は、ある種の陳腐さを感じさせざるをえない類いのものであり、その時期的対象もさして新しくはない。ここでは、以下の諸点を確認するにとどめておこう。

一八世紀末頃のライン川左岸地方における定期小作 (Zeitpacht) を封建的なものではないと見なす点などに示されるハルニッシュのモル批判は、おそらく、傾聴に値するであろう。封建的諸負担の廃棄をめぐる根本的な「道の問題」(Wegeproblematik)⁽²⁴⁾、換言すれば、資本主義的発展の「出発点での基本的転轍」を決定的に重視するハルニッシュの立場は、わが国の比較経済史学の基礎視点をながらに、すぐれて原則的かつ堅固である。これに対して、モルは、ライン川左岸を問題に取り上げ、封建的諸負担の償却を定めた一八〇四年一〇月一日の法律を重要視しつつ、東西ドイツ全般に関する独自の「プロイセン型の道の主要二変種」説を展開するのである。当該論争の決着について、わたくしとしては断定的な評価を下しうる立場はない。モルのその後の沈黙は、ハルニッシュ説に軍配が上がったことを物語るのであろうか。それとも、そうではないのか。ハルニッシュの原則論的見地を尊重しつつも、わたくしはあえて、通説的見解に果敢に挑戦したモルの勇気を多としたい。実証内容よりもむしろ問題提起が、モルの真骨頂であろうからである。ともあれ、両者の個性が強く滲み出たこの論争によつて、「プロシア型」の進化の地域的

Variation の析出⁽²⁸⁾ という重要な実証的検討課題が提起されたことを喜びたい。「プロイセン型の道」の諸地域史研究のいつそうの深化が望まれよう。

(ii) ミュラーの貢献

「なるほどドイツは、110世紀の初頭にあって、イギリスのような借地の古典国では毫もなかつた。イギリスでは全農用地の八五・五パーセントが借地だつたのに対し、ドイツにおけるその比率は九・一八パーセントを数えるのみだつたからである。しかし、それにもかかわらず、ドイツの借地は、なんら重要な役割を果たさなかつたのでは決してない。とりわけ、プロイセンの東部諸州（ザクセン州を含む）とメクレンブルクにおいては、相当多数の借地經營が存在していたのである」⁽²⁹⁾。この的確な指摘で始まる「ベルリン学派」の大家ミュラーの「借地人と農場支配人」は、東部ドイツ農業にあつての「土地所有と經營の分離」の具体相を、豊富な未公刊史料を駆使して解明した注目すべき意欲作である。それは、先述の本書、第一章、一、で見たとおり、一九九一年四月九日から一日までの間、ベルリン郊外のゴーザンにおいて、旧東西両ドイツの名だたる農業史家が一堂に会して開催された歴史的な「ベルリン會議」の席上報告された。以下では、ミュラーによつて初めて発掘された興味深い新事実のうちのいくつかを、御料地借地人（Domänenpächter）に関する一九八九年論文⁽³⁰⁾の成果も併せて加味しながら、本節の行論にとつて必要なかぎりで紹介してみたい。

事例⁽³¹⁾1、農場支配人の存在形態。

一九〇四年にブレスラウ大学教授に就任したエールボ（Friedrich Aerboe）は、一九一七年刊の主著『農業政策』（Agrarpolitik）によつて名を知られた農業経営学者である。イューナ大学で勉学を修めた彼は、その後、ドイツ農業協会（Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft）等における実務の積み上げを経て、ニーダーラウジツのブリュール（Brühl）伯爵の所領（農用地五、五〇〇ヘクタール、森林一六、五〇〇ヘクタール）を經營する農場管理人（Ökonom）と

なる経験をも併せ持つ。この所領經營において彼は、生産の集約化と収益の増大に成功する「傑出した農場管理人」⁽³²⁾としての辣腕をふるう。世紀転換期の農業経済学の頂点に立つたと称されるエールボは、同時に、当時の貴族の大所領における所有と經營の分離を実践する農業經營者の一面を兼ね備えていたのである。

一八七〇年代以降の農業クリーゼに対する一つの解答として示されるその克服策が、エールボの場合、「地主的三分割制推奨論」とでも言うべき施策にほかならなかつた点に、わたくしは、特に着眼したいと思う。と言うのは、こうである。大農場の借地は、農業の企業形態の一つであり、借地人は、企業家以外のなにものでもない。借地人の平均的力量は、自己經營を行う大土地所有者を断然凌駕している。実務的にも理論上もすぐれた知識を持ち、勤勉かつ意志強固なのが、資本力だけいさきか見劣りのするペヒターに、「土地取得の回避」⁽³³⁾による「大經營の自主的引き受け」を保証する重要な役割が、プロイセンの借地制にはあるのである。一方、こうした「有能な借地人階層」⁽³⁵⁾の少なからぬ存在は、地主にとつても好都合きわまりない。なぜなら、「經營危機に対する保険」⁽³⁶⁾とも言うべき農地貸し出しによつて、地主が実現しうること、それは、「經營のありとあらゆるリスクのペヒターへの転嫁」⁽³⁷⁾にほかならぬからである。

このように、エールボは、プロイセン東部の大農場における借地制の相当程度の進展という事実を前提に置きながら、そのいつそうの展開を、今後採るべき現実的で望ましい政策として強く推奨している。したがつて、これは、一種の「三分割制の勧め」と言ってよいのであるが、なお以下の二点に注意する必要があろう。經營リスクのペヒターへの転嫁論にいみじくも明示されているとおり、エールボの立場は、徹底的に大土地所有者寄りである。それゆえ、この議論は、「借地人による、地主のための三分割制推奨論」にほかならない。これが、第一。次に、世襲財産論を書いたウエーバーとのエールボの違いが指摘されなければならない。わたくしの前著で詳論したとおり、ウエーバーが理解する「所有と經營の分離」の利点は、あくまでも、大世襲財産における「地主と借地農業者による『共同の

「ビジネス」 joint business] に見られる「一人の強力な双肩への打撃の分散」ならびに「恐慌に対するしなやかな弾力性」にある。⁽³⁸⁾ プロイセン東部の同一の事態を、ほとんど同じ時期にほぼ同様に把握しつつ、重なり合う面の多い政策的態度を示した点でも基本的に同じでありながらも、これとその認識に関するがあり、地主とペヒターのどちらか一方だけの当事者利害に偏る公平な客觀性が、エールボを断然上回るウェーバーの立論の深れであつたと思われる。これが、第一]。

事例⁽³⁹⁾2、「又貸し」を含む「総合貸し出し」。

ザクセン州のゾンメンシュンブルク (Sommereschenburg) 所領は、約一五〇ヘクタール規模で、その所有者は、⁽⁴⁰⁾グナイゼナウ (Hugo Neidhardt von Gneisenau) 伯爵である。彼は、騎士農場所有者をも兼ねた退役郡長のナトウーゼイウス (Heinrich von Nathusius) に、年借地料六万マルクで農場を貸し出す。一八七一年に取り結ばれた借地契約の期間は、一四年間だった。四年後の一八七六年に、ハインリヒは、当該の借地を息子のヨハネス (Johannes) に譲り渡すのであるが、このヨハネスは、大部分の土地を甜菜糖工場（名称 Nabel und Vasel）に「又貸し」 (Weiterpachtung) する。第一のペヒター (Unterpächter od. Afterpächter) としての工場が、第一のペヒターたるナトウーズイウスに支払った借地料は、先の六万マルクを超える高額であった。甜菜糖工場は、ゾンメンシュンブルク騎士農場での大規模な配水工事の費用 (六一〇一七マルク) を負担したばかりか、一〇万マルクの補償金を進んで支払はされた。その結果、又借りの期限は、一九一四年まで延長されたのである。第一のペヒターがこの種の借地を「土地投機の対象」 (Spekulationsobjekt) と見なしていたことは、明らかである。一方、地主グナイゼナウのコメントも興味深い。すなわち、自分は、この「総合貸し出し」 (Generalpachtung) によって、自由で安定的な地位を享受しえた。「借地人にに対する支払いの確かな者」 の存在は、まいに江結構なものである。又貸しのない単独貸し出しや自己經營の類いは、これに比べれば数段落ちるやり方には「あなどるべ」。

このように、当該の所領にあつては、最初のペヒターたるナトウーズイウスもまた一種の地主へと変貌を遂げ、又借り人が実際の経営を担当している。ノンでは、第一のペヒターが管掌する労働過程の分析が欠落するもの、該農場に具現している制度を、イギリス的三分割制の表記をもじり、*Eigentümer-Pächter-Unterpächter-Landarbeiter*の四者により構成される「ドイツ的四分割制」(the german four parts system) として無理矢理としむ、あながち不適切ではないであろう。

事例⁽⁴⁴⁾3、甜菜糖工場の農場賃借り。

この事例は、枚挙にいとまがない。株式会社形態を取るグラウツィヒ (Glauzig) 工場は、一つの典型であろう。ドレスデン銀行頭取モースラー (Mosler) やハンブルクの銀行家ローテンシルト (Rothschild) の錚錚たる顔ぶれが経営陣にそろう、ザクセン州在の同工場は、ヴェルトハイム (H.-H. von Veltheim) 男爵所有の一つの騎士農場（合計約一、一一一・五ヘクタール）を借りて、一九一〇年には一六〇、四四七マルク、そして、一九一八年は一七八、三〇〇マルクという、当時としては群を抜く高額借地料を納めた。「集約的農業經營の大学」⁽⁴⁵⁾とも言われる甜菜栽培が生み出す「工場經營と農耕との結合」⁽⁴⁶⁾は、ミュラーによれば、一箇の「模範經營」⁽⁴⁷⁾にほかならなかつたのである。こうした「甜菜糖工場への騎士農場の貸し出し」⁽⁴⁸⁾の事例は、ザクセン州を中心としつつ、シュレージエンやポーランド等の他の東部諸州にも相当広範に見られた事實を、併せて付記しておき。

事例⁽⁴⁹⁾4、「農工複合体」の形成。

次に、工場が別地にある農場を賃借りするのではなく、農場そのものの中に工場が設置されて、農耕と工場經營が渾然一体となる有機的結合体の生成事例を検討しよう。本書第一章においてつゞに見たあのヴェンツエル家の個別家族史が、この点での絶好の具体例を提供してくれる。ハレ盆地在の大農場（一、〇七一・八一ヘクタール）の地主だった五代目のカールは、二重の意味でのペヒターでもあった。一一〇・八四ヘクタールの騎士農場を賃借りすると同

時に、二つの御料地 (Domäne) の借地人をも兼ねたからである。そのがよりにおいて、御料地上級管理人 (Oberamtman) の肩書きを有する彼は、御料地借地人 (Domänenpächter) の一面をも併せ持っていた。御料地の所在は、ブラハヴィツツ (図一三ヘクタール) とランゲンボーゲン (五七七・〇八ヘクタール) であったが、ヴェンツェル家は、五代目(50)の没した一九〇七年の翌年から一九二六年までに、この二農場の借地料として、年額二三、七〇〇ないし四〇、六六〇マルクをプロイセン国庫に納めた。そして、ランゲンボーゲンには、カールの父により一八四八年に建てられた甜菜糖工場が存在した。カールは、この工場を一八八二年に拡張し近代化する。それゆえ、御料地ランゲンボーゲンそれ自体が、一箇の「農工複合体」(51) にほかならなかつたのである。ヴェンツェル家の農業經營は、農場取得・借地・相続を通じて驚異的な成長を遂げる。とりわけ、カールの跡を襲つた六代目(52)の指揮下に入った第一次世界大戦後の拡張はまことに目覚ましく、それは、合計二一もの諸農場によつて構成される約一万ヘクタール規模の「ドイツにおける最大の有機的農場複合体の一つ」(53) としての威容を誇るに至るのである。

「農業のクルップ」あるいは「砂糖王」とも称された六代目は、農耕・畜産・種苗はもとより、様様な関連工場、すなわち、甜菜糖工場・蒸溜酒製造所・ポテトチップ工場・麦芽製造工場・麦芽コーヒー工場・製粉所・乳製品製造工場・製材所等の多岐にわたる一連の加工業をも手がけて、農業と工業の一大複合体を築き上げた。彼の企業は、垂直的統合 (vertikale Verflechtung) を実現した成功例の一つであった。一九一三年に「ドイツ砂糖信用銀行」(54)を創設し、「アリュッセル砂糖協定」(55) (一九三〇年) やロンドンの「国際砂糖協議会」に際しては、ドイツ全体の利益を代表して熱弁をふるつた六代目は、間違いなく、ヨーロッパ最大の農業企業家の一人に数えられる。ヴェンツェルの企業体には、このように、純然たる農業 (史) 概念と違うべきイギリス的三分割制という範疇規定をもつてしては押さえきれない、ある意味ではその枠組みを超えて、より進化した農業近代化の姿が、「農工複合体のドイツ的形態」として示されているとともに、また、多国籍企業の体裁はいまだに整えてはいないものの、それは、アグリビジネス

表 3 - 1 Tundersleben の1900年度決算

1. 収入	358,506.47マルク
2. 支出	312,820.34
3. 残額	45,686.13
a. 借地料	22,737.95
b. 立替金返済	9,000
c. 純収益	13,948.18

(出典) H.-H. Müller, Pächter, S. 26, より作成。

(agribusiness) の110年紀的展開のドイツにあっての先駆けとしての歴史的意義をも体現する企業であつた、と言つてよいように思われる。

ヴェンツェルの農工複合体を分析したミュラーは、検討を締め括るにあたり、甜菜糖工場ならびにこれを併置する農場こそ、効果的な恐慌克服策の基本にほかならぬと述べる。彼は、一九世紀末から二〇世紀初頭に至る砂糖恐慌 (Zuckerkrise) も、「生産と収益性との非本質的な被害」⁽⁵⁶⁾ をもたらしたにすぎないと断じるのであるが、この見解は、当該時期におけるドイツ農業をアーネ (H.-J. Puhle) やモーザー (J. Mooser) らのよハル、もハラ「構造的危機」のもとにあつたと捉えるのが、それとも、シスラー (H. Schissler) が示唆する「根本的変化」として把握するのかという研究史上の周知の対立⁽⁵⁷⁾ に、後者の立場を支持する見地から有力な一石を投じたもの、と理解しておしつかえないであろう。

事例⁽⁵⁸⁾5、御料地借地人の存在形態。

ヴェンツェル同様、御料地上級管理人の肩書きを持つショーンレーダー (Alfred Schröder) は、ザクセン在の三つの御料地アルベンスレーベン (Alvensleben) とクライン・ロトメルスレーベン (Klein Rottmersleben)、そして、ムカハルスレーベン (Tundersleben) の借地人である。「最も聰明な甜菜栽培農民 (Rübenbauer)⁽⁵⁹⁾」の一人と称された彼は、一八九〇年頃に、計八〇八・二五ヘクタールの農地を耕したが、その三九パーセント (三一六ヘクタール) が甜菜用地だつた。御料地トウンデルスレーベンの一九〇〇年度の決算は、表3-1のとおりであつた。ショーンレーダーが納めた借地料のヘクタール当たり単価は、当時のプロイセンにおける最高水準に達していたが、彼は、それでもなお、当該の一農場のみ

から、約一万四〇〇〇マルクの純収益を上げた。だが、彼の収入源は、御料地經營だけではなかつた。彼は、ノルトゲルメルスレーベン (Nordgermersleben) 甜菜糖工場に資本参加してゐたのである。出資額は、一一一・五〇〇マルクだつた。これに加えて、義理の姉妹イーダ (Ida) がアルフレートと同額を追加したので、シュレーダー家の持ちは、会社が集めた資本金のほぼ半額 (四九%) にまで達した。ちなみに、伯爵位を持つ近隣の一貴族は、四万マルクを払い込んだだけだつた。シュレーダーは一八九九年に、五六一五マルクの配当金を手に入れてゐる。当該の事例は、「最も聰明なそして最も成功せる農業者」⁽⁶⁰⁾ とガルツ (Theodor Freiherr von der Goltz) が呼んだ御料地借地人の典型的な好例であらう。

事例⁽⁶¹⁾6、「ウヨーバー＝ミュラー的視点」の意義。

有能な仕事⁽⁶²⁾と「企業家精神」(Unternehmersinn) の体現者としてその名を馳せたブランデンブルクのシュメルツァー (Adolf Schmelzer) は、大土地所有の模範的経営者であり、人々から、「オーテルブルッフの王」(König des Oderbruches) と激賞されるほどの尊敬を勝ち得た。彼の辿つた経歴は、およそ以下のとおりである。農業家としての最初の修業を、ザクセンのエルクスレーベン (Erxleben) で積んだシュメルツァーは、ヴァンツノーベルフ (Wanzleben) 郡のアムフルト (Ampfert) 御料地とブランデックハーレ (Bleckendorf) 騎士農場において、自主性に富む管理人 (Verwalter) として働き始めるが、やがて、時宜を得て、ザクセンからブランデンブルクに移り住む。一八六年のじふである。オーテルブルッフ在のザクセンドルフ (Sachsendorf) 御料地の「借地人助手」(Amtsassistent) が、新天地における最初の職務であった。御料地上級管理人だったバーム (Baath) の未亡人と一八六六年に結婚したシュメルツァーは、ザクセンドルフの共同借地人 (Mitpächter) 兼、騎士農場ハケン (Hackenow) の共有者 (Mitsbesitzer) となる、農業家として大成するまでの絶好の地盤を獲得する。一八六六年にレーハ農場 (Lehngut) のハテノ (Hathenow) を取得した彼のその後の活躍は、あらゆる田舎まつり、一八七九年には騎士農場ラームシュトック

表3-2 シュメルツァーの土地所有

Domäne Sachsendorf	897ha
Rittergut Tucheband mit Hackenow	371
Rittergut Rathstock	324
Lehngut Hathenow	50
合 計	1,642

(出典) ミュラー博士による1992年9月25日付の筆者宛て私信に基づいて作成。この私信は、テキストでは不分明だった面積規模に関する筆者の1992年8月31日付の問い合わせに対するミュラー博士の回答である。

(Rathstock)を、そして、一八九九年には騎士農場トゥーヘバハム (Tucheband)をあいついで手に入れて、自らの地位を強化して行く。ミュラーは、面積規模不明の買い占め農民地まで含めると、シュメルツァーの土地所有規模は、約一、六五〇ヘクタール以上に達しようと算定している(表3-2参照)。

一八八一年にアムト高級幹部 (Amtsrat)の官職に就いたシュメルツァーは、一九〇八年にはついに、御料地ザクセンドルフを分農場のヴェルダー (Werder) へもども賣り上げて、壯麗な一大所領を構築する。一箇の「大土地所有複合体」(große Bodenkomplexe) を成すすべての農場に、新式の経営用建物を配備し、一五～二〇キロメートルにわたる農場間道路の舗装工事と大がかりな灌漑工事を実施した彼は、諸農場の有機的結合を確保した上で、ザクセンドルフにある甜菜糖工場への原料輸送を合理化しつつ、同工場の近代化を敢行した。さらに、ヴァルテブルツフ (Warthebruch)、西プロイセン、オーベル・シュレージエン、そして、ガリツィア方面からの安価な渡り労働者の一团を雇用して、経費節減に努めながらも、同時に、組織的な大事業用の資金源を確保するために、「ベルリン・シックラー兄弟銀行」(Berliner Bankhaus Gebr. Schickler)との良好な取引関係を維持することを怠らなかつた。ザクセンドルフが、その周りに位置する数多くの地主・農民等の諸経営に及ぼした「模範的な影響」⁽⁶⁷⁾は、明らかである。ミュラーは、シュメルツァーの大土地所有を、⁽⁶⁸⁾のように高く評価した。

以下の暫定的小括が可能であろう。いわゆる「大世襲財産」の社会政策上の積極的

役割に止田して、その周辺に散在する中小諸経営に対する教育的効果を認めたウェーバーの「世襲財産論」が含む枢要な論点と一脈相通じる認識が、ミュラーにはある。世襲財産であると否とを問わず、ドイツの一部の大農場が、一九世紀末以降にあって、それゆえ、古いグーツヘルシャフトの近代的アウフヘーベンを担う「農民解放」の洗礼を受けた後の時期に、プロイセンにおける資本主義的農業推進の点で少なからず寄与した一定の歴史的役割を、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」と見なすことはできないであろうか。この点を間違いなく示唆する言わば「M・ウェーバー＝H・－H・ミュラー的視点」の意味を吟味する必要が、いまこゝに提起されてしかるべきであると思われる。⁽⁶⁸⁾

事例⁽⁷⁰⁾7、「下層民企業家」の実例。

一八世紀における「世襲隸民の零細地保有農 (Kleinstellenbesitzer)⁽⁷¹⁾」、ないしは、「封建的隸属下にあるビュードナーベ (Büdner) 兼、田雇工 (Tagelöhner)⁽⁷²⁾」の息子として出生したヨハネ (Johann Gottlieb Koppe) は、前の事例で見たシュメルツァーが活躍した同じオーデルブルッフ地方に存する11つの御料地ヴォルツプ (Wollup) とキーニッツ (Kienitz) とのペヒターであった。ミュラーは、コッペを、「一九世紀中葉頃の最も傑出した農業家の一人」に数えてゐる。わたくしは、こゝで、トロイエによる次の範疇規定を若干修正しておきたい。すなわち、トロイエは、コッペを、「農民企業家」の成功例に挙げるのであるが、より正確に言うなら、彼は、「下層民企業家」 (Einzelunternehmer aus den Landarmen und Landlosen) の一つの実例にほかならなかつた、と。

さて、コッペ、シュメルツァー、そして、シュレーダーらの御料地借地人が、総じて、経済的進歩の担い手であつたこゝには、一点の疑念の余地もない。ギュムナージウム、専門学校、単科・総合大学で習得した高い教育水準を誇る彼らは、また、実務の合間に縫つて、研修旅行にしばしば出かけて、新しい知識の攝取にも努めた。勉学の行き先として彼らがイギリスを選ぶのが多かつたことは、興味深い事実である。一九世紀の初頭期にあって、彼らはすでに、

「イギリス的輪作」(die englische Wechselwirtschaft)⁽⁷⁵⁾ の近代的合理性を充分理解していたと言つてよい。

「影響力に富む社会階層」⁽⁷⁶⁾ としての御料地借地人自身が、多くの若い農業家にとって、ながら「農業の大学」⁽⁷⁷⁾ のものであった。地主貴族の子息が御料地に赴いて、そこで初めて、「アルジョア的模範經營」⁽⁷⁸⁾ のなんたるかを学びえた」とも、決してたまらかではなる。一例のみ示すと、御料地ヴァルツプでは、ボーデルシュヴィンゲ (Friedrich von Bodelschwingham) が一八四九年から一八五一年までの一年間、コッペを師と仰いで、合理的農業經營の実務を学んだ。コッペはコッペで、テーザ (Albrecht Thaer) のマーカリハ (Möglitz) 農場内の農業アカデミーにおいて教鞭を取る経験を積んでいた。一八三七年には、もう一つの御料地のあるキーリッジ、コッペは、相当大きな甜菜糖工場を建設する。同工場の砂糖生産額は、一八五六年を迎えると、一四、五〇〇デシトン (Dezitonnen) にまで高まった。甜菜栽培は、「集約的農業經營の大学」とでも言ふべきものであった。

この借地人階層と国との関係は、コッペの「道義的信頼」⁽⁷⁹⁾ によって固く結ばれていた。国有地の經濟的効率よりもむしろ安定性の方を重視した国は、借地料の最高額を申し込む者ではなく、断然、定評のある借地人を優先した。表向きの借地契約期間は一八年間だったが、ペヒターは、借地料の軽微な値上げに応じねえすれば、自分の借地期間が間違いなく延長されるであろうことを、最初から知っていた。

いや、そればかりではない。一七七〇年頃を起点として、第二次世界大戦後の一九四五年に至るまで、實に一世紀半以上の永きにわたり、同一家族の手に特定の御料地が委ねられ続けた事例さえ、決して少なくはないのである。ザクセンのシュレーダーも、そして、ブランドンブルクのコッペも、一箇の「家族經營」(Familienwirtschaft) と化したそのような御料地の代表的なペヒターに当たる。御料地の借地人職は、父祖伝来の直系的な終身職であると同時に、ある種の「家禄」(Familienpfünde) でもあった。わたくしは、このような意味において、御料地農場自体が、一種の「世襲財産所領」(Fideikommiß-Herrschaft) を成す大土地所有の一形態だつたと捉えるとしても、あながち

謳りではないと考えたい。ともあれ、御料地借地人職のうちの無視すべからぬ部分が、一世紀有余ものときを刻んで、同一家族により独占的排他的に継承されて行く、家族世襲財産的な職分だつたことは、明らかなのである。

以上の点に関連して、ついで、「御料地借地人階層の同族性」(Domänenverwandtschaft)⁽⁸²⁾が指摘されなければならぬ。一例にすれぬが、コッペは、御料地借地人の次の三家、すなわち、クライン・ローゼンブルク (Klein-Rosenburg) とパツェツ (Patzetz) のエルスナー (Elsner) 家、ゾーラウ (Sorau) のペイヤー (Peyer) 家、および、ヴァンツルーベン (Wanzleben) のキュー (Kühne) 家くと、三人娘を次々に嫁がせ、また、息子の嫁は、御料地レーブス (Lebus) を任せられたガンスアウゲ (Gansauge) 家から迎えたのである。御料地借地人層のなかには、このほか、貴族と姻戚関係を結ぶ者、あるいは、授爵書 (Adelsbrief) を得て、自ら貴族となる者も、少なからず見受けられた。

コッペに代表されるプロイセンのバーネンペヒター階層が、一八四八年の三月革命期に果たした役割に着目しつゝ、ミュラーは、次のように述べ。紹介して、以下での小括にかえたい。経済の領域において、ときに新機軸を打ち出すほどの進取の気風に富む当該の階層は、その心情 (Gesinnung) の点では、概して、自由主義的 = 保守的 (liberal-konservativ) であるのを常とした。プロイセン王家に全幅の信頼を寄せる彼らは、王冠に対する絶対の忠誠を誓つた。一八四八 - 四九年の革命期の二年間ほど鮮やかに、彼らのこうした態度を明示する事実は、ほかには見あたらぬ。一例を挙げると、ヴァルツップのペヒターのコッペである。彼は、すぐれて有能かつ先見の明ある企業家で、工場生産的 (fabrikmäßig) 農耕を推進し、そこでは、工場内分業に似た労働の分割 (Arbeitsteilung) が成果を上げた。彼は、また、農村民の騒擾を断固として認めず、王家への感謝の念を公認してはばかりなかつた。しかし、同時に他方において、コッペは「市民 (Staatsbürger) を臣民 (Untertan) のように操らうとするプロイセン方式」を頑として受けつけず、関係諸侯には、商業の自由の阻害要因を除くとともに、必要な保護を、それを待つ個人に与えるよ

う強く要求しもした。「御料地借地人とは、ブルジョア秩序の達成を確實にするために、現存する弊害の除去を望みながらも、一方で、必然的な闘争と新たな矛盾とを伴わずに、この社会構造を実現しようと欲した、そういうブルジョアジーの一部なのであつた」。

プロイセン保守主義の有力な一翼を担いつつも、同時に、「市民の臣民扱い」を嫌い、そのかぎりでは、プロイセン農村民へのあの「臣民根性」の浸透をも潔しとしなかつたドメーネンペヒターの、ある種独特的のブルジョア的近代性（保守主義と民主主義の両立）が、認められてよいであろう。⁽⁸⁵⁾

事例⁽⁸⁶⁾8、開明的貴族とペヒターとの「生産共同態」。

大グーツヴィルトシャフトを所有する開明的な（kenntnisreich u. einsichtsvoll）貴族は、自分の所領を、御料地の賃貸借条件に則つて貸し出している。ザクセン州のズュルドルフ（Sülldorf）騎士農場の場合などがそうである。」⁽⁸⁷⁾こでは、広範囲に及ぶ自由裁量権が借地人に与えられ、借地期間も、普通の騎士農場の場合よりも長い。すなわち、一八年から二四年間の長期貸し出しが保証され、その延長も決して不可能ではない。このように、ペヒターの定住化と土地資本蓄積の奨励とを二大支柱とする経営権の擁護を、貸し出し側の不利益もものかは不文律とする御料地の借地と同等の諸条件を、開明的貴族自身が自分の農場で整え、そこでは、「真に合理的な農業」が営まれていた。このとき借地人は、タネンハーゲン（Tannenhagen）騎士農場において見られたように、地主が提供する有利な経営条件に応えて、甜菜栽培に特化した集約的經營に鋭意専念するとともに、ユニスラヴ（Unislaw）甜菜糖工場に対する甜菜の定期的供与を積極的に行つたばかりではなく、農場内道路の舗装工事をも進んで引き受けたのだった。こうした「生産共同態」（Produktionsgemeinschaft）は、ウエーバーが高く評価した、開明的貴族とペヒターによるあの「ジヨイント・ビジネス」⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾の典型例であろう。

3 問題提示——OstelbeのErbeはなにか

最後に、現在わたくしが暖めている次の若干の問題を提示することにより、旧東独における農業史研究の成果に関する考察の結語にかえたい。

世襲財産制を含む農業＝土地制度史研究のドイツ歴史学派中の双璧と言うべきコンラートとウェーバーが、ニュアンスの相違こそあれ、大世襲財産に端的に象徴される一部の大土地所有の肯定的意義をすぐれて高く評価しながら、ドイツ世襲財産制の「イギリス的世襲財産制度への接近」⁽⁹⁰⁾を提言する点で、ほぼ同一の認識を共有していたことは、意外に知られていない。コンラートとウェーバーが、ともに、巨大土地所有の有害性を充分すぎるほど認識しなくていたことは、もとより言うまでもない。しかし、両者は、その全面有害論を唱えたのも、また、ウンカー的大土地所有のすべてをひとまとめに把握したわけでも全くないのである。

これに対し、研究史の現状はどうか。わたくしがつとに批判的に言及したモムゼン（Wolfgang J. Mommsen）とヘスだけではない⁽⁹²⁾。旧東西両ドイツ農業史研究の言わば旧世代を代表するハルニッシュとアヒレスもまた、先述の「ベルリン会議」の席上、片や「一つの農業的支配エリート」⁽⁹³⁾層の存在を言い、他方「農場所有者にあつての官僚的要要求思考の支配と敢然たる資本家の企業家精神の欠如」⁽⁹⁴⁾を語るとき、そこには、グーツベジツツァーないしはウンカーの全体を、たとえなんらかの社会経済的性格の相違があつたにしてもそれを等閑に付して、完全に丸ごと把握しようとする安易な学問的態度が見え隠れしていたように思われる。

このように、斯学の主流的見地は、ウンカートウームをどう見るのかという点に関するかぎり、プロイセン＝ドイツの大土地所有の全部の一括把握とそれに対する厳格な全面的批判の姿勢との二点において、基本的に一致していると言わざるをえない。単純明解ながら、ある種の浅薄さを免れぬこのような考え方をもつてしては、東独歴史学が到達した地平におけるあの「支配的搾取者諸階級の肯定的遺産」、ひいては、言わば「東エルベのエルグ」（Erbe der

Ostelbe) を公平な視野に収めた経済史研究を行うことはとうてい不可能である、とわたくしは考える。以下、若干の仮説的試論を展開して本節の結びとする。

かつて、ファーアーは、一九六〇年代以降の西ドイツの「社会史」研究を舌鋒銳く指弾して次のように主張した。⁽⁹⁵⁾ ヴェーラーを泰斗とするいわゆる「新正統派学説」における「近代農村史の系統的検証」のきわめて「低いプライオリティ」は、疑問である。「近代ドイツ農民層に関する精密な社会史〔研究〕の相対的欠如」の現状は、打破されなければならない。そのためには、旧西ドイツの「社会史」研究が共有する次の理解、すなわち、農民層全般を静態的かつ固定的に把握する「單一的ドイツ農民層概念」もしくは「一つだけのドイツ農民層に関する全体概念」は、この際、「解体」あるいは「破壊」されてしまうに如くはない。

ファーアーによる「社会史」批判に学びながら、わたくしは、次のように考えたい。旧西独の「社会史」のみならず、旧東ドイツの「農業史」研究にあっても押しなべて見られたユンカートウームの全部の一括把握も、同様に疑問である。ドイツ農民層の単一概念だけではなく、「一つだけのドイツ大土地所有（者）理解」、および、「ドイツの農業的支配エリート＝ユンカーカー層の唯一概念」を、この際、完膚なきまでに「解体・破壊」する学問的嘗みが、いま、喫緊の一課題とならざるをえないであろう、と。

それゆえ、マルクス主義的思考を躊躇なく棄て去った西ドイツの「社会史」が、ウェーバーに由来し、その後、アメリカの学界の一分野で流行した社会学と政治学とにより多用されてきたモデルを過信した結果、ウェーバーの主要な関心事の一つだった東エルベのユンカーカー階級に着目するあまり、ドイツ農民層に関する正当な位置づけと実証研究との欠落が生じた、とファーアーとともに言いうるとしても、わたくしとしては、そもそも、西独「社会史」研究が絶大な信頼を寄せるウェーバーその人のドイツ・ユンカーカー論それ自体が、先に指摘したとおり、その無区別的把握と全面批判との見地にとどまるものではいささかもなかつた、と断じるほかないのである。

この点で、地道なアルヒーフ・アルバイトによつて裏づけられたミュラーの最新の労作は、旧東ドイツ農業史研究が生み出した最高成果の一つとして、ひときわ異彩を放つ業績だつたように思われる。おそらく、ミュラー自身にあつては、無意識かつ無自覚のうちにではあらうが、彼の実証は、ウェーバーが世襲財産論において展開したあの政策論的な理論視角の卓越した有効性を確証してあまりあると考えられるからである。わたくしは、「ベルリン学派」のこの老大家を、イッガース (Georg G. Iggers) のいわゆる「より捕らわれのないマルクス主義者」(the more open Marxist) の第一人者に挙げて、高く評価したい。ともあれ、西ドイツ「社会史」の守護神ウェーバー、ならびに、東ドイツのマルクス主義的「農業史」家ミュラーのある種の認識の一一致は、主義・主張や立場の違いと時空を超え越えて、ザツへののみ沈潜した学問的帰結の一つとして、感動的ですらあると見ては、はたして誇張にすぎぬであろうか。

だが、だからと云つて、西独「社会史」研究の近年の動向を無視してよからうはずもなく、われわれの視角からするならば、「貴族史会議」(Adelstagung) を組織して、「近代貴族史の『未知の国』(terra incognita)」の開拓を提唱するヴェーラーの近説⁽⁹⁸⁾が、もしさたつて注目に値しよう。ヨーロッパでの千年間にわたる貴族支配の永続性は、ウェーバーの言う「西洋の世界史的唯一無比性」⁽⁹⁹⁾の特殊条件を構成する一契機であり、それは、おそらく、世界全体を見渡しても、例外的に日本貴族とのみよく比較される事象であろう。総じて、市民各層が、貴族的生活様式を少なくとも部分的には受容し、貴族によつて培われた「社会規範上の模範の輪郭」⁽¹⁰⁰⁾が現在もなお影響力を喪失していない事態は、「全ヨーロッパ的現象」⁽¹⁰¹⁾と呼びうるぐるものなのである。では、わたくした「貴族的責任感の意識」(noblesse oblige)、もしくは、「貴族世界の遺産」(Erbe der Adelswelt) とは、そもそもなんであるか。はたして、それは、今日においてもなおかつ広範な人々により模倣されるに足るほどの価値ある契機と言えるのか。あるいは、「千年もの永きにわたるエリート支配の、まだ一般には知られていない最終段階」⁽¹⁰²⁾は、いつたいどのような様相を呈するのであらうか、と。ヴェーラーのこの問題提起は、まことに氣宇壮大であり、示唆と含蓄に富む。これに触発されつつ、わたくしは、

さしあたり次の二つの論点を提示しておきたい。第一に、ヴェーラーの言ふ「貴族世界のエルベ」とは、あの Erbe 論争で問題になつた「支配的搾取者諸階級の肯定的エルベ」の重要な一環を成すものであろう。では、グーツヘルシヤフトからウンカートウームを経て LPG⁽¹⁵⁾へと至る東 Elbe の近現代史的展開の Erbe’つまり、これを約言するに「東エルベのエルベ」を、われわれは、いかなるものとして理解すればよいのか。いま、わたくし自身の観点から言ひえて誤りないとと思われる事柄は、少なくとも次の一事である。ヴェーラーは、「全ヨーロッパ的現象」にほかならぬ「貴族的生活様式の市民各層による受容」と彼が把握するかぎりでの「ブルジョアジーのウンカ化」を、逆の面、すなわち「貴族のブルジョア化」の「対極を成すもの」(Pendant)⁽¹⁶⁾と見なすのであるが、実のところ、この両過程は、単なる一対のものだつたのではない。ここで、「ウンカーのブルジョア化」と「ブルジョアジーのウンカ化」との結節点たる歴史的役割を担つた世襲財産制(Fideikommißinstitut)の決定的重要性が、是非ともいま一度想起されても、しかるべきであろう。ヴェーラーが主宰した Adelstagung にせよ、あるいは、旧東独の Erbediskussion にしても、わたくしには、このファイディコミス問題に止田する一つの重要な視点が欠落していたように思はれてならない。「西洋の世界史的唯一無比性」を、貴族史の日欧比較の課題まで包括して考究するための欠くべからざる基礎的準備作業一つとして、わたくしは、こゝに、「ファイディコミスの国際比較」を提言したい。

第二に、本書前篇のメインテーマの一つである「ヴェーバー＝ミュラー的視点」は、上述の事柄に鑑みて、はたして、どのような意味を持つのか。すなわち、こうである。「知性と資力を兼ね備えた農業家の望ましい目標」たるペヒターの土地経営の独占を許すばかりではなく、あまつさえ、その資本蓄積のための有利な実質的諸条件を具備しこそそれ、それをふれぬかも阻害しなかつた東エルベの開明的諸貴族が當當と育んできたかぎりでの「合理的、大、土地所有制」、こそが、「東エルベのエルベ」の最も本質的な契機にほかならぬのではないのか。そればかりではない。この重要契機は、東ドイツにおける一九四五年の土地改革の歴史的性格を批判的に再検証するとともに、LPG解体後

◎ Agrarverfassung の合理的・封建を現実的に模索する困難な実践的課題にむかへ上り、Agrargeschichte 研究の「難かしい」課題を充分生かしながら、観点たりへるのではあるが、

- (1) J. Kocka, Sozialgeschichte, S. 395-422.
- (2) (☞) Ebenda, S. 405.
- (4) Vgl. ebenda, S. 406 Anm. 26.
- (5) Cf. Ian Farr, 'Tradition' and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: Richard J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London/Sydney 1986, pp. 7f., 27f. たゞし、ヒューマニズムの歴史学への回帰。
- (6) Cf. Robert G. Moeller (ed.), *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986, pp. 3 and 18. 田舎者と貴族 Locating Peasants and Lords in Modern German Historiography, 田舎者と貴族の Introduction を参照。
- (7) 本論の余悸、もろびて、標題は、この問題をめぐらすものである。
- (8) Vgl. Alexander Fischer und Günther Heydemann, Weg und Wandel der Geschichtswissenschaft und des Geschichtsverständnisses in der SBZ/DDR seit 1945, in: dieselben (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft*, S. 22-24.
- (9) Ebenda, S. 23.
- (10) Ebenda, S. 22.
- (11) Ebenda, S. 24.
- (12) Ebenda, S. 22. 感謝御座ります。
- (13) Ebenda, S. 21.
- (14) Volker Klemm (federf. Autor), *Agrargeschichte. Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Land-*

wirtschaft in der DDR, Berlin 1978. 大蔵輝雄・村田武裕『シベニア農業史——「ノーラ」の農業改革から社会主義農業までの』大正編『一九二〇年。あなたは、いつの間にかあなたが、専門分野の農業の歴史化題目を最初の概観』龜井文也「ヤシが発表したのは一九七〇年、ヤシト、翻一九七九年には、ハルヒー（Siegfried Schmidt）がカーリングを実験した結果を単に述べ、一九七九年農業の歴史像の建立が既に完了した。Vgl. A. Fischer u. G. Heydemann, Weg, S. 21; Gerhard Heitz, Renate Schilling und Ilona Ballwanz, *Forschungen zur Agrargeschichte, in: Historische Forschungen in der DDR 1970-1980. Analysen und Berichte zum XV. Internationalen Historikerkongress in Bukarest*, Berlin 1980, S. 628.

- (15) ハジブルの農業史研究の「ノーラ」の歴史 I. Buchsteiner, G. Heitz und Ernst Münch, *Forschungen zur Agrargeschichte, が簡便である。Vgl. Agrargeschichte, Heft 22, Agrahistorische Forschungen in der DDR 1980-1990*, Universität Rostock 1990.
- (16) I. Farr, Tradition, pp. 7f.
- (17) (18) *Ibid.*, p. 8.
- (19) H. Harnisch, *Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrahistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfidalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848/49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg*, Weimar 1984.
- (20) Georg Moll, *Preußischer Weg und bürgerliche Umwälzung in Deutschland*, Weimar 1988.
- (21) G. Heitz, Varianten des preußischen Weges, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1969 Teil III, S. 99-109.
- (22) G. Moll, Zum "preußischen Weg" der Entwicklung des Kapitalismus in der deutschen Landwirtschaft, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 26. Jg., 1978, H. 1, S. 59.
- (23) Vgl. G. Heitz, R. Schilling u. I. Ballwanz, *Forschungen*, S. 640. あなたは、ハルヒーはノーラの農業史の「ノーラ」の歴史を既に完了した。
- (24) H. Harnisch, Die Agrarreformen in Deutschland als Thema der Forschung, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1991 Teil II, S. 129-140.

- (25) (26) *Ebenda*, S. 131.
- (27) G. Moll, *Preußischer Weg*, S. 59.
- (28) 『十一編度支書』 第11111回 一九九一年、七月一八一〇。柳澤治氏による拙著『シマツ世襲財産』に対する書評中の註¹¹⁰。
- (29) H.-H. Müller, Pächter, S. 267; ders., *Pächter* [Maschinenschrift], S. 1. 回] タイプルの「繕考は、タイプライター版の原文の力がせぬかと註」。エトドガ、頗る複数のもので、タイプライター版のページ数のみを記す。なお、先述の「ズルリノ会議」(一九九一年)の際に贈呈されたとの作品は、厳密に註へど、田東独存続中のものではない。しかし、まだへこば、ノズヤ、回¹¹¹ハトーネル Domänenpächter im 19. Jahrhundert, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1989 Teil I, S. 123-137, ふくふく、田東シマツ農業史研究が生んだ最後の業績の一例を数えだ。
- (30) Ders., Domänenpächter.
- (31) Vgl. ders., *Pächter*, S. 9-12.
- (32) *Ebenda*, S. 9.
- (33) (34) (35) (36) *Ebenda*, S. 11.
- (37) *Ebenda*, S. 12.
- (38) 加藤源蔵『シマツ世襲財産』一六八-一七一八一〇、参照。
- (39) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 36f.
- (40) *Ebenda*, S. 37.
- (41) *Ebenda*, S. 36.
- (42) (43) *Ebenda*, S. 37.
- (44) Vgl. *ebenda*, S. 14-16.
- (45) *Ebenda*, S. 16. ノズヤ、斯名は農業地主 ルート・カーテ (Kurt von Rümker) の事である。
- (46) (47) *Ebenda*, S. 16.
- (48) *Ebenda*, S. 15.

- (49) Vgl. ebenda, S. 17-20.
- (50) 本編‘前編’第11章の註(28) 参照。
- (51) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 17.
- (52) (53) (54) Ebenda, S. 18.
- (55) 一九四四年七月一日に処刑されたP・K・C・E・ヴァンツュルは、最終盤期のナチズムにあらがつた抵抗者でもあった。ヒトラー政権の大農業家がナチズムの犠牲になつたことは、なにかしら象徴的である。今後、ドイツ・ナチズムの農業政策とDDRのやれとの本質的共通性 = 連續面に着目した農業史研究が出現するものではあるまいか。この点と関わりてあつたり、吉野悦雄編著『ボーハンゼの農業と農民——ケントフ村の研究』(木鐸社、一九九三年)に対するわたくしの書評(『社会経済史学』第六〇卷、第四回、一九九四年、1117-1118頁、所載) 参照。ところで、わたくしは、「ナチス・ドイツの土地政策とボーハンゼ『社会主義』政権のそれとの連續面ないしは共通性」を示唆した。
- (56) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 20.
- (57) もつねだら、H. Schissler, Junker, S. 105f. 註(66) を参照。なお、モーザーについては、「マルクス主義」における出の紹介もね。
- (58) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 25f.
- (59) Ebenda, S. 25.
- (60) Theodor Freiherr von der Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert [1903], Neudruck, Darmstadt 1963, S. 349, 三箇院一編『ドイツ 独逸農業史——十九世紀』有斐閣、一九三八年、三九二一ペー。
- (61) (62) (63) (64) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 33.
- (65) M. Weber, Fideikommisfrage, S. 347; MWG, S. 128.
- (66) (67) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 33.
- (68) 加藤辰雄『シマム主體論』1-2-3、参照。
- (69) ノの坂上へこむだ、後方の3 畳間壁上にねじて、1つの縦幅を展開する。
- (70) Vgl. H.-H. Müller, Domänenpächter, S. 127, 129f. u. 132-136.

- (71) W. Treue, Unternehmer, S. 38.
- (72) H.-H. Müller, Domänenpächter, S. 134.
- (73) Ebenda, S. 129.
- (74) W. Treue, Unternehmer, S. 39.
- (75) H.-H. Müller, *Märkische Landwirtschaft vor den Agrarreformen von 1807. Entwicklungstendenzen des Ackerbauens in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Potsdam 1967, S. 164. ノイ文庫の参考文献トドガ、クノム先生のノイ著書を
税田やホトラダギハド。ノリタケノトド、振替ムニ感謝ヤロ。スルノ、ノリタケガ依頼する「イギリス的輸作」ムラハ船の出
港ゼ、ヤハツ (August Karbe) ドキテ。Vgl. H.-H. Müller, Domänenpächter, S. 126 Anm. 26.
- (76) (77) (78) Ebenda, S. 133.
- (79) Ebenda, S. 130.
- (80) Ebenda, S. 129.
- (81) Ebenda, S. 130.
- (82) Ebenda, S. 132.
- (83) (84) Ebenda, S. 133.
- (85) 農業進化の「プロイセン型の道」において、資本力に富む大・中農團が、Junkertum と Landgemeinde の媒介課と
しての重要な歴史的役割を果たしたいたいわゆ、わたくしは、すでに指摘した（本書、前篇、第1章の11、佐藤勝則『オ
ーストリア農民解放史研究』に対する拙評、本書、九三ページ、参照）。そうだとすれば、シメーネンペヒターもまた、
カーネルカートウームとハノトゲライヘルのあいだの橋渡し役ではないかも知れぬが、ノルトは違つた別の仲介役、すなわ
ち、プロイセンの領主（中央）と在（地方）との媒介課たる一定の役目を担つた、トドベヌのではないだらうか。
- (86) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter*, S. 12, 24f. u. 37f.
- (87) Ebenda, S. 38.
- (88) Ebenda, S. 12.
- (89) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 374; MWG, S. 164.

- (80) Johannes Conrad, Die Fideikomisse in den östlichen Provinzen Preußens, in: *Festgabe für Georg Hansen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889, S. 300.
- (91) 加藤原雄『ルベシ半農地主』 | 十四 - 一 十七⁸⁰ - " の 論 (80) 統監。
- (92) ハーマン・ヘルツ「アーランゲンの農地主」 | 十四 - 一 十五⁸¹ - " の 論 (81) 統監。
- (93) (94) 関根和也「アーランゲンの農地主」 H. Harnisch, Agrarstaat oder Industriestaat. Die Debatte um die Bedeutung der Landwirtschaft in Wirtschaft und Gesellschaft Deutschlands an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert, 1990, 19.
W. Achilles, Betriebswirtschaftliche Leitbilder in der Modernisierung der ostdeutschen Gutswirtschaft seit dem Ende des 19. Jahrhundert, 1990⁸²。
- (95) Cf. I. Farr, Tradition, pp. 12-24; 加藤原雄『ルベシ半農地主』 12 - 13⁸³ の 論。
- (96) Cf. I. Farr, Tradition, p. 13.
- (97) Georg G. Iggers, *New Directions in European Historiography*, Revised Edition, Connecticut 1984, p. 135, 丹波篠
井・木三彌・鍋木利輔・谷口慶次『ヨーロッパ歴史的新潮流』 明治書院 | 十八⁸⁴ - 11⁸⁵ の 論。
- (88) Vgl. H.-U. Wehler (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950 (Geschichte und Gesellschaft)*, Sonderheft 13), Göttingen 1990, S. 9-18. 19⁸⁶ の 論 | 19⁸⁷ の Einleitung 19⁸⁸。
- (99) Ebenda, S. 11.
- (100) (100) Ebenda, S. 17.
- (102) (102) Ebenda, S. 18.
- (104) Ebenda, S. 11.
- (105) Werner Grosskopf, Landwirtschaftliche Produktivgenossenschaften, in: Christof Rühl (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Institutionelle Reorganisation in den neuen Ländern, Marburg 1992, S. 161-177, 19⁸⁹ の 論 | 19⁹⁰ の 論。
- (106) Vgl. H.-U. Wehler, *Adel*, S. 17.
- (107) H.-H. Müller, *Pächter*, S. 23.

三 ドイツ大土地所有の歴史的展開

1 課題

ウェーバーの大作「世襲財産論」を検討した論考としては、よく知られているとおり、すでに、住谷一彦氏と山口和男氏の先駆者的な勞作⁽¹⁾が世に問われている。いさか屋上屋を架す趣がないでもなかつたが、わたくしもまた、ウエーバーの「世襲財産論」は、リスト (Friedrich List) の「農地制度論」⁽²⁾に比肩されても決しておかしくない一つの古典であると考え、このウェーバーの世界に自分なりに沈潜してみた経験がある。そのとき、一種の驚嘆の念とともに熟考を迫られたことの一つは、マックス・ウェーバーによる大土地所有のとらまえ方のしなやかな柔軟性とも評価しうる個性的把握であつた。

一言にして言えば、ウェーバーは、100ヘクタール以上の大農業經營を数多く有する四、〇〇〇ないし五、〇〇〇ヘクタール規模、あるいは、この線すらはるかに超えるほどに広大な単独の「大世襲財産」の存在と、經濟=經營技術上の合目的性の觀点から見た農場の計画的再編成などとうてい不可能な、四〇〇ヘクタール程度の所有地を持つにすぎぬ一〇〇一二ほどの複数の「小世襲財産」の並存とを比較するなら、景氣変動に対する經濟的彈力性と適応力の点で、まさしく正反対の作用を及ぼしかねない鮮明な対極を成す。すなわち、前者にあつての彈力性・適応力の増進と後者におけるその衰退とに、両世襲財産の性格を分ける明白な対照的相異がある、と結論づけている。ここで留意しておくべき極要な一論点は、ウンカーレ的大土地所有の頂点的高みに位置する「大世襲財産」を、ウェーバーがきわめて高く評価したことなのではあるまいか。なぜなら、どうやらこの点にこそ、先駆的な研究者、とりわけ住谷一彦氏とわたくしのあいだを隔てた理解の仕方の別れ道があつたように思われるからである。⁽³⁾

もとより、わたくしには、ユンカーレの肩を持つような主観的意図はなく、プロシャ弁を使って、ボルシスムス(Borussismus)＝プロイセン主義を弁護しようとする気もわからぬ。それどころか、むしろ逆に、ヴェーラーが指摘するとおり、「大農場主もしくは重工業の新封建的支配者や、なかんずく権威的な国家指導部のような前工業的エリート」⁽⁴⁾が、工業化を達成した社会になお与え続けた「重い歴史的負荷の長い一覽表」⁽⁵⁾を、わたくしとしても充分に意識している。そして、「ウンカーの歴史的罪過」⁽⁶⁾を厳しく糾弾し、その全面的な有罪論の見地に立つかぎりにおいて、ヴェーラーあるいはコッカーラの旧西ドイツ社会史研究と、ハルニッシュらに代表される旧東独の農業史研究とは、問題意識と視角こそ違え、認識の基本的な一致を見せていて、と言いうる。近刊書『グーツヘルシャフト』の著者カーネクが指摘する「定言的にアンティ・グーツヘル」⁽⁷⁾という観点は、旧東西両ドイツの社会史と農業史の両研究分野において、首尾一貫して堅持され続けた基礎視角の一つなのであつた。

いわゆる「民主的土地改革」⁽⁸⁾の実践的課題を強く自覚する東ドイツの場合には、それは、一つのアクトウエルな要請であるあつたと言えよう。ニヒトヴァイス(Johannes Nichtweiß) やハイツの農業史研究は、一九四五年の大土地所有収用の歴史的根拠を明らかにし、その直接的過去を清算するためという現実的意義を担つた。農民追放を重視する彼らのメクレンブルク・イメージのグーツヘルシャフト論は、この点で、事態適合的な関連に立つものであつた。いま述べた事柄の意義を、その底流に息づく次の姿勢、すなわち、民主的農民解放を支持する見地を正当に継承しようとする、言わば「ルソー＝ジャコバン」的な共通の原則的立場への敬意とともにしつかりとわきまえた上で、なおかつ、わたくしは、前節までの論述との若干の重複を恐れず、以下の三点を指摘することによって、ここでの問題提起にかえたいと思う。第一に、ローゼンベルク(Hans Rosenberg) の述べる「東ドイツの騎士領所有者層——地方ユンカー層——の一九四五年における階級的絶滅」⁽⁹⁾にもかかわらず、旧西ドイツでは、ユンカーレが一定程度残存すると言われていること、第二に、一九九〇年のドイツ統一後、旧東独地域において、私的大土地所有復活の動きが一部

で見られたこと、そして、第三に、「重い歴史的負荷の長い一覧表」の作者、ヴェーラーその人が、このたびは一転して、「近代貴族史のテラ・インコグニタ」⁽¹⁰⁾の開拓を呼びかけたこと、以上である。

第一点については、さしあたり、一九四五年以降のドイツ現代史を物したグローサー (Alfred Grosser) の『』⁽¹¹⁾ところを聽こう。すなわち、「たしかに貴族は、家系を重んじる気風や後継者を選ぶ際に門閥を重視する傾向のおかげで、一九五〇年代の復古調にうまく乗り、五六年内には外交官の一七パーセントを再び貴族が占めるようになつていた。そして、耳ざわりのいい貴族名は、国民のあいだでも依然として格が高く、特にそれが爵位と結びついている場合は著しい。そして、いまなお、広大な土地を管理しつつ同時に政治活動を行つて、ユンカーレーも存在している。フォン・アーレンベルク公爵令嬢ローザ・ゾフィーの夫君カール・テオードール・フォン・ウント・ツー・グッテンベルク男爵はこの好例で、六六年から六九年まで内閣官房政務次官を勤め、外交畠のタカ派の専門家であつた」と。これに加えて、さらに、前段 (本書、四二一四三ページ)においてすでに見たとおり、保護林あるいは家族基金への形態変化を遂げたとは言え、あのフィディコミスが、現在でもなお、譲渡制限財産として法認されている事実が、一度想起されてしまふべきであろう。ウンカーレー的土地所有の存続、ないしは、少なくとも、その可能性の法的根拠が、ここには依然として残されているからである。

次に、第二の論点に関して、これは重要問題なので、少し繰り返しになるが、以下の事実を書き記しておこう。ハレ盆地に所在する約一、〇〇〇ヘクタール規模の大農場の地主だったヴェンツエルは、同時に、二重の意味でのペヒター＝借地人でもあつた。彼は、二二一〇・八四ヘクタールの騎士農場を賃借りするとともに、一つの御料地のペヒターをも兼ねていた。ヴェンツエルは、一九〇八年から一九一六年までのあいだに、年二二一、七〇〇ないし四〇、六六〇マルクという相当な高額借地料をプロイセン国庫に納めた。御料地上級管理人の肩書きを持つヴェンツエルの指揮のもと、農業経営は、とりわけ第一次世界大戦後に驚異的な飛躍を示し、それは、合計二一の諸農場によつて構成され

る約一万ヘクタール規模の「ドイツにおける最大の有機的農場複合体の一⁽¹²⁾つ」を築いたのである。一九四五年の東独土地改革が、農工複合体のこのドイツ的形態をも収用の対象としたことは、言うまでもない。しかし、「農業のクルツ⁽¹³⁾ップ」あるいは「砂糖王⁽¹⁴⁾」とまで激賞された、ペヒター出身の大農業家ヴェンツェルの私的大土地所有が、一九九〇年のドイツ新統一後、復活を遂げたことが報道されている⁽¹⁵⁾。

さて、ローゼンベルクは、一九五八年に、次のような感懷を述べていた。「西の考え方でドイツが再統一される場合、東エルベの騎士領所有者階級が再びよみがえるであろうと、誰が本当にまじめに信じることができようか⁽¹⁶⁾」、と。この点について、わたくしもまた、基本的に同感ではあるが、ただ、若干の違和感だけは残る。と言うのは、こうである。ローゼンベルクは、また、「貴族的・市民的農場貴族による統一的な企業家層の形成⁽¹⁷⁾」が、早くも一九世紀の半ば頃には進み、その結果、貴族的ユンカーレと市民的ユンカーレとの「連帶的な農業資本主義生産者層への融合⁽¹⁸⁾」が同時にたらされた事実を指摘するのであるが、そうだとすれば、かのヴェンツェルを、こうした意味における言わば広義のユンカーレ階級の一員に数えても、大過あるまい。ヴェンツェルの私的大土地所有復活の動きは、したがって、少なくとも、広い意味でのユンカーレ的大土地所有の部分的復活の一指標にほかならぬ、と見てよいのではないだろうか。

第三に、この点も前節すでに述べたことだが、一九八八一八九年の貴族史会議の主宰者ヴェーラーの近説が、注目に値しよう。すなわち、ヨーロッパでの千年間にわたる貴族支配の永続性は、ウェーバーの言う「西洋の世界史的唯一無比性⁽¹⁹⁾」の特殊条件の一つであり、それは、おそらく、世界全体を見渡しても、例外的に、日本貴族とのみよく比較されうる事象である。総じて、貴族的生活様式を市民各層が少なくとも部分的には受容し、貴族により培われた「社会規範上の模範の輪郭⁽²⁰⁾」が現在もなお影響力を喪失していない事態は、「全ヨーロッパ的現象⁽²¹⁾」と言うべきなのである。そして、この「ノブレス・オブリージュ⁽²²⁾」あるいは「貴族世界の遺産⁽²³⁾」とは、そもそもなにか。はたして、そ

れは、今日でもなおかつ広範な人々によつて模倣されるに足るほどの価値ある代物なのであらうか。また、「千年もの永きにわたるエリート支配の、まだ一般には知られていない最終段階」⁽²⁴⁾は、いつたい、いかなる様相を呈するものなのか、と。

ここで、次のようなかねてからの疑惑を提示したい。最初に指摘したとおり、東エルベの大土地所有制を專制的・権勢的なものであると論難し、その近現代史的展開を否定的に捉える見地と、「定言的にアンティ・グーツヘル」の立場を堅持しつつ、グーツヘル・ユンカーの全面的な有害論ないしは罪悪論を唱える学説、そして、人民民主主義革命あるいは同種の変革を支持して、私的大土地所有の収用と解体を推進する路線——これらの見地と学説と路線は、言わば三位一体の関係に立つていた。しかし、誤解を恐れずにあえて言うなら、この三位一体は、あたかも批判を許さぬ至高の教義であるかのように、非の打ち所が全くない完全無欠のものなのだろうか。そこには、なんらかの觀点、の欠落は、いささかも見られないのか。はたして、イリー (Geoff Eley) の言う「視角の体系的移行」⁽²⁵⁾は、ことこの問題に関するかぎり、全然必要ないのであらうか。

カーネギーのいわゆる「特殊東エルベ的発展」⁽²⁶⁾の本質的一契機を形作つた大土地所有（制）の歴史的罪過について、われわれは、今まで、ハルニッシュやコツカから、さらには、大塚史学ならびにマルクス主義史学からも、折にふれて、きわめて多くのことを教えられ、また、聞かされてきた。各人各様のユンカー批判の厳しい視角には、基本的に、「ジャコバン＝ルソー」的な近代的個人の確立と近代市民社会の要諦に関わる隅の首石としての枢要な意味が込められていた、と言つてよいだろう。しかし、ここで、あえて歴史的功罪のうちの必ずしも罪とも断言できない方の側面にも照明を当てて、最近の研究史を少し回顧してみる作業も、あながち無駄ではあるまい。

ありうべき誤解を避けるために、なお、以下の点を付言しておこう。わたくしは、なにも、貴族的でヒエラルヒッシュなエリート思想に与して、古風なものへの郷愁を蘇らせようとするがごとき反動的な「農業ロマン主義的イデオ

ロギー」⁽²⁷⁾ の立場を、先の「ルソー＝ジャコバン」的な視点に対置させようと意図しているわけではない。そうではない、もしあたっては、「社会的成層システムの多元的構造」⁽²⁸⁾ や「社会的な流動性の孕む複雑な問題性」、あるいは、「成層諸システムの並存や混交」⁽²⁹⁾、「農村社会の複雑な成層システム」⁽³⁰⁾ そして「様様な形の農村の階級分化や集団分化」⁽³¹⁾ といった多彩な表現でローゼンベルクが言い表そうとした観点を、ドイツの大土地所有者階層の理解についても、考慮してみるべき必要性を提起したいと考えているだけである。

2 グーツヘル階層の社会経済的分化

さて、グーツヘルシャフトの発展経路の多様性は、領主層の所有地規模別分化を伴わずにおかなかつたのであるが、この点と関わって、カーネクは、グーツヘル上層の実態を分析したハルニッショとベルケ (Willi Alfred Boelcke)⁽³²⁾、そして、プランング (Wolfgang Prange) の地域史研究に注目している。⁽³³⁾ 三者は、それぞれ、ブランデンブルクのウツカーマルク、オーベル・ラウジッツ、そして、シュレスヴィヒ・ホルシュタインを検討した。ウツカーマルクでは、アルニム家がきわめて広大な領地を獲得し、ラウジッツにおいては華族層 (Standesherrschaft) が形成され、また、シュレスヴィヒ・ホルシュタインにあつては、アルニム家に匹敵するランツァウ (von Rantzau) やブロックドルフ (von Brockdorff) の本家のみならず、その分家さえもが大所領を構えたのであった。当該の分家は、ランデスヘルと肩を並べるほどの傑出した地位に就く。

カーネクは、ここで、領主裁判権に着目したヨルダン・ロツヴァドフスキ (Jan von Jordan-Rozwadowski) の一九〇〇年のテーマに注意を喚起する。⁽³⁴⁾ すなわち、グーツヘルは、自分の所領区域において、農村住民だけではなく経済生活の成り行きとも直接的関係を保ち続けた。農民のなかで、グーツヘルと馬が合い親しくつきあえた者が一番幸せな生活を送ることができたのである、と。この場合、農民の状態の改善がグーツヘルの個人的な好みに左右されたこと

は、もとより事実である。だが、カーアクは、その点を認めた上で行論を進め、「大グーツヘル⁽³⁵⁾」に比して「小グーツヘル⁽³⁶⁾」の方が、概して農業改革に心を閉ざす傾向が強かつたと断言はできないにしても、少なくとも、「大グーツヘル」が農業・土地改革に対し積極的かつ肯定的な態度で臨んだことだけは言いえて誤りなからうと帰結するのである。この点と関連することだが、オーベル・ラウジツでは、上級貴族（シュタンデスヘル）の領地における農民搾取は、普通の騎士農場に比べればかなりゆるやかな程度にすぎなかつたし、また、シュレスウイヒ・ホルシュタインのプレーーン（Plön）公爵領にあつては、ヘルツォーク（Herzog）自身が改革の先頭に立ちさせたのだつた。

アルニム伯爵家のボイツェンブルク所領を仔細に分析したハルニッシュの一九六八年刊の労作から、以下の事実が判明する。地主農場（Vorwerk）と農民村落（Bauerndorf）との大複合体を成した、総面積二万ヘクタールを超える壮麗なこの所領においては、一八一四年以降一八五一年までのあいだに、農民解放過程の一環としての調整（Regulierung）が行われた。地主の土地強奪（Landraub）について、ハルニッシュは、その法的 possibility（農民地の三分の二ないし一分の二）に比した、ボイツェンブルク所領での相対的軽減の事実を指摘するのである。

次に、当該の所領にあつては、共同地（Gemeinheit, Allmende）を備えた農民村落数は多くなかつたのであるが、それでもなお、ヴィーヒマンスドルフ（Wichmannsdorf）の事例が、以下の事実を物語る。すなわち、ここには、全村域の一七・一パーセントに当たる九六六モルゲンの共同地が存在した。地主による土地切り取りは、約一、七九〇モルゲンに達したが、そのうちの五四四モルゲンが共同地だつた。したがつて、この農民村落には、四二二モルゲンすなわち一〇〇ヘクタール以上の相当な大きさのアルメンデが、農民解放後もなお、農民村落の手許に残つたのである。有力な農民は、調整による土地喪失を共同地分割によつて埋め合わせることができたというテーマを、ハルニッシュは、共同地を有する農民村落数の少なさゆえに、あつたり否定するのであるが、しかし、ヴィーヒマンスドルフの事例は、上述のテーマとは違う別個の角度から見れば、重要な意味を持つのではないだろうか。なぜなら、東部ド

イツの農民村落において、農民共同体的関係が、農民解放後もなお一定程度残存した事実がうかがわれるからである。これは、ヴァンダーラーが指摘する次のような論点に直結する重大な問題を孕むものであろう。すなわち、「地方のゲマインデが、用益団体として、全部的か一部的かの違いを問わず存続していたあいだは、かつまた、農民の協力関係が維持されていたかぎりでは、それゆえ、二〇世紀への転換を画する時期に至るまでは、往往にして、ゲマインデは、ラントゲマインデの隠れみののもとで、日常生活を包括的に組織する一団体であり続けた」³⁹⁾ と。

いずれにせよ、ボイツエンブルクの大グーツヘルが、農民からの土地奪取に血道を上げたわけでは決してないどころか、むしろ、鷹揚な態度を示したことは、明らかであろう。ハルニッシュは、一連の大農場を擁するこうした大所領の特徴を、一農場しか持たぬ通例的なウンカーリ的大土地所有の性格と同列に論じることはできない、と警告を発するのである。⁴⁰⁾ また、大所領の固有の特色という論点との関連で、カーグは、かつて城代 (Vogt) を勤め、一箇の準王朝 (Quasi-Dynastie) を成したと言うべきアルニーム家等の大グーツヘルが担つた高度の政治的使命を指摘している。⁴¹⁾ 彼らは、農業活動から身を引き、自分のグーツヘルシャフトのむしろ外部で、広い視野を要請される領土管理の責任を果たしたのだつた。

カーグによる「大グーツヘルと小グーツヘルの対比論」、そして、ハルニッシュの「大所領とウンカーリ所有地の対照論」は、ともに、ウェーバーの「世襲財産論」における「大世襲財産と小世襲財産の類型的相異論」を髣髴とさせよう。ウェーバーが、日常的な経済闘争から超然として遊離した大世襲財産所有者たるメクレンブルク大公の例を挙げながら、中小農民經營にとつての模範提示という意味での、領民への大世襲財産の教育的効用とその社会政策的意義（わたくし流の表現で言い換えれば、「一部の大土地所有の近隣ゲマインデとの協調的・非敵対的関係、ならびに、その育成的、非社会反動的関与）を力説するとき、わたくしは、これを、反動的な「農業政策的ロマン主義者」の夢想にすぎぬとして、ただちに退けるだけの勇気を持ちえない。ウェーバーは、他面において、大世襲財産の経済的合理主

義を高く評価しており、当然、この点にも注意しなければならぬが、ともあれ、「グーツヘル階層あるいはユンカート階級の社会経済的分化 (Differenzierung)」を視野に收めるべき方法的必要性だけは、言ひえて誤りないであろう。ここで、一八〇七年に先立つ時期のマルク・ブランドンブルク地方の農業を分析したミュラーの、改革意欲旺盛な貴族の少数派が形成されたとする結論⁽⁴²⁾づけが想起されよう。社会階級としてのグーツヘルは、いつそうきめ細やかに (differenzierter) 考察・評価されなければならないのである。

3 「大世襲財産」の実態

ウェーバーが忌避する「月並な甜菜・火酒男爵⁽⁴³⁾」すなわち通例的な「地方ユンカー」に比して、時空両面ではるかに氣宇壮大なパースペクティヴを誇る「大世襲財産」の実態を、少しつぶさに検討しておこう。さて、ボイツエンブルクが位置したウツカーマルクにおける大經營の平和的成立と拡張というコルト (Siegfried Korth) のテーマ⁽⁴⁴⁾は、ブランドンブルク全域、ましていわんや東部ドイツ全体に妥当するものではない。この点を踏まえた上で、わたくしは、一つの地域類型としてのウツカーマルク型にひとまず着目してみたい。ウツカーマルクのボイツエンブルク所領は、その規模二一、九二六ヘクタールを数え、一八三三年の後、一八五五年に再び家族世襲財産化された、ウェーバーのいわゆる「大世襲財産」の一つである。⁽⁴⁵⁾

この所領における農民經營の全体構造は、調整に至るまでほぼ完全に一樣であった。封建的な上級所有権が、土地の自由な売却と農民層の分解とを阻止したからである。村落ごとの数量的違いはある、あらゆる農民村落に、ほとんど同じ規模の農民地がほぼ一定数のまま維持され続けた。比較的良好な地位にあつたフーフエ農民の數的推移を見ると、所領全体で、一六二四年が二一一、一七六年は一八九、そして、一八〇二年には一九三となつており、三〇年戦争当時の状態が一九世紀初頭においても基本的に保たれているのである。調整後、すなわち、農民による土地私有

表3-3 ポイツェンブルクの農民経営

農民村落	西暦年	0 - 2	2 - 5	5 - 10	10 - 20	20 - 50	50 - 100	100 - 200ha
Beenz	1841							
Berkholz	1844	1	—	—	—	13	4	—
Hardenbeck	1816	—	—	—	—	31 ¹⁾	—	—
Haßleben	1787	1	—	—	—	—	12	—
Klaushagen	1831	3	—	—	16	2 ¹⁾	—	—
Rosenow	1845	7	—	—	—	18	—	—
Thomsdorf	1785	13 ²⁾	—	—	—	3	14 ¹⁾	—
Warthe	1842	6	4	—	—	6	5	—
Wichmannsdorf	1831	—	—	—	3	23	1 ¹⁾	—

(註) 1) すべて、Pfarrbauer の農地を一つずつ含む。

2) これらは、Herrschaft の Tagelöhner.

3) 100ヘクタール以上の農民地は、本表には示されていない。だが、ハルニッッシュは、調整以前のその存在を二つと見なしている。Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 257.

(出典) Ebenda, S. 255, より作成。Beenz の空白は、原典のまま。

権の獲得後に、急速な分解が初めて進行する。⁽⁴⁶⁾

この農民層分解（表3-3、3-4参照）について、まず第一に指摘されかかるべきことは、調整に至るまで、封建的に搾取されていた大きな農民（feudal ausgebeuteter großer Bauer）の一部が、いまや、資本主義的に搾取する大農（kapitalistisch ausbeutender Großbauer）へと転化して行つた事実である。ハルニッッシュが例証する九つの農民村落において、100ヘクタール以上の農用地を持つ大きな経営は、調整の時点までは「一つしか存在しなかつた。だが、一八六六年を迎えると、100ヘクタールを超える大きな農民経営は合計七つに増え、その頂点に立つたのが、1100ヘクタール以上の規模にまで土地を拡大した富農レオポール・クーロン（Leopold Coulon）であった。そればかりではない。経済的に強力で、やむめて合理的な経営を行ふ農民が、やむに、散村（Abbau）といふ仕方で前の村から離れたことを、併せて確認しておくる必要がある。その数は、一八四八年までに計110に達した。⁽⁴⁸⁾ したがつて、散村形態での富裕農民まで含めるなら、調整新たに生まれたブルジョア的大農の数は、優に五つを上回ると畳つてよいだらう。ともあれ、ハルニッッシュが微妙に使いわけぬ Großbauer と großer Bauer のうち、前者は、畳つてもな

表 3 - 4 1866年の農民経営の分化状況

	0 - 2	2 - 5	5 - 10	10 - 20	20 - 50	50 - 100	100 - 200ha
Beenz	3	1	—	—	6	4	2
Berkholz	5	2	—	—	9	5	1
Hardenbeck	28	2	7	1	11	4	1
Haßleben	7	—	1	1	—	12	1
Klaushagen	7	—	—	5	10 ¹⁾	—	—
Rosenow	5	1	1	2	15	1	—
Thomsdorf	15	1	1	2	7	6 ¹⁾	1
Warthe	20	5	5	3	2	6 ¹⁾	1
Wichmannsdorf	17	1	—	5	20	3 ¹⁾	—

(註) 1) すべて、Pfarrbauer の農地を一つずつ含む。

(出典) H. Harnisch, Boitzenburg, S. 256, より作成。

く資本家的な富農であるが、グローサー・バウアーとは、農民層分解論で言うところの中農範疇に属する農民にほかならないのである。

第二に、分解過程の速さを典型的に例証するローゼン (Rosenow) とトムスドルフ (Thomsdorf) の両村に着目してみよう。ここでの分離の終了は、一八四五年と一八四四年だった。分離が始まるまで、フーフェ農民層は、全く手つかずのままでどまり、零細な経営は皆無同然であった。わずか二〇年のあいだに、事態は一変する。一方において、グローサー・バウアー、すなわち、分解論で言う中農層が減少するとともに、他方では、五ヘクタール未満の小さな土地が数多く生み出される。五ヘクタール階層の主体は、縮小した中農層の残存によるものか、あるいは、小農グループへ上昇してきた零細地保有農のどちらかである。ここでの注意点は、零細地の生成が、もっぱら、農民の売却地において起こっていることである。数モルゲンほどの零細な耕地がアインリーガーの場合にも生まれることは、もとより、否定するべくもない。地主側は、これを、ひとえに零細地貸し出しで行つた。また、農村貧民層 (Landarmut) が、アルメンデや未開墾地のいかなる小地片も所有することはなかつた。農民の土地売却の主因は、詰ると彼らの資金不足であつた。結局、小地片の生成は、資本主義的農業発展のプロイセン型の道の一帰結にほかならぬ、とハルニッシュは結論づけるのである。⁽⁴⁹⁾

したがつて、上述の事態は、やはり、農民層のブルジョア的両極分解を基本線とする過程以外のなにものでもない。分解基軸は、間違いなく、五〇～一〇〇ヘクタールのグループの下層を含む二〇～五〇ヘクタール階層にある。ハルニッシュは、誰の眼にも明らかな、このきわめて急速な農民層分解の起點を、調整に、それゆえ、一八一四年前後の時点に置く。⁽⁵⁰⁾ 近代の東部ドイツにおける農民層のブルジョア的両極分解をめぐっては、その事実が、と言うよりもむしろ、主として、レーニン的なその理論上の見地が、様様な論客により批判されてすでに久しい。⁽⁵¹⁾ ボイツエンブルクの実例は、たしかに一例にすぎぬとは言え、一つの厳然たる事実なのである。

オーベル・ラウジッツを取り扱つたJ・ショウタとハルニッシュとのプロイセン型理解は、農村住民の分解過程を、一方におけるウンカーフ階級および大農層の少数派と、他方での農村貧民層の一団とへの両極分解として捉える点で、基本的に共通している。⁽⁵²⁾ 一八世紀中は、農民と貧民の通婚も、なお少なからず見られたのだが、一九世紀以降、村落貧民階層と大農層との階級的隔絶が進み、大農は、ウンカーフとの利害共同態関係を強めて行つた。封建制下の「地主と農民の階級対立」⁽⁵³⁾ は、プロイセン型資本主義におけるウンカーフと大農との「搾取者の階級連帶」⁽⁵⁴⁾ に取つてかわつたのである。東エルベの農村において、大農がウンカーフの不可欠の階級的支柱としての役割を果たしたこと、この点は、「富農寡頭制」⁽⁵⁵⁾ の制覇の理解に当たり、依然として踏まえられねばならない基礎事実であると思われる。

ブルジョア的大農の生成については、なお、以下の事実も重要であろう。⁽⁵⁶⁾ コルトによれば、ブランデンブルクにおける地主經營の拡張の頂点は一八六〇年頃とされるのだが、ボイツエンブルクでの拡張は、六〇年代以降も続く。グーツベジツツアーハーの道を歩みつつあつた大農の土地の一部をアルニムが買い占めることによって、一八七五年までに、二つの地主農場が新たに作られたのである。八四〇モルゲンのシャルロッテンタール (Charlottenthal) と九〇八モルゲンだったマティルデンホーフ (Mathildenhof) が、それである。先述のレオポール・クーロンなどをしづめ、競争戦でいささか頑張りすぎの氣味があつたグロース・バウアーの典型で、トムスドルフ村において一八六六年に買

表 3-5 大ユンカーの農場貸出
(単位: ターラー)

貸出料収入	1800年	1847年	1870年
Fürstenau	1,150	2,100	5,700
Boisterfelde	750	1,350	3,200

(出典) H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 251, より作成。

い集めた六二三一モルゲンほどの土地を、七年後には買い値よりも安くアルニムに売り渡さなければならなかつた。このように、大グーツヘルは、一面において、ゲマインデの自立と富農の階層的形成とを容認しつつも、同時に他面では、ウェーバーの言うあの「農民地買占め」(Bauernauskauf)⁽⁵⁸⁾ならぬ「大農民地買占め」⁽⁵⁹⁾を併せて敢行し、大農的対抗馬の度を過ごした急成長を抑えるというアムビヴァレントな動きを示したのであつた。

次に、借地関係の実態を瞥見しておこう。大ユンカーは、広大な所領の最も快適な利用形態を貸し出しに見いだしている。とは言え、所領全体の一括貸し出しが企図されたわけではなく、親農場のボイツエンブルクを除く各農場の個別貸し出しが行われた。なお、森林もまた、農場貸し出しと同様に、當林人 (Forstmeister) の管理 (Administration) 下に置かれていた。さて、貸し出し農場のフュルステナウ (Fürstenau) とボイスター・ヘルデ (Boisterfelde) との二つの事例を検討するなら、地主の借地料収入は一九世紀を通じて増加の一途を辿つたことが知られる(表3-5 参照)。また、時代は少し下るが、第一次世界大戦後の貸し出し農場一覧表 (表3-6) を見ると、騎士農場アルニムスハイム (Arnimshain) 以下の貸し出し農場等からの借地料収入は、年一〇万マルクの線を軽く突破し、約一四万マルクもの丘額に達している。一箇の貸し出し農場複合体を成したボイツエンブルク所領を、所有と經營が分離した厳密な意味での近代的土地所有のプロイセン的形態、もしくは、そのかぎりでの「三分割制」のドイツ版としての本質的一面を色濃く備えた大土地所有と見なしたとしても、あながち誤りではあるまい。ともあれ、当該の所領は、ウェーバーの「大世襲財産」イメージに完璧に合致するものでは必ずしもないかも知れぬが、少なくとも、それにきわめて近い大土地所有ではある、と語つて大過ないであろう。

では、貸し出し農場の經營を担当したペヒターとは、いつたいどのような人人であつたの

表 3 - 6 ボイツェンブルクの貸出一覧表

名称	土地の性格	規模 ha	年収入 1919 - 20年	年収入 1920 - 21年
Arnimshain	Rittergut	469	19,000	19,000
Bröddin	Rittergut	251	8,000	8,000
Charlottenthal	Gut	210	3,040	3,040
Funkenhagen	Rittergut	401	13,200	13,200
Krewitz	Rittergut	656	25,000	25,000
Lichtenhain	Rittergut	605	20,000	20,000
Lindensee	Rittergut	183	10,000	10,000
Sternthal	Rittergut	205	9,000	9,000
Mathildenhof	Gut	180	5,000	5,000
Steinrode	Rittergut	314	11,800	11,800
Neu Kervellin	Gut	33	3,000	3,000
Boitzenburg	Landparzellen	8	1,200	2,160
Berkholz	Landparzellen	31	—	—
Haßleben	Landparzellen	24	—	—
Weggun	Landparzellen			
Cüstrinchen	Gastwirtschaft	4	500	500
	Mühlengut	60	2,000	2,000
	Mühlengut	60	3,500	3,500
Cüstrinchen	Fischerei	17	315	315
Funkenhagen	Fischerei	—	400	400
Wichmannsdorf	Fischerei	—	300	300
Warthe	Fischerei	—	1,350	1,350
Naugarten	Fischerei	—	300	300
Boitzenburg	Fischerei	—	3,000	3,000
Wichmannsdorf	Pfarrgehöft	—	300	300
		3,711	140,205	141,165

(註) 年収入の単位はマルク。

(出典) Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略記), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Verzeichnisse der Pachtgüter in der Grafschaft Boitzenburg, 1896-1919, Bl. 25, より作成。

か。この点が、当然、次の問題にならう。ポツダムの文書館でペヒターの人的構成を調べてみた管見の範囲内にすゑぬが、アルニムスハインのペヒターは家畜商人 (Viehhändler, 1917-21)、リヒテンハイム (Lichtenhain) は御料地管理人 (Amtmann)、そして、ブレンクティン (Bröddin) やはラントヴィルト (Landwirt, 1913-27)、ヘンケンハーゲン (Funkenhagen) とシュタインローデ (Steinrode) とは、少なくとも一九一〇—一三〇年のあいだラントヴィルト、その後ややあつて騎士農場所有者 (一九一〇—一三〇)、やはラントヴィルト、シュテルンタール (Sternthal) にあつてもラントヴィルト、等の事実が知られる。⁽⁶¹⁾ このように、地主貸し出し農場のペヒターとしては、ラントヴィルトが頻出する度合が強いと語つても決して過言ではない。では、ラントヴィルトとは、具体的には、なにか。先述のとおり、ミュラーによれば、それは、資本力ある大農・中農である場合が多い (本書九三ページ、参照)。それゆえ、ボイツェンブルクの貸し出し農場における少ながらぬ数の農民ペヒターの存在という重要な事実が、ここに、判明するのである。「資本家的な農民が、ウンカートウームとラントグマインデとのあいだの橋渡し役ないしは仲介役を果たしていたことは、間違いない」とするミュラーの言説は、以上の事実との不可分の関連において、すぐれて含蓄に富むものであるようと思われる。

大グーツヘルと富農との「階級連帶」ないし利害共同態は、村長 (Gemeindevorsteher) 職等を富農層が専一的に掌握する「富農寡頭制」のバウエルンドルフ (農民村落) における制覇とフォアアヴァルク (地主農場) との並存・共存という、語わば平面的・並立的な形を取つて示されただけではなく、むしろ、より積極的に、地主農場の經營そのものに、したがつて、そのかぎりでの地主の所領管理それ自体に、ペヒターという媒介環を使って、この富農寡頭制をそのままそつくり構成的に組み込み、これを、地主経営の不可欠の社会経済的一支柱に据えるといふ、すぐれて構造的・立体的な関連のなかに具現していると見る方が、近現代プロイセン農村史の実態に近い、と言つてよいだろう。しかし、それにしても、地主の権限、わたくしがかつて用いた言葉で言えば、「大土地所有の力量」⁽⁶³⁾ は、絶大であ

る。ボイツエンブルク所領の農場貸し出し契約書の一般的諸規定を読むと、地主的利益の手厚い保護には、一目瞭然たるものがある。ペヒターは排水設備を自前で整えなければならない。ただし、満期を迎えても補償請求はできない。公租公課についてはペヒターが引き受けなければならず、救貧義務もペヒターが負う。経営上の危険負担もまた、全般的にペヒターの責任である。これに対して、地主は、自分に対する不穏当な振る舞いがペヒターにあつた場合には、一方的に貸し出し契約を即刻破棄してよく、労働者についても同様の解雇権を留保する。経営監査権も地主のものである。さらには、強制収用等の土地譲渡義務が生じたときには、地主の判断が最優先される。このように、地主の農場支配は、規約上、土地資本の取得にとどまらず、ペヒターと労働者双方の、人格管理にまで及んでいるのである。⁽⁶⁴⁾

その結果が、貸し出し農場収入の毎年の集計からうかがい知られるであろう（表3-7参照）。資本利潤部分に当たると曰される純収益に比して、地主の借地料収入は、圧倒的な高額である。農場によつては、資本の平均利潤からの控除部分のみならず、労働力価格からの控除相当分も含まれうるとの理論上の推測も不可能ではない。経済学は、資本蓄積の障害たりえないかぎりでの、ブルジョア的合理性に服した近代的土地所有成立・非成立の一つのメルクマールを、所有と経営の分離に求めて、重視してきた。この観点は、基本的に正しい。しかし、ボイツエンブルクの場合、所有と経営はおおむね分離しているにもかかわらず、大土地所有は、せつかく生まれたペヒターの資本蓄積をペヒター自身に委ねきるのではなく、したがつて、そのかぎりにおいては、資本蓄積の進行を決定的かつ機構的には促進せず、むしろ逆に、その成果を、自分の手許に吸い上げようとしているのである。もつとも、地代の使い道が、ベルリンにある壯麗な領主館の維持・修繕等の用途での私的費消のみにとどまつていたとはかぎらない。ことによると、大ユンカーノブレス・オブリージュは、この私的地代の社会的消費として遺憾なく發揮されたのやも知れぬ。この点の検討は、今後の課題に残すほかないが、それはともかくとして、富農層を析出する農民のブルジョア的発展が、大土地所有にとつては、富農ペヒター層の人格管理まで含む選別的育成＝利用という仕方で、その存立の構造的一、契

表 3 - 7 大土地所有の借地料収入

名称	規模 モルゲン	純収益 マルク	借地料 マルク	借地期間 西暦年
Krewitz	2,540	6,042	18,900	1885 - 1899
Mathildenhof	800	2,005	3,300	1887 - 1894
Lichtenhain	2,000	6,849	16,500	1884 - 1902
Sternthal	784	2,754	6,000	1884 - 1904
Brüsenwalde	1,030	1,935	3,000	1884 - 1898
Bröddin	970	1,614	3,500	1879 - 1904
Charlottenthal	890	2,000	3,700	1890 - 1904
	840	1,600	2,200	1881 - 1895
Cüstrinchen	1,282	441	1,350	1888 - 1902
Steinrode	1,230	4,935	7,400	1882 - 1896
Funkenhagen	1,604	4,824	6,000	1886 - 1900
Lindensee	833	3,171	6,000	1888 - 1902
Boitzenburger Mühle	230	—	3,600	1890 - 1905
Mühle	210	6	1,000	1893 - 1905
Brüsenwalder Mühle	400	18	984	1892 - 1904
Brüsenwalder Krug	—	—	500	1890 - 1896
Boitzenburger Krug	—	—	300	—
Krug	—	—	48	—
Fischerei Warthe	—	—	250	1894 - 1900
Fischerei Boitzenburg	—	—	1,620	1888 - 1898
Fischerei Wichmannsdorf	—	—	405	1893 - 1899
Fischerei Naugarten	—	—	141	—
Acker (Haßleben)	24	—	200	1896まで

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Bl. 19, より作成。

機にほかならなかつたことだけは、明らかであろう。

したがつて、こうである。アルニム伯爵は、富農ペヒター層による「下からの近代化」をいさきかも阻止しはしなかつた。それどころではない。逆に、そのいつそうの進展をこそ、自らの固有の一利益としたかぎりにおいて、彼ら富農層が自分に取つてかわるかも知れぬグーツベジツツアーに成り上がらない許容範囲内で、それゆえ、富農の自己經營の上限線を二〇〇ヘクタールあたりに引きながら、大グーツヘルないし大ユンカーは、ペヒターを含む富農層をむしろ積極的に育成した。

要するに、ボイツエンブルクの事例は、「上からの道」が「下からの道」を育てたと見てよい本質の一面向を物語るものであつて、プロイセン型理解の見失われてすでに久しいこの逆説的な連関こそが重要だつたのである。

4 「ウェーバー＝ミュラー的視点」の意義

わたくしは、上述の事柄を、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」、もしくは、より端的に、「ドイツ大土地所有による農業近代化の民主化」と見なしてよいと考えるものであるが、その重要なきつかけを与えてくれたのが、前述のベルリン会議におけるクレムならびにミュラーの両報告であった（本書、第一章、二、参照）。「農学と中・東部ドイツの地主経営の近代化」と題する報告を担当したクレムは、農用地の集約的經營・収穫高の上昇・無機質肥料の大量投与・機械利用の普及、そして、植物栽培の改良等の農業近代化の諸契機が基本的に日の目を見た一つの劃期を、一九世紀末期に見いだし、この近代化過程の推進に大いに与かつて力あつたグーツヴィルトシャフトの役割を高く評価した。⁽⁶⁵⁾

そして、ミュラー報告は、わたくしにとつてまさに圧巻であった。本書は、前節においてすでに、ミュラーが剔抉した新事実について、ドメーネン・ペヒターを含むつごう八つほどの事例分析の整理を行つてゐる。それゆえ、ここでは、繰り返しの愚を避けたいと思うが、結局のところ、実証を伴つてゐるとは必ずしも言いがたいウェーバーの政策的観点の本質的な部分を、ミュラーが、ウェーバーとは全く別個に、実証面での裏づけを与えた点が決定的に重要であろう。わたくしは、これを、「ウェーバー＝ミュラー的視点」と名づけたのであるが、その概容は、つまるところ、経済的には、土地所有と經營の分離を基礎とするブルジョア的に合理的な農業の、プロイセン＝ドイツの大グート・ツヴィルトシャフトにおける先進的な展開であり、他方、社会政策面では、一定数のドイツ大土地所有が及ぼした、周辺に散在する自余の地主農場と農民經營の双方に対する模範的な影響とその教育的効果に求められうる。⁽⁶⁶⁾

ドイツ大土地所有の歴史的功罪、あるいは半ばするとまでは、とても行かないかも知れぬが、農業近代化の普及またはその民主化を否定する立場に立たないかぎり、少なくとも、大土地所有の罪過ないしは負荷とは言い切れぬ別個の側面にも正当な光を当てて、アグラール・ゲシヒテ研究を行う必要性だけは、当然、指摘されてしかるべきであろう。これに加えて、プロイセン的近代化を、おしなべて社会反動的経路と同一視する歴史観の見方には重大な疑義が残る、⁽⁶⁷⁾と言つてよいようにも思われる。

5 結びにかえて

最後に、ミュラーが発掘した、示唆に富む以下の事実⁽⁶⁸⁾を紹介する」とによつて、もしかたつての結びにかえておきたい。

「ライン・ポメルン農耕株式会社」(Rheinisch-pommersche Ackerbau-Aktiengesellschaft)は、ドイツ統一の前年の一八七〇年に設立された。ヴェストファーレン出身のピルザッハ(Senfft von Pilsach)は、五つの大農場を擁する計四、七七五ヘクタール規模のポメルンの大所領グラーメンツ(Gramenz)を、一八三〇年に購入する。ポメルンの豊かな自然力の開発には、「西部諸州の工業的知性」⁽⁷⁰⁾の助力が不可欠である旨をビスマルクに説き、支持を取りつけたピルザッハは、一八七〇年四月四日、ヴィルヘルム一世の会社設立認可を得る。おもだつた株主には、ピルザッハ自身はもとよりのこと、工業家シュトゥム(Karl von Stumm)、モーリッツ・ペヒター(Moritz Koppe)、クライスト(Kleist)伯爵、ベルリンの銀行家、ならびに、ケルンの工場主・商人・警察署長各一名と同じケルンの四人の農場主らの顔ぶれが並んだ。一株一、五〇〇マルクの発行株式数は四〇〇。資本金は六〇〇万マルクに達した。
「東エルベ農業のために、資本をポンプで汲み上げた」同社は、グラーメンツ所領を賃借りし、年一五万マルクの借地料をピルザッハに支払う。その後、借地料は、年一九万八〇〇〇マルクにまで増額される。なお、所領の農場監

督 (Güterdirektor) には、別の大経営のペヒターだった者が任用された。プロイセン農林大臣を勤めたゼルヒヨ (von Selchow) は、将来興されるべき多くの借地会社 (Pachtgesellschaft) 全体にとっての模範にほかならぬ該「農耕会社」の、国民経済的視点から見た重要性には計り知れないものがあると絶讃した。その後、農林大臣の委嘱を受けた一専門家が、相当大幅な増資を勧告しつつ、この種の借地会社こそ、ライン地方等の西エルベから借地人階層を東エルベ地域に誘致する絶好の手段であるとともに、東部ドイツ農業の興隆を促す貴重な保証ともなりうる、と結論づけている。

だが、工業の蓄積資本は、こうした借地会社への投資にはさほど向かおうとせず、この試みは、グラーメンツ一例のみに終わる。同社は、一八八六年、清算のやむ無きに至り、一六年あまりの決して長いとは言えぬ生涯を閉じるのである。同社の短命は、借地会社そのものの失敗を原因とするのではなく、地主ピルザッハの借財が主因だった、とミュラーは解説する。ともあれ、ライン資本と東エルベのウンカー的大土地所有との組織的提携は、わずか一七年足らずで水泡に帰した。ミュラーの結語にあるとおり、これは、借地会社それ自体の挫折と言うよりもむしろ、地主の個人的利害に規定されていた側面の方が、より根本的な問題だつたようと思われる。増資に成功しなかつた同社の清算は、ひつきよう、当然の帰結でもあつたのである。

しかし、同時に他方において、次の事柄が忘れられてはならないであろう。すなわち、「ライン・ポメルン借地会社」は、ドイツ農業の、あるいは、ドイツ資本主義の二元的構成そのものを、自らのうちに体現していただけではない。たとえ、そうした構造的・類型的相違の克服ではなかつたにせよ、両者の対立ではなく逆にその調和と調停を、それゆえ、一言にして約言すれば、ほかならぬ構造調整 (Landwirtschaftsanpassung) の一つの未来像をこそ、同社は、決して長くはなかつたその一生によつて、先駆者的に予示したのではなかつたか。ヴィルヘルム二世即位二年前の同社消滅の必然性とともに、ドイツ統一の前年におけるその成立の先駆性が指摘されてよいように思われる。

- (1) 住谷一惣「マックス・ガーバーの『世襲財産』論——『ドイツ資本主義と土地制度』の思想史的研究」〔一九六一年〕同『ラスト&ガーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究』未来社、一九六九年、復刊、一九九一年、所収、山口和男「マックス・ガーバーのコンカート論」(1) ——世襲財産制問題とガーバー」〔一九五九年〕同『ドイツ社会思想史研究——プロイセン・ドイツ国家における社会思想の諸形態』三水社、一九七四年、所載。
- (2) Friedrich List, *Die Ackerverfassung, die Zuwirtschaft und die Auswanderung*, 1842, 小林昇訳、『農地制度論』筑波書店、一九七四年。
- (3) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』第三篇 マックス・ガーバーの『ドイツ農業論と世襲財産——ドイツ帝国主義合理的的農地の展開』参照。
- (4) H. - U. Wehler, *Kaisereich*, S. 59, 前掲邦訳書『ドイツ帝国』九二一ペー。なお、訳文は誤訳であらへ。
- (5) Ebenda, S. 239, 同上脚註、三四四頁。
- (6) H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 264.
- (7) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 302. 参照。
- (8) A. Bues, *Rolle Wentzels*, S. 245.
- (9) Vgl. H. Rosenberg, Pseudodemokratisierung, S. 287, 前掲邦訳書『ドイツ社会史』一九ペー。参考。
- (10) H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, S. 11.
- (11) Alfred Grosser, *Deutschlandbilanz. Geschichte Deutschlands seit 1945*, München 1970, S. 282f., 山本尤・三郎訳
—・桓良憲・木下直訳『ドイツ総決算——一九四五以降のドイツ現代史』社会思想社、一九八一年、二二八〇ペー。
傍訳筆者。
- (12) H. - H. Müller, *Pächter* [Maschinenschrift], S. 17.
- (13) (14) Ders., *Pächter*, S. 273.
- (15) Vgl. *Berliner Zeitung*, Nr. 208, 5./6. September 1992, S. 33. ノルダ、Sollen wir mit den Leuten grillen oder was?
Die Brüder Wentzel kehren ins Land ihrer Väter zurück, aber dort empfängt sie niemand mit offenen Armen, ノルダ
と Ilka Piegras のノルダーハムブルクにゐる。

- (16) H. Rosenbrg, *Pseudodemokratisierung*, S. 308, 暫譯邦訳書、大西洋一。
- (17) Vgl. *ebenda*, S. 295, 「上級地主」 ||| トクノー、参照。
- (18) *Ebenda*, S. 296f., 「上級地主」 団〇トクノー。
- (19) (20) (21) (22) (23) (24) Vgl. H. - U. Wehler, *Adel*, S. 9-18. 「貴族」 | タクノー、参照。
- (25) 原語は「a systematic shifting of perspectives」である。Geoff Eley, *From Unification to Nazism. Reinterpreting the German Past*, Boston 1986, p.11, 翻田耕野訳『ナチズム社会派』邦訳「—」。
- (26) H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 4.
- (27) Hans Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt am Main 1969, S. 121, 大輪挿11・三本参照。大田誠訳『ナチス社会の諸問題』未来社、一九七八年、| 団タクノー。訳(21)をも訳(22)がもどす、24番目。H・ローヤハグニクの「田舎問題と新しく現れた農民から見たナチス農業政策」(Deutsche Agrargeschichte in alter und neuer Sicht) と題する譜序中の文題である。
- (28) *Ebenda*, S. 93, 「上級地主」 | タクノー。
- (29) (30) *Ebenda*, S. 94, 「上級地主」 | タクノー。
- (31) *Ebenda*, S. 141, 「上級地主」 | タクノー、参照。訳文は改訳した。
- (32) *Ebenda*, S. 143, 「上級地主」 | タクノー。
- (33) (34) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 292.
- (35) *Ebenda*, S. 292f.
- (36) *Ebenda*, S. 293.
- (37) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 240f.
- (38) Vgl. *ebenda*, S. 258.
- (39) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 132. 参照。
- (40) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 241f.
- (41) Vgl. H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 293.

(42) Vgl. H. - H. Müller, *Märkische Landwirtschaft*, S. 38 u. 111; H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 335f. u. 366f. エホヤト参照。

(43) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 376; MWG, S. 166.

(44) Vgl. H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 252-256.

(45) Vgl. J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen. Die Latifundien im preußischen Osten, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888, S. 158; Francis L. Carsten, Der preußische Adel und seine Stellung in Staat und Gesellschaft bis 1945, in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, S.119; Friedrich Beck, Lieselott Enders und Heinz Braun (Bearb.), *Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Potsdam*, Teil I, Behörden und Institutionen in den Territorien Kurmark, Neumark, Niederlausitz bis 1808/16, Weimar 1964, S. 329.

(46) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 197 u. 253f; H. Kaak, *Gutherrschaft*, S. 274.

(47) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 246 u. 260.

(48) Vgl. ebenda, S. 257.

(49) Vgl. ebenda, S. 256f.

(50) Vgl. ebenda, S. 256.

(51) 「アロヘヤノ型の道」の農民層分解との関連の研究史とのよては、加藤房雄『ルイ・世襲財産』九一-九四ペーの註(一)、参照。最近では、肥前采一氏が、「『恒久分解論』に立脚するわが国の「十九世纪マサニ経済史」の「方法的再検討(「発生史的」視角の導入)」を主張してゐる。同「北欧マサニ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあて」『経済学論集』(東京大学)第五七卷、第四回、一九九二年、九ペーの註(5)、参照。

「虹」(おもたこ)。「アロヘヤ」な農民層」の十九世紀初頭期までの存続と十九世紀以降のその両極分解とは、ひと中核的なハーフは農民層に関するかわり、依然として事実なのではあるまいか。ハーフ農民(Bauer)と難多な下層民とかなるハーフは農民層に属するかあり、依然として事実なのではあるまいか。ハーフ農民(Bauer)と難多な下層民とかなるハーフは農民層の十九世紀以降のブルジョア的發展は、相容れぬ両立不能の一契機では必やしむなことを思われぬ。

(52) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 238f.

(53) (54) Ebenda, S. 261.

(55) H. Wunder, *Gemeinde*, S. 126. カハターノの田舎「輿農寡頭派」(Oligarchie der wohlhabendsten Bauern) の解説。カハターノは「輿農むかとの解説——それが第1義的な問題である——が、ハリド等もおなじく、重要なのは、おしゃべりやシカハブルクのクロノのめでた、おゆこせめた、タハヤーハ (Fritz Tangermann) がデクサンヒトの問題にかんしたよつた、頂点は位罷に立つ輿農ゆつて大農の輿農を格にねらへ、状況を在を辯論しておしゃべりだ。Vgl. F. Tangermann, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, Borna-Leipzig 1905. など、一大主張がこれ。

○主張の輿農の輿農本位の実態ゆつて、加藤房雄『ニッセイ世襲財産』KII - 千回ペーパーの叙述も併せて参照のよう。

(56) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 249f.

(57) Vgl. ebenda, S. 250; H. Kaak, *Gutsherrschaft*, S. 253.

(58) M. Weber, *Fideikommißfrage*, S. 351 Anm. u. 367 Anm. 1); MWG, S. 133 Anm. 34) u. 155 Anm. 49).

(59) Vgl. H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 250.

(60) Vgl. ebenda, S. 251f.

(61) Vgl. Brandenburgisches Landesarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略す), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2148, Die Verpachtung des Rittergutes Arnimshain, 1918-1921, Bl. 1-5 u. 11-15; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2367, Verpachtung der Güter Krewitz und Arnimshain, 1917-1918, Bl. 19; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2398, Verpachtung des Gutes Lichtenhain, 1884-1925, Bl. 72-78RS; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2234, Verpachtung des Rittergutes Bröddin, 1913-1927, Bl. 32. ハウスハルト・アーネスト・ヘンリック・ストラスブルグ (Stralsund) が、彼が米ノボル、アーネスト・マリエンウルフ (Amtmann) がいた; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2299, Verpachtung der Güter Steinrode und Funkenhagen, 1910-1913, Bl. 111 u. 182. ハウスローベルト・マリエンウルフ (Marienwerder) 舗主の趣向による ハウス (Bruno Lietzau) が、最も多くは ein kapitalkräftiger und tüchtiger Landwirt となつた; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2295, Verpachtung des Rittergutes Funkenhagen. Enthält auch Verpach-

tung des Vorwerks Steinrode, 1924-1932, Bl. 5 u. 108. 鎌十農場所相手シャイディング (Zeysing) の父は、即プロイセンの「メーネハузターデ」だつた。人物照会を依頼された即プロイセン・ドイツ農民銀行 (Deutsche Bauernbank für Westpreußen) は、1917年大戸一回田の回収書で、彼の息子を、有能な人材として推薦してゐる； BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2462, Verpachtung des Vorwerks bzw. Gutes Sternthal, 1918-1935, Bl. 1-2RS, 4-4RS, 19, 39-45RS u. 53.

- (62) 本轄 大戸一戸、參照。
- (63) 加藤房雄『マイシ世襲財産』1-20枚一冊。
- (64) Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1484, Allgemeine Bedingungen für die Verpachtung der zur Grafschaft Boitzenburg gehörigen Güter, 1900-1901, Bl. 61-67.
- (65) 本轄 大戸一戸、參照。
- (66) ジャンニ・コンラード (Johannes Conrad) もまた、資金不足に苦しむ大土地所有の劣悪な農業経営を建て直すための一つの打開策を、農場の貸し出し (Verpachtung) に求めている。財産の売却不可を定めたマイニヒュッペの場合、自由のものと出しても、むしろ例外はあるまいが、經營手腕に長けた有能な農業家に恵まれるべく。概観と知識を兼備した経営者の出しゃう、むしろ例外はあるまいが、経営手腕に長けた有能な農業家に恵まれるべく。概観と知識を兼備した地主が農業に全く不向きな者であつても、適切な土地経営がもたらされるべく、必定であらへ」と。したがつて、土地所有の合理的経営の矛盾を指摘するコンラードの軒説は、「カーラー＝マイニヒュッペ的視点」の内実と重複する観点を含む、ふ論理的である。されば、まだほどのノイードの議論は、カーラー＝マイニヒュッペ (Kurt Freiherr von Reibnitz) の世襲財産譲りをも詮めた加藤房雄『マイシ世襲財産』第四章、IIの「大世襲財産」の有効性、の譲りを詮釋したのである。Vgl. J. Conrad, Fideikomisse. II. Die volkswirtschaftliche und sozialpolitische Bedeutung der Fideikommisse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909, S. 118.
- (67) 本書後編は、我が國における戦後歴史学的プロイセン史理解の全面批判に進むための最初の一歩として位置づかれた。

- (68) Vgl. H. - H. Müller, Pächter, S. 283-285.
- (69) Ebenda, S. 283f.
- (70) Ebenda, S. 283.
- (71) Vgl. ebenda, S. 283.
- (72) 原田溥「統合下の東ドイツ農業の構造調整」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版部、一九九三年、所収、参照。

後篇

ドイツ都市農村連続体の歴史的個性

—「都市史と農村史のあいだ」研究序説—

問 題

本書後篇においては、世襲財産＝土地所有の実証的検討を、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』にひき続き継続しながら、都市社会史をも含む近代社会生成上のダイナミックな現代的局面に着目する。「都市と農村のあいだ」と言つてぐるべルリハ圏 (der Raum um Berlin)⁽¹⁾ のテルトウ郡 (Kreis Teltow) は、「都市近郊ゲマインデ」を数多く持つ「都市農村連続体」と呼ぶなんのれれるこやれねじる個性的地域類型の一翼を担つた。同郡は、一箇のベルリン近郊、クライベ (Vorortkreis von Berlin)⁽²⁾ にはかなひなご。「ボンダム・アルヒーフ」所蔵未公刊一次史料を基礎にして、一方においては、地方自治体による「給付行政」の業績を、ペンドラーの階層的生成を伴う都市化の進展との関連に止田して明らかにし、同時に他方では、従来未開拓だった「都市史と農村史のあいだ」と詠へぐも近現代ドイツ社会経済史研究史上の新領域を独自の理論視角から切り拓くといふ、二段構えの検討作業を経て、戦後歴史学以降のドイツ史像を批判し、それにかわりへる新しい映像の問題提起を行つりとよひて、全篇にわたる検討を終える。

(1) Wolfgang Ribbe (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, Von der Märzrevolution bis zur Gegenwart, 3. Aufl., Berlin 2002, S. 691. 文庫本は、Berlin im Kaiserreich (1871-1918) を題名した Michael Erbe のもの。

(2) Georg-Christoph von Unruh, Der Kreis im 19. Jahrhundert zwischen Staat und Gesellschaft, in: Helmuth Croon, Wolfgang Hofmann und G.-C. v. Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971, S. 102. たゞ、『ヘッセン・ヘッセン近郊クライス以外の「総括近郊ゲマーハーク」郷の田舎といへども、

第四章 ベルリン圏の都市化と農村社会の変容

—テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領—

I 考察の対象と順序

一九一〇年時点で、一六一、三八〇ヘクタール規模を数えたブランデンブルク州在のテルトウ⁽¹⁾郡は、これが所属する同州のポツダム県のなかでは五番目の大きい郡であった。⁽²⁾ 図4-1に見られるように、ベルリンを南北から包囲する姿を示す同郡とニーダーバルニム (Niederbarnim) 郡は、周辺自治体の合併 (Eingemeindung) に余念のない首都ベルリンの「一方的帝国主義」⁽⁴⁾ による領域拡張志向の対象となるほかなかつた点で、一九一〇年四月二七日の法律⁽⁵⁾で完結する大ベルリン (Groß-Berlin) 形成史上、相通ずる特性を共有した。しかし、両郡は、その担税力の点で対照的な相違を示しました。⁽⁶⁾ いわばのは、こうである。ニーダーバルニム郡が、同郡所属の自治体のベルリンへの合併の動きにわたる抵抗を見せなかつたのに対して、テルトウは逆に、そうした合併の動向に激しく抵抗した。それは、リックスドルフ (Rixdorf) 等のテルトウ在の自治体が、概して、税収入にすぐれており、したがつて、テルトウ郡としては、それらの有力自治体を失うことは、同郡の生産力・消費力の低下はおろか、財政力の弱化と自治的「給付行政」⁽⁷⁾ (Leistungsverwaltung) 遂行上の由由しい損失に直結し、その結果、クライスの空洞化がもたらされる重大事

図4-1 ポツダム県とテルトウ郡



(出典) C. Wilke, *Landräte*, S. 53, より作成。

だつたからである。⁽⁸⁾

最初に、人口動態からうかがい知られるかぎりでのこうした合併の推移を概観しておこう（表4-1参照）。一八〇一年に三万人余を数えたにすぎぬ同郡の人口は、一九世紀中に増加の一途を辿り、一九一〇年には、四〇万人の線を突破するに至る。だが、一見順調に見えるこのようないくつか人口増も、「ベルリンへの合併を目指す選択肢として」⁽⁹⁾、有力自治体があいついで郡から離れたため、一八八〇年以降一再ならず中断を余儀なくされる。なぜなら、シャルロッテンブルクのテルトウ郡からの離脱は一八七七年だつたし、リックスドルフとシエーネベルク (Schöneberg) のそれは一八九九年に、そして、ドイチュヴィルヘルスドルフ (Deutschwilmersdorf) の郡離脱は一九〇七年に、順次敢行されたからである。⁽¹⁰⁾

シュパツ (Willy Spatz) のいわゆる「マルク人魂を帶びた自治」⁽¹¹⁾意識の担い手を誇ったテルトウ郡は、とりわけその北部地域で、大都市ベルリンによる蚕食の影響を受けざるをえず、構成自治体を次々に失つて行つたのである。だが、それでもなお、一九一〇年に四四〇、〇〇〇人ほどの住民を擁した同郡では、アンハルト (Anhalt) やオルデンブルク (O-

表4-1 テルトウ郡の人口

	農村	都市	合計
1801年	20,804	10,220	31,024
1871	73,314	34,048	107,362
1875	102,221	43,585	145,806
1880	117,685	19,806	137,491 ¹⁾
1885	139,636	23,608	163,244
1890	194,293	27,667	221,960
1895	298,008	30,809	328,817
1900	232,999	35,188	268,187 ²⁾
1905	333,796	43,580	377,376 ³⁾
1907	—	—	352,990
1909	356,400	46,643	403,043
1910	—	—	約440,000

(註) 1) シャルロッテンブルクの離脱
(1877.1.1.)。25,847人減。

2) Rixdorf と Schöneberg の離脱
(1899.4.1.)。186,420人減。これを
加算すれば約430,000人になるが、都
市の住民数約165,000を引けば概算で
265,000になる。

3) Landgemeinde Deutschwilmers-
dorf (1907.4.1.に離脱) の住民数を
除けば313,808人。

(出典) R. Jaeckel, Geschichte, S. 8, より作
成。

denburg) のようなドイツの中規模領邦に比して、
その住民数ははるかに多かつたと言われている点⁽¹²⁾
も、注目に値しよう。また、同郡の人口構成を一
九〇九年について見ると、農村と都市の比率は約
八対一で、農村居住民が断然多いことが知られる。
このかぎりで、テルトウは、二〇世紀初頭期にあ
つてもなお依然として、農村的色彩の濃い郡だつ
たと言わなければならない。

エッシャー (Felix Escher) は、およそこうし
た特徴を持つテルトウ郡に存した数多くの「都市
近郊農村」(Vorortgemeinde) に着目して、そこ
での「ゲマインデの魅力」を力説するのであるが、
本章のさしあたつての関心は、むしろ、次の点に
向けられている。すなわち、「首都の放射」ある
いは「大ベルリンの集塊傾向」の甚大な影響を直
接被らざるをえなかつた、いわゆる「都市農村連
続体」(Stadt-Land-Kontinuum) の一典型的たるテ
ルトウ郡の都市化をめぐる諸局面に即して、プロ
イセン史における農村社会の近現代的変容の実像

に一定程度迫りつつ、併せて、「都市史と農村史のあいだ」とも言つゞめ研究テーマの設定をも同時に展望するゝべく、これである。

以下においては、次の考察の順序で、ポツダム・アルヒーフを中心として行つた実証作業⁽¹⁹⁾の成果の一端を、ベルリノ-テルトウ間関係に例証される都市・農村関係の近代的変化のダイナミズムを明らかにするに必要ながぎりで、整理して示す試論的検討を試みたい。最初に、一九世紀が進むにつれて次第に整備されて行くテルトウ郡の鉄道建設に関する概観を、とりわけ郡の南北を貫通する路線に注目して与えた上で、ベルリン地域全般にわたるペンドラーの先駆的研究たるヴィーベル (Elfiriede Wiebel)⁽²⁰⁾ の所論を吟味し、そこにはなお残された空白部分と言つてよいミッテンヴァルデ (Mittenwalde) とケーニヒス・ヴスターハウゼン (Königs-Wusterhausen)⁽²¹⁾ の両市に着目した事実分析を行う (二) 鉄道建設と農村社会)。次に、前節で止めたケーニヒス・ヴスターハウゼンが、実は一方で、約六、七〇〇ヶタール規模の比較的大な「世襲財産」(Fideikommiß) 所領にほかならなかつた事実に鑑みて、都市化の波がこの所領にどのように押し寄せていたかを、農業・土地問題史の基本指標に照らして実証的に追究する (三) 世襲財産所領の経済構造とその変化)。最後に、本章の実証的成果を、「土地所有」契機に着目した理論視角と突き合わせることによつて得られるであろう小括を試論的に展開して本章の検討を終える (四) 結びにかえて)。

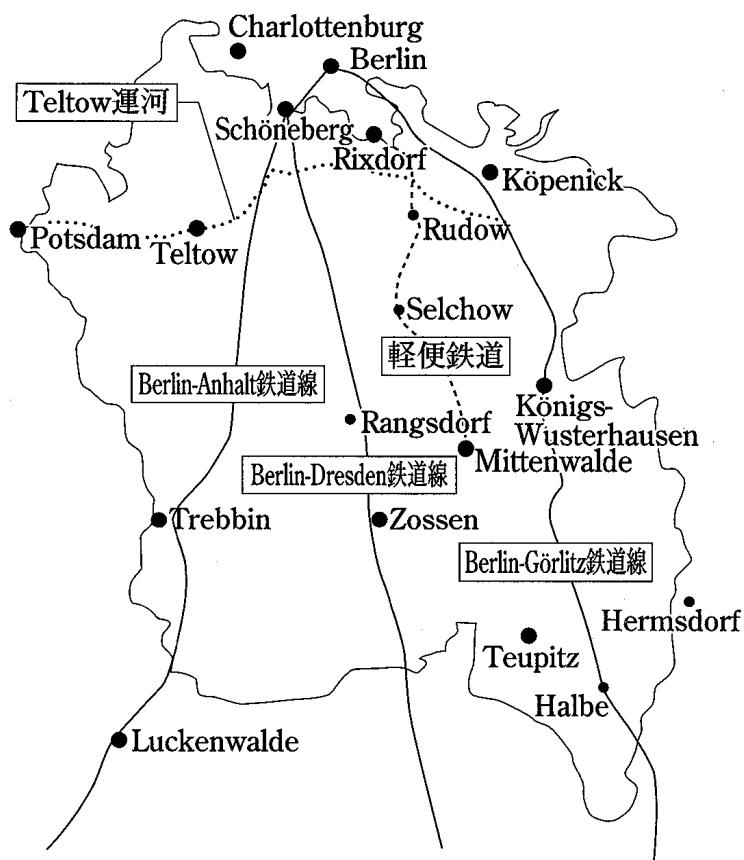
II 鉄道建設と農村社会

1 ベルリン-ゲルリッツ線の開設

一八八二年にプロイセン国有となる鉄道で、テルトウ郡を南北に貫通するものとしては、図4-2に明らかなるとおり、ベルリン-アンハルト線とベルリン-ドレスデン線、そしてベルリン-ゲルリッツ線の三路線がある。このでは、

⁽²⁴⁾

図 4 - 2 テルトウ郡と鉄道



(出典) L. Enders, *Ortslexikon, Übersichtskarte zum historischen Ortslexikon* (付録); W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, の付図より作成。

本章の行論にとつて必要なベルリン—ゲルリツツ線に関する以下の素描のみを果たしておきたい。さて、ベルリンを、ザクセンのゲルリツツ経由でシュレージエンのグラーツ(Glatz)にまで直結し、それをさらに、プラハ—ヴィーン線と接続させる一八五八年の鉄道建設案は、ゲルリツツ近辺の路線を、大規模な防衛設備で守りたいとするプロイセン軍部の過大な要求に突き当たることによつて、その資金ぐりが頓挫する。だが、一八六三年になると、イギリス人出資者が現れ、ようやくベルリン—ゲルリツツ鉄道会社の設立にこぎつける。やがて、一八六六年のプロイセン・オーストリア戦争の勃発に伴い、軍部は、ラウジツツ(Lausitz)地方の一大中心地たるコトブス(Cottbus)までの路線の可及的すみやかな敷設のために、資金供与を申し出るが、それは、ひとえに、ベーメン方面への大規模な軍事展開の必要に迫られたからにほ

かならない。このようにして、一八六七年一二月三一日のベルリン—ゲルリツツ間の全線開通に先立つて、一八六六年九月一三日には、ベルリン—コトブス線の完成を見る。そして、一八七四年までに、ベルリン—グリューナウ(Grünau)間の複線が完了したのちに、一八八二年には、すべての路線が国有化されたのである。⁽²⁵⁾

本章の問題関心は、この鉄道路線の開通がテルトウ郡の農村社会に及ぼした影響の跡を辿る一点に絞られるのだが、ここではさしあたり、行論上必要な以下の二論点のみを指摘しておきたい。第一に、ベルリン—コトブス線の竣工は、ケーニヒス・ヴァスターハウゼンを「ベルリンの一近郊」⁽²⁶⁾に変えた点で、当地の「地方史における重要なひと区切り」⁽²⁷⁾を成すものであった。一八九〇年とその二〇年前を比較するならば、従前には約三時間かかっていたベルリンへの所要時間が、わずか八〇分ほどに短縮された事実は、人里離れた一農村の「うたたね生活からの覚醒」⁽²⁸⁾とも言うべきこの間の事情を象徴的に物語る。第二に、一八八三年営業年度の一年間に、ケーニヒス・ヴァスターハウゼン駅で発売された乗車券の枚数は、全部で四五、五六枚に達した。この大的な利用が、「ペンドラー」とウィークエンド・ハイカーとの往来⁽³⁰⁾に帰せられると、マープス(Marko Leps)とともに見てよいことに、異論の余地はないと思われるが、しかし、当該の問題について、実証的によりいつそう立ち入った考察を加える必要がなお残る、と言わなければならぬであろう。

2 ヴィーベルのペンドラー論

E・ヴィーベルは、ベルリン圏ペンドラーを、二種類に分けて考察する。⁽³¹⁾その第一は、農業的刻印を帶びた農村地域から首都ベルリンあるいは周辺諸都市へと向かうペンドラーの一方的な移動である。この場合、農村はペンドラーをひたすら供出するばかりであり、都市はその専一的な受け手に回る。第二の類型は、経済的・工業的特徴の点で相互に似たものどうしと言える二地域間でのペンドラーのやりとりである。したがつて、ここでは、ベルリンと周辺諸

表4-2 ベルリン圏ペンドラーの数量把握

	Potsdam	Oranienburg	Bernau	Teltow	Strausberg	Werder	Altlandsberg
ベルリンへ	4,285	713	1,497	1,717	129	191	520
ベルリンから	692	1,851	102	666	20	15	0

(出典) E. Wiebel, *Städte*, S. 15, Tabelle 1, より作成。

都市間のペンドラーの双方向的な移動が問題となる。だが、二種類のベルリン圏ペンドラーの実態に関する客観的根拠を持つ統計把握は、ヴィーベルによれば、今までのところ、一つの「夢物語」でしかなかつた。彼は、こうした試みを初めて実現するために、一九三六年の一法律に止目する。それは、およそ次のような内容の負担調整税 (Gewerbeausgleichssteuer) に関するものだつた。

さて、住居ゲマインデは、労働者の在住により、社会的負担の出費増を課されざるをえない。それゆえ、当該ゲマインデは、経営ゲマインデからの補助金獲得の請求権を主張しうる。住居ゲマインデは、そこに居住地を持ちながら、他の仕事場に通勤する従業員を一〇人以上雇用する経営ゲマインデに対しては、負担調整補助金 (Ausgleichszuschuß) を要求してよい。これに注目することによつて、住居ゲマインデから経営ゲマインデへの通勤者の流れを数量的に把握することが可能になる、⁽³³⁾ と。表4-2は、こうして作成されたヴィーベルの原表を整理したものである。一例にすぎぬが、テルトウからは、合計一、七一七人がベルリンへと出勤し、また、ベルリンかららの逆方向のペンドラー数は六六六人だつたことが知られよう。一九三〇—四〇年代のベルリン地域におけるペンドラー労働者層の存在は、否定するべくもない事実である。

ここで、当然、時空両面にわたる以下の二点が問題となろう。すなわち、先に瞥見したとおり、一九世紀末から一〇世紀初頭にかけての時期は、ベルリンの近郊交通網が飛躍的に整備されて行く時期であつた。では、この世紀転換期に、ペンドラー移動は、あつたのか、なかつたのか。われわれは、ペンドラー通勤を、「ベルリンにとつては、じく最近になつて出現している一現象」⁽³⁴⁾ と断じたヴィーベルの一九五四年時点での認識を、そのまま受け入れるべきか否か。これが第一。

次に、第二の空間の問題について、テルトウ郡に着目するかぎりで言うならば、図4-2が示すとおり、当郡には、テルトウ市以外に、なお六つの都市が点在する。では、これら六つの周辺都市とベルリンとの関係は、はたしてどのようなものであつたのか。ベルリンとテルトウ市との関係に見られたようなペンドラー移動は、そこには、全くなかつたのであらうか。以下では、さしあたり、ミッテンヴァルデに止目することによつて、当面の問題に迫つてみたい。

3 ベルリン・ミッテンヴァルデ間の軽便鉄道⁽³⁵⁾

図4-2記載のベルリンのリックスドルフとミッテンヴァルデを結ぶ路線は、表4-3から知られるとおり、ブリッツ・ブーコ・ルード・シェーネフェルト・ゼルヒヨ・グロース・キニッツ・ブルーゼンドルフそしてラーゴの計八つの途中停車駅を持つ軽便鉄道である。⁽³⁶⁾一九〇〇年九月二八日に運転を開始した当該鉄道（単線）の総運行距離は、二七キロメートル、そして、その総工費は、土地取得用経費の一七万マルクを含めると、一〇〇万マルクに達した。

これは、建設と經營を Vering u. Wächter 社が受け持つた民営鉄道であつた。鉄道敷設それ自体のためには一八三万マルクを要したのだが、そのうちの八三万マルクは、この鉄道を担保としたプロイセン抵當証券銀行の公債によつてまかなわれ、残額の一〇〇万マルクについては、優先株が発行されることになつた。その内訳を示した表4-4から、研究史が指摘するとおり、軽便鉄道を敷設する際のクライスの関与は相当大きかつたことが知られる。だが、本表から読み取られねばならぬことは、むしろ、七つの関係ゲマインデが総額二三万五〇〇〇マルクを、騎士領所有者等のユンカーリ三人が一九万マルクを、そして、王宮（Hofkammer）によって代表される王家が五万マルクを、それぞれ引き受けた点ではないだろうか。当該の鉄道建設が、「郡行政にかなり依存」するプロジェクトだつたことは事実としても、その他の関係当事者の役割もまた、決して無視されえなかつたのであって、それゆえ、これは、「王家・クライス・ゲマインデ・ユンカーリそして民間企業」が足なみをそろえて建設した、言わばそれらの合作とでも言うべき

表 4 - 3 ベルリン＝ミッテンヴァルデ間軽便鉄道

	名称	駅	Rixdorf からの 距離 km	もより 駅から の距離 km	住民数	鉄道利 用者 割合%	鉄道利 用者概 数
1	Britz	Britz	3.8	0	7,000	20	1,400
2	Buckow	Buckow	6.1	1.0	1,100	90	990
3	Rudow	Rudow	9.4	0.5	1,300	100	1,300
4	Gr. Ziethen	Rudow	9.4	3.4	870	30	260
5	Shönefeld	Shönefeld	12.8	0.5	630	100	630
6	Wassmannsdorf	Shönefeld	12.8	2.3	510	90	460
7	Diepensee	Shönefeld	12.8	2.7	120	80	100
8	Selchow	Selchow	16.7	0.9	500	100	500
9	Rotzis	Selchow	16.7	2.0	270	100	270
10	Gr. Kienitz	Gr. Kienitz	19.3	1.6	170	90	150
11	Brusendorf	Brusendorf	21.7	1.0	290	100	290
12	Kl. Kienitz	Brusendorf	21.7	1.0	160	100	160
13	Ragow	Ragow	25.8	0.5	550	100	550
14	Mittenwalde	Mittenwalde	26.8	1.0	3,000	50	1,500
計					16,470		8,560

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen (以下 H. K. W. と略記), Nr. 127, Bl. 59, より作成。

表 4 - 4 100万マルクの内訳

i) Teltow 郡	200,000
ゲマインデ Britz	40,000
Herr Rittergutsbesitzer Dr. Wrede-Britz	100,000
ゲマインデ Buckow	50,000
ゲマインデ Rudow	60,000
Herr von Benda-Rudow	10,000
ゲマインデ Schönefeld	40,000
Herr Rittmeister Wrede-Diepensee	60,000
ゲマインデ Selchow	20,000
Herr Leutnant Neuhaus-Selchow	30,000
ゲマインデ Gr. Kienitz	20,000
ゲマインデ Brusendorf	5,000
ii) Firma	635,000マルク
iii) Hofkammer	300,000
	50,000
計	985,000

(註) ロツィス (Rotzis) が株式の引き受けを拒否したので、合計額は 100万マルクに満たない。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, Bl. 57, より作成。

表4-5 ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態

1	Britz	1,400人			
2	Buckow	990			
3	Rudow	1,300			
4	Gr. Ziethen	260			
労働者 $\frac{1}{2}$ 9回		3,950	35,550回	17,775回	59.25人
5	Schönefeld	630			
6	Wassmannsdorf	460			
7	Diepensee	100			
8	Selchow	500			
9	Rotzis	270			
労働者 $\frac{1}{3}$ 7回		1,960	13,720回	4,573.3回	15.24人
10	Gr. Kienitz	150			
11	Brusendorf	290			
12	Kl. Kienitz	160			
13	Ragow	550			
14	Mittenwalde	1,500			
労働者 $\frac{1}{4}$ 5回		2,650	13,250回	3,312.5回	11.04人
					85.53人

(出典) 表4-3を加工して作成。

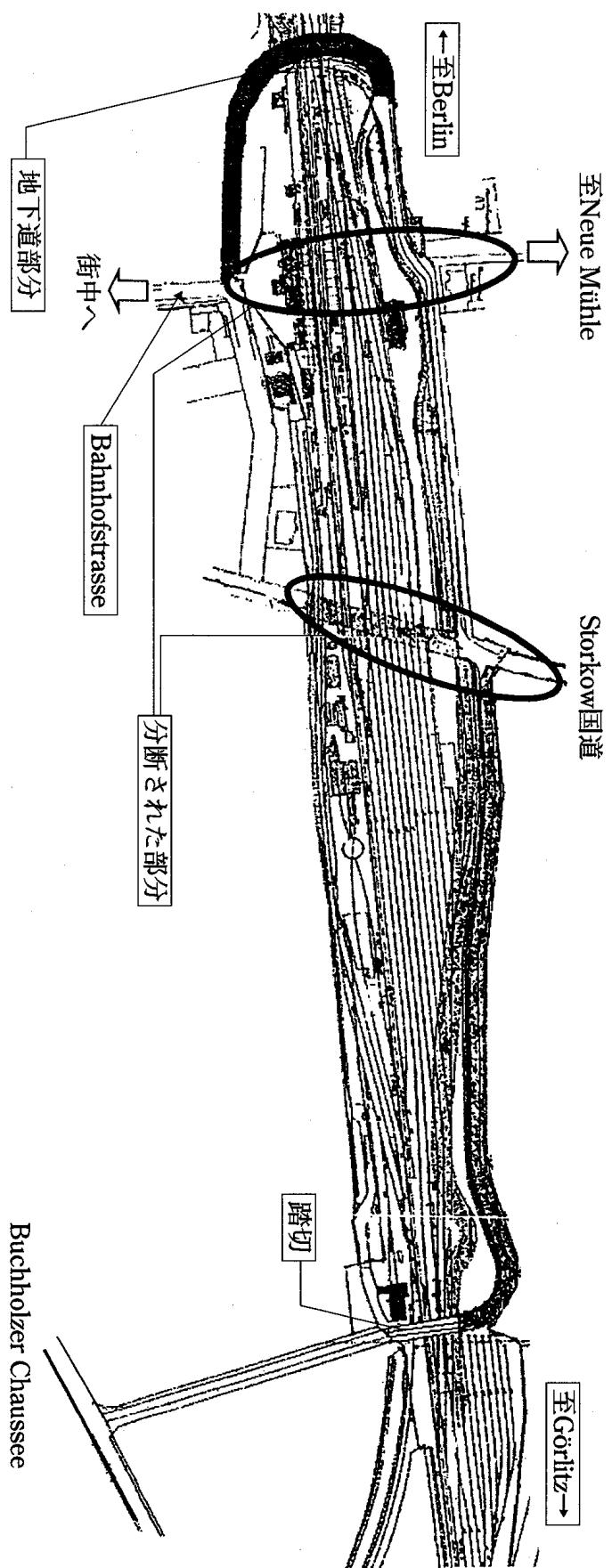
ものだつた。

さて、われわれの問題は、鉄道建設当事者が概数として見積もる八、五六〇人ほどの利用者のなかに、ペンドラーが潜むのではあるまいかという点である。表4-5は、註記に示した計算方法でそうしたペンドラー数を算出したものであるが、それは、五〇人から八〇人ほどのペンドラー通勤が可能となつたことを物語つてゐる。⁽³⁸⁾ わたくしは、本表を、M・レプスの先の推論を実証的に裏づける一つの基礎データとして使用してよいと考える。ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態と言うべき通勤者は、よし少數だつたにせよ、二〇世紀初頭期にはすでに、当該の軽便鉄道によつて創出されていたのである。⁽³⁹⁾

4 ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の代替 道路とその保全問題⁽⁴⁰⁾

図4-3は、すでに見た図4-2のベルリン-ゲルリッツ線上に位置するケーニヒス・ヴ

図 4-3 ケーニヒス・ヴァスター・ハウゼン駅とその周辺道路



(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, © Königliche Eisenbahndirektion Berlin, Strecke: Berlin-Königswusterhausen, o.
Bl. より作成。

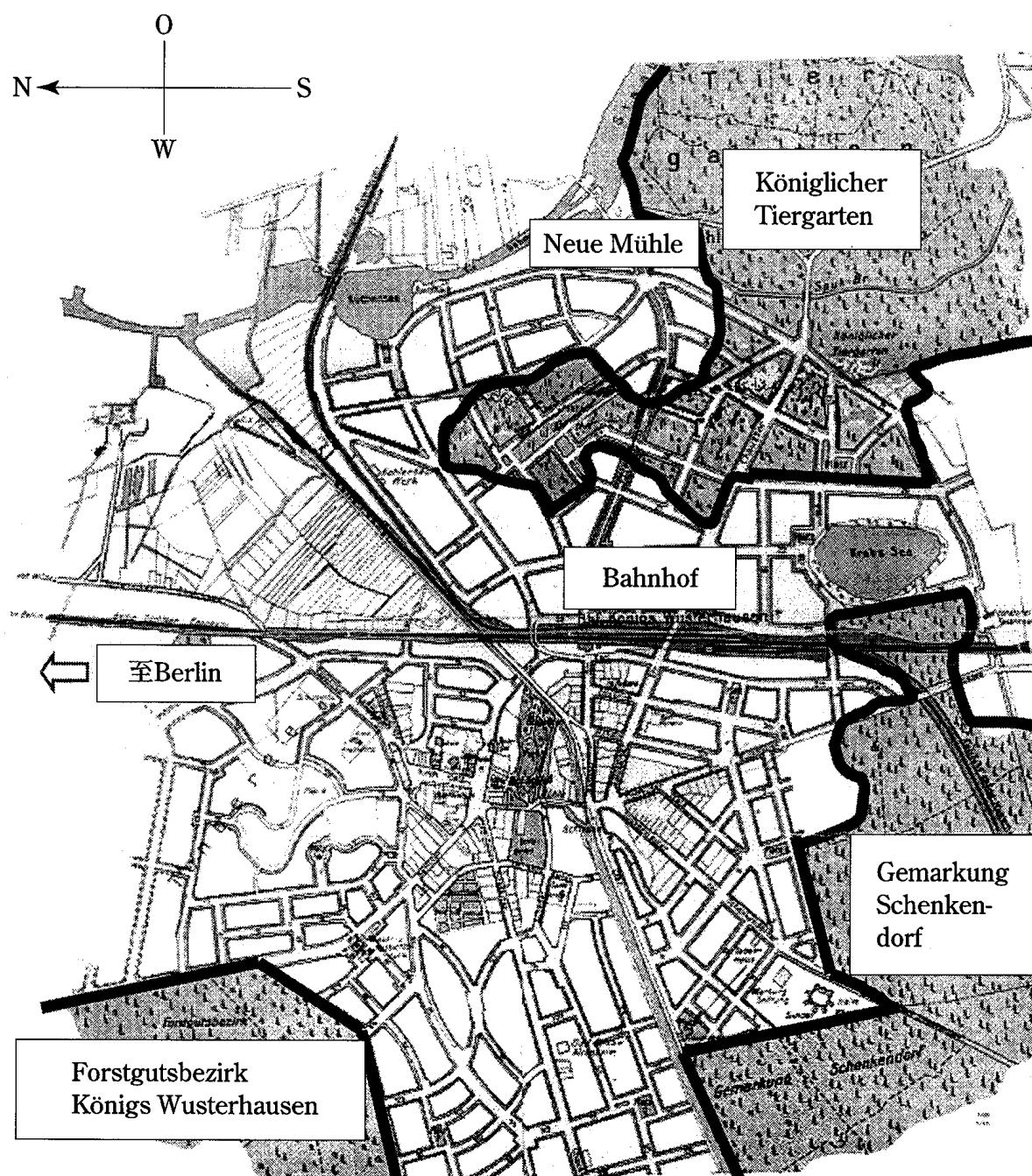
ターハウゼン駅とその周辺道路を図示したものであり、また、図4-4はケーニヒス・ヴァスターハウゼン市街全体の鳥瞰図である。図4-4については、のちにあらためて検討するが、ここでは、駅の立地とともに、ベルリン・ゲルリッツ線が、同市を南北に縦貫する路線だつたことを確認しておきたい。

さて、ベルリン・ゲルリッツ鉄道路線の敷設の際、ケーニヒス・ヴァスターハウゼン駅の敷地内にある道路は、三箇所にわたる分断を余儀なくされた。それは、図4-3が示すとおり、第一に、駅東方のノイエ・ミューレ（図4-4参照）とケーニヒス・ヴァスターハウゼン市街を結ぶ道路、第二に、ゼンツィヒ（Senzig）郡道と改称されたシュトルコ国道、そして、第三が、ブーフホルツ舗装道に向かう家畜道（Triftweg）を含む部分であった。第一と第三のものは、昔からの公道である。第一の道路は、一八六四年一一月一九日付の当初の建設計画では、野良道（Feldweg）として特徴づけられていた。それは、ケーニヒス・ヴァスターハウゼンに教区編入されたノイエ・ミューレとツェルンンドルフ（Zernsdorf）両村落の住民にとっての教会道（Kirchweg od. Priesterweg）と通学道だつたが、よりでのみ、公的意義を担つた。

本節の問題は、駅によつて分断されたこれら三部分の代替道路の建設とその保全をめぐるものなのであるが、以下においては、一九一九年二月一五日の関係当事者間の協議⁽⁴¹⁾で決着を見るこの間の錯雜とした事情を、さしあたり、次のように整理しておきたい。さて、ベルリン・ゲルリッツ間鉄道会社は、鉄道により遮断された地域住民のコミュニケーションを再建するために、上記三部分の代替道路の建設を決定し、結局、駅西部のバーンホーフ・シュトラーセを起点に取るなら、北部のトンネル、東側部分の平行道（Parallelweg）、そして、南部の踏切を横切つてブーフホルツ舗装道へと至る代替道路が完成する。

その後、いつたん作られた道路の保全義務をだれが負うのかという点をめぐる紛争が発生する。この問題を解決するには、先述の三部分に照らして、全道路を三つに区分して考察しなければならなかつた。すなわち、第一は、バー

図4-4 ケーニヒス・ヴスターハウゼン市街の鳥瞰図



(出典) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 114f. より作成。

ンホーフ・シュトゥーレーセからトンネルを抜けて、ノイエ・ミューレ行道路へと合流する地点までの部分、第一は、この合流点から旧シュトルコ国道へと至る道、そして、第三が、この旧国道からブーフホルツ舗装道へと続く道路であった。

鉄道会社とその法的後身たる国鉄 (Staatseisenbahnverwaltung) は、建設当初は、上記の二つの道路部分のすべてを保全していたのだが、やがてときを経て、次のように主張するようになつた。すなわち、道路建設義務者には、少なくとも前述の第一・三の平行道部分については、新たに建設された代替道路面積が、切り取られた公道と言うべき元の部分の面積を上回るそのかわりでのみ、保全義務を負うにすぎないことが判明した。それは、公道の移転を規定した鉄道法第四条⁽⁴²⁾に鑑みて、正当に主張しうるところである、と。これに対して、道路保全の通常の場合の義務者たる王家世襲財産 (das königliche Hausfideikommiß) と道路警察は、次のように反論した。鉄道会社が建設した埋め合わせの代替道路は、そもそも、鉄道法第一四条⁽⁴³⁾に言う近隣の土地所有者が、その土地利用について、危険や不利益から守られなければならぬ施設に該当し、公的な利害関係者の施設だつたわけではない。代替道路の建設は、この第一四条に基づいて、地方警察の命により、企業者に課されているのであるから、企業者はまた、その保全義務をとうてい免れることはできない。それは、鉄道建設に関わる従来の慣例から見てもまたしかりなのである、と。

当該保全問題の処理に当たつたポツダム県知事代理のシュタインベック (Steinbeck) が示した仲裁案の大略は、以下のとおりである。いわゆる複雑なこの問題を解きほぐすためには、二つの道路部分の歴史的生成にまで立ち戻つて考える必要があろう。さて、シュトルコ国道が切り取られた場所でのトンネルの建設は、実は、トンネルに不向きだつたその地点の地層の軟弱さゆえに断念された。トンネル建設場所をこれにかわつて北方へと移動させる変更案は、一八六六年五月一三日に地方警察によつて承認されている。シュトルコ国道からトンネルを経てバーンホーフ通りに至る全迂回路は、教会道と呼ばれるものである。それゆえ、以下の諸点が確認されなければならないであろう。ノイ

エ・ミューレ方面への分岐点からシュトルコ国道までの平行道は、純然たる野良道としての性格を持つ。また、北方トンネルとそれへの接続道路は、教会と学校への歩道として建設されたものである。したがって、これらの第一と第二の部分のすべてが、一つの統一体を成す点に疑念の余地はなく、たとえ、それがのちにますます公的交通のために発展して行つたとしても、該部分は元来、切り取られた公道の埋め合わせとして建設されたのではない。

これらすべてについて、鉄道建設企業が保全義務を負うことは明らかである。鉄道会社の法的後身たる国鉄が、この義務を引き継いで負う点は、いかんとも動かしがたい。

これとは違つて、先述の第三の部分、すなわち、シュトルコ国道からブーフホルツ道へと至る部分の状況は、全くの別物である。これは、シュトルコ国道と家畜道のための公的意義を担う補償道路にほかならない。それゆえ、この部分については、公道の移転を規定した鉄道法第四条が適用されると見てよく、企業者には、元々の面積を上回る超過分についてのみ保全義務が発生するのである。一八九一年に駅が南方に拡張され、代替道路の面積が相当増大したことは言え、それは、七、七五七平方メートルにとどまり、切り取られた公道の総面積八、二二〇平方メートルには及ばない。したがつて、この部分の保全に関する鉄道企業の「慣習上の義務」⁽⁴⁴⁾を特定できない以上、新しい代替道路の保全責任は、あげて、通常の義務者に負わされてしかるべきなのである。

一九一九年二月一五日、当該の問題をめぐる錯雜とした利害状況の調停案を作成したシュタインベック主宰の協議が執り行われる。その出席者は、ドイツ国鉄・王家世襲財産・テルトウ郡、ならびに、ゲマインデ長とグーツ長を含むケーニヒス・ヴァスターハウゼンの関係当事者をそれぞれ代表する人人であつた。その結果、(a)トンネル東端から旧シユトルコ国道までの道路、(b)駅西部のバーンホーフ通りを起点とし北方トンネルにまで至る部分、さらに、(c)旧シユトルコ国道からブーフホルツ舗装道へと続く代替道路の三部分について、次のような合意が得られた。第一に、(a)の道路とそこでの排水設備であるが、国鉄は、その建設費を全額負担する。だが、そのための労力提供は、ゲマイン

デが引き受ける。また、王家世襲財産も国鉄も、ともに、その所有地内にある道路用地を無償供与しなければならない。しかし、道路建設後の保全義務は、ゲマインデが負うものとする。このようにして、代替道路建設費の国鉄負担、⁽⁴⁵⁾ 国鉄ならびに世襲財産による道路用地の無償提供、そして、ゲマインデの保全義務受けと当該道路のゲマインデへの合併 (Eingemeindung) について、当事者間での大筋の合意が得られた。第一に、(b)の箇所については、トンネル内の道路本体 (Wegekörper) を保全するべき国鉄の義務を前提とした上で、その詳細については、追つて協議することとして未決のまま残され、また、(c)の部分に関しては、先に紹介したシュタインベックの仲裁案に異存なき旨が、了承されたのであった。

一つの小括として、われわれはここで、次のように言わなければならぬであろう。すなわち、前節で見たミッテンヴァルデ軽便鉄道が、「王家世襲財産とクライスならびにゲマインデそしてウンカーや民間企業の合作」として開設されたものだつたとすれば、ケーニヒス・ヴスターハウゼン駅の完成にとつて不可欠だつたそこで代替道路の建設をめぐる錯雜とした利害状況の調停についてもまた、もとよりポツダム県のイニシアティヴを必須の条件にしたことは言え、やはり、「王家世襲財産と地方ゲマインデそして国鉄当局等による一種の合作」として取りまとめられ、実行に移された点が確認されうること、これである。⁽⁴⁶⁾

三 世襲財産所領の経済構造とその変化

1 ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有

まず最初に、ケーニヒス・ヴスターハウゼン市街を鳥瞰する前掲図4-4を見られたい。南に、シェンケンドルフとの境界線⁽⁴⁷⁾を持ち、また東では、王の狩猟地に囲まれながら、その西北方面に、自己の広大な森林地の一端をのぞか

せる同市街の姿が一望されよう。ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有については、まずもつて、それには三つの種類があつたことを押さえなければならない。そのゲマインデ面積は、約三〇〇ヘクタールである。王家世襲財産を構成したグートと森林は、合計で六、七〇〇ヘクタールほどであるが、ゲマインデとともに当地の市街を形作るグーツベツィルクそのものは、一七七ヘクタール規模であつた。⁴⁸⁾

さて、ケーニヒス・ヴスターハウゼン史に関する最新研究⁴⁹⁾の一論者たるM・レプスは、一九世紀初頭から第一次世界大戦に至る工業化時代の当該地方史を分析し、当初は、「みすぼらしいフレッケン」にすぎなかつたこの土地が、二〇世紀への転換期になると、「小都市的性格」⁵⁰⁾を併せ持つ「ベルリンの一近郊」へと成長した、と特徴づけている。ゲマインデ史の追究に主要な問題関心を注ぐ彼の研究は、プロイセン史におけるゲマインデ自治の役割を把握する上での一つの例証として、貴重な貢献をなすものと評価されてよい。だが、言うまでもなく、ケーニヒス・ヴスターハウゼン地方史の全体像を明らかにするためには、これを構成するゲマインデ部分だけでなく、もう一方の世襲財産所領の経済構造に関する分析が果たされなければならない。後続研究には、M・レプスの論述に見られるこの欠落部分を埋める一責務が課されよう。そこで、本節においては以下、農業・土地問題の分析にとつて避けて通れぬ基礎指標に即しつつ、所領の実態を把握するための検討を行うこととする。まず、所領の収入状況を見てみよう。

2 フィディコミスの収支状況⁵²⁾

表4-6は、王宮主計局(Hofkammer-Rentei)への当該世襲財産からの納付金額の推移を、一八九六年以降の六年について見たものである。一一、〇〇〇マルクないし一三、〇〇〇マルクほどのほぼ一定の線が保たれ続けたことが知られよう。また、一八九八年度の内訳を明らかにした表4-7を見ると、以下の事実が分かる。すなわち、世襲財産はこの年度に一六、一九九・三二マルクの収入を上げたのだが、その主要部分は、各種土地所有によるものであつ

表4-6 納付金額の推移

(単位:マルク)

1896年	1897年	1898年	1899年	1900年	1901年
12,848.28	12,481.63	13,184.77	13,065.39	13,290.96	12,073.85

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Bl. 262, 295f., 329f., 365f., 401f. u. 436f. より作成。

表4-7 1898年度の収支

(単位:マルク)

収入		支出	
1 各種土地所有	12,299.30	1 紹料・俸給	2,136.26
2 漁撈・工場施設	3,799.62	2 学校・教会	585.00
3 土地権益(使用料)	70.10	3 地租・地方税	172.14
4 その他	30.30	4 救貧	60.00
		5 その他	61.15
合計	16,199.32	合計	3,014.55

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Bl. 329f. より作成。

表4-8 世襲財産の現金残高

(単位:マルク)

	収入	支出	残高	前払
1 アムト	982.14	342.75	639.39	—
2 森林	55,301.15	47,398.96	7,902.19	—
3 健康保険	263.42	389.28	—	125.86
4 廃疾年金	204.43	442.32	—	237.89
5 アムト会計課保管物	0.50	0.50	—	—
6 森林会計課保管物	11,584.35	11,200.35	384.00	—
7 森林会計課前払	0.90	1,465.85	—	1,464.95
8 その他	1,332.22	1,412.22	—	80.00
9 残高と前払の小計	—	—	8,925.58	1,908.70
合計	69,669.11	62,652.23	7,016.88	—

(註) 残高合計の7,016.88は、8,925.58から1,908.70を差し引いた額。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Bl. 71-73, より作成。

表4-9 借地料収入見込み

(単位:マルク)

人数	見込み額	内金 (Angeld)	残額
128人	26,182.66	4,872.62	21,310.04

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Bl. 74-76, より作成。

た。他方、漁撈・工場施設からの収入も決して無視できる額ではない。給料・俸給等の様様な出費分合計額の二〇一四・五五マルクを差し引くと、残額は、一三、一八四・七七マルクとなる。シャルロッテンブルクの王宮主計局に上納されたものが、これである。次に、表4-8は、世襲財産が一八九二年三月三〇日に所有していた現金の残高を明らかにしている。さて、世襲財産の經理担当事務は、グーツベツイルクを所掌する部門(Amt)と森林とに二分して執り行われ、両部門がそれぞれ各自の会計課(Kasse)を持つたのだが、結局、アムトの会計課に残る現金は比較的些少な額にとどまり、その圧倒的大部分が森林会計課の金庫に貯えられていたことが知られよう。

では、この世襲財産にあつては、いつたいどれくらいの借地料収入が見込まれていたのか。表4-9を見よう。ここには、つづこう一二八人の借地人がおり、一八九二年三月三〇日時点で、なお二万一〇〇〇マルクほどの収入を近い将来入手しようと予想されることが判明する。ただし、同表に関しては、一例のみにすぎぬが、一八九一年一〇月一日に満期を迎えた者の未払い金がまだ相当数含まれている事実が、見逃されはならない。したがつて、同表は、収入の滞りを含むものもある。

以上の諸事実を踏まえて、総合的に判断するなら、次のようにまとめられよう。この世襲財産所領の經營からは、毎年、森林經營ならびに土地貸し出しによる約二万マルクの収入が期待される。土地貸し出しからは、次節で見るとおり、最大限六、〇〇〇マルク弱の収入が可能だが、主たる収入源は、やはり森林である。これ以外に、漁撈あるいは工場施設を通じた三、七〇〇マルク強の上がりも、軽視してよい額ではない。ケーニヒス・ヴスターハウゼン所領は、このようにして得られた一万二〇〇〇ないし一万三〇〇〇マルク程度の上納金を王宮主計局に毎年納めているが、この金額は、世襲財産の純収益部分に相当すると見なすことが可能である。

したがつて、当該の世襲財産は、M・ウェーバーの言う「大世襲財産」⁽⁵³⁾には当たらぬ。なぜなら、総面積五千ヘクタール以上の該所領は、なるほど規模の点ではその条件にかなうとは言え、「世襲財産設定地からの純収益は、家

族世襲財産仮草案の言う年間一万マルクではなく、三万マルクの線を軽く超えなければならぬ」としたウェーバーの厳しい必要条件を満たしていなかったからである。ケーニヒス・ヴァスターハウゼン世襲財産は、ハルニッシュ (Harnisch) が追究した、二万ヘクタール有余のボイツェンブルク所領⁽⁵⁵⁾のように、四〇〇ないし五〇〇ヘクタール規模の大農場を数多くそろえる「大世襲財産」の部類には属さず、二〇〇ヘクタール足らずの必ずしも大規模とは言えぬグーツベツイルクをその構成要素の一部に具有するものの、その収入源としては、広大な森林の經營に依存する度合の強い「森林世襲財産」(Forstfideikommiß)⁽⁵⁶⁾の一例と見なされなければならないであろう。他方、たとえグーツベツイルクが比較的小さかつたとは言え、その理由のみをもつてして、それを無視してよいということにはなりはしない。当該「森林世襲財産」の実態に迫るためには、そこにグーツベツイルクが含まれる以上、グーツ部分の分析が当然果たされてしかるべきなのである。

3 零細地小作の集合体⁽⁵⁷⁾

一九〇五年一〇月一日以降の五年間にわたる零細地の農耕利用を示した表4-10から、労働者・農夫・肉屋親方・工場主等の雑多な小作人層の存在が看取される。だが、ここで着目されてしかるべきは、零細地ナンバー68と69であろう。鉄道機関士（既婚）が、所領の貸し出す零細地の農業利用を行つてているからである。ここには、ベルリン・ゲルリッツ鉄道線の開設が該農村社会に与えた影響の一端が垣間見られるのである。

次に、表4-11は、零細牧草地の小作契約を、時代はやや下るが、一九一〇年一〇月一日から一九一九年九月三〇日までの九年間にについて列挙したものである。第一に、労働者は、32番と40番の鉄道車輛掃除夫ならびに75番の車掌を含め、合計一四の零細地を借りている。同一人物がいるので、労働者数の合計は一二人になる。鉄道敷設の影響は、車掌と鉄道車輛掃除夫との借地人としての登場の点にも現れている。第二に、労働者のみならず、工場主もまた、零

表 4 - 10 零細地の農耕利用

1	vereh. Arbeiter	40	}	Fuhrherr
2	Handelsmann	41)	
3		42)	Schlächtermeister
4		43)	Schlächtermeister
5	Landwirt	44		Schlächtermeister
6		45		Kutscher
7	Handelsmann	46		
8		47)	Fuhrherr
9	Landwirt	48		
10	Landwirt	49		Arbeiter
11	Landwirt	50		Schuhmacher
12		51		Fuhrherr
13		52		Schuhmacher
14	Landwirt	53		
15		54)	Fuhrherr
16	Landwirt	55		
17	Landwirt	56		vereh. Arbeiter
18		57		Witwe
19	Bäckermeister	58)	Schlächtermeister
20		59		
21		60)	Fabrikbesitzer
22	Landwirt	61)	
23	Fuhrherr	62)	Kaufmann
24	Schlächtermeister	63		
25	Gärtner	64		Schlossermeister
26	vereh. Arbeiter	65		Hausschlächter
27	Schlächtermeister	66		Eigentümer
28	Landwirt	67		Dachdeckermeister
29	vereh. Arbeiter	68)	vereh. Lokomotivführer
30	Schlächtermeister	69		
31	Arbeiter	70		
32	Landwirt	71		
33	vereh. Arbeiter	72)	Kaufmann
34		73		
35	Schlächtermeister	74		
36	Handelsmann	75		vereh. Arbeiter
37	Schlächtermeister	76)	Kaufmann
38	Briefträger	77		
39	Witwe			

(註) 零細地番号1 - 22は、第11耕区(Schlag)に、そして、23 - 77番は、第12耕区に属している。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 670, o. Bl. より作成。

表4-11 零細牧草地の小作契約

I.	1	Rentier	27	54 } Zigarrenfabrikant	XIII.	77	Fährbesitzer
	2	kein Gebot	28	55 }		78	Oberinspektor
II.	3	Schlächtermeister	29	56	Schachtmeister	79	Landwirt
	4	Gastwirt	30	57	Gärtner	80	Büdner
	5 } 6 }	Eigentümer	31	58	Spediteur	81	Büdner
	7 } 8 }	Schlächtermeister	32	59	kein Gebot	82	Halbbauer
	9 }		33	60	Pferdehändler	83	Arbeiter
III.	10 } 11 }	Inspektor	34	61	kein Gebot	84	Arbeiter
	12	Schlächtermeister	35	62	"	85	Arbeiter
	13	Gastwirt	36	63 } Eigentümer	86	Zimmermann	
	14	Schlächtermeister	37	64 }	87	Barbier	
	15		38	65	kein Gebot	88	Schlosser
	16		39	66	"	89	Schiffbauer
	17		40	67	Arbeiter	90	Arbeiter
	18		41	68	kein Gebot	91	Oberinspektor
	19		42	69	"	92	Schiffer
	20		43 } Büdner	70	Schlächtermeister	93	Büdner
	21		44 }	71	kein Gebot	94	Halbbauer
	22		45	72	"	95	Oberinspektor
	23		46	73	Brennerei-Buchhalter	96	Arbeiter
	24		47	74	kein Gebot	97	Arbeiter
	25		48	75	Schaffner	98	Oberinspektor
	26		49	76	kein Gebot	99	Arbeiter
			50	100	Oberinspektor	100	Oberinspektor
			51	101	Arbeiter	101	Arbeiter
			52 } Fuhrherr	102	Gastwirt	102	Gastwirt
			53				

(註) 第3耕区に属する15 - 30番の小作地の新規契約は延期されている。
(出典) 表4-10と同じ。

細地小作を手がけている。54・55番の葉巻製造工場主がそれである。第三に、借地番号77・89・92番の小作人が行う生業は、先述の車輌掃除夫同様、農業ではない。当該の世襲財産所領は、工場主と労働者が、そして農業と非農業の両面にわたる各種生業者が雑多に入り乱れて展開する零細地小作の一側面を併せ持つものだった、と言えよう。

また、上記の労働者一二人のなかに、前に問題にしたあのペンドラーがいた可能性なきにしもあらずとは言え、同表中の多くの者は、やはり農業労働であつたと見るのが妥当であろう。しかし、同時に他方では、機関士や車輌掃除夫として鉄道労働にいそしむ者が、いまだにごく少数だったものの、そこにたしかに含まれていた点が看過されてもはならない。大土地所有が貸し出す零細地の小作と農業労働者との結びつき、そして、それによる借地労働者の在地性の確保というウエーバーの止目した関係⁽⁵⁸⁾が、鉄道勤務のような非農業労働についても見られたことが分かるのである。

では、当該所領の計一三の耕区に存在した零細地数は、全部でどれほどであつたのか。また、その総面積は、なんへクタールぐらいだったのか。この点を算出した表4-12、表4-13を見よう。表4-12は、当該所領の零細地総数が三五六の多数に上つたことを示している。そして、およそ一六七ヘクタール規模に達したこれらの零細地の総体から、一九一〇年一〇月時点で見込まれる小作料予定金額は六、〇〇〇マルク弱（一、四一五・八プラス四、五三〇・二）だつたことが知られる（表4-13参照）。一六七ヘクタールという面積規模は、グーツベツイルクの大きさとして示した先述の一七七ヘクタールにおおむね一致する。したがつて、グート・ケーニヒス・ヴスターハウゼンとは、単独の大農場を成して存在したのではなく、総数三五〇強もの零細貸し出し地に細分されていた、言わば「零細地小作の大集合体」にほかならなかつたことが見て取れるのである。図4-4からは、雑多な零細地から構成された所領の姿の一面が、視覚的に髣髴と伝わつてくるようにも思われるが、ここではさらに、ゲマインデと王家世襲財産が、比較的大きなまとまりを成す別別の二区画として並存したのではなく、あまたの小土地所有の渾然一体とした状況下に散

表 4 - 12 所領の零細地総数

	(a) 耕地 1905～ 1910	(b) 牧草地 1901～ 1910	(c) 耕地 1901～ 1910	(d) 牧草地 1910～ 1919	(e) 耕地 1910～ 1919	零細地数
I	—	2	29	2	29	31 b+c d+e
II	—	12	26	12	26	38 b+c d+e
III	—	16	—	16	—	16 牧草地のみ
IV	—	10	36	10 ²⁾	36	46 b+c d+e
V	—	—	5	—	5	5 耕地のみ
VI	—	—	5	—	5	5 耕地のみ
VII	—	—	9	—	9	9 耕地のみ
VIII	—	29	—	27	—	29 牧草地のみ
IX	—	7	16	6	13	23 b+c
X	—	3	8	3	7	11 b+c
XI	22	—	30	—	52	52 耕地のみ
XII	55 ¹⁾	—	10	—	65	65 耕地のみ
XIII	—	26	—	26	—	26 牧草地のみ
	77	105	174	102	247	356

(註) 零細地総数は356であったと判断される。なお、1)にはLokomotivführerが含まれ、2)の所にはEisenbahn-Wagenputzerがいる。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 670, o. Bl. の各種Zusammenstellungを集成して作成。

表 4 - 13 零細地と小作料予定額

	(a) 耕地	(b) 牧草地	(c) 耕地	(d) 牧草地	(e) 耕地
零細地数	77	105	174	102	247
付け値の数	77	87	153	64	247
付け値なし	—	18	21	38	—
最高付け値の合計額	908.7	1,881.5	2,118.5	1,415.8	4,530.2
付け値一つ当たりの平均額	11.8	21.63	13.85	22.12	18.34

(註) 付け値の合計額・平均額の単位はマルク。(d)と(e)との合計額を合算すれば、1910年10月時点での小作料予定総額が分かる。また、牧草地(d)の総面積は22.4ヘクタール、耕地(e)のそれは144.6ヘクタールであるから、小作地全体の面積は約167ヘクタールとなる。

(出典) 表 4 - 12と同じ。

在し、それは、駅周辺においてもまた同様だつた事實を、併せて指摘しておきたい。

4 小作人の階層変化⁽⁶⁰⁾

次に、一九世紀初頭まではケーニヒス・ヴスターハウゼン所領に属したが、その後ミッテンヴァルデ市に編入されることとなる小村フォーゲルザング (Vogelsang)⁽⁶¹⁾ の牧草地の貸し出しに関する史実に即して、小作人の階層変化を追跡し、そこに示されるかぎりでの鉄道敷設後の農村社会の変容を明らかにしておきたい。それは、表4-14のiv)とv)を対比させることで把捉されるであろう。なぜなら、ベルリン-ミッテンヴァルデ間軽便鉄道の運転は、先に見たとおり、一九〇〇年九月二八日に始まつたのであるから、そこには、鉄道開設前後の状況の跡が刻まれているに相違ないからである。第一に、製パン所親方・桶屋親方・綱造り親方等の各種の手工業者が、同村に相当多数存在していた点は、前後期を通じてあまり変わらない。だが、市民農夫 (Ackerbürger)⁽⁶²⁾ については、様相は一変する。すなわち、一九〇〇年に八人いた当該農民は、一九一二年以降の時期に入るとたつた一人に激減するのである。第二に、一九世紀末期までなお残存したビュードナー (Büdner) が、一〇世紀初頭には消失し、まるでこれに取つてかわるかのように労働者が登場し、第五期の三人へと増加する。

第三に、軽便鉄道開通後の第五期が示す独自性には、ひときわ著しいものがある。肉屋 (Schlächter) と労働組頭 (Vorarbeiter) との新登場が、注目に値しよう。肉屋がいることは、ひとまずは、この土地における畜産の進展の一 所産と考えられるであろう。また、労働組頭の存在については、こうである。もし彼が、農業労働の組頭だつたとすれば、それは、当地での労働の集団的編成とその組織化を指示する重要なメルクマールの一つと言える。だが、仮に、なんらかの工場の組頭だつたとするならば、ことはよりいつそう重大である。ミッテンヴァルデ地場工業発展の一帰結という見方ももとよりありえようが、ことによると、それは、軽便鉄道によつて結ばれたベルリン在工場へのペ

表4-14 小作人の階層変化

i) 1870.11.29.協定 1871~76の6年間	ii) 1877.1.1.~1885.12. 17.234ha	iii) 1888.1.1.~1899.12.31. Parzelle数63 申込者多数 17.1938ha	iv) 1900.1.1.~1911.12.31. Parzelle数63 17.71ha	v) 1912.1.1.~1920.12.31. Parzelle数27 Pächter数21 18.3480ha
1 Schmiedemeister	1 Schmiedemeister	1 Fuhrmann	1 Ackerbürger	1 Schlächter
2 Bäckermeister	2 Bäckermeister	2 Gastwirt	2 Fellhändler	2 Fellhändler
3 " "	3 Ackerbürger	3 —	3 Bäckermeister	3 Schlächter
4 " "	4 Fuhrherr	4 Fuhrmann	4 Bauunternehmer	4 Arbeiter
5 " "	5 Ackerbürger	5 Gastwirt	5 Böttchermeister	5 Böttchermeister
6 Mühlenmeister	6 Mühlenmeister	6 —	6 Ackerbürger	6 Seilermeister
7 Bauer	7 Ackerbürger	7 Ackerbürger	7 " "	7 Vorarbeiter
8 " "	8 Gastwirt	8 " "	8 Brunnenbauer	8 Schuhmachermeister
9 Schmiedemeister	9 Bäckermeister	9 Gastwirt	9 Bierverleger	9 Bierverleger
10 Büdner	10 Ackerbürger	10 —	10 Büdner	10 Landwirt
11 Maurerpolier	11 " "	11 Ackerbürger	11 Handelsmann	11 Arbeiter
12 Büdner	12 Büdner	12 Ackerbürger	12 Ackerbürger	12 " "
13 Ackerbürger	13 Ackerbürger	13 Arbeiter	13 Ackerbürger	13 Ackerbürger
14 " "	14 Bäckermeister	14 Ackerbürger	14 Handelsmann	14 Handelsmann
15 " "	15 Ackerbürger	15 " "	15 Seilermeister	15 Seilermeister
16 " "	16 " "	16 " "	16 Bürstenmacher	16 Bürstenmacher
17 Gastwirt	17 Schuhmachermeister	17 —	17 Bäckermeister	17 Landwirt

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 659, o. Bl. より作成。

ドラー的通勤形態であつたかも知れないからである。⁽⁶³⁾ さらに言えば、あの肉屋の場合でさえ、ベルリン方面への通勤者だつた可能性が全くないわけではない。

ともあれ、軽便鉄道完成後の当該農村社会の変容には、相当なものがあつたと見なされなければならないであろう。その地にいた市民農夫とビュードナーは姿を消し、これにかわって登場した労働者が増加傾向を示した。賃労働の雇用－被雇用関係の一定の形成は、明らかである。さらに、一九一二年以降に初めて出現した労働組頭と肉屋の存在そのものが、ここでの農村生活の変容を雄弁に物語る。主として各種の手工業者と市民農夫の村だつたと言える、比較的斉一な当地の農村社会では、無視すべからざる重大な変化が、すでに着々と進行していたのである。

5 捷説・ヘルムスドルフとハルベ⁽⁶⁴⁾

いま、このフォーダー・ゲルザング村における小作人の階層変化を、ヘルムスドルフ (Hermendorf) の状況と対比させるなら、前者での変化の様相は、ひときわ鮮やかに把握されるであろう。ただし、ヘルムスドルフは、隣接郡ベースコ・シユトルコ (Beeskow-Storkow) 郡在の一村落である (図4-2参照) が、ベルリン－ゲルリツツ線開設後の対照的経緯を押さええるには恰好の対象である。一九二二年六月一一日に行われた零細地小作に関する協議内容を示した一史料は、以前のヘルムスドルフ騎士農場に属する合計五四・三九一五ヘクタールの貸し出し地の、一九二三年一〇月一日から一九三五年九月三〇日までの一二年間にわたる借地契約を結んだ小作人の職業を明らかにしてくれる。それによれば、開拓農民 (Anbauer) 一一人、ビュードナー二人、労働者二三人、れんが職人 (Maurer) 一〇人、車大工一人、農民一人の合計六九人が、小作を申し出ている。なお、付け値なしの五、そして、不明三を加えれば、貸し出し地総数は七七となり、また、全貸し出し地からの小作料収入予定額は、割り増し額の四・九六マルクを含めて一六一・八六マルクであった。

このように、同村には、開拓農民・農民・ビュードナー・労働者・れんが職人・車大工の計六種類の小作人が登場するだけで、ミッテンヴァルデ南方のフォーゲルザングでのような各種生業の多面的展開は見られない。フォーゲルザングにおいては110世紀初頭期にすでに消失したビュードナーと、そして、これに加えて、開拓農民が、時代は下り一九一〇年代に入っているにもかかわらず、いまだお多数残存することも、鉄道建設後、ケーニヒス・ヴスターハウゼンやミッテンヴァルデでの借地関係の一大特徴となつた鉄道機関士・車掌や鉄道車輛掃除夫、さらに、労働組頭や肉屋の姿は、ヘルムスドルフにあつては全く見あたらないのである。また、ケーニヒス・ヴスターハウゼンにはいた工場主もそこにはいない。図4-2を見れば分かるとおり、ベルリン-ゲルリッツ鉄道線から相当遠く離れたヘルムスドルフが、永く、比較的斎一な農業社会にとどまり続けたことが知られるであろう。ここには、鉄道開設の影響が、フォーゲルザングでの多様性とは対極的な、農村社会の人的構成の斎一性という形で、かえつて逆に鮮やかに示されているのである。

次に、都市化をめぐるゲマインデ間の消長は、教会建設の問題にも露呈している。さて、教会ゲマインデ (Kirchengemeinde) のヴェンディッシュ・ブーフホルツ (Wendisch Buchholz) は、ヴェンディッシュ・ブーフホルツ市街のグーツ (ヴェンディッシュ・ブーフホルツ、トイロ Teurow、クライン・ヴァッサーブルガー・フォルスル Klein Wasserburger Forst)、そして、四つのゲマインデ (トイロ、ケーテン Köthen、フライドルフ Freidorf、ハルベ Halbe) とによって構成されていた。これらのなかで、たまたまベルリン-ゲルリッツ線上に位置したハルベ (図4-2参照) は、他のものを寄せつけぬほど素晴らしい経済的状況に恵まれることとなつた。同ゲマインデは、既存の教会ゲマインデから離れて自立する道を決意する。一九一〇年六月二八日に行われた協議には、教会問題に関する議決権を持つ構成メンバーが、ハルベから多数参加する。合計一三人の会議出席者の顔ぶれは、以下のとおりであつた。

2	教会地方監督	Schmidt	ケーニヒス・ヴスターハウゼン
3	牧師	Neuhaus	ヴュンディッシュ・ブーフホルツ
4	副牧師	Kiersten	ハルベ
5	パン屋親方	Draßdo	ハルベ
6	ブリキ屋親方	Bürger	ハルベ
7	主任教師	Leppien	ハルベ
8	菜園經營者	Krappe	ハルベ
9	鉄道労働者	Dohrmann	ハルベ
10	開拓農民	Gericke	ハルベ
11	家具職人	Görschnig	ハルベ
12	靴屋	Lubon	ハルベ
13	寡婦	姓名不詳	ハルベ

ハルベを代表する10人は、討論の結果、九対一で、既存ゲマインデからの分離、すなわち、新教会ゲマインデの独立を採択し、宗教局 (Konsistorium) が一九一六年四月七日に新ゲマインデの設立を認可して、この問題にはひとまず決着がつくのであるが、トトロ重要なことは、本章の問題関心からすれば、むしろ以下の点である。すなわち、鉄道敷設をめぐる時代の波にうまく乗ることのできたゲマインデは、協議参加者を見れば分かるとおり、ミッテンヴァルデのフォーゲルザンゲのように、様様な職業を多様に展開し、経済的にも大いに潤う。結局、新教会ゲマインデの独立と維持をまかぬいうほどの実力を兼ね備えるに至るのである。しかも、その場合、投票権を持つゲマインデ・メンバーの一員に、すでに鉄道労働者のドールマンがその名を連ねてゐる点が看過されではならない。都市化の

波を農村地域に運ぶ鉄道建設の影響は、小作人の階層変化に明瞭に現れたばかりではなく、新しい教会ゲマインデの誕生の際にも、大きくその影を落とすものだつたのである。ヘルムスドルフとハルベとのこうした対照的な姿は、本章が追つてきた鉄道建設と農村社会変容の関係の意義を補強する恰好の事実であつた、と言つてよいように思われる。

四 結びにかえて

ここで、今までの実証的成果と、「土地所有」の契機に止むする理論的観点との突き合わせから得られる以下の概括を、一つの試論として提示することによつて、本章の結びにかえておきたい。ベルリンと都市近郊農村を結ぶ鉄道路線の開設は、ベルリン圏ペンドラーの先駆的形態と言つてよい通勤労働者階層の一定の形成に寄与する歴史的役割を担うものであつた。ベルリン・ミッテンヴァルデ間軽便鉄道は、そうした鉄道建設の一例にほかならない。⁽⁶⁵⁾ 他方、M・ウェーバーのいわゆる「森林世襲財産」の一つと目されるケーニヒス・ヴスターハウゼン所領は、零細地小作の一大集合体として的一面をも併せ持つ世襲財産であつた。貸し出し地一つ当たりの平均面積は、農耕利用の場合が○・五八六ヘクタール、牧草地のそれは○・一二〇ヘクタールといずれもごく狭小なものである（本章の註(59)、参照）。こうした零細地を小作したのは、農業労働者や工場主・手工業者だつたばかりではなく、鉄道勤務者のような非農業労働者もまた、その借り手の重要な一部を成した。鉄道機関士・鉄道車輛掃除夫や車掌あるいは労働組頭や肉屋等の非農業労働者が、このような零細地の新手の借り手として登場し、在地の大土地所有との土地貸借関係を保持したのである。わたくしは、こうした多様な非農業にいそしむ雑多な労働者階層を、ペンドラーを含むのが濃厚な「都市近郊農村労働者階層の新種」範疇として把握したいと考える。⁽⁶⁶⁾ ケーニヒス・ヴスターハウゼンや往時のミッテングアルデには、森林經營とともに、このような零細地貸し出しを必須の經營基盤の一つとする世襲財産形態での大

土地所有が存在したのであった。

ところで、かつて、わたくしは、一〇世紀への転換期における零細地小作の史的 importance に止目して、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』の一節で、次のように、すなわち、第一に、いわゆる「シュレーバー・ゲルトナー層」を包含する〇・五ヘクタール未満の農業經營階層における工業労働と農業的零細地小作との相互依存・補完的な相互規定関係の成立は、明らかだつたこと⁽⁶⁷⁾、また、「資本主義的生産様式の永続的基礎にほかならぬ土地所有の契機が、プロイセン＝ドイツにおいては、零細地小作という独特の形態で、帝国主義転化のための構造的一基底としての歴史的意義を担つたこと⁽⁶⁸⁾」、そして、第二に、M・ウェーバーの『世襲財産論』とは、この零細地小作の歴史的役割と「大世襲財産」の「肯定的な経済的意義⁽⁶⁹⁾」との積極的関連に関する以下のような論及、すなわち、「ひとり大世襲財産のみが、小作＝労働契約の締結により、在地でしかも自由な労働者階層の維持を助長しうる。そして、零細地小作だけが、労働者の在地と彼の自由とを調和のもとに置くことができる」との評価を含む論考であつたことを指摘した。

したがつて、あくまでも一試論の域を出ぬものとは言え、本章全体の分析結果をこの理論視角から総括して提示すれば、およそ、こうである。すなわち、前著の検討によつて、シュレーバー・ゲルトナー階層と零細地小作の密接な関係が確認されたとするならば、本章の分析では、鉄道建設に伴う都市化の進展により生み出された「新型・都市近郊農村労働者階層」と、この零細地小作との不可分の結びつきが剔抉されたこと、これである。ベルリン近郊農村の大土地所有＝世襲財産は、このたびは、都市化の波に洗われた結果、自己の零細地の貸し出しを、ペンドラー的な各種の非農業労働者にも提供するとともに、また逆に、そうした貸し出しを通じて、ベルリン地域の都市化の進展を、近郊農村において一定程度支えかつ担うという、首都圏都市化との相即不離の関係を示した。零細地小作は、「ドイツ帝国主義転化の農村的基礎の一契機」だつたのだが、それはまた、都市近郊農村の大土地所有＝世襲財産によって豊富に提供されたそのかぎりでは、同時に他方において、「零細地の輪⁽⁷⁰⁾」に包まれた「首都ベルリン地域の都市化の

深化を支える農村的基礎の一契機」でもあつたのである。この場合、農村と都市の媒介環が鉄道だつたことは、いつにでもない。

「都市と農村のあいだ」 ふりかへぐ めぐるリン圈テルトウ郡とは、おれど、「都市農村連続体」と呼びなんわれれるにあらねし「都市近郊農村」地域の一つにほかならなかつた。この「都市農村連続体」の近現代のダイナミックな展開史を色々けた不可欠の構成要素の一環が、土地所有の契機であつた。これを本章の結語としたい。

(一) ボーム (Eberhard Bohm) によれば、テルトウは、バルニムとともに、「ミッテルマルク (Mittelmark) の最も興味深い地域」を成す。ふりかへのは、いつである。テルトウとバルニム以外の諸地域、すなわち、一方におけるルピーン (Ruppin) エンペー (Lebus) が、一ズラグ部族の定住地を起源として発展した地域だつたとすれば、他方、ブリーグリシツ (Prignitz)・ハーフルラン (Havelland) もしてツァウヒ (Zauche) は、複数のラント (Land) から成る「テラ」 (terrae) を基礎とする地域形成史を辿つた。ハンデスブルの「フォーケー」 (Vogt) 管轄地 (Vogtei) だつた一四世紀のテラは、地域空間としては、一五一一六世紀のラントに照応するのである。

だが、テルトウならびにバルニムの地域形成 (Landesgliederung) は、そうした両様の成立史によつて説明されうるほど単純ではなく、はるかに複雑な歴史的背景のもとに形作られたものだつた。ケーペニク (Köpenick) に止まつて、一例を示そ。一一世紀中葉期のケーペニクは、明らかに、スラブ人侯国 (Fürst) の支配下に置かれていた。Jaxa 侯 (Fürst) の足跡が印されてゐるからである。こうした点に留まるとばかり、一一一一一一世紀に至るまで政治的に自立していたスラブ人、すなわち、いわゆる「シュプレー・スラブ族」 (Sprewanen) の定住地と社会制度とを視野に取める」となく、東エルベの地域構成の成り立ちを考えることはどうかなことあるボームの主張は、テルトウにも妥当あるとひつてよい。そして、次に登場するのが、ザクセンのヴェティーン家 (Wettiner) である。ケーペニクは、少なくとも一一〇九年から一一三八年なまし一一一九年までのあいだ、ヴェティーン家の手中にあつた。続く一一四五五年、同地は、ミッテンヴァルデ (Mittenwalde) ふるむ、ヴェティーン家からアスカニエン家 (Askanier) くと、その支配者をかえる。アスカニ

Hノルトの東方植民 (Kolonisation des Ostens) が始めたのやあ。

テルトウ定住貴族の先祖は、Hノルト家の従姉にして、11世紀の東方植民期に当地に進入した騎士層であった。彼らは、オシムー＝トロツ (1110-1167年) のような主君の元で、一致団結した働きを見せた。当初、彼らは、不安定な移住生活を送ったが、1回 - 1五世纪には、定住化傾向をより強く強めて行く。だが、フェーデ (Fehde) や争い (Handel) を繰り返すよりもやめさせしなかつた。彼らは移り、1回 111年、ホーホンツォンルハノル (Hohenzollern) が、騎士團の騎士の反対の折り合いで初めに成功した。騎士は回り、ホーホンツォンルハノルの歴史が到来する。この頃から、トルトウの地域形成史を跡づけるためには、少なくとも、Spreewanen・Wettiner・Askanier・Hohenzollern などの古い歴史的登場人物が織り成る複雑とした構成が、少しずつ顕著になっていった。今後の 1 聖職者たる Vgl. Eberhard Bohn, *Teltow und Barnim. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte und Landesgliederung brandenburgischer Landschaften im Mittelalter*, Köln 1978, S. 5, 12, 14, 18f. u. 22f.; Willy Spatz, *Der Teltow, 2. Teil, Bilder aus der Vergangenheit des Kreises Teltow: Vom Ende des Dreißigjährigen Krieges bis zum Jahre 1920*, Berlin 1920, S. 11.

- (2) Vgl. Claudia Wilke, *Die Landräte der Kreise Teltow und Niederbarnim im Kaiserreich*, Potsdam 1998, S. 53.
(3) 国々 - 一々領主本部の世襲の元で、京畿大学助教授黒澤隆文氏の手を頼ねやだ。品川へと隸屬する。
(4) Wolfgang Hofmann, Aufgaben und Struktur der kommunalen Selbstverwaltung in der Zeit der Hochindustrialisierung, in: Kurt G. A. Jeserich, Hans Pohl und Georg-Christoph von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Das Deutsche Reich bis zum Ende der Monarchie, Stuttgart 1984, S. 581.
(5) ハロベヤハノルトロツ「ズムヘンヌ新羅王ハノルトロツ」。Christian Engeli und Wolfgang Haus (Bearb.), *Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland*, Stuttgart 1975, S. 579-605; Jürgen Wetzell (Hrsg.), *Das Landesarchiv Berlin und seine Bestände*, Berlin 1992, S. 218, ふるくらむだへと隸屬する。
(6) Vgl. Georg Haberland, *Groß-Berlin. Ein Beitrag zur Eingemeindungsfrage*, Berlin 1904.
(7) 「治世監視官」(マニマニ・ヘルラウ) ルイジ・カルドネ、上級士官職務の記録の翻訳の本を行っておいた。

ルート・レーベ (M. Leps) の整理によれば、郡 (クライス) を構成する下級自治体のゲマインデには、「収託業務」 (Auftragsangelegenheiten) や「田治業務」 (Selbstverwaltungsangelegenheiten) など二種類の任務が課せられていた。地方警察・租税行政・選挙組織・兵役義務者の把握等を同の諸者の業務は、国の指令権に服属して行われるものである。それゆえ、この点で地方自治体は、国の下位官吏たる地位に甘んじる立場にならざるを得ない。これに対し、後者の「自治業務」こそが、自治体自身の裁量と責任で遂行される自治体本来の行政領域にほかならない。そして、学校・救貧組織の問題は、上の両業務が重なる中間的領域に位置している。国は、自身の立場から、その整備・拡充をゲマインデに要求し得るからである。

さて、ドイツの都市に着目するにあたっては、都市行政は、一九世紀の半ばをすぎると、狭隘な領域しか掌握しなかつた旧来の「公権 = 財産行政」 (Hoheits- und Vermögensverwaltung) から「給付行政」へと移行していくのであるが、国家の指令のもとに行われる「収託業務」の行政とは、クラシックの面の「公権行政」と同義と見てよろしいであろう。クライスに止まるヴィルケ (C. Wilke) は、従前の古く「公権行政」から自治的「給付行政」への推移を遂げる決定的時期を、一九世紀の八〇年代に求めている。「近代的給付行政」は、都市化と工業化の進展とともに、ヴィルケが整理して示す八つの課題（交通組織・経済サービス・福利厚生・衛生・文化・信用 = 保険・消防・その他特例）全般に及ぶが、守備範囲を拡げ、一九世紀末期には、その全面開花といふ時代を迎へるに至るのである。Vgl. Wolfgang R. Krabbe, Die Entfaltung der kommunalen Leistungsverwaltung in deutschen Städten des späten 19. Jahrhunderts, in: H.-J. Teuteberg (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln/Wien 1983, S. 37f.; Kurt Adamy, Kristina Hübener und Marko Leps (Hrsg.), *Königs Wusterhausen. Eine illustrierte Orts- und Stadtgeschichte*, Berlin 1998, S. 120 Anm. 62; C. Wilke, *Landräte*, S. 43f.

(∞) 11つの市域 (Stadtkreis) やベーレンハヤルロットハーブルクを中央とするハーメルバッハ (Landkreis) は、11つの市域を統合したのが、ベルリン市長ホーフブリヒト (Arthur Hobrecht) が一八七五年と一八七六年の二度にわたって選出されたブルコバーニ (Provinz Berlin) 形成の試みだ。隣接する町を吸収しながら、一役買ったのは、時のテルトウ郡長 Prinz Handjery である。彼は、ショーネベルク (Schöneberg) やテュペルホーフ (Tempehof) のような租税力のある商業都市のクラシックの喪失を強く危惧して、ホーフブリヒト率いる激しく抵

扱つた。Vgl. Hans Herzfeld (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968, Kap. 2, Verfassung und Verwaltung, S. 253, 259 u. 261 (新編版)；Richard Dietrich, 『レーティングスブルク』 R. Dietrich, Verfassung, 1909; Reinholt Jaekel, Zur Geschichte der Bevölkerung des Kreises Teltow, in: *Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreiskommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909*, Berlin 1910, Beilage, S. 6 u. 8; C. Wilke, *Landräte*, S. 266.

(9) W. Hofmann, Aufgaben, S. 582. ニーハーマンは、ハーメルンへの船難船の輸出への転進 (Erhebung) も、ハーメルンの税収をもたらすものだとの趣旨を述べる。

(10) Vgl. R. Jaekel, Geschichte, S. 6 u. 8; C. Wilke, *Landräte*, S. 266. たゞ、大ブルンへの移住 (1911年) は別な問題をもたらすものの題の紛糾を含めて一般化して示す。税負の弱い周縁ゲマインデ (Randgemeinde) が、ハーメルンの辺境に位置する税負を取らざるがままではなく、税負の増加の負担増を恐れるベルリンは取り組む所である。逆に、田舎は、税收入を多く得るゲマインデの合併には熱心なのだが、ゲマインデ側は、都市権 (Stadtrecht) の獲得によって、田舎の独立性を維持しようとする努力。ベルリン北方リーダーベルリムの労働者ゲマインデ (Arbeitergemeinde od. Arbeitervorort) は、まさに、前者の傾向が顕著だったが、テルトウの近郊ゲマインデが取った道は後者であった。リーダーベルリムの対照性は明いがである。

ただし、テルトウ側の対応が、常に、都市権の獲得を田舎からむのだつたわけでは必らずしもない。一例を挙げると、ムンスター (Treptow) がやがてある。たしかに、ベルリンは、辺境のゲマインデなどへ立地し、それを合併しようとする「出産の意欲」を示し続けた。だが、ムンスターは、ハーメルンではなく、隣接するリックスドルフ (Rixdorf) への編入の想をも探り、区ケヤイント内にさ、深刻な路線枝分 (Widerspruch) が生じていた。ムンスターをめぐるリックスドルフ (ハイケル) Neukölln) がベルリンの「闘争」における最終的に勝利を取めた都市が、ベルリンだったことは、証あがめぬままである。ムンスターは、既に1910年、大ブルンへの一翼を構成するに至る。

Vgl. R. Dietrich, Verfassung, S. 256-258; Landesarchiv Berlin, Außenstelle Breite Straße, Rep. 57, Kreisverwaltung Teltow, Nr. 178, Kreisausschuß Teltow. Die Eingemeindung von Teltow in Berlin, 1902-1913, o. Bl. (中央 1911年 1月 1日)

- (11) W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 215.
- (12) Vgl. ebenda, S. 217.
- (13) R. Dietrich, Verfassung, S. 259 u. 262f.; W. R. Krabbe, Entfaltung, S. 387; W. Hoffmann, Aufgaben, S. 581; Felix Escher, *Berlin und sein Umland. Zur Genese der Berliner Stadtlandschaft bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1985, S. 245; ders., Brandenburg und Berlin 1871-1914/18, in: G. Heinrich, F.-W. Henning u. K. G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945*, Stuttgart/Berlin/Köln 1993, S. 754; C. Wilke, *Landräte*, S. 97; K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 109.
- (14) Vgl. F. Escher, Brandenburg, S. 753f. ハシマヤーの著述は、ケーニヒスウスターhausen の歴史とその周辺の開拓地の変遷を記す。本書は、総論、II(1)-II(1) ページの註(72) 参照。
- (15) W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 220.
- (16) R. Jaeckel, Geschichte, S. 6.
- (17) Ingrid Thienel, *Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Das Berliner Beispiel*, Berlin / New York 1973, S. VII u. 10.
- (18) 我が国の総合史研究にて、トヨードゼ、行継などにて必要なかつてのアートの批判的論及は多くあつた。最初に評価されたのが、馬場哲氏の研究である。近年の様々な潮流を丹念に整理した「ドイツにおける近代都市史・都市化史研究について」(『経済学論集』第六二卷、第三回、一九九六年、所載)は、ドイツ都市史研究にとって有益な必読の書である。されば、われわれにとってもおた決して例外ではある。なぜなら、此は、トヨードゼ、周到にも、「都市史研究における現状並びの重点」(七ページ)の一つは、「都市=周辺関係なし都市=農村関係の変化の分析」(八〇ページ)を挙げてゐるからである。しかし、われらもかがわいが、都市と近郊農村社会とのダイナミックな相関に止まつて本書の問題関心から見ると、都市農村連続体もしくは近郊ゲマインデを固有の分析対象として取扱われる観点、ならびに、都市が農村に影響を及ぼすだけではなく、逆に、周辺農村部が都市化の進展を一定程度支えかゝ担つてゐる、農村の都市に対する逆規定関係の視角、あるいは、都市と農村との逆向の相互規定関係の見地が、馬場氏の研究史整理においては、仍未解明の後景を残してゐる。と申わざるを以てないものである。

これに加えて、都市化の進展を「都市給付行政」との関連で説明した簡潔な筆致の「都市化と交通」(『岩波講座 世界歴史 二二 産業と革新——資本主義の発展と変容』岩波書店、一九九八年、所収)もまた、基本文献としての有用度は少なからず高い。だが、この作品について、前稿同様の批判点を言うなら、次のようになろう。すなわち、ペンドラー労働者と都市近郊ゲマインデの役割とに対する問題意識が、ともに稀薄なのではあるまいか、と。ともあれ、一言にして「都市史と農村史のあいだ」と言うべき新領域の本格的開拓の作業は、今後果たされるべき重要な実証的検討課題の一つにほかならないと思われる。

次に、本書が対象とする世紀転換期に先立つ時期のベルリン地域空間史の問題になんらかの形で論及した重要な研究として、川越修『ベルリン王都の近代——初期工業化・一八四八年革命』(ミネルヴァ書房、一九八八年)と、高橋秀行「ベルリン経済圏における地域工業化の始動（一八世紀末～一九世紀中葉）——首都圏工業化のケース」(篠塚信義・石坂昭雄・高橋秀行編著『地域工業化の比較史的研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇三年、所収)が挙げられなければならない。両氏の業績は、タイトルないしはサブタイトルが示すとおり、ベルリンにおける初期工業化・「三月革命」・地域的工業化の始動を俎上に載せたそれぞれに貴重な貢献である。しかし、ここであえて、本書の問題視角上無視しえぬ難点を一つだけ指摘しよう。すなわち、両者の先行研究にあっては、本書が止めたテルトウに代表される、ベルリンの隣接クライスあるいは「近郊クライス」への問題関心が、とともに、初めからいわれか微弱なのであるまいか。いや、それどころか、むしろ、ベルリンと近隣クライスとの波瀾に満ちた相互関係の諸相を解きほぐすことなくそのまま放置すれば、そもそも、「ベルリン王都の近代」の社会史的接近についても、また、「ベルリン経済圏」の実態をめぐる経済史的研究に關しても、いざれも、その全体的概略の輪郭を描くことさえ覚つかなくなる恐れなしとしないであろう。もし、そうであるならば、ベルリン圏における都市化と周域農村社会=各種自治体との相関こそが、両氏固有の問題との関連においても、いま徹底的に追究されるべき喫緊の一大テーマたりうる、と言つてよいのではないだろうか。

以上に加えて、もう一点、「ベルリン圏」という用語について付言しておきたい。さて、ビュッシュ (Otto Büsch) の「構想を継承する」高橋氏の「ベルリン経済圏」とは、氏の周到な註記にあるとおり、基本的に、一八一五年以後のブランデンブルク州を指す。だが、筆者の使う「ベルリン圏」は、高橋氏の場合とはその空間的画定が微妙に異なり、むしろ、これを、よりいつそう狭義に理解することが試みられている。すなわち、ベルリンの市域 (Weichbild) と、その四

開を取り囲む Teltow・Niederbarnim の二つのクライスを中心とする近郊クライスとの合体空間が、本書にあつては表象されているのである。この点、以後の行論において注意されたい。

ちなみに、財政史の成果についても、ここで一言あつてしかるべきであろう。関野満夫氏の『ドイツ都市経営の財政史』（中央大学出版部、一九九七年）と武田公子氏の『ドイツ政府間財政関係史論——第二帝政期からヴァイマル期ゲマインデ財政を中心に』（勁草書房、一九九五年）が、それである。前者が、第二帝政期からワイマール期に至るまでのドイツ都市経営の実態を財政史的に検討しているとすれば、他方、武田氏の著書は、同じ時期のライヒ・ラント・ゲマインデ三者間の財政関係の推移を追跡したものである。両者は、ともに、「一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてクライマックスを迎える」（馬場「都市化」一八三ページ）都市給付行政の税制上の基盤を知る上で裨益するところの少なくない、ドイツ財政史の基礎的研究と評価されてよい。しかし、わたくしの視角から見るなら、言うまでもなく、問題はまだ残る。まず、関野氏は、「大ベルリン全地域にわたつて行政支出水準の均等化」が進んだことを、「大ベルリン形成の成績」と評価する（関野、一七〇ページ）。だが、こうした理解は、そもそも、メダルの一面を見たものにすぎない。すなわち、周辺自治体の合併に余念のないベルリンの「一方的帝国主義」（W・ホーフマン）が忘れられてはならず、領域拡張志向の対象となるほのかなかつた周辺部のクライスに眼を転じるやいなや、ベルリンが強くなつたその分だけ、逆に、クライスは、生産力・消費力・担税力のいずれの面でもきなみ弱められざるをえなかつたもう片方の事実が、たちどころに判明するのである。関野氏の場合、都市経営のみに対象を限定した当然の結果として、ベルリンとクライスとの相反する利害関係、換言すれば、都市と周辺社会との対立的な相関が全く看過ないし無視されてしまつたのではないか。これは、都市に着目した氏の問題設定上やむをえない帰結ではあつたが、ともあれ、都市化のダイナミズムを余す所なく解明するためには、都市だけの検討に一面的に躊躇してはならず、むしろ、都市と周辺自治体との立体的な相互関係が、分析の俎上に載せられなければならないのである。

次に、武田氏の作品についても、これとほぼ同断の批判が当てはまる。すなわち、こうである。いやしくも、都市行財政の変化を捉える視点の一つとして、武田氏自身、給付行政に注目する以上、少なくともプロイセン史に関するかぎり、ラント・ゲマインデ間座標軸の縦軸のはざまに生きるプロヴィンツ・レギールングスベツイルク・クライスの中間的三契機を視野に收めるべき必要性は、けだし、理の当然である。それだけではない。そもそも、地方自治制度の最下端に位置

するゲマインデにしてからが、座標軸の横軸におこなわれると並立するグーツベルクとの相互関係のもとで考察されなければならぬ。したがつて、ヒュッロイセンの地方自治史に論述が及ぶかわり、「ハイヒ・ラント・ゲマインデの三段階の政府間関係」（武田、九ページほか、参照）から氏の問題認定それ自体が、縦・横両軸におこる二重の意味での抽象性をおのやから帶びるをえなご」と幅広があるあご。この点の重大性は、給付行政推進上のクライスの絶大な役割を想起しやすねば、何と云つよ。カノルーが強調する「クライスの力能（Leistungsfähigkeit）」おもこは「クライス自治」のプロイセン史における極要な意義が、銘記われてしかるべきなのである。

さわれにせよ、わたくしは、もとより、ドイツ財政史の基礎研究を進捗させた点での画者の一定の貢献を認めんとするが、それにもかかわらず、回転に他方におこり、ヒュッロイセン經濟史の理解に闕ちるが爲め、困難には、必ず確かに深き認識をこころか欠くのみがなお残るとの物足らなれと不満の念を禁じえなかつたのである。Vgl. G. - C. v. Unruh, Kreis im 19. Jahrhundert, S. 100-102 u. 104.

- (19) 本章の主観資料は、Brandenburgisches Landeshauparchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略す) の Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen (以下 H. K. W. と略す)、 sowie Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, として集成されて二編の所蔵史料である。
- (20) Elfriede Wiebel, *Die Städte am Rande Berlins. Ein Beitrag zum Problem der Trabantenstädte*, Remagen 1954. およびリーダーベルリム船のみに対象を限定した研究として、ヒュード先立ヘン、Kurt Noack, *Vorortsiedlung und Pendelwanderung im Kreise Niederbarnim*, Würzburg-Aumühle が、一九四〇年頃から現れはじめる。
- (21) ハシトノガルデが都市資格を備えたのは、一九〇四年だつたのに對して、承のヘンシケ（Flecken）は、アムホーテたケーリヒス・ヴスターべカヤンが都市となつたのは、一九二八年の頃である。Vgl. Lieselott Enders (Bearb.), *Historisches Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, Teltow, Weimar 1976, S. 188 u. 361.
- (22) 田舎町郷は、一九二二年九月一日、「田舎の承続的田舎町郷」であった。Vgl. Julius Haeckel, Die Herrschaft Wusterhausen, in: *Teltower Kreis-Kalender 1922*, 19. Jg., S. 39; L. Enders, *Ortslexikon*, S. 361; W. Spatz, *Der Teltow*, 3. Teil, *Geschichte der Ortschaften des Kreises Teltow*, Berlin 1912, S. 364, が詳しい参考。
- (23) 加藤慶雄『ハーフ田舎町郷』、山川出版社、昭和二十一年、参考。

(24) ハの図4-2について、以下の説明を補足しておきたい。軽便鉄道を除くベルリン圏鉄道網のテルトウ郡における整備に關しては、三本の南北縦貫鉄道のほかにも、ベルリン-ポツダム線、ベルリン環状線（Ringbahn）、そして、テルトウ線の三路線が重要であった。ハのうち、最後のテルトウ線のみを簡単に見ておへる。ハれば、蒸気市街車輌として一八八七年に計画されたものだつた。ベルリンのクロース・リヒターフィルデ（Groß-Lichterfelde）からトルトウまでを結ぶ当該市街車輌は、一八八八年七月一日に開通し、やがて一八九一年にはショターンスミルフ（Stahnsdorf）まで、そして一九〇五年にクライン・マッハ（Klein-Machnow）まで延長されたのか、郡域化されたのが、一九〇六年のことである。ハの一九〇六年は、テルトウ郡誕生の年で、記念年といふべき一年であつた。あの有名なテルトウ運河の開通式が、六月五日は執り行われたからである。「のあなたヒル」の市民からの蔑称されたテルトウ市街鉄道は、運河竣工に伴うシマー（Schönau）発電所の建設により、一九〇七年に電化され、ようやくその汚名をそそぐのである。とわあれ、

一九世紀末以降の半紀轉換期は、ベルリン近郊圏交通網の拡充が飛躍的に進んで行く時期なのであつた。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2 Teil, S. 200; Wolfgang Holtz und Gerd Koischwitz, *Südlich von Berlin: Der Teltow*, Berlin 1994, S. 118-124.

(25) Vgl. ebenda, S. 118-124.

(26) (25) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 76.

(28) Vgl. ebenda, S. 75. ブルク-ムンペー線上に位置するゾッセン（Zossen）からベルリンまでの郵便馬車を使つた所要時間は、一八七〇年頃、およそ四時間であつた。されば、一九〇五年に入ると、一時間足らずに短縮される。ケーニヒス・カステルからゾッセンまでの郵便馬車で出かけたとす、ハの所要時間は約二時間だつただらう。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 221.

(29) Ebenda, S. 220.

(30) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 74. ハの繪文の著者は、M. ノアベドである。

(31) (32) (33) Vgl. E. Wiebel, *Städte*, S. 14f.

(34) Ebenda, S. 14.

(35) 本編の綴るは、ヘルツォーBLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, Bau einer Kleinbahn von Nieder-

schöneweide nach Mittenwalde, 1896-1902, Bl. 3-68, に依拠してゐる。煩雑を避けぬため、本書での原資料の引用は、最小限にとどめられる。

(36) 一八九一年七月一日のプロイセン軽便鉄道法について、ebenda, Bl. 17; K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, Königs Wusterhausen, S. 74-76; Heinrich Sohnrey (Hrsg.), *Aus der sozialen Tätigkeit der preußischen Kreisverwaltungen auf Grund von 472 Verwaltungsberichten bearbeitet auf der Geschäftsstelle des Deutschen Vereins für ländliche Wohlfahrts- und Heimatpflege und in dessen Auftrage*, Berlin 1907, S. 89f. を参照。

(37) 北住岡「『近代ドイツの社會と生活』成文堂」一九〇〇年、101ペーク。

(38) リヒター「鉄道建設委員会議長のリヒター (Gustav Richter) は、出題に宛てた一八九八年七月一日付のハルツ山田村の文書において、当該鉄道の採算性を詳細に吟味している。1キロメートルあたりの旅客運賃を11・5アーヴェルヒルトとし、乗車料金を上り、なおかつ採算が取れるかどうかを見ねるためには、住民の年間総利用回数を知る必要があるが、リヒターは、ベルリンから遠く離れれば離れるほど、利用頻度は減少するであろうと想定する。年九回から七回、五回ごとにようじである。したがって、たとえばミッテンヴァルデについては、1・500に5を掛けた7・500といふ数字が得られるわけである。しかしリヒターは、採算性の試算に移るのだが、われわれにとっての問題はなにかと云々ば、無論それは、ペントリーアー数の割り出しである。ミッテンヴァルデの場合、鉄道利用者の四分の一が労働者である。労働者は延べ1・ハセフ回利用した。グラーイ (Ch. Grabe) に倣い年間の労働日数を3100日とする、1・ハセフを3100で除して6・115となる。同地のペントリーアー数は六人ほどのだと見積もられよう。では、その他の駅ではどうか。ベルリンに近づけば近づくほど、利用頻度同様、労働者の割合も高まる、とは、けだし必定である。31分の1から1分の1くとこくまでである。したがって得られた計算結果が、表4-5のハセフ・五三人である。ベルリンからの距離が、テルトウと等しなみか、あるいはそれ以下の、一から四までの駅を使つたペンドラー通勤はもとよりのこととして、ベルリンまでのみちのりが相当遠いミッテンヴァルデからのそうした通勤形態も、ケーニヒス・ゲスターハウゼンでのペンドラー労働者の存在に関する先述のM・レプスの論及を踏まえるならば、あながち不可能なものではなかつたと申つてよいであら。

やへの、ハレの注意された要点は、労働者移動の都市・農村関係は、ランゲヴィッシュ (D. Langewiesche) が力説

やくらは、「農村から都市への一方通行」やおいたむかでさざわらがみなべ、おしべ、「農村・都市間の短発な相互関係(Wechsel)」ハシが調査だいじんじゆくね。グヘーハがハシルハシトハシトハ西から東へ東から西の調査を調査するべく、^{ペハシル一数}ハシ盛と増長するべくね。

Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 127, a. a. O., Bl. 60-68; Charlotte Grabe, *Der Einfluß der Pendelwanderung auf die Arbeitnehmer unter besonderer Berücksichtigung der ländlichen Industriearbeiter*, Karlsruhe 1926, S. 11; Dieter Langewiesche, Wanderungsbewegungen in der Hochindustrialisierungsperiode. Regionale, interstädtische und innerstädtische Mobilität in Deutschland 1880-1914, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden 1977, S. 2, 19 u. 36.

- (33) 一九〇〇年一月一日の国勢調査を翻訳した、グヘーハ・クヘーハ・サーブザウト^{1900年1月1日}の大都市・工業発展地域は、M. Broesike の報知は、測定^{1900年}地域全体でのペハシル一の人口数が一七九、〇一国人に達したるふれ^{1900年}。まだ、ハマトナ半世紀に亘った間に、一七八五年時^{1875年}、日本六人のペハシル一が存在した。その間、ハーマク^{1900年}（K. Noack）は、グヘーハ北方のリーダーベルリーハ郡におけりペハシル一労働階層の生成を、一八九〇年代に求めたる。グヘーハ圈ペハシル一労働者の先駆的形態が、ハルトウ郡に現れたるが、一九三〇年^{1930年}初頭に至る甚頗^{1930年}はやどり、一定程度の量みで実在したるの結果^{1930年}は、Tateln graphischer Darstellungen, in: *Zeitschrift des Königlich Preußischen Statistischen Landesamts*, Jg. 47, Berlin 1907, S. 1-62, bes. 44; C. Grabe, *Einfluß*, S. 6; D. Langewiesche, Wanderungsbewegungen, S. 36f.; K. Noack, *Vorstudie*, S. 44f.
- (40) ハハド^{1900年}の最も^{1900年}いた取扱は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, Verwaltungsstreitsache des Eisenbahnfiskus gegen den Amtsvorsteher in Königs Wusterhausen und die Hofkammer wegen Aufhebung einer wegepolizeilichen Anordnung, 1912-1925, Bl. 208-215 u. 250-252, ねね。
- (41) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 828, a. a. O., Bl. 208.
- (42) Vgl. ebenda, Bl. 212.
- (43) Vgl. ebenda, Bl. 210 u. 212.

(44) *Ebenda*, Bl. 213.

(45) ケーニヒス・ヴァスターハウゼン駅そのものば、代替道路のゲーマインデへの合併に先立つて、一八六六年八月二〇日すすでにゲーマインデに譲渡されていた。Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 74.

(46) よく知られてゐるおり、粘り強くも反抗的な眞の自治精神を都市のみに限らぬフター（H. Heffter）は、プロイセンにおける「ゲーマインデ自由」（Gemeindefreiheit）の未発達・未成熟の根本的原因を、保守的プロイセンの官僚主義的狭量に帰づ、これを厳しく論難する。これに対し、プロイセン（故）再評価の積極的論陣を張るウンター（G.-C. von Unruh）は、地方自治の発展に大きく寄与した一九世紀後半以降のプロイセン立法の意義を高く評価して、プロイセン「ゲーマインデ自由」の見直しを求めて、「プロイセンの詔令（Klischeevorstellung）の継承」を鋭く批判するのである。近代プロイセン史の功罪相半ばする公平で客観的な再検討を志向するウンターの視座の斬新なば、通説的なくフター的見地と対比するとも、俄然際立つてくるようと思われる。本章が明かにした史実も、このウンター的視角から理解される必要があるのでないだらうか。ちなみに、プロイセンの地方自治制をめぐるフターとウンターとの評価の違いを正当に視野に收めつゝも、赤木須留喜氏は、「都市対農村の二元主義」・「都市対農村ゲーマインデの対立」は、一つの眼鏡を置くのがありでは、なお依然として、フター的見解と基本的に同一の立場を取る、と書いてよぶよぶと思われる。「アロイゼン・ディツの胎内」には、「二つの魂の敵対状況」が宿る。「その一つは、都市の魂——近代的市民社会（Gemeinwesen）であり、他の一つは、農村の社会構造を底辺とするいわゆる官憲國家（Obrigkeitstaat）の精神構造である」。赤木氏にとって、プロイセンにおける「ゲーマインデの自治は、単に制限されているだけではなく、むしろ、原理的に、そして機構的に、その存在要因を否認されている」ものにほかならなかつた（傍点筆者）。

Vgl. Heinrich Heffter, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*, Stuttgart 1950, S. 707; G.-C. v. Unruh, Preußens Beitrag zur Entwicklung der kommunalen Selbstverwaltung in Deutschland, in: *Deutsches Verwaltungsblatt*, 96. Jg., 1981, Heft 15/16, S. 722 u. 727; 赤木須留喜『行政責任の研究』（『政治書店』一九七八年、第11刷、ゲーマインデ自由国家の體制と構造、著者、国111ページ、国110ページ、国110ページ、参照）。

- (47) Schenkendorf と Tiergarten の間で、Senzig から Zeesen までの距離が約 10 km。Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, Königs Wusterhausen, S. 114f.
- (48) Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 359f.
- (49) M. Leps, Königs Wusterhausen im Zeitalter der Industrialisierung. Vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Ende des Ersten Weltkriegs, in: K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, Königs Wusterhausen, S. 63-122.
- (50) (45) Ebenda, S. 112. | 1800 年代後半から 19 世紀初頭にかけて、この地区は「アーバン化」の進展とともに、多くの新規開拓地が開拓され、農業生産が活性化した。特に、19 世紀初頭には、この地域は「アーバン化」の進展とともに、多くの新規開拓地が開拓され、農業生産が活性化した。
- (51) 本編の参考文献として、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 947, Quartals- und Finalberechnungen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 6, 1890-1902; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 956, Periodische und außerordentliche Revisionen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 8, 1890-1910, を参照。
- (52) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 354ff.; MWG, S. 136ff.; 参照前題『アーバン化と農業生産』 | 長谷川一茂 | 編著 | 総監修。
- (53) Vgl. M. Weber, Fideikommißfrage, S. 372f. u. 378; MWG, S. 162f. u. 168.
- (54) H. Harnisch, Boitzenburg. | 参照 | 総監修。
- (55) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 348ff.; MWG, S. 130ff. | 参照 | 総監修。
- (56) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 348ff.; MWG, S. 130ff. | 参照 | 総監修。
- (57) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 348ff.; MWG, S. 130ff. | 参照 | 総監修。
- (58) M. Weber, Fideikommißfrage, S. 355-360; MWG, S. 137-145.
- (59) 参照前題『アーバン化と農業生産』 | 長谷川一茂 | 編著 | 総監修。

零細地のやれば、〇・五八六ヘクタールである。また、付地の平均額一八・三マルクには、軽り増し額 (Zuschlag) の〇・五七マルクが加えられる。ついで、借地数は計三五六なのじ、一一八人いる小作人一人当たりの借地数は一・八となる。
(表4-9の参照)。

(60) 本館によれば BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 659, Pachtvertrag über die Vogelsangwiesen, 1870-1914, が分析される。

(61) Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 328.

(62) 脇知のよみ、カーネベーが古代の税金半賦によって耕田つたるのアシカーレルガーラは、半良民地主の記録によれば、「農耕半賦」である。だが、わたくしは、あだかも松田智雄氏の重視する「労働者農夫」(Arbeiter-Landwirt) を駆使するかのよしなりの記録、「半賦農夫」と記出したこゝ照べ。前者が、「半農半工」であつたふやねばいざ、半街地に居住して、脇知農地での農業をも回遊半耕半業の農夫が、されば「半農半賦」の姓姓であつた。Vgl. M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 731 u. 802; MWG, S. 68 u. 267f.; 半賦農夫の『半賦農夫』 17110ペーペー、参照。

(63) 諸君のこの記録によれば農政技術者ヘルム (Volker Klemm) 氏の返答は、“kann sein” であつた。十九十九年七月
ノ研修会の面談による。

(64) ノルドの叙述は、以下に依拠する。Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Dokumente, Nr. 636, Verpachtung von Ackerparzellen von 125 Morgen 16 Quadratruten in Hermsdorf, 1863-1923, o. Bl.; BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, H. K. W., Nr. 1093, Errichtung einer eigenen patronatsfreien Kirchengemeinde in Halbe, 1912-1926, Bl. 4-11, 15-18 u. 30-48.

(65) やなみど、ケーリヒス・ヴァスターハウゼン・ハーフ・ハーフ間軽便鉄道の開通は、一八九四年一月一日、また、
陸橋船のグーケルムターレンス・ヴァスター・カヤノミ類似軽便鉄道の営業開始は、一八九八年九月一日のノルドであつた。
Vgl. K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 75f.

(66) K・ノードがリーダーバルニム郡の実態に眼つけて重視した「都市近郊農夫流入民」(Vorortsiedler)、やるこさ
O・ム・グレーベが剔抉したハイデルベルク近郊の「農夫居住ペッヘル」(ländlicher Pendelwanderer)、やつて、一九
世紀末のドイツを幅広く震撼するD・ランゲヴィーシュが記録した、農村出身紳士在留民中の帰郷農夫のか、ノ

へした新種範疇の母体を形成する様様な構成要素であった、と記述するが、Vgl. K. Noack, *Vorortssiedlung*, S. 18ff.; Ch. Grabe, *Einfluß*, S. 14ff.; D. Langewiesche, *Wanderungsbewegungen*, S. 20.

(67) 加藤房雄『シベシ世襲財産』100-101%、「参考」。

(68) 同上「10%」。

(69) M. Weber, *Fideikommisfrage*, S. 378 Ann. 1); *MWG*, S. 169 Ann. 59).

(70) Vgl. ebenda, S. 355-360; *MWG*, S. 137-145. 前掲拙著「1大ヘ-1七十%」を併せて参考の上。

(71) 大土地所有に関する一八六〇年頃の一調査によれば、テルトウ郡には、調査対象となつた総計一六戸に達する土地所有のうち、世襲財産が合計三九存在してゐる。その圧倒的大多数は、庄家世襲財産であるが、Rudolf Mosse, Gustav Neuhaus, Eugen Gutmann, やし、郡代表 (Kreisdeputierter) Karl Wrede の家族世襲財産もまた、そのに含まれていて、¹⁸これが見当る。また、最小面積は、Sputendorf bei Teupitz の一一一クタールだったが、最大規模の世襲財産は、本章が分析した約六、七〇〇ヘクタールのケーニヒス・ガスターハウゼンにほかならないなかつた。Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 3. Teil, S. 362-367.

(72) K. Noack, *Vorortssiedlung*, S. 1.

第五章 ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治

—世紀転換期テルトウ郡の実態に即して—

一 課題

「都市と農村のあいだ」と言ふべきベルリン圏のテルトウ郡は、「都市近郊ゲマインデ」(Vorortgemeinde) を数多く持つ、「都市農村連続体」(Stadt-Land-Kontinuum) と呼びならわされるにふさわしい地域の一つだった。首都ベルリンに隣接し、その「一方的帝国主義」による領域拡張志向の対象となるほがなかつた同郡の独自な立場に着目して、その歴史的特徴を描き出すための実証的検討を、わたくしは、前章においてすでに開始した。そこで明らかにされた諸事実を、いま、本章の行論にとつて必要なかぎりで整理して示せば、こうである。

ベルリンと近郊農村地域を結ぶ、両者の媒介環たる鉄道路線の建設は、一九世紀が進むにつれて次第に整備されて行き、テルトウ市街鉄道の一九〇七年の電化に象徴されるように、一九世紀末以降の世紀転換期には、一つのピークと言つてよい時期を迎えるに至る。それゆえ、都市と農村地域を往復するペンドラー労働者階層の一定の形成が、ちょうどこの時期に確認されうるもの、あながち偶然ではなかつた、と言わなければならない。鉄道建設に明瞭に示される都市化の波は、ペンドラー労働者の形成に与かつて力あるその決定的な要因だつたのである。いや、そればかり

ではない。ベルリン圏の都市化は、また、ケーニヒス・ヴスターハウゼン (Königs Wusterhausen) のような、ベルリンから相当遠い人里離れた農村地域の「うたたね生活からの覚醒」をも促さずにはおかなかつた。静謐な農業社会の人的構成の齊一性は崩れ去り、かの地は、都市化とともに登場した鉄道機関士や鉄道車輛掃除夫等の様様な生業者が住む、「小都市的性格」を併せ持つ新たな「ベルリンの一近郊」へと変容して行つたのである。農村社会に対する都市化の影響には、まさしく、甚大なるものがあつた。このように、テルトウ郡は、全体として、「都市農村連続体」の歴史的性格をますます色濃く刻印されて行くこととなつたのである。

前章でのこの実証成果を必須の前提として踏まえながら展開される本章の課題は、したがつて、こうである。すなわち、ベルリン圏鉄道網の拡充とペンドラー問題の概観とをいま一度与えて、前章の分析を一定程度補強した上で、一九世紀末期が、実は、ときあたかも、あの「給付行政」Leistungsverwaltung に象徴される、マッツェラート (Horst Matzerath) の⁽¹⁾「地方自治の古典時代」に符合し、時期的に重なるといふ、それ自体としてすぐれて興味深い史実に止目しつつ、「都市農村連続体」を特徴づけるその固有の本質的「契機」と⁽²⁾「ベルリンの「都市近郊ゲマインデ」」が実行した自治の内実を、ポツダム・アルヒーフを中心として行つた実証作業を基礎にして明らかにし、併せて、その歴史的意義を、プロイセン史における「ゲマインデ自治」(Gemeindeautonomie) あるいは、「ハンメルバーネの自治権」(Selbstverwaltungsrecht für die Landkommunen)⁽³⁾ ものとは、「ゲマインデ自由」(Gemeindereiheit) の発展・進化の動態的見地から理解して把握する史的考察による必要な準備作業の用に供する試験的検討を試みるゝべく、これである。

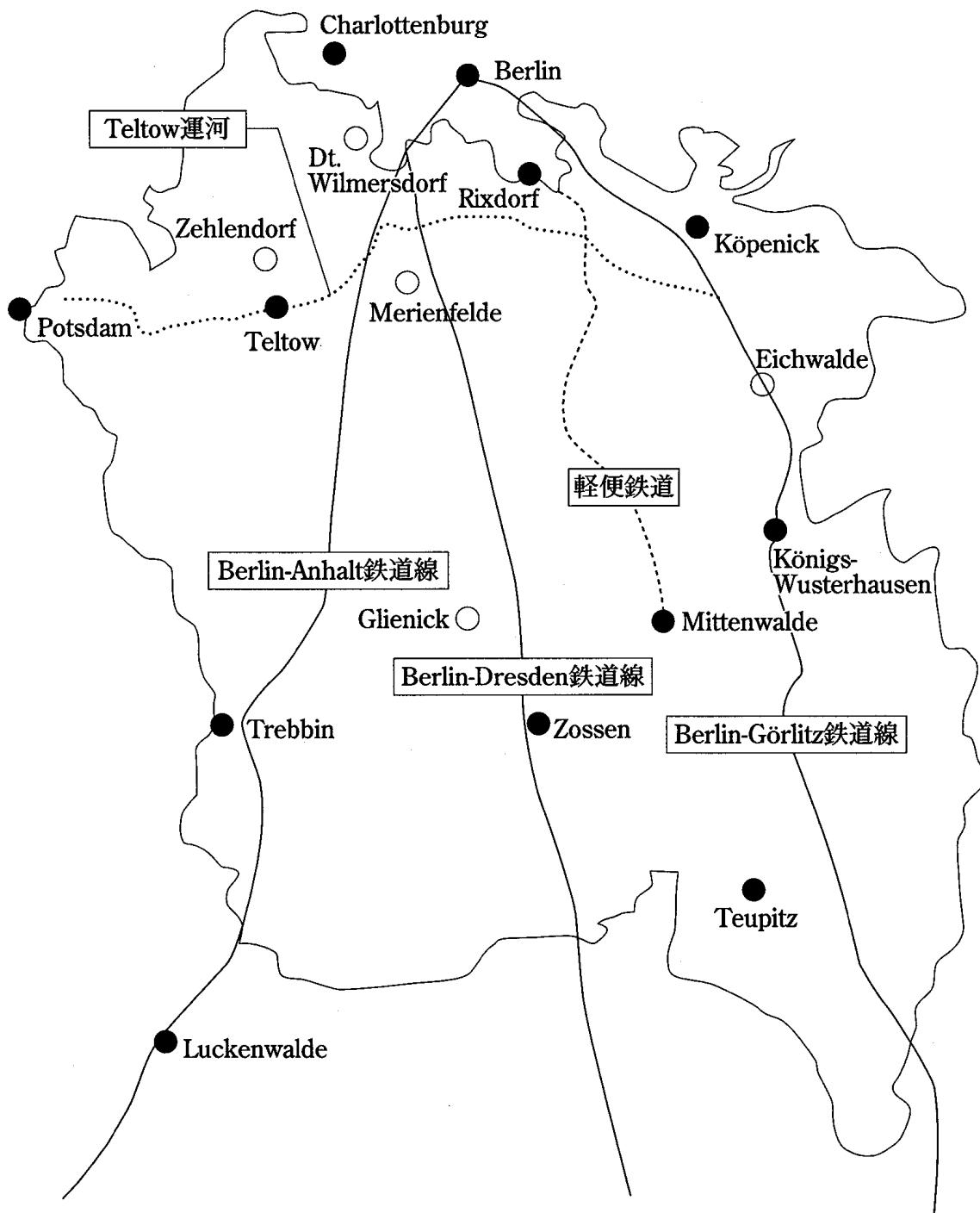
II 都市化の進展とペンドラー層の生成

1 ベルリン圏鉄道網の拡充⁽⁶⁾

テルトウ郡を南北に貫通する鉄道としては、軽便鉄道をひとまず描くない、ベルリン－アンハルト線とベルリン－ドレスデン線、そして、ベルリン－ゲルリツツ線の三路線があつた（図5-1-1参照）。このうち、ゲルリツツ線については、前章すでに検討した。⁽⁷⁾そこで、本章においては、前二者の路線に止田することとした。さて、のちにベルリン－アンハルト鉄道会社と改称されるベルリン－ザクセン鉄道会社は、トレビーン（Trebbin）・ルッケンヴァルデ（Luckenwalde）・ヴィッテンベルク（Wittenberg）・デッサウ（Dessau）を通るベルリン－ケーテン（Köthen）間の鉄道路線を建設するための認可を、一八三九年に得る。この会社は、一八四一年の営業開始後ただちに路線の拡充に着手し、一八五九年、ウイーンにまで達する国際的接続を実現する。しかししながら、アンハルト駅は、中欧の南部・南西方面をにらむ交通の要衝としての地位を獲得する所となるのである。当該鉄道の国営化は、他路線同様一八八年のことだつた。

次に、ツォッセン（Zossen）・バールト（Baruth）・グローセンヘイン（Großenhain）・モーリッツブルク（Moritzburg）を経由して、ベルリンをドレスデンに直結する一八七五年営業開始の鉄道会社が敷設した路線についてであるが、これは、それまで両市を結んでいた先述のアンハルト線に比して、ドレスデンに至る所要時間を相当大幅に短縮するため、ゾーメン方面への展開を重視する軍部の推奨を受け、その建設が急がれた鉄道だつた。ズュートンデ（Südende）・マリエンフェルデ（Marienfelde）・マーロ（Mahlow）・ラングスドルフ（Rangsdorf）そしてツォッセンの各地に停車場が設けられた点に、該路線がテルトウ郡にとって持つた重要な意義がある。ベルリン－ドレスデン間鉄

図 5 - 1 テルトウ郡と南北縦貫鉄道



(出典) Lieselott Enders (Bearb.), *Historisches Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, Teltow, Weimar 1976, übersichtskarte zum historischen Ortslexikon (付録); BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2266, Organisation des Kreises, Bd.4, 1905-1909, Amtsbezirke の付図より作成。

道は、一八七一年に動き出した「ベルリン環状線」と一八七六年に接続され、ベルリン圏における鉄道網の整備・拡充の一環を支えるその役割をいよいよ強めたのだが、翌一八七七年には早くも債務超過に陥り、一八八二年のプロイセン国有化を待つことなく、プロイセンの手に落ちる運命を辿つたのである。

ドレスデン鉄道については、あるいは、以下の事実が無視されるべきではない。それは、クメルスドルフ (Kummersdorf) の砲兵隊射撃場との軍事的な関連である。この射撃場は、独仏戦争後のフランスからの補償金によつて一八七一年に建設されたものだつた。これに伴つて、ベルリン-ドレスデン線との接続の必要が生じ、ベルリン-ドレスデン鉄道会社は、一八七四年、ベルリン-ツォッセン間の二番目の線路の敷設を迫られる。これに加えて、鉄道大隊 (Eisenbahnbataillon) が、同年夏までに、この射撃場をツォッセンに接続する支線の建設を終えるのである。こうした軍用鉄道 (Militärbahn) は、ドレスデン線上のマーロのみならず、ツォッセン南西部の地にあつては、クメルスドルフのほかショペーレンベルク (Sperenberg) とクラウスドルフ (Klausdorf) にも専用の停車場を持ち、ドイツ参謀本部の直属下に置かれたのであつた。鉄道の建設は、ベルリン圏の都市化の牽引車的存在だったと言うにどまらず、同時にそれは、軍事上の必要に迫られて推進された側面も併せ持つものだつたことが、見失われてはならないであろう。

三本の南北縦貫鉄道路線の敷設が、テルトウ郡の農村社会に与えた影響は、絶大であつた。たとえば、一八七〇年頃ツォッセンからベルリンまで郵便馬車で出かけるには四時間も費やしたのだが、ドレスデン線の開設後、二〇世紀初頭期に入ると、その所要時間は一時間足らずに短縮される。⁽⁹⁾ 鉄道は、ここにおいても、都心から遠く離れた農村社会の「うたたね生活からの覚醒」をもたらすものだつたのである。ゲルリツツ線上に位置するケーニヒス・ヴァスターハウゼンの一〇世紀初頭期における「ベルリンの一近郊」への成長は、ひとりその土地のみにとどまつたのでは決してなかつた。

表 5-1 ペンドラー労働者の総数

	近郊から都市へ	都市から近郊へ	合 計
人数 (人)	206,535	72,479	279,014
比率 (%)	74.02	25.98	100

(出典) M. Broesike, *Binnenwanderungen*, S. 44, の叙述と統計表より作成。

図5-1から知られるとおり、アンハルト線とドレスデン線上にそれぞれ位置し、ベルリンからの距離もほぼ等しなみのトレビーンとツォッセンに代表される鉄道線路沿いの数多くの村や町が、多かれ少なかれ首都ベルリンとの結びつきを強め、その影響下に巻き込まれることとなつたのである。ベルリン圏における鉄道網の拡充は、テルトウ郡の「都市農村連続体」化をいよいよ顕著に推し進めて行つた、と言わなければならぬ。

ここでは、次に検討する論題との関連で、なお、一八九五年四月一日にプロイセン全域の国有鉄道に導入された「月極め定期券制度」⁽¹¹⁾が、首都ベルリン圏において果たした次のような役割、すなわち、それが、ベルリン市の都心から、都市近郊を含む農村地域への人々の移住を促しつつ、結局のところ、「住居と生業活動の場との分離」⁽¹²⁾、換言すれば、あのペンドラー的な通勤形態を可能にする一大誘因となつた重要な事実を書きとどめておきたいと思う。ベルリン圏におけるペンドラー労働者の形成の点で、それは、一八九一年一〇月一日、首都圏に導入された割安の「近郊運賃」⁽¹³⁾に優るとも劣らぬ大きな効果を上げたのであつた。

2 ペンドラー労働者の統計的概観⁽¹⁵⁾

ベルリン・ハノーファ・キールを初め合計二九の大都市・工業的中都市⁽¹⁶⁾における二〇世紀初頭期のペンドラーについて、ブレジケ (M. Broesike) は、それら全体の合計数が二七九、〇一四に達したことを報告している (表5-1参照)。大都市ないしは工業が発展した中都市で働いていて、その仕事場から離れた所に住む者が、概して、ヴィーベル (E. Wiebel) の止目する「近郊都市」(Trabantenstadt) を含む周縁農村部の居住者とともに、逆に、大都市

表 5 - 2 ペンドラー労働者の男女別比率
(単位: %)

	近郊から都市へ	都市から近郊へ	全 体
男	85.80	88.13	86.41
女	14.20	11.87	13.59
計	100	100	100

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の
叙述と統計表より作成。

もしくは工業的中都市に住みながら、そこから相当遠い所に仕事場を持つ者の多数もまた、そうした近郊ゲマインデ地域で働いていると見てよいことに、異論はあるまい。それゆえ、ここで最初に確認されなければならないことは、もとより、農村部から都市方面へと向かう者の比率が断然高い（七〇パーセント以上）とは言え、労働者移動の都市・農村関係は、ランゲヴィーンシェ（D. Langewiesche）が説くとおり、そのような「都市への一方通行」⁽¹⁸⁾だつたわけでは必ずしもなかつた点である。居住地を都市に持ちつつ、周辺ゲマインデ地域に働きに出る者の比率は、全体の二五・九八パーセントに達していたからである。⁽¹⁹⁾ちなみに、男女の比率を見ると、近郊から都市方面へ向かう通勤者と、その逆の流れの勤労者は、ともに、男性が八五パーセント以上を占めたことが知られる。一九世紀初頭期のドイツのペンドラーは、圧倒的多数が男性であった（表 5 - 2 参照）。

では、通勤距離はどうであつたか。表 5 - 3、表 5 - 4 を見よう。「近郊から都市へ」と「都市から近郊へ」のいずれも、ペンドラーは、三・七キロメートルの所に夥しく集中している。三キロメートル以内の至近の者を含めると、都心にきわめて近い郊外のペンドラーは、双方を合わせた全体の八三・五四パーセント（一一・六〇プラス七〇・九四）にも達して⁽²⁰⁾いる。次に、ポーベン・ケーニヒスヒュッテ・ハノーファ・キール・ビーレフェルトの五つの調査対象では、一〇キロメートル以上の通勤者は皆無なのだが、残りの二四の地域全体にあつては、そのような比較的遠い居住地のペンドラーは、総数の七・九〇パーセント（六・四一プラス一・四九）を数えている。いま試みに、一〇キロメートルを超える者の実数を見てみると、「近郊から都市へ」向かうペンドラーが、三・六七七人、逆の流れの労働者は四七

表 5 - 3 ペンドラー労働者の通勤距離

(単位: %)

距離	近郊から都市へ	都市から近郊へ	全 体
1~ 3km	13.90	8.90	12.60
3~ 7	66.09	84.76	70.94
7~10	10.11	4.17	8.56
10~20	8.12	1.53	6.41
20km 以上	1.78	0.64	1.49
合計	100	100	100

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の叙述と統計表より作成。

表 5 - 4 遠距離ペンドラーの絶対数

(単位: 人)

距離	近郊から都市へ	都市から近郊へ	全 体
20~25km	1,326	206	1,532
25~30	1,777	125	1,902
30km 以上	574	141	715
合計	3,677	472	4,149

(出典) M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 44, の叙述と統計表より作成。

二人で、合計四、一四九人が「遠距離」ペンドラーだったことが判明するのである。

ここで、テルトウ郡に関する以下の事実が確認されなければならないであろう。近郊地域からベルリン市へ通勤するペンドラーを表示した表 5 - 5 を見よう。同表は、世紀転換期のテルトウ郡におけるペンドラー労働者の厚い存在を明示している。それは、散発的かつ偶然に見られたのでは毫もなく、すでに、一六、〇六三人という、それ自体として一定の意味を持つ定量的な存在形態となっているのである。いや、そればかりではない。トレビーンとケーニヒス・ヴスターハウゼンの数値が、当然、注目されてしかるべきである。

図 5 - 1 記載のミッテンヴァルデ (Mittenwalde) カラリックスドルフを結ぶ軽便鉄道の運行距離は、約二七キロメートルであった。⁽²²⁾ トレビーンやケーニヒス・ヴスターハウゼンは、ベルリンからかなり離れたこのミッテンヴァルデと等しきみの「遠距離」の地に当たる、と見てよいだろう。ブレジケの言う「遠距離」ペンドラー範疇に属する通勤者は、トレビーンが一七人、

表 5 - 5 テルトウ郡のペンドラー
(単位:人)

ケーペニク	395
テルトウ	33
トレビーン	17
アードラースホーフ	685
アルト・グリーニッケ	108
ブリッツ	541
ブーコ	14
ドイチュヴィルメルスドルフ	3,724
アイヒヴァルデ	73
フリーデナウ	1,416
グロース・リヒターフェルデ	1,604
グリューナウ	200
グルーネヴァルト	262
ヨハニスター	181
ケーニヒス・ヴスターハウゼン	37
ランクヴィッツ	302
リヒテンラーデ	15
マリーエンドルフ	380
マリーエンフェルデ	50
ノイエンドルフ	52
ニーダー・シェーネヴァイデ	144
ノヴァヴェース	118
ルード	13
シュメルゲンドルフ	317
シュメッツヴィッツ	11
シュテーグリッツ	2,428
テムペルホーフ	1,324
トレープト	894
ヴァンゼー	40
ツェーレンドルフ	642
ツォイテン	26
オスドルフ	17
	16,063

(註) ケーペニク、テルトウ、トレビーンは都市。オスドルフはグーツベツィルク。残余のものは、すべてゲマインデ。

(出典) *Preußische Statistik*, Heft 177, Teil II, S. 471, より作成。

そして、ケーニヒス・ヴスターハウゼンにあつては、三七人を数えた。表 5 - 4 に示した二十六七人は、これらの数値を含むものである。都市へ向かう「遠距離」ペンドラーを、一例としてのベルリン圏について確認するなら、それは、ケーニヒス・ヴスターハウゼンとトレビーン、あるいは、ツォイセンやツィッテンブルク等の、ベルリンから相当遠い農村地域における勤労者だつたのである。⁽²³⁾

では、こうした「遠距離」ペンドラー層は、いつたい、どのような生業に従事してゐたのであるうか。『アロイセン統計』は、都心に最も近いものから遠く離れるにつれて、「合併ゲマインデ」(Eingemeindungsgemeinde)、「周域ゲマインデ」(Umgebungsgemeinde)、そして、「鉄道ゲマインデ」(Eisenbahngemeinde) ふたつに三類型に、ペンドラーの居住地を分けて、その点を明らかにしている。⁽²⁴⁾ 「遠距離」ペンドラーの居住地は、ケーニヒス・ヴスター等の「鉄道ゲマインデ」にほかならなかつた。ただし、『統計』は、残念ながら、ベルリンとシャルロッテンブルクそしてフランクフルト・アン・マインの三市に関するがわり、この点の記録を残していない。そこで、ベルリンに比

表 5 - 6 ペンドラーの生業

(単位：人)

	合併ゲマインデ	周域ゲマインデ	鉄道ゲマインデ	比率 (%)
農業・畜産	141	113	22	6
鉱工業	5,686	4,212	497	977
商業・保険	679	417	56	206
家内仕事	717	544	24	149
軍人・牧師等	87	61	9	17
その他	1	—	—	1
合計	7,311	5,347	608	1,356
比率 (%)	100	73.14	8.32	18.55

(出典) *Preußische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 496 u. 508, より作成。

較的近く、かつまた、発達した農業的後背地を持つマクデブルクを、もしあつての代替事例に取り上げることにしたい。同市に働きに出るペンドラーの生業を示した表 5 - 6 を見よう。ここには、各種職業の多様な展開が見られるが、その点では、全体の一八・五五パーセントを占める「鉄道ゲマインデ」居住者の場合も、決して例外ではない。それらの生業の内訳を調べると、七割を超える鉱工業従業者が、断然際立った存在を示していることが分かる。しかも、ほぼ一〇〇パーセントと言つてよいその圧倒的大多数が、建築業や金属加工業等に従事する労働者と職人 (Gesellen u. Gehilfen) から成っていたのである。⁽²⁵⁾ マクデブルクの地場工業は、こうした「鉄道ゲマインデ」のペンドラー層を、その不可欠の労働力基盤の一つとして成り立つものだつた。マクデブルクについて確認できるこの点は、その他の地、したがつて、ベルリンに関してもまた等しく妥当する事実と見て大過ないであろう。

ともあれ、ペンドラー労働者層の生成は、鉄道網の整備・拡充に代表される都市化の進展と密接不可分の関係に立つものであつた。いや、と言うよりもむしろ、農村地域と都市のあいだを日日往復するペンドラーの存在そのものが、「都市農村連続体」の落とし子であり、こうした「連続体」の歴史的個性を自らのうちに体現する一契機にほかならなかつた。こうして、テルトウ郡は、すでに定量的な存在形態となつたペンドラー労働者の生成とともに、「都市農村連続体」としての特性をいよいよ強めて行つたのである。では、ベルリン近郊

の各ゲマインデは、都市化の揺るぎない進展過程と、さながら時節を合わせたかのような観さえある「地方自治の古典時代」にあつて、はたして、どのような自治の実績を上げたのであらうか。後論での検討は、この一点に集約される。

III 近郊ゲマインデにおける自治の諸相

1 シャルロッテンブルクとドイツヴィルメルスドルフの角逐⁽²⁷⁾

周知のとおり、シャルロッテンブルクとドイツヴィルメルスドルフ (Deutschwilmersdorf) は、ともに、テルトウ郡からの離脱と都市への転進 (Erhebung) を果たす同じ動きを示した点で、同類項のゲマインデだったと言つてよい。前者の離脱は一八七七年、後者のそれは一九〇七年のことだつた。⁽²⁸⁾ だが、一見同類に見える両者のあいだには、以下に記すかなり激しい角逐が秘められていたのである。いちはやく都市への転進を遂げた言わば先輩ゲマインデ格のシャルロッテンブルクは、一九〇一年四月一六日、南部に隣接するドイツヴィルメルスドルフに対して、テルトウ郡からの離脱とシャルロッテンブルクへの合併 (Eingemeindung) を提案する。それは、ドイツヴィルメルスドルフにおける排水工事 (Kanalisation) の費用とその後の下水の管理・運営費を、独立ゲマインデとしての誇りを放棄して、自分に合併してくれれば、シャルロッテンブルクが全額支弁してもよいとの交換条件を付して提示されたものだつた。こうして、ドイツヴィルメルスドルフは、自立したゲマインデの文字どおりの名を捨てて、インフラストラクチャーの無償整備という一種の経済的な実を取るべきか否かの困難な二者択一を突きつけられたのである。

ドイツヴィルメルスドルフが敢然採つた道は、独立維持の路線であつた。同ゲマインデの自由協会 (Liberaler

Verein) は、ゲマインデ代表に宛てた五月二二日(29)の書簡で次のように進言する。すなわち、一八九一年七月三日(30)の『ラントゲマインデ条例』第四九条は、ゲマインデ議員数について、「それは、定款 (Ortsstatut) に基づくも、一一人、一五人、一八人から上限二四人にまで増員しうる」と規定しているが、同条例制定当時の状況と比し、住民数五倍以上の著増を実現するとともに、三万人を超えるゲマインデ住民を擁するまでに発展したばかりではなく、かくて加えて、「ゲマインデ財産」所有の点でも、シャルロッテンブルクとなんら遜色ない当該ゲマインデの並ならぬ力量に鑑みて、ドイツヴィルヘルムスドルフは、ゲマインデ議員を現行の一一人から二四人へと倍増し、都市権 (Stadtrecht) 獲得後、ただちに、独立した都市 (Stadtkreis) への転進を図るべめである、と。

当協会は、また、同年一一月四日には、「生糸のマルク人」で「テルトウ郡の父」との尊称を得た当時の郡長シュトゥーベンラウフ (Ernst von Stubenrauch) 宛ての請願書を提出しもした。その内容は、先述の要望書とほぼ同文であるが、このたびは、「ベルリン市門近くに位置し、純都市的性格を持つ、著しく発展したゲマインデ」である旨を強調し、住民数を三五、〇〇〇と見積もつた上で、議員数を二四に増員するだけでなく、陪審員 (Schöffe) 数の六名(31)への増加をも要求したのであつた。⁽³⁴⁾ ドイティヒルヘルムスドルフは、九月九日には、ほぼ千人規模の市民集会を開き、ゲマインデの自立にこそ未来への展望を託さねばならぬこと、そして、当面する困難の除去のためには、ゲマインデ議員を許容範囲いっぱいに増やさねばならないことを確認して、シャルロッテンブルクへの合併に断固反対する気勢を上げたのであつた。

こうしたなかで、結局、『ラントゲマインデ条例』に基づき、二名の陪審員と二人のゲマインデ議員をそれぞれ倍増させる旨を明記した一九〇一年一月一〇日公布のゲマインデ定款は、翌日、ゲマインデ長ハーベルマン (Habermann) による署名の手續を経て、郡委員会 (Kreisausschuss) へ回せられ、郡長シュトゥーベンラウフの署名とともに、一月一八日、同委員会の認可を受けたのだった。このようにして、シャルロッテンブルクの誘いを蹴ったドイツ

表 5 - 7 マリーエンドルフ警察管区の構成

	住民数 (人)	面積 (ha)
マリーエンドルフ	11,169	1,111
マリエンフェルデ	3,252	950
ランクヴィッツ	8,067	698

(註) 原典の日付は1908年3月1日。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom, Nr. 2266, o. Bl. より作成。

チュヴィルメルスドルフは、広く知られているとおり、一九〇七年に至ると、都市への転進を実現するのだが、一九〇四年にはテルトウ郡全体のほぼ四半分 (111・九八パーセント) に当たる巨額の税収入を負担していたこの有力ゲマインデが、同郡を離れることができたその裏には、実は、ブランデンブルク州 (Provinz Brandenburg) の絶大な後押しがあつた事が看過されではならない。同州議会は、バイチュヴィルメルスドルフの都市権の獲得を支持するのである。なぜか。それは、担税力あるゲマインデがたとえ都市に転進したとしても、ブランデンブルク州内にどどまるかぎり、同州の救貧組織の維持・改善等の点での自治の実績を上げるために断然望ましい事態であろうと、州が判断したからである⁽³⁵⁾。このように、「ゲマインデの都市への転進」は、ブランデンブルク州にとつては、「ベルリン市の合併志向」⁽³⁶⁾と対抗し、それを効果的に阻止するための有力な手段たりうる⁽³⁷⁾と見なされていたのである。テルトウ郡に存するゲマインデの同郡からの離脱と都市資格の取得は、もとより、ゲマインデ自身の大きな努力なしには、とうてい達成不可能なものだつたにせよ、他方では、ベルリン市とブランデンブルク州の利害対立と州の自己主張が、それを強力に後押しした面も多分にあつたことが見過⁽³⁸⁾されてはならないのである。

2 マリーエンドルフによる警察管区の新設⁽³⁸⁾

マリーエンドルフ警察管区 (Amtsbezirk Mariendorf) は、表5-7に示したとおり、三つのゲマインデから成っていた。最大ゲマインデのマリーエンドルフは、ランクヴィッツ (Lankwitz) を切り離して、マリエンフェルデ (Marienfelde) とともに、新たな警察管

表 5-8 負担金の著増
(単位:マルク)

年	金額
1899	4,680
1903	7,120
1906	17,700

(出典) BLHA Potsdam,
Pr. Br. Rep. 2A, Reg.
Pdm. I Kom, Nr. 2266,
o. Bl. より作成。

区を作りたい旨を、とその内務大臣に請願する。⁽³⁹⁾ 一九〇六年一一月一一日付のマリーエンドルフ市民協会 (Bürgerverein) の内務大臣宛て文書によれば、この請願の大要は、次のようなものであった。純都市的性格をすでに身につけた同ゲマインデは、「隆盛を迎えてあるベルリン近郊」⁽⁴⁰⁾ の一つにほかならない。他の二ゲマインデより以上の高額を拠出してきた警察管区の負担金も、表5-8記載のとおり、この数年間で著しく増加している。その上、一九〇六年度の管区の維持費は、この一七、七〇〇マルクの負担金のみだったのではなく、罰金や建築手数料等の約一〇、〇〇〇マルクを加算するなど、少なくとも二七、〇〇〇マルクの線を突破するであろう。ゲマインデとアムトをそれぞれ管掌する両役所 (Doppelbehörden) の並存によつて余儀なくされる市民生活の不便と不利益は、各種証明書受領上の二重でまに端的に表れており、それゆえ、マリーエンフルデが、ゲマインデとアムトの一体的な行政を持たぬ二重行政 (Doppelverwaltung) に甘んじるいわれはみじんもないといふべきである。

この場合、該ゲマインデが依拠した法的根拠は、『プロイセン郡条例』第四八条と第四九条、とりわけ、条件さえそろえば、ゲマインデたるもの獨力で警察管区を構えてよいとした第四八条第一項の規定であつた。⁽⁴¹⁾ マリーエンフルデは、シュマルゲンドルフやグルーネヴァルトのように、自分より狭小なゲマインデ⁽⁴²⁾ でもえ、すでに自前の警察管区を作つたことがある前例を引き合いに出しながら、固有の警察管区の形成、ならびに、ゲマインデ行政と警察行政の統合を強く要請したのだった。シュトゥーベンラウフの後任として、郡長の業務を一九〇八年二月一日に引き継いだアッヒェンバッハ (Adolf von Achenbach) は、郡会の議を経て、同年三月一日、上述の請願を妥当なものと判断する。これを受けたポツダム県 (Regierungsbezirk Potsdam) の贊意の表明 (三月一〇日) 後、内務大臣は、三月二五日、当該警察管区の新設を認可したのである。しかし、ランクヴィッツの抵抗もむなしく、マリーエンドルフは、

新しい警察管区の設立に成功したのだつた。

3 マリーエンフェルデの排水設備⁽⁴⁴⁾

次に、ヨーロッパ都市制度にとつて、「第一級の文化革命」⁽⁴⁵⁾たる意義を担つた排水溝整備上のゲマインデの努力の跡を、前節に登場したマリーエンフェルデに止田して、概観しておこう。ベルリン—ドレスデン線と軍用鉄道が走り、テルトウ運河も通る当該ゲマインデは、九〇〇ヘクタール強の規模であつたが、そのうちの約一〇ヘクタールが運河と鉄道に利用されていた。マリーエンフェルデは、また、ヴュルテンベルク (Württemberg) を発祥の地とするあのダイムラー社が、一九〇一年、モーター工場を新設したことでも広く知られるゲマインデである。⁽⁴⁶⁾

さて、ベルリンの近郊ゲマインデにおいて高い実績を誇つた排水設備は、「分離システム」(Trennsystem)⁽⁴⁷⁾と呼ばれるものだつた。家庭排水と業務上の汚水は、ともに、いわゆる「下水灌漑用地」(Riesel Feld od. Rieselland)⁽⁴⁸⁾での浄化後、再利用に回され、他方、雨水はと言えば、テルトウ運河に流しこむというようだ。排水の浄化と雨水の分流とを二つに分けて実行するシステムが、これであつた。また、「下水灌漑用地」は、住民一五〇人当たり一ヘクタールの割合で作られるのを通例とした。マリーエンフェルデは、ランクヴィッツまで結ぶる⁽⁴⁹⁾のような下水設備の工事のために必要な約二八〇万マルクの費用のうち、その半額以上の一五〇万マルクを、自己の利益を上げるというよりもむしろ、公共の福祉 (Gemeinwohl) を向上させるべく、借金もものかは、進んで受けけることを潔しとしたのだった。一五〇万マルクの資金調達は、全額、公債発行でまかなわれたのである。

ゲマインデの負担は負担として、非営利的なこうした新設備が作られたからには、いつまでもなく、そこから直接利益を得る世帯主あるいは借家人への費用の転嫁が図られることになる。「接続義務、そして、接続料・使用料」の徴収が、それである。だが、社会政策的な、あるいは衛生政策上の配慮が優先されたことから、このような費用の転

嫁は、不完全な状態にとどまるほかなかつた。一例を示そう。マリーエンフェルデに存する「良き羊飼い」(Zum Guten Hirten)といふ名の一修道院は、ゲマインデの努力によつて新設された排水設備への接続義務の免除を、郡長アッヒエンバッハに願い出る。その理由はこうだつた。一九一〇年度の同修道院の收支決算を見ると、収入は二九三、八五九マルクだけだつたのに對して、支出の方は、三〇九、六一六マルクに及んでいる。修道院は、差額一五、七五七マルクの穴埋めを篤志家におおがさるをえなかつた。「良き羊飼い」は、こうした經濟的窮境下にあつて、接続料と使用料の支払いを免れたいと願つたのである。

これに対する郡長の一九一〇年八月六日付の見解は、こうである。すなわち、彼は、マリーエンフェルデが排水設備のためにかかえこんだ一五〇万マルクもの負担は、ひとえに、公益の増進を目指すものなのであつて、そこへの接続の可否をひとたび利用者たる各土地所有者の任意に委ねたならば、修道院などではなく、三、六〇〇人しかいない該ゲマインデの方が經濟的苦境に陥るであろうことは、目に見えており、それゆえ、修道院が申し立てる苦情には、なんら説得的根拠はないと断じたのであつた。結局、ゲマインデ長も修道院長とともに臨んだ一九一二年一月一〇日の協議の席上、ゲマインデは、修道院が自前の「灌漑用地」で排水・浄化を行うことを了承して妥協する。これに対して修道院は、ゲマインデが負担した資金の償却用の一助として、毎年一、五〇〇マルクをゲマインデに支払う旨を約したのだつた。こうして、排水設備の新設とその運営は、ゲマインデにとつては、公益を優先して當まれる「赤字」⁽⁵¹⁾の事業にとどまるほかなかつたのである。

4 グーツベツイルクのゲマインデへの合併⁽⁵²⁾

ゲマインデの能動性を示す一証左と言える合併 (Vereinigung) の事例を、一つほど挙げておこう。一八九八年一月一二日付の内務大臣文書は、グーツベツイルクがゲマインデに吸収されて消滅する二つの事案を、王が裁可した⁽⁵³⁾

ことを、ポツダム県知事宛てに伝えている。それは、第一に、グーツベツイルク・ヴェルベン (Werben) のゲマインデベツイルク・グリーニック (Glienick) への合併であり、第二に、グーツベツイルク・ノイエ・ミューレ (Neue Mühle) のゲマインデベツイルク・ケーニヒス・ヴスターハウゼンへの合併の二件であった。まず前者について、四八人の住民を持ち、六六〇ヘクタール強の規模の騎士農場ヴェルベンは、一八九八年に、ベルリンの一銀行 (Land bank in Berlin) の手に落ちる。同銀行は、この農場の零細地への分割と販売を企図しており、それゆえ、該グーツベツイルクは、隣接ゲマインデのグリーニックに統合されるに如くはない。なお、グリーニックとヴェルベンは、ともに、警察管区ならびに学校・教会ゲマインデの面では、すでに一箇の連合体 (Amts-Schul- u. Kirchenverband) を構成した実績を持つ点も、勘案され得べきである。⁽⁵⁴⁾

次に、ケーニヒス・ヴスターハウゼンの事例⁽⁵⁵⁾についてであるが、ノイエ・ミューレの住民数は一一二人で、その大きさは一一五ヘクタール強だった。このグーツベツイルクが、住民数二、七八二人を擁し、一八二ヘクタール強を数えたケーニヒス・ヴスターハウゼンに統合されたので、ゲマインデは、約三〇〇ヘクタール規模に拡大したことになる。さて、その理由はと言えば、こうであつた。零細地の売り出し (Ausverkauf) によるグーツベツイルクの細分化は甚しきをきわめ、ついには、所領の統一性をほぼ完全に喪失するまでに至つた。グーツベツイルクの法的存続についての経済的前提が崩れたのである。意氣沮喪したグーツヘルは、所領管理を続ける意欲をすっかり失い、グーツベツイルクのラントゲマインデへの編成替え (Umwandlung) も土台無理な話である以上、近隣ゲマインデへの合併以外に採る道はない。郡委員会は、この合併を強く推奨した。ところで、ケーニヒス・ヴスターハウゼンの土地所有には、前章で指摘したとおり、三種類あつたことが忘れられてはならない。王家世襲財産 (das königliche Hausfideikommiß) を構成するグーツ (一七七ヘクタール) と森林 (六、五〇〇ヘクタール) は、合計で約六、七〇〇ヘクタールに達した。他方、ゲマインデ面積は、約二〇〇ヘクタールを数えたのだが、そのうちの一五ヘクタール強は、グ

ーツベツィルクを合併して得たものだつたのである。ともあれ、この二つの事案は、一九世紀末期におけるゲマインデのある種の能動性を例証する点で興味深いと言ひうるが、本章では、後者のケーニヒス・ヴァスターハウゼンへの着目を、いましばらく続けることとしたい。

5 ケーニヒス・ヴァスターハウゼンの力量と「ゲマインデ自由」⁽⁵⁶⁾

当地における一九世紀の自治的ゲマインデ行政の歴史を跡づける上で、文献上確認される最初の日付は、一八二一年にまでさかのぼりうる。⁽⁵⁷⁾宿場駅長のヴィーバッハ (Wielbach) が、同年、ゲマインデ長 (Ortsvorsteher) に就任したことなどが記録に残っているからである。その後、二人の後任を経て、クレーフェルト (Philipp Krefeldt) が一八四三年にこの任を襲い、一八七八年まで三五年間の永きにわたり、同職にとどまる。彼は、ケーニヒス・ヴァスターハウゼンにおけるゲマインデ長の最長在職年数を誇つたのである。彼の就任後数年経過した一八四七年五月三日、「フレックン (Flecken)・ケーニヒス・ヴァスターハウゼン定款」⁽⁵⁸⁾が、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世の裁可を受け、ここに、ゲマインデ行政は、一七九四年の『プロイセン一般ラント法典』に基づく活動の法的基礎を得たのだが、しかし、該定款は、「始まりつつある自治のための前提」⁽⁵⁹⁾を与えたわけではまだなかつた。なぜなら、ゲマインデ自身が自分のゲマインデ長を選ぶことはできず、彼は、なお依然として、『一般ラント法典』の規定どおり、ゲマインデのグーツヘルたる王宮 (Hofkammer) によつて任命されたからである。

さて、一八五一年の一史料によれば、該ゲマインデは、行政遂行上必要な費用として、年間五四〇ターラーを支出していた。これを、テルトウ郡の他のゲマインデと比較するならば、すでに三、三〇〇人以上の住民を擁した大ゲマインデたるノヴァヴエース (Nowawes) が、ほぼ同額を支出し、ベルリン近郊のヴィルメルスドルフとテムペルホーフは、ケーニヒス・ヴァスターハウゼンの半額足らずしか出費していないことが判明する。当該ゲマインデには、固

有の「ゲマインデ財産」がなかつたため、必要事の費用は、もつぱら、住民自身の出損によつてまかなわれたのである。ケーニヒス・ヴァスターハウゼンは、一九世紀中葉当時すでに相当な財政的力量を持ちあわせていたゲマインデだつたことが分かるであろう。

しかし、こうした見方だけでは、なお一面的である」とは言つまでもなく、同時に他方では、以下の事実が忘れられてはならない。一八五七年度の收支を一例に挙げよう。その内訳を見ると、学校維持と救貧業務のみで、約三七〇ターラーにも達し、両経費は、全額の三分の二を優に突破している。⁽⁶¹⁾これに対して、街路建設のような「将来を見据えた課題」用には、まだ、ごくわずかな額しか支出されていない。街路建設費は、一〇ターラーにすぎなかつたのである。先述の「給付行政」の充実に示される「地方自治の古典時代」の到来のためには、なお、『郡条例』と『ラントゲマインデ条例』の制定・施行を待たなければならなかつた。

はたして、一八七二年制定の『プロイセン郡条例』が、一八七四年一月一日、テルトウ郡に導入されたことは、同郡の自治の大きな前進に繋がるのだが、それは、ゲマインデ・ケーニヒス・ヴァスターハウゼンにとつても例外ではなかつた。グート・ケーニヒス・ヴァスターハウゼンの所有者たるプロイセン王宮のゲマインデに対する警察高権 (Polizeihöheit) が廃棄されたからである。やがて、一八九一年七月三日制定の『ラントゲマインデ条例』がきわめて重要な意義を担つたことは、言うまでもない。同条例が一八九一年四月一日施行されるに及び、「ラントコムーネにとつての自治権の法的定着」⁽⁶³⁾が初めて実現するからである。実業学校 (Realschule) の新設や水道設備・運河建設等の「将来を見据えた課題」を、ゲマインデが積極的に推進して行く確かな道が、ここによつやく開かれる」となる。⁽⁶⁴⁾

ケーニヒス・ヴァスターハウゼンにおけるその本格的な展開は、クレーフェルト引退後、キントラー (Karl Kindler)⁽⁶⁵⁾の就任を経て、一九〇〇年六月六日、当地としては初めて専業の (hauptamtlich) ゲマインデ長となるバーベンツィーハ (Paul Babenzien) の在任中のことであった。一例のみ示すと、ベルリンの機械製造会社が、ケーニヒス・ヴァ

ターハウゼンの北部に隣接するヴィルダウ (Wildau) に進出し、一九〇四年、その工場従業員のための住宅をケーニヒス・ヴァスターハウゼンに求めたとき、ゲマインデは、バーベンツィーンの指導のもとに、王家世襲財産地からの住宅建設用地の無償割譲とゲマインデへのその合併に成功し、ベルリンからの工場誘致に協力する積極姿勢を示したのである。

では、ケーニヒス・ヴァスターハウゼンのこうした歩みが物語るところは、なにか。われわれは、次のように言わなければならぬであろう。すなわち、そもそも、プロイセンの「ゲマインデ自由」⁽⁶⁶⁾とは、未成熟かつ未発達な低い水準にとどまつたと一面的・静態的に理解されではならず、むしろ逆に、たとえ当初は未熟なものだったにせよ、それは、一九世紀の歩みとともに、次第にその内実を整え、深化・拡大して行くすぐれて動的な過程を辿つたのである、と。本節の事実は、その点を例証する好個の個別事例の一つにほかならなかつた。

6 アイヒヴァルデの請願とゲマインデの三類型⁽⁶⁷⁾

一九世紀末期に住民数四〇九人を数えた一七五ヘクタール規模のアイヒヴァルデ (Eichwalde) は、前節で見たケーニヒス・ヴァスターハウゼン同様、ベルリン-ゲルリッツ鉄道線沿いに位置している。ここでは、同ゲマインデが一九一〇年代に示した理工科系ギュムナージウム (Realgymnasium) 開設の動きに着目する」とによつて、もとより、そこから知られる範囲内ではあれ、都市化に対するゲマインデの行動の類型把握を試みておきたい。さて、プロイセンにおいては、一八七六年一月一日の布告が、農村における高校 (ländliche Fortbildungsschule) を助成し、また、産業実科学校 (gewerbliche Fortbildungsschule) や警察学校 (Polizeischule) を設立するゝを、郡の義務と定めていた。⁽⁶⁸⁾ そして、国民学校 (Volksschule) は、一九〇六年七月一八日の「国民学校維持法」により、プロイセン全州において、公立学校となることが決したのだった。プロイセンの名ゲマインデが全体として引き受けねば

れた負担は、その結果、一八九一年の九、〇〇〇万マルクから、一九一一年の二億七、九〇〇万マルクへと激増したのである。⁽⁷⁰⁾ では、アイヒヴァルデは、高校については郡の助成を見こみえたとは言え、国民学校維持の負担がきわめて大きかつたにもかかわらず、なぜ、ギュムナージウムの開設を試みようとしたのであらうか。一九〇九年一〇月一二日付の一請願書によれば、そこには、ゲマインデのレーヴン・データールをかけた次のようなもくろみが秘められていた。

ギュムナージウムの開設は、ひとりアイヒヴァルデのみの利益と云うよりもむしろ、シュメックヴィッツ (Schmöckwitz) とツォイテン (Zeuthen) を含む近隣ゲマインデ全体にとっての死活問題にほかならない。これらのゲマインデは、住宅地、とりわけ、高級住宅街の建設 (villenähnliche Bebauung) の点で、公益の増進に大いに貢献してきた。それは、ゲルリツツ線沿いのベルリン南東の近郊全域にとっての利益にほかならない。もし仮に、工業団地の開発の手が、これら居住ゲマインデのすみずみにまで及ぶとすれば、健康な居住地は「と」「と」その姿を消すに違いない。ケーペニク (Köpenick) やニーダーシューネヴァイデ (Niederschöneweide)、その他には、アーデラースホーフ (Adlershof) やヴィルダウのように、ほぼ完全に工業企業におおこぼくされたゲマインデと、これに加えて、工業企業の活動からもはや自由ではありえないグリューナウ (Grünau) の惨状を見るにつけ、居住ゲマインデが高級住宅街として維持されて行く利点はまことに大きい、と言わなければならぬのである。それゆえ、就学児童が国民学校の卒業後、外部へと通学する事態は、決して好ましいものではない。高等学校の設立が急がれる所以である。ともあれ、アイヒヴァルデが、近隣ゲマインデもろとも工業ゲマインデに堕する結末だけは、どうしても避けられなければならないのである、⁽⁷¹⁾ と。

こうした事態を踏まえ、かつまた、すでに分析済みのケーニヒス・ヴスターハウゼンの事実をも加えて、鉄道建設が惹き起こした都市化の波への近郊ゲマインデの対応に関する類型把握を、ベルリン・ゲルリツツ線上に位置する三

つのゲマインデに即して試みるとすれば、こうである。すなわち、ベルリンに最も近いケーペニクは、「工業ゲマインデ」⁽⁷²⁾ (Industrieort) と化した。アイヒヴァルデは、「住宅街ゲマインデ」⁽⁷³⁾ (Villenort) である。そして、ベルリンから最も遠いケーニヒス・ヴァスターハウゼンは、農村の静穏なうたたね生活から覚醒させられ、「ベルリンの一近郊」⁽⁷⁴⁾への仲間入りを比較的近時になつてようやく果たした、言わば「新近郊ゲマインデ」(neuer Vorort) にほかならない、と。

7 テルトウ運河の建設と近郊ゲマインデの貢献⁽⁷⁵⁾

テルトウ郡を語る上で欠くことのできない郡の一大事業だつたテルトウ運河は、一九〇六年六月五日に開通する。テルトウは、一九〇〇年三月五日の郡会において、その竣工を決定していた。建設費については、二、五二五万マルクもの全額を郡自身が負担したが、そのうちの二、一〇〇万マルクは、公債発行によつて調達されることとなつた。ところで、ホーフマンは、クライス（郡）自治の「二重性格」⁽⁷⁶⁾ Doppelnatur、すなわち、一八八〇年代のポーゼンや西プロイセンにおける反ポーランド的国策遂行の道具としての郡長の働きに端的に示される国家的業務を司る「秩序行政」⁽⁷⁷⁾ (Ordnungsverwaltung) と、自治体固有の「給付行政」の違いに止田しながら、運河建設を、後者に属する重要課題の代表例の一つに挙げている。テルトウ運河は、クライスを率いるラントラートのイニシアティヴによつて実現したと言つても決して過言ではないプロジェクトであった。事実、郡長シュトゥーベンラウフにとつて、それは、「彼の運河」⁽⁷⁸⁾ にほかならなかつたのである。ともあれ、テルトウ運河の完成をめぐる郡の絶大な貢献は明らかである。研究史を繙くなら、われわれは、さしあたり以上の事実を確認することができるであろう。⁽⁷⁹⁾

では、これに対するゲマインデの関与は、あつたのか、なかつたのか。クライスの役割を絶対的に重視してきた従来の研究史を補完するに足る論点は、本章が追つてきた「ゲマインデ自治」の観点から見て、全くないと、はたして

第五章 ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治

表 5 - 9 超過額のゲマインデ分担

ゲマインデと グーツベツィルク	土地面積 (ha)	土地価格 (M)	土地価格 の比率 (%)	土地価格に による割当 (M)	郡会委員会 想定案 (M)	償還額0.5% を含む場合 (M)
1. リヒターフェルデ	1,675	50,936,000	20.7	54,544.5	68,672.25	91,080.5
2. シュテーグリッツ	605	25,750,000	10.5	27,667.5	34,833.5	46,200.5
3. ランクヴィッツ	723	25,396,000	10.3	27,140.5	34,170	45,320.5
4. マリーエンドルフ	1,194	19,324,000	7.9	20,816.5	26,208.25	34,760
5. ブリッツ	1,325	12,690,000	5.2	13,702	17,251	22,880
6. テムペルホーフ	602	11,735,000	4.8	12,648	15,924	21,120
7. ツェーレンドルフ	1,595	11,510,000	4.7	12,384.5	15,592.25	20,680 ¹⁾
8. テルトウ	1,520	9,196,000	3.7	9,749.5	12,274.75	16,280
9. 王有林グリューナウ	1,345	8,070,000	3.3	8,695.5	10,947.75	14,520
10. フリー・デナウ	320	8,000,000	3.2	8,432	10,616	14,080
11. ルード	1,110	6,660,000	2.65	6,982.75	8,791.5	11,660
12. クライン・マハノ	1,133	6,158,000	2.5	6,587.5	8,293.75	11,000
13. シュマルゲンドルフ	230	5,750,000	2.4	6,324	7,962	10,560
14. アルト-グリニッケ	740	5,700,000	2.3	6,060.5	7,630.5	10,120
15. トレーピト	468	5,616,000	2.2	5,796	7,297.25	9,678.5
16. シュターンスドルフ	1,140	5,060,000	2.0	5,270	6,635	8,800
17. ヴィルメルスドルフ	163	4,075,000	1.6	4,216	5,308	7,040
18. マリーエンフェルデ	970	3,880,000	1.6	4,216	5,308	7,040
19. ブーコ	782	3,708,000	1.5	3,952.5	4,976.25	6,600
20. 王有林ポツダム	566	3,396,000	1.4	3,689	4,644.5	6,160
21. 北シェーネヴァイデ	130	3,120,000	1.3	3,425.5	4,313	5,720
22. ルード所領	314	1,884,000	0.75	1,976.25	2,488	3,300
23. 王領地ダーレム	260	1,560,000	0.6	1,581	1,990.5	2,640
24. アードラースホーフ	130	1,560,000	0.6	1,581	1,990.5	2,640
25. ギューターゴッツ	420	840,000	0.4	1,054	1,327	1,760 ²⁾
26. クライン-グリニッケ	68	744,000	0.3	790.5	995.5	1,320
27. オスドルフ ³⁾	264	528,000	0.3	790.5	995.5	1,320
28. ヨハニスター	66	792,000	0.3	790.5	995.5	1,320
29. グリューナウ	116	696,000	0.3	790.5	995.5	1,320
30. ルールスドルフ	300	600,000	0.25	658.75	829.25	1,100
31. ルールスドルフ所領	300	600,000	0.25	658.75	829.25	1,100
32. ノイエンドルフ	17	204,000	0.1	263.5	332	440
33. ヴァンゼー	15	180,000	0.1	263.5	332	440
34. クライン-グリニッケ所領	6	72,000	—	—	—	—
35. シュプーテンドルフ	42	84,000	—	—	—	—
			100	263,500	331,750	440,000

(註) 1) デュッペルの分担額を含む。

2) グーツベツィルク・ギューターゴッツの分担額を含む。

3) オスドルフとはハイナースドルフを含む所領。

(出典) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2280, より作成。

断言できるのであろうか。表5-9を見よう。本表の物語るところを、一九〇〇年三月三一日付ポツダム県文書と同年一〇月一七日付内務大臣文書に依拠しつつ、かいづまんて示せば、こうである。利子を含む公債償還のために必要な年額七〇万マルクのうち、その半額を進んで負担する用意が郡にはある。だが、自余の半額三五万マルク、ならびに、償還額が七〇万マルクを超える場合の負担については、『郡条例』第一七六条第一項の過重負担 (Mehrbelastung) 条項が適用されなければならない。すなわち、排水設備もしくは交通路としての運河の利用価値が格段高いゲマインデとグーツベツイルクは、当然、その過重負担を引き受けしかるべきなのである。割り当て額は、排水敷地内にある各ゲマインデの土地の価格に基づいて査定されうる。こうして作成された各ゲマインデの超過額の割り当てを示したのが、表5-9である。ゲマインデの分担額を、第一位のものから順に列記していくと、一位、リヒター・フェルデ、二位、シュテーグリッツ、そして、ランクヴィッツ、マリーエンドルフ、ブリッツ、テムペルホーフ、ツェーレンドルフと続く七位までが、運河沿いの有力ゲマインデだったことが分かる。第八位によくやく顔を出すのが、すでに都市資格を備えたテルトウ市である。

ともあれ、本表を全体として見るなら、超過額分担の点での近郊ゲマインデの関与と相当な貢献は、明らかであろう。このかぎりで、ゲマインデもまた、もとよりクライスのイニシアティヴが不可欠だつたとは言え、テルトウ運河建設のための重要な使命を受けたのである。総じて、本節が発掘した一連の諸事実は、プロイセン史におけるゲマインデの能動性、つまりは、「ゲマインデ自治」あるいは「ゲマインデ自由」の積極的・肯定的評価に繋がりうる、無視すべからざる素材を少なからず提供している、と言わなければならぬであらう。

四 結 語

テルトウ郡の南北縦貫三路線に代表される鉄道建設とその発展は、ベルリン圏都市化の牽引車たる歴史的役割を果たすものであつた。それは、ベルリン周域の農村社会に絶大な影響を及ぼし、同郡の「都市農村連続体」としての個性的特徴をますます強化した。そして、この都市化によつて生み落とされた一九世紀末期のペンドラー労働者の存在そのものが、「都市農村連続体」としての特性を自らのうちに体現する契機にほかならなかつた。他方、当時、プロイセンは、マツツェラートの言う「地方自治の古典時代」を迎へ、それは、シェラー (Peter Schöller) のいわゆる「一九世紀の偉大な業績⁽⁸¹⁾」の一つと言つてよい地方自治体の「給付行政」が、ながら都市化と符節を合わせたかのように、各地で豊かに花開かせていた時期でもあつたのである。いま、この点に関する本章の実証成果を整理して示せば、こうである。

ドイツヴィルヘルムスドルフは、経済面では実利の見えるシャルロッテンブルクの執拗な誘いもものは、名を捨てて実を取る不名誉に甘んじることなく、自ら敢然と都市へと転進した。マリーエンドルフは、ゲマインデとアムトの「二重行政」から果敢に脱却し、マリーエンフェルデを道づれに新たな警察管区を作つて、その自主性を強めた。マリーエンフェルデは、排水設備を整えて、ゲマインデ住民の福利厚生増進の実を上げるとともに、修道院の財政的苦境にも一定の理解を示す寛容さを併せ持ちもした。グリニツクとケーニヒス・ヴスターハウゼンは、ともに、使命を果たし終えて衰弱したグーツベツイルクを合併して、その住民を自分のゲマインデに迎え入れた。ケーニヒス・ヴスターハウゼンは、また、一九世紀が進むにつれて次第に自治の内容を充実させ、都市近郊農村地域において、「地方自治の古典時代」の一翼を担つた。アイヒヴァルデは、ギュムナージウム開設の動きを示して、「住宅街ゲマイ

ンデ」たる由^{〔〕}のアイデンティティの維持・強化を志向した。そして、テルトウ郡にとつて永年の宿願だったテルトウ運河の建設に際しては、運河沿いに立地する有力ゲマインデは言うに及ばず、テルトウのあまたのゲマインデが、クライスのこの歴史的第一大事業の完成に対する応分の協力を惜しまなかつたのである。

総じて、本章が明らかにしたこれら一連の諸事実は、都市化の波とともにベルリン圏に巻きこまれ、「都市農村連続体」としての歴史的個性をいよいよ強めつつあつた一九世紀末期のテルトウ郡において、そこでの「都市近郊ゲマインデ」が、とりわけ、「給付行政」の遂行の点で顕著に示した、内実に富む自治の諸相を例示するものと言つてよい。⁽⁸²⁾われわれは、これを、エッシャーとともに、「都市近郊ゲマインデ」に^{〔〕}とに著しく見いだされる「ゲマインデの魅力」⁽⁸³⁾と特徴づけなければならぬであろう。^{〔〕}のように、テルトウ郡における「ゲマインデ自由」は、ヘフターが論難する未発達・未成熟な低い水準と程度に永きにわたりとどまり続けたわけではいささかもなく、とき、一九世紀末期にまでひとたび進めば、「都市農村連続体」としての歴史的個性の成熟とともに、そこに数多く存在した「都市近郊ゲマインデ」を主要な展開の場としつつ、すでに、ホーフマンが止田する「ゲマインデ社会主義」とも呼びうる高みにまで到達するすぐれて動的な発展を遂げたのであつた。「都市近郊ゲマインデ」の自治の実績に執着して得られた本章のこの帰結は、もとより、「ゲマインデ自治」という一観点のみの一定の限度内においてではあれ、それでもやはり、ウンルートとともに、「プロイセンと結びつけられたあまたの月なみ觀念 (Klischeevorstellung) の疑わしさ」⁽⁸⁴⁾を批判しある歴史研究の必要をわれわれに迫るものであるように思われる。⁽⁸⁵⁾ある種の「疑わしさ」を免れえぬ点では、わが国の戦後歴史学以降の通説的プロイセン史像もまた決して例外ではない、と言つてよいのではあるまいか。⁽⁸⁶⁾

(1) Horst Matzerath, *Urbanisierung in Preußen 1815-1914*, Stuttgart 1985, S. 347. ハルトマン・マツツェラートは、プロ

ヘフ (Hugo Preuß) を援用して、十九世紀末期から第一次世界大戦の勃発に至る時期を、「地方自治の古典時代」と見る。だが、プロイセンは、マックス・ヘルターが扱う始期より「三十年戦争」、「四十年戦争」後革命後の反動期を、「大都市の古典時代」と呼ぶのである。プロイセンは、マックス・ヘルターによれば「古典時代」と呼ぶ時代の特征は、微妙なやれども、必ずしもは、封建的な色彩が残る。Vgl. H. Preuß, *Die Entwicklung des deutschen Städtewesens*, Bd. 1, Leipzig 1906, S. 353.

- (1) 本章が使用する用語は、前章回収、Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. ⑧(監査課) によるもの。
- (2) H. Harnisch, Landgemeinde, S. 325.
- (3) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 105.
- (4) H. Heffter, *Selbstverwaltung*, S. 707, 753 et passim; G.-C. v. Unruh, Preußens Beitrag, S. 722. ただし、クッターによると、ローマ教皇が「トーテンホーフ田舎」の所有権を主張する。これが、前章の註(4)を証明。なま、「トーテンホーフ田舎」・「トーテンホーフ田舎」の二つは、後者の註(35)・(36) 参照。
- (5) ハウジングの叙述は、井川一ト、W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, S. 118-124, による。
- (6) 本編、1101-1102頁。
- (7) W. Holtz u. G. Koischwitz, *Südlich von Berlin*, S. 120 u. 122.
- (8) Vgl. W. Spatt, *Teltow*, 2. Teil, S. 221.
- (9) 1800年以前のトネトハ船を倣めて、歴史地図上では、新設された「新市」である。都市資格を備えていたのが分かる。ヒュッケー (F. Escher) によると、この町は、「農村の環境の中には、豊かな山脈」である。
- (10) Vgl. L. Enders, *Ortslexikon, Übersichtskarte*; F. Escher, *Berlin*, S. 246.
- (11) Berlin und seine Eisenbahnen 1846-1896. Hrsg. i. A. des Kgl. Ministeriums für öffentliche Arbeiten, Bd. 2 (1896), Reprint, Berlin 1982, S. 86-90.
- (12) Ebenda, S. 89.

- (13) Vgl. ebenda, S. 83-86; W. Holtz u. G. Koischwitz, Südlich von Berlin, S. 123; F. Escher, Berlin, S. 246.

(14) 「バーバル」は「アベニューハウス」を、画母、ホーネルムークーベーデル（Niederbarnim）の画母、ルの農田範囲が描かれたものだ。ペハシルテー園の形成による無視すべき画母性を示す。画母（Seitenflügel）の標榜の家（Hinterhaus）を標榜した大陸建物のアベニューハウスの画母が、近頃より注目される。

- (15) 本編の文獻は M. Broesike, Binnenwanderungen, S. 1-62, bes. 44; Preußische Statistik, Heft 177, Die endgültigen Ergebnisse der Volkszählung vom 1. Dezember 1900 im preußischen Staate sowie in den Fürstentümern Waldeck und Pyrmont, Teil II, Gebürtigkeit. Blinde. Taubstumme. Arbeitsort und Wohnort, Berlin 1903, S. 469-539, に據る。

(16) Königsberg i. Pr. • Danzig • Berlin • Charlottenburg • Stettin • Posen • Breslau • Königshütte i. Ob. Schles. • Gleiwitz • Beuthen i. Ob. Schles. • Magdeburg • Halle a. Saale • Altona • Kiel • Hannover • Bielefeld • Dortmund • Bochum • Kassel • Frankfurt a. M. • Krefeld • Duisburg • Essen a. Ruhr • Düsseldorf • Elberfeld • Barmen • Ronscheid • Köln • Aachen.

- (17) Vgl. E. Wiebel, *Städte*.

- (18) D. Langewiesche, Wanderungsbewegungen, S. 2 u. 19.

- (19) ルの画母、アベニューハウスの標榜は確認されない。1900年の『アロイヤハウス』はアベニューハウスの画母が、1900年で70人いた。しかしながら、九九、大約の人口を数えた総数の1回・九九ペーペーハーフ、ブルックから農村方面へ向かへてムルヒー通りが立たぬ。ルンドラ、都心に流れるムルヒーの北岸が、全國平均を粗略凌駕してゐるのである。なお、農村方面へ向かへる労働者、ホルトウ郡に起つた全島ドリーリーの人民は離れた。彼らの動向は、ツィチルガーベルベルフ・ヘーネナウ（Friedenau）・グランエーベルフ（Grunewald）・ルーハーゲンムルヒー（Schmargendorf）・ルイペーダー（Tempelhof）・ルートルフ（Treptow）など、これらがアベニューハウス比較的近いアベニューハウスだ。Vgl. Preußische Statistik, H. 177, Teil II, S. 483.

- (20) マツツヨラートは、いれらの近距離ペハムラーを Vorortpendler と呼んでゐる。ベルリンのすぐ近くに位置して、事實上すでに同市の一部と化し、もはやラントゲマインドの住民の大半は、ベルリンで働く、自分自身を「ベルリン人」(Berliner) と意識し始めてゐる。Vorortpendler は、一箇の Berliner ばかりならぬ。『統計』を繰くと、近畿、ベルリンへ向かうペハムラー一八四、七九二一人のうち、シャルロッテブルクから一六、三三五、シューネブルクが一四、三三五、そして、リックスブルクからが一五、〇三九であった。したがつて、いわゆる三つの最初近郷のペハムラーだけ、全体の五軒を越えたといふことだ。Vgl. H. Matzerath, *Urbanisierung*, S. 311f.; R. Dietrich, *Verfassung*, S. 259; *Preußische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 470f.
- (21) M. Broesike, *Binnenwanderungen*, S. 44. 電車の使用が相当地域を普及してゐる事実を勘案すれば、ペハムラーの通勤距離はめいと遠く、及ぼだらべハムランゲは指摘してゐる。
- (22) 前章の分析、本書、110カー110ページ、参照。なお、ラシテングアルゲ駅で乗降するペハムラー数は、約六人と見積もられる。本書、113九-114〇ページ、註(38) 参照。
- (23) いわゆる、以下の11点を確認しておめたま。ケーリヒス・ヴァスターハウゼンの大土地所有=世襲財産との繋がりを保つて、血の在地性を確保しつゝ、鉄道を使い当地からベルリンへ通勤すると見てよい雑多な非農業的労働者の存在を、わたくしは、すでに前章で明らかにした。ケーリヒス・ヴァスターハウゼンの三七人には、そうした種類の労働者が含まれてゐるに違ひない。これが第一。そして、この三七人を含む「遠距離」ペハムラーとは、概して、前章で剔出された「都市近郊農村労働者階層の新種範疇」に属するものである。これが第二。本書、111八-111九ページ、参照。
- (24) Vgl. *Preußische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 492-539.
- (25) マクデブルク近郷 (Magdeburger Börde) における発展した農業の一九世紀史について、そのあたり、Hainer Paul, *The Rural Proletariat. The Everyday Life of Rural Labourers in the Magdeburg Region, 1830-80*, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, pp. 102-128, 参照。
- (26) 『統計』は、生業者を、a、独立地主 (Selbständige)、b、職員 (Angestellte)、c、労働者・職人に三分して、関係の数値を列記している。但し、者を用ひる範疇の厚さ存在について、11例のみ示しておいた。「鉄道ゲマイナード」の住人で、金属加工業に従事した者は1111人、その全員が、この階層の労働者であった。建築業に関する組織の数

- 地主は111人。その内、Hö 1人があつて範囲に属し、職員は9人、独立自耕者はわずか1人を数えるだけだった。Vgl. Preußische Statistik, H. 177, Teil II, S. 496 u. 508.
- (27) ハノードの使用状況は BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2290, Gemeindeversammlungen und Gemeindevorstellungen, Bd. 1, 1891-1905, o. Bl. 482。後期組 (33) の主張の延長上、本郷の賦税収入の元組は、前章回憶、領地を離れたため最も豊かな組である。
- (28) W. Spatz, Teltow, 2. Teil, S. 182 u. 204; W. Hofmann, Aufgaben, S. 580-582; C. Wilke, Landräte, S. 103f. u. 266 をもじあたって参照のこと。
- (29) Vgl. C. Engel u. W. Haus (Bearb.), Quellen, S. 556.
- (30) 一九〇一年の「史料」によると、ガイルメルスドルフの「ゲマインデ財産」は、有価証券類と土地所有を含むもので、七千五百ハーケン（約〇〇〇ハク）に達した。これに対して、負債額は、六、七七五、四六六ハクだった。Vgl. BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2547, Entwässerung von Berlin-Wilmersdorf, Bd. 1, 1901-1905, o. Bl. 482, ベルリッシャー組もおぼえ、監修されたのが、一八九〇年以前の封建期の農村共同体と區別するのだが、この「共同体財産」の有無は、「ケーバンゲ血統」の存否と直結する重大事であつた。Vgl. H. Harnisch, Landgemeinde, S. 309-332. 本書、緒論、一六-一七ページ、を併せて参照のこと。
- (31) (32) C. Wilke, Landräte, S. 81.
- (33) 郡長宛て「畠田題目」の一九〇一年一月四日付文書を見られる文書。
- (34) 『ハノード条例』第七回条など、「監査員数は最大限六名をもとで監査をねらへ」である。Vgl. C. Engel u. W. Haus, Quellen, S. 562.
- (35) ハノード、「プロヴァンツ行政」(Provinzialselbstverwaltung) として「幅広い権力を持たぬ行政」、「総括行政」の推進主体としては、本章がのちに対象となるヘルトカ運河の建設に端的に象徴されるようになり、従来、「クライス血統」の絶大な役割が強調されて久しい。ウヘルトのこねる「クライスの力能」が、それである。しかし、同時に他方において、一八七一年の「郡条例」は実は、一八七五年六月一九日の「州条例」(Provinzialordnung) としての「前段階」なことは「前提」を成しただけであり、後者の「プロヴァンツ条例」になると、田舎分制的・官僚的政体の瓦礫を終局的に破

辞し、立憲的自治に立つ法治国家を樹立する方向へと進む上で重要な次なる一步を出すものだった事実が、看過されではならない。同条例施行によると、プロイセン・プロヴィンツとしての行政区画の確定に伴い、旧来の身分的な自治団体 (die kommunalständischen Verbände) は、病院運営や身分的信用供与のみの限定的業務に特化しつつ、その権限を次第に喪失して行く。それは、ラウジッツ (Lausitz) やは、身分的に構成されたラント議会としてなお生き残ったとは言え、ノイマルクとクールマルクにおいては、それぞれ一八八一年と一九〇一年に、ついにその姿を消したのである。しかし、プロヴィンツは、自治的行政を担当する「委員会」(Provinzausschuß) と国家行政の諸課題を管掌した「評議会」(Provinzialrat) の二重構造を取るに至り、「国家行政と地方自治の二元主義」を実地に移す一箇の「中間的主務官止」(Mittelinstanz) となる。しかし、たゞえ知事とその政府には、国家行政によるもやもやの傾向が強く見られたにせよ、州委員会を持つプロヴィンツとは、疑問の余地なく「正真正銘の自治体」(echte Selbstverwaltungskörper) にほかならぬのであった。

「プロヴィンツ自治」は、道路の工事と保守、ラント民の福利厚生の向上、救貧院ほかの諸施設、すなわち、農業専門学校・消防組合・共済金庫等の建設と運営、そして、ラントの土地改良のみならず、郷土の誇りたる文化遺産の保存あるいは歴史研究まで含む文化面にもわたるあらゆるの取り組みを皮切りとして、八〇年代に入ると、軽便鉄道の敷設と経営、同業者保険組合の運営、ならびに、農業傷害保険・老齢保険・廃疾保険等の各種社会福祉業務はおろか、ラント銀行の経営さえ手掛ける多岐にわたつた豊富な内実を備えるに至るのである。「プロヴィンツ自治」の守備範囲を、いのように、一段とおし抜けたものが、ライヒの社会福祉関係法だった事実も、トトド、書かれてゐる。一例にすれぬが、農業傷害保険組合業務は、一八八六年五月五日(1905年)のライヒ法・一八八七年五月一日のプロイセン施行法に基づく。これより、「プロヴィンツ自治」の重要性は明瞭かであらう。Vgl. R. Dietrich, Verfassung, S. 242-246 u. 260f.; C. Wilke, Landräte, S. 104.

(36) (37) Ebenda, S. 104.

(38) 本節など、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2266, Organisation des Kreises, Bd. 4, 1905-

1909, o. Bl. が分析される。後掲註 (40) の出典の回止。

(39) 「郡条例」第四九条によれば、警察管区の形成を認可する決定権者は内務大臣であつた。Vgl. C. Engel u. W. Haus,

Quellen, S. 481.

- (40) 互務大臣規則「大正九年一月一日」に付文書の文書。
- (41) 法律に従つて独立で警察管区を形成したる、他のケーネンマールクをセムラウ (Zusammenlegung) 必要が、ルートヴィヒスブルク等は、S|I|Eが終了である。Vgl. C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 481.
- (42) 一九〇〇年壁壇の大規模な改修は、ルートヴィヒスブルクタール、ルート、ケルネンマールク、ケターネルドネン等。Vgl. L. Enders, *Ortslexikon*, S. 93. u. 249.
- (43) Vgl. C. Wilke, *Landräte*, S. 134.
- (44) 後掲註(45) より(46) ふくふくじゆくの結果は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2514, Kanalisation der Landgemeinde Lankwitz. Zweckverband Lankwitz-Marienfelde, 1907-1914, o. Bl. 238.
- (45) W. R. Krabbe, Entfaltung, S. 378.
- (46) Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 223.
- (47) ベルナード・ハッカハーマンの建築監理官 (Baurat) の所長が、大正九年一月一日付文書。
- (48) Vgl. Hans Heinrich Blotevogel (Hrsg.), *Kommunale Leistungsverwaltung und Stadtentwicklung vom Vormärz bis zur Weimarer Republik*, Köln/Wien 1990, Einführung von H. H. Blotevogel, S. XV; W. Hofmann, Aufgaben, S. 593.
- (49) Ebenda, S. 593.
- (50) ハルバウ監理の大正九年八月六日付文書。
- (51) W. Hofmann, Aufgaben, S. 593.
- (52) 本篇は、BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2299, Einverleibung einzelner Grundstücke oder Etablissements in die Kommunalverbände der Dorfgemeinden und Bildung neuer Gemeinden. Ein- und Umgegendungen, Bd. 7, 1896-1905, ふくふくじゆく。
- (53) ルートヴィヒスブルク「ルートヴィヒスブルク條約」標1・11・日條文書。Vgl. C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 544-546.
- (54) ルートヴィヒスブルク K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 109-111, ふくふくじゆく。
- (55) 本篇、一一四-一一五頁、同上。

- (56) ハレの祭典は、用ひられ、K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 100-115, 参照のこと。⁵⁶
- (57) Vgl. Karl Kindler, *Chronik von Königs-Wusterhausen. Nach vorherstehenden Akten, Urkunden, Geschichtswerken sowie Mitteilungen älterer Lente*, Königs Wusterhausen 1898, S. 58.
- (58) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 102f.
- (59) Ebenda, S. 103.
- (60) 古『地圖』兼「類纂七曜圖」補錄圖十七⁵⁷。Vgl. *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main/Berlin 1970, S. 434f.
- (61) 前章の註(7)によれば、既に教育の課題を、「教誥業務」と「田治業務」の廿四領域として把握するものであるが、ハレの理解だけでは必ずしも充分ではない。たゞたゞ、グーテヴィルクがマイケルに当時の農業を語るには、「減税天国」(Steueroase)の特権を享受したむか止方の画面が想われるのではないのかいわゆる。Vgl. K. Heß, *Junker*, S. 165. たゞ、本書「類纂」一冊⁵⁸、を参照のこと。
- (62) K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, S. 104f.
- (63) Ebenda, S. 105.
- (64) 一八九〇年七月一日の「地方自治体税法」(Kommunalabgabengesetz)が、「給付行政」遂行上の財政的基盤を整えた点も看過され得ない重要な事実である。ディートリヒによれば、それは、一八九一年の「ハノーヴェライヘンテ条例」や一応の終結を見た「一九一四年以前のプロイセン行政改革」を補強するものにほかならなかつた。Vgl. H. Matzerrath, *Urbanisierung*, S. 362f.; G.-C. v. Unruh, Preußens Beitrag, S. 722; R. Dietrich, *Verfassung*, S. 251. 邦語文翻訳とは、藤本建夫『ハノーヴェライヘンテの帝国財政の社会史』時潮社、一九八四年、第四章、参照。
- (65) 彼は、註(57)に挙げた文献の著者でもある。
- (66) 一九世紀ドイツの地方自治に関するフターの古典的理解は、おおむね次のようなものである。第一に、プロイセンにおいて眞の自治精神の発露が見られるのは、都市のみであつて、農村ゲマインデでは全くない。第二に、都市における自治の発達とはむしろ逆に、農村地域の「ゲマインデ自由」は、未成熟・未発達な低水準にあるほかなかつた。そして、その根本的な主因は、保守的プロイセンの封建主義的狭量にほかならない。これが第三。わが国の戦後歴史学による

通説的プロイセン想像は、ノルト＝マイハイの表象に陥るが爲め、ノルト＝ダムフタ－的理解と回断の見地によるものである。

(67) 本節における「BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Beschwerden über Gemeindevorsteher, Bd. 2, 1905-1910, が参照されね。

(68) Vgl. C. Wilke, *Landräte*, S. 48.

(69) (70) Vgl. ebenda, S. 48; W. R. Krabbe, *Die deutsche Stadt im 19. und 20. Jahrhundert*, Göttingen 1989, S. 108.

(71) ギュルナーハウス開設の趣意にてこの監督する「マイヒガルト」の懸念の努力を冠して、ノルト＝マイク＝ハラードの近隣ゲマインドがそれに賛同せず、建設は断念されたがなからだ。

(72) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Bl. 4.

(73) BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2351, Bl. 3.

(74) ノルト＝マイヒの分類は、「プロイセン統轄」が分類する先端の「合併ゲマインド」と「周域ゲマインド」と「鉄道ゲマインド」の三つを認めたが、ただし、「統轄」では「合併ゲマインド」のみを「都屯近郊」Vorort と見ておらず、近郊の漸次的拡大とともにそれで動的な観点を持つ本章とは、その類型分けが微妙に異なる。Vgl. *Preußische Statistik*, H. 177, Teil II, S. 492-539.

(75) ノルト＝マイヒの分析の素朴な BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Reg. Pdm. I Kom. Nr. 2280, Bestätigung der Beschlüsse des Kreistags über den Teltowkanal, 1900-1907, が参考。

(76) W. Hofmann, Aufgaben, S. 624f.

(77) Vgl. ebenda, S. 628f.

(78) C. Wilke, *Landräte*, S. 87. トヘルト＝ハルカハが成した略大の業績である。トヘルト＝ハルカハの模範として、アーヴィング＝アーヴィング（Adolf von Achenbach）は、彼の後任である。Vgl. G.-C. v. Unruh, *Der Landrat. Mittler zwischen Staatsverwaltung und kommunaler Selbstverwaltung*, Köln/Berlin 1966, S. 91f.

(79) Vgl. W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 193-199; W. Hofmann, Aufgaben, S. 628f.; C. Wilke, *Landräte*, S. 87-90.

(80) C. Engeli u. W. Haus, *Quellen*, S. 510.

- (81) Peter Schöller, *Die deutschen Städte*, Wiesbaden 1967, S. 62. 一方におけるシルバーが、「十九世紀の偉大な業績」を、「空間的・都市建設的視点」から見た、水道やガスの供給・街路の舗装・排水溝や街燈の整備等等の「技術的都市建設」に求めねるのに対し、他方、「自治体史・行政学的視点」に立つブローテフォーゲルは、それを、「自治的給付行政」として重視する。彼によれば、以上の二つは、「回じメダル」の両面にほかならない。Vgl. P. Schöller, *Städte*, S. 62;
- H. H. Blotevogel, *Leistungsverwaltung*, Einführung, S. XIII.
- (82) F. Escher, Brandenburg, S. 754.
- (83) W. Hofmann, Aufgaben, S. 586f.
- (84) G.-C. v. Unruh, Preußens Beitrag, S. 727.
- (85) 本章の問題視角上、わたしが、「ゲマインデ政治」と「ゲマインデ自由」をよりふれい強調せねばえなかつた。しかし、幅広い意味で、トロイヤン史における「クライス政治」(Kreisselfstverwaltung)の極重要な意味は、たゞえども、強調しても強調しきれないものないほどの、重い。わたしが自身の主観的意図を述べれば、「ベルリン近郊クライス」たるテルトウくの着目それ自体が、実は、そのような問題関心から発するものでもあつたのだが、これでは、ウンルーとともに、以下の諸点を確認するだけにしておあたい。もし、ウンルーの「町の支配的見解」によれば、そもそも、地方自治 (Selbstverwaltung) とは、自治体「固有の公共的諸課題の実現」にはかならないのであるが、この点で、プロイセンのクライスが果たした役割は、絶大であった。「国家と社会との対立の克服」に寄与しつつ、クライスは、その「古典的任務」である交通網の整備に尽力しただけではなく、実科学校や市民図書館・郷土博物館等の建設をも盛んに手掛け、教育=文化の増進・育成のためにも、その力を遺憾なく發揮した。それゆえ、プロイセンのクライスは、一方では、国家と社会の両者を一つの統一体へと融合させる能動的基盤としての中間媒介的な役割を担いながら、同時に他方ににおいて、とりわけ、都市との埋めがたい格差に悩む農村地域の住民にとっては、「都市・農村間文化落差の克服」にも大いに与かつて力ある自治体にほかならなかつた。「テルトウ運河の建設」は、わしづめ、ウンルーの語うそつした「クライスの機能」を物語る典型例だった、と語りえよう。いや、そればかりではない。以上の事柄に加えて、わが辺り、市民の「公共意識」(Gemeingefühl) の陶冶に努めた当のクライスを「自分の故郷と感じる観念」(die Vorstellung vom "Heimatkreis") が、プロイセン東部諸州の地域住民においてはおしなぐれ、ドイツの他の諸地域とは比較するべくもな

く強く発達していた事実が、記憶にとどめられなければならない。

したがって、一八七一年のあの「郡条例」を、とのつまりは、ユンカーフ階級が「頑なまでに保守的な (starr kon-servativ)」(H・ヘフター) 「田アプロイセン主義の強固なとりで」(F・エンゲルス) たぬ東部諸州の農村地域を、クライス行政の新たな諸形態のもとで統治し続けるための处置にすみとする従来の通説的見解は、エンゲルス (Friedrich Engels) の古典的把握にせよ、また、ヘフター説に拠るのであれ、一面的とのそしりをとうてい免れえないであろう。通説は、さらに、東部諸州における広範な大土地所有者階層が、自分のクライスの福利厚生を向上させるべき公共的諸課題の充足義務を自ら進んで引き受ける心構えと用意を整えていた成果を、ムダと見逃すものでしかない。われわれは、こうした通説的見地から離れて、以下の事柄を直視するべきである。

そもそも、一八七一年のはるか前の時代からすでに、クライスのシュテンデが、田の町住する地域の構造改革を行うべく、様々な仕方で骨を折つたことは、ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein) の強調してやまなかつたところである。だが、「郡条例」によつて実現された新しいクライス制が初めて、国家全体の存立を危うくしかねない都市・農村間格差を極限にまで行き着かせることなく、時宜を得た公共的諸課題を成し遂げうる現実的可能性をクライスに与えた点が、看過されではならない。一九一九年に至るまで、保守的勢力が、プロヴィンツ同様、クライスの議会にあっても、多数派を維持したことほどより事実だったにせよ、当時のクライスは、こと地方自治の内実に関するかぎり、間違いないく、進歩的な発展を示した自治体にほかならなかつた。むろん、一八世紀以前史との連繫で言えば、特権的シュテンデばかりではなく、一七世紀以降のあの「財政援助 Remission」(W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, Vorwort u. S. 5ff. 参照) 他の少なかい支援策を通じて支えられたあまたのクライス住民によってもまだ培われた「永きにわたる連帯責任の伝統」(eine Tradition langer, gemeinsamer Verantwortung) なしにば、「郡条例」後の「クライス自治」の稔り多い展開は、必ずありえなかつたと捉えられなければならなかつ。これは、本書の緒論の註 (72) で示唆した一八世紀以前史と一九世紀以降史との、深部において通底する内的連関の「クライス自治」レグルにおける一つの現れとも言ふべよ。

さればかりではない。以上の重要論点に鑑みると、ラントラートが概して大土地所有者だった事実を除え、反動的ユンカーフ支配の継続一辺倒の従来の見方を一変させて、積極的評価の対象にされてしかるべきである。クライスを治めるラントラートは、田の指令する措置への深い同感と共感の念を心に抱きながら職務に専念した。クライス制固有の本質とは、

ハングルスの一方的論難とは逆に、土地所有を媒介環 = 基礎とする、ラントラートと彼のクライスとの個人的かつ密接な結びつきを求めるべきであつたのである。このように、ウンルーは、彼の言う「自治的共同組織」(Kommunalgemeinwesen)によるやわしい高い評価と地位をクライスに与えるべく、プロイセン史再検討の積極的論陣を張る。それは、ローレンツ・フォン・シュタインのクライス・シュテンデ論ならびにグナイスト (Rudolf von Gneist) による国家・社会の基礎組織としての自治体説を、新たな照明を当ててドイツ史から掘り起こし、現代における蘇らせようとするすぐれて現実的かつプラクティカルな学問的意図に出る立論であつたようと思われる。

それゆえ、ウンルーのいわゆる「プロイセンと結びつけられたあまたの月なみ観念の疑わしさ」は、ながんずくプロイセン東部のクライスをめぐる従来の通説的見地に対しても、徹底的に厳しく突きつけられてしかるべきなのである。ともあれ、硬直した伝統的なプロイセン・イメージの転換ないしは払拭を図る上で、「ゲマインデ自治」・「ゲマインデ自由」の積極的 = 肯定的評価の視角のみどどまらず、「クライスの力能」についてもまた、前者同様の透徹した眼を向けるドイツ史研究上の強い学問的必要性に、異論の余地はあるまい。さらに、これに加えて、本章の註(35) すでに見た「プロヴァインツ自治」に限してもまた、基本的に同じ議論が成り立ちうると必定であろう。ゲマインデとクライスをしてプロヴァインツに同等の力点を置く構造的 = 立体的視点を持つことによつて、ドイツ史理解は、一段とその斬新さと深さを増し加えるに違ひない。ウンルーとともに、こまゝ、この点を確認しておくれとの意義は大きい。²⁸¹

Vgl. Friedrich Engels, Die Rolle der Gewalt in der Geschichte [1895-96], in: Karl Marx und F. Engels, Werke, Bd. 21, Berlin 1962, S. 460, 註訳『マルクス＝ハングルス全集』第11巻、大月書店、一九七一年、E 619-1-2; H. Heffter, *Selbstverwaltung*, S. 555 u. 764; G.-C. v. Unruh, *Der Kreis. Ursprung und Ordnung einer kommunalen Körperschaft*, Köln/Berlin 1965, S. 144, 146, 203 u. 206f.; ders., Kreis im 19. Jahrhundert, S. 91-110, bes. 97, 100-104 u. 109f.

(86) ハンブルクの重大論争²⁸²のふた、ハノーファー、ガルアタリ、藤本建夫・藤田幸一郎・北住烟一、三氏の業績に関する以下の若干の批判的文章にはじめておめたる。三氏の成果は、いかにもなく、それに貴重な貢献ではある。しかし、それでもやはり、ハノーファーと「ゲマインデ自治」の観点からするかわり、次のような問題性が指摘されなければならぬのであらう。まず、藤本氏は、せいかく一八九二年の「地方自治体税法」に上田しながらも、やいど、ウンカーライフの「愛の贈り物」を見

るローゼンベルク (Hans Rosenberg) の視点にあまりにも強く捕らわれすぎたばかりに、それが同時に、ゲマインデを財政的に支えるとともに、「ゲマインデ自由」の強化にも大いに与かつて力あつた面を無視している。次に、眞の自治精神の成長は都市のみに見られるとするヘフター同様、都市に主眼を置く藤田氏は、「『国家とゲマインデ』の政治的二元構造」を説くだけで、都市近郊農村地域において自治の内実を豊富化して行くゲマインデそのものの逞しい成長過程が視界に入らぬそのかぎりでは、やはり、依然として、ヘフター的通説の二元論 (Dualismus) の見地にとどまっている。そして、北住氏の著書は、ゲマインデ自治の具体的諸相の実証を欠いたまま、氏自ら認めるところ、「静態的制度論」に傾いているばかりではなく、あまつさえ、ラントゲマインデにおける「上位の農民」への注目が欠落した点では、書物に先立つて発表された論考からの後退さえ示している。

このように、ウンカー支配の通説的視座、あるいは、自治に関するヘフター的観点、さらには、ラントゲマインデでの富農支配の座視のいずれかの問題点がまだ残るかぎりにおいて、それらは、わが国の戦後歴史学的共通了解の一部を成した伝統的プロイセン史イメージのなんらかの残像ないしは残照から、なお、完全に自由ではありえない。ともあれ、三者は、少なくとも、プロイセンのゲマインデに関する瑞々しい表象を欠く点では、同じ立場に立つ共通性を共有している、と言ふほかないのである。藤本建夫『社会史』、第四章、藤田幸一郎『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』青木書店、一九八八年、第六章、北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治——社会国家への道』成文堂、一九九〇年、はしがき、第二部第四章、同、「ドイツ第一帝制・プロイセンにおける地方統治体制——クライス制からラントゲマインデ制へ」『法学研究』(愛知学院大学) 第二一巻、第一・二号、一九七七年、所収、参照。

本書は、戦後歴史学的プロイセン史理解の全面批判を展開する場ではない。この点、後日を期すほかないが、おわりに、なお、一言しておきたい。もとより、著者の主観的意図にすぎぬにせよ、本書は、戦後歴史学的プロイセン史理解の全面超克と新イメージの対置とに進むためにさしあたって必要な中間報告的な序論的検討の一試論として、位置づけられていく。そのような困難な課題に迫る上で、ドイツ国制史の豊かな成果から学ぶべき点は多い。ところで、わたくしの印象に特に強く残る代表的業績の一端に触れるにとどめておこう。

さて、「絶対主義時代における社会的紀律化 (Sozialdisziplinierung)」の重要性に着眼するエーストライヒ (Gerhard Oestreich) の見解は、つとに周知の議論である。彼は、「絶対主義時代に進行した根底的紀律化 (Fundamentaldiszi-

plinierung)」を、「一九世紀の根底的民主化 (Fundamentaldemokratisierung) の過程に匹敵するもの」と捉える。「絶対主義時代における社会的紀律化の過程は、おそらく近代国家の最も一つの偉大なる過程、つまり一九世紀の根底的民主化の過程に匹敵するものである。たしかに後者の政治的過程は、まさに絶対主義に反発する自由主義運動のなかから生じた。それは紀律とはおよそ異質的なものであり、一見それに敵対的なものである。にもかかわらず民主主義は、議論の自由、報道の自由とならんで、国民のある種の紀律、公共の福祉に寄与する紀律を前提にするのである。絶対主義時代に、絶対君主の大幅な指導のもとに進行した、国家と教会、経済と文化における根底的紀律化、この従来あまり注意されることがなかつた構造史的過程が、市民的・民主的な国家の上述の根底的民主化のための、近代国家とその社会のための、一つの前提を成したのである」、と。ヨーロッパ絶対主義、したがつてまだ、プロイセン絶対主義の構造史的な肯定的役割に止まする大胆かつ積極的な理解が、ノルヒにある。

次に、「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」を講じたマイア (Hans Maier) は、以降のように述べる。「ドイツは、ペーフュンデルフ (Samuel von Pufendorf) を除けば——マキアヴェリ (Niccolò Machiavelli)、ボダン (Jean Bodin) やよびホッブズ (Thomas Hobbes) のような——十六、十七世紀の西欧の偉大な国家論者に匹敵するような人物を出したことはなかった。国家理性の思想も近世自然法の思想も、ノルヒには最初安住の地を見いださなかつた。しかしノルヒでは、国家の道徳的目的、『公共の福祉』の創造および『善きポリティック』としていたが、常に考えられてきたのである。ノルヒに、近代の国家思想に対するドイツ固有の貢献がある。ノルヒした考え方は、国家に対して公然と距離を取つたり、国家を、それに超越する秩序を基準として自然法的に測定したりするのには適しないが、既存のものの緩慢かつ慎重な改革にはきわめてふれわしいものである。ルター主義・宗教改革を推進力として生じたドイツ君主国家は、そのようにして近世ヨーロッパ大陸の国家教会制の始まりとなつたばかりでなく、同時に、近世の文化国家・福祉国家を初めて明確に造り出すこととなつた」、と。マイアが着目する「ドイツ固有の貢献」とは、フランケル (Ernst Fraenkel) の口吻を借りるなり、「社会保障の思想」(der Gedanke der sozialen Geborgenheit) の提起にほかならない。それは、「一九世纪末および二十世紀の最初の三分の一の時期におけるドイツが、『西欧民主主義』と呼ぶならわれている国家・社会のタイプの発展に、一つの重要な永続的な寄与」をなすものなのであつた。

「ドイツの現代政治学が、カール・ルーゲン・シュタイフ (Karl Löwenstein) が最近ある種の非難の意味をこめて述

べたように、『富める者の食卓からのおいばれ』で生きようとするのでなければ、すなわち、イギリスやアメリカのお手本を模写するだけでなく、自分自身の研究課題に即して固有の方法と固有の言葉を発展させて行こうとするのであれば、旧ドイツ国家論・憲法論とドイツ国家の歴史的伝統とを批判的に、だが歴史的に理解しながら、その考察のなかに取り入れねばならないであろう。このように諄諄と説くマイアーネの冷徹な言葉は、われわれの胸に強く迫るようと思われる。すなわち、これを、「ドイツの現代政治学」のみに妥当する文言と理解してはならず、むしろ、日本人のドイツ社会経済史研究の進捗にとつてもまた、味読するに足る極重要な意義を持つ言説として、より積極的に受け止めるべきであろう。もしそうだとすれば、マイアーネのいわゆる「一九世紀プロイセンの独特な二つの顔」の両面把握は、今後の歩みにとつての不可欠の前提作業となろう。つまり、一九世紀ドイツの社会政策の点での先駆性と「政治的反動および市民的不自由」との同時存在に関する冷静な二面的把握が、必要視されざるをえないものである。

それゆえ、研究史批判との不可分の関連のもとで、次のように言い切つて大過なかろう。すなわち、一方において、あの「ゾンダー・ヴェーク」論の泰斗ヴェーラーが主唱するドイツ史の負の連續性の一義的強調のみをもつてしては、たとえ、それが、ドイツ人自らナチズムの人類史的罪過と正面切つて向きあおうとする知的良心のなせるわざだつたにせよ、「プロイセンの独特な二つの顔」の少なくとも一面は、なんら把捉されずじまいに終わり、その結果、ヤヌスの顔の前後両面を視野に收めぬ一面観的史観との批判を招かれるをえないとするならば、他方、すでに検討したハーゲンのように、東エルベ的なものと西エルベ的なものとの共通性・普遍性の抽象世界にひたすら埋没して、わが能事終われりとするだけでは、「プロイセン史の二つの顔」はおのずと視界から消え去り、結果的に、一般性の一方的強調論にすぎぬとのそしりをとうてい免れることはできないであろう、と。

そればかりではない。西ヨーロッパならびに北アメリカの中産的地方人 (middling countryfolk) が紡ぐ日常生活に注目しつつ、そこに、東エルベ村民の物的文化 (material culture) と共通しこそれ、なんと言つてもやはり、その最良の形態 (best form) と呼ばなければならぬものの普及を見て取ろうとするハーゲンの結論部分の行間には、ナチズムの犯罪性をドイツ人自身の固有の問題として自覚的に受け止めるヴェーラーの学問的良心性とはまさに裏腹の、アメリカン・アロガントとも言うべき独特的の傲岸さのにおいが漂うのを、嗅ぎ取るべきでもあろう。このように、ヴェーラーとハーゲンを比べれば、ドイツ史への肉薄の迫力と認識の深さの両面において、大人と子供ほどの落差があるように、わたく

しには感じられてならない。しかし、この点を厳格に踏まえた上で、なおかつ、わたくしは、ヴェーラー説を透徹した批判の対象とするべき強い必要性が依然として残ることをも、併せて指摘しないわけには行かないのである。ともあれ、わたくしが本誌記の冒頭で提示した重い課題の本格的かつ全面的な検討に進むためには、「プロイセン史のヤヌスの顔」を直視する、緊張感漲る全体的両面把握の視点が、どうしても、必須の要請とならざるをえないであろう。

以上のようなドイツ国制史研究のすぐれた成果に加えて、さらに、かつてトクヴィル (Alexis de Tocqueville) が『アンシャン・レジームと革命』において提起した古典的論題の重要性が加味されなければならない。「ヨーロッパ大陸のほとんどすべての所で同時に準備された大革命が、なぜ、他の諸国に先んじてフランスにおいて勃発したのか」を鋭く自問するトクヴィルにとっての問題の核心は、要するに、人民と直結している「地方的小公務の行政」業務にいつさい関与せず、それを、「諸都市の官職任命 (Aemterbesetzung)」(M・ウェーバー) を一手に握る、国王の傀儡と言いうべき「アンタンダン (intendant)」との部下たち (agent) によって委ねた上で、パリに赴いて安逸な宮廷生活をむさぼることによって、人民からの自發的に遠ざかる「不在地主」に成り下がる道を自ら突き進んだフランス貴族と、逆に、地方政府にいそしみつつ、「農村の貧民の世話」までぬめぬめ怠らなかつたプロイセン貴族との鮮やかな対極的理解という一点に、集約されよう。換言するならば、市民革命を誘発せざるをえなかつたフランス貴族に対する批判的見地と、もとより搾取者ではあるが、同時に親身な保護をも与える、文字どおりの「ヤヌスの顔」を併せ持つプロイセン貴族への肯定的・積極的評価との鮮明な比較・対照のダイコトミー、これが、トクヴィルの問題意識の要点だったのである。

いま、遅塚忠躬氏の示唆に富む指摘を手がかりとしながら、この点を少し敷衍するならば、次のようになろう。すなわち、経済的搾取の点では、たしかに、グーツヘルシャフト下のプロイセン農民の方が、フランスに比して過酷度の強い隸属的状態のもとに置かれてはいた。しかし、グーツヘルたる地主は一方で、治安維持を含む所領行政の遂行において、自己の責任を果たすにやぶさかでなかつた。ヴァンダーの言う「地主・農民関係のアンサンブル」が奏でられていたプロイセンでは、このように、地方政府の任に当たる地主と被搾取農民とのあいだに、ギールケのあの連帶的なゲノッセン（仲間うち）関係という絶妙のバランスが、強烈な経済的搾取もものは、厳として保たれていたのである。これこそ、プロイセンにおいてブルジョア革命が勃発しなかつた一八世紀史の真因にほかならない。

では、ひるがえつてフランスはどうだつたか。ここにおいては、逆に、搾取の点では必ずしもプロイセンほど苛烈とい

うわけではなかつたにもかかわらず、不在地主と化した貴族と被擁取者との仲間うち関係は、ほぼ完全に欠落した。トクヴィルは、この点に、フランス革命勃発の本質的真因を見いだすのである。それゆえ、あたかもハーベン批判を伴わざるをえないものであるが、東エルベと西エルベとの共通性の一面的指摘に躊躇することが、いかに空しくまた愚かな営みにすぎぬか。ただちに理解されるであらう。プロイセンとフランスとの固有の歴史的個性を見抜く比較史的見地の有効性は、依然として健在である。一般性への拝跪は、歴史研究の後退ないしは放棄にすぎない。

とまれ、ルソー＝ジャコバン史学的視角を振りかざしておいたわが国の戦後歴史学の基本的視座は、フランス革命の榮光の成果をすぐれて高く評価する高踏的立場に立つて、フランスの対極に位置するプロイセン史の、低く垂れこめる陰鬱な影を、常に舌鋒鋭く批判の俎上に載せてすでに久しう。しかし、当該史学の批判的・発展的繼承の學問的當為は、ひとり独仏比較市民革命史に限らず、ひとまやは、従来の通説的全イメージの百八十度転換を含めて、プロイセン的ヤヌスの顔の前後両面の諸特性を隈なく精査してみる作業から始まる、と幅広いのではないだろうか。ルソー＝ジャコバン的ないふな、幅広なれば「マイマー＝トクヴィル的視角」の有用性が、こそ、積極的な評価を受けるべきものが到来したと思われる。

以上の語彙ノヘシテ、Gerhard Oestreich, Strukturprobleme des europäischen Absolutismus, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 55, H. 3, 1969, S. 337 u. 345, 成瀬治編訳『近統社會と近代國家』邦譲書店「五六七八年」11回目「一九四九年」；Hans Maier, *Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition. Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart*, H. 321, Tübingen 1966, S. 24f. u. 27f.; Ernst Fraenkel, *Deutschland und die westlichen Demokratien* [1964], 6. Aufl., Stuttgart 1974, S. 33; Hans Maier (Bearb.), Zur Situation der politischen Wissenschaft in Deutschland. Eine Umfrage, in: *Zeitschrift für Politik*, Jg. 12 (N. F.), H. 3, 1965, S. 212, 成瀬治編訳『近統社會』「一九五一年」；W. W. Hagen, *Prussians*, pp. 649 and 651; Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution* [1856], Édition Annotée par Edmond Pognon et Jean Dumont, 1960, pp. 42, 73, 85, 90 et 148, 井伊林太監訳『一八四八年・一八四九年革命』やく書院「一九七四年」；M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 791, MWG, S. 239, 井伊林太監訳『総合の類別別』「五六七八年」、「近現代における中・東欧（諸國・地域）発展の歴史的位置の綜観——農業・土地所有問題の側面から」を題する「西洋史研究会」（東北

大判) の「一九九〇年度大企共済團體等の概況・施設の整備状況」『西洋史研究』新輯第1111号、一九九四年、111-111ページ; Gerhard Dilcher, Zur Geschichte und Aufgabe des Begriffs Genossenschaft, in: G. Dilcher und Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), *Recht, Gericht, Genossenschaft und Polizey. Studien zu Grundbegriffen der germanistischen Rechtsgeschichte*, Berlin 1986, S. 114-123, を参照。

あとがき

プロイセン＝ドイツの近代化は、大塚史学を中心としたわが国の戦後歴史学やドイツの「連續性」論者が、必ずしも充分な実証を伴わずに永く想定してきたような社会反動的類型にすぎず、それは、近代ヨーロッパ史におけるイギリス型あるいはフランス型とは鋭く峻別される別物にほかならぬと見なし続けて、歴史認識上あるいは方法論上の問題は、もはやなんら残らぬ、と断言してよい。本書は、この一点に集約される基本的問題意識、いや、と言うよりもむしろ、素朴な疑惑に発して、ドイツ近代社会形成史上の無視すべからざる問題群に即し順次系統的な検討を加えた試論の一習作である。前篇　ドイツ大土地所有の歴史的役割、そして、後篇　ドイツ都市農村連続体の歴史的個性、の二編構成を取る本書は、「東エルベ農村社会史論覚書」と題する緒論を冒頭に配して、当該の問題意識をめぐるワールドワイドな研究史を批判的に整理した上で、本書全篇にわたる固有の分析課題の大枠を設定した。

「土地所有と近代社会の相関」という古典的ながら、いまなお、その重要性をいささかも失つてはいない社会経済史研究上の基本的な大テーマを、近代ドイツ史を対象として追跡しようとすれば、ドイツ大土地所有の実体を成すユンカーリー的土地所有、ならびに、世襲財産（ファイディコミス）所領の実証的討究は、おのずから不可欠である。戦後歴史学のアープリオリな規定とは逆に、ドイツ近代化促進の固有の効用とドイツ資本主義の近代的展開の安定的一基盤とを、ドイツ大土地所有の歴史的役割として見抜くこと、これが、研究史批判と実証分析を経て逐次検討した結果可能となる本書前篇の問題提起の大要であつた。

後篇においては、世襲財産＝土地所有の実証的追究を、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』に引き続き継続しながら、都市社会史をも含む近代社会生成上のダイナミックな現代的局面に着目した。「都市と農村のあいだ」と言うべきベルリン圏のテルトウ郡は、「都市近郊ゲマインデ」を数多く持つ「都市農村連続体」と呼びならわされるにふさわしい個性的地域類型の一環を成す。「ポツダム・アルヒーフ」所蔵未公刊一次史料を基礎にして、一方においては、地方自治体による「給付行政」の業績を、ペンドラー労働者の階層的生成を伴う都市化の進展との関連に止目しつつ明らかにし、併せて、プロイセンにおける地方自治（「ゲマインデ自治」・「クライス自治」）の歴史的役割をめぐる積極的見直しを行い、同時に他方では、従来未開拓だった「都市史と農村史のあいだ」と言う近現代ドイツ社会経済史研究史上の一つの新領域を、独自の理論視角から切り拓くという、二段構えの検討作業を経て、戦後歴史学以降の伝統的ドイツ史像を批判し、それにかわりうる新しい映像の問題提起を試みることによつて、本書全篇にわたる叙述を終えている。

ここで、本書の執筆に当たり、筆者が常に念頭に置いて心がけようとした当面の方針を、ごく簡単に二点ほど書き記しておきたい。それは、第一に、前著『ドイツ世襲財産と帝国主義』との研究内容の内的関連である。資本主義的生産様式の「永続的基礎」としての「土地所有」の契機への執着は、わたくしにとって、当然の学問的要請とも言うべきものであつた。かつて、プロイセン＝ドイツにおいて、「零細地小作」という独特の形態で、帝国主義転化のための構造的一基底たる歴史的意義を担つた「当該の土地所有は、このたびは、「首都ベルリン圏の都市化の深化を支える農村的基礎の一要因」として、現代史的展開に直結する能動的役割を果たす契機でもあつたのである。

第二に、実証の重視は、さしづめ、しそく当然の前提条件の一つであろう。わたくしは、前著同様、本書においても、もとより自力の及ぶ範囲内においてではあるが、できうるかぎり多くの一次史料の系統的利用に努めた。本書の随所に見られるであろうそうした努力は、ドイツ人研究者によるすぐれた先行業績の到達レベルを、一方では最大限

謙虚に尊重しつつも、同時に他方において、たとえ「さきやかな一步の前進にすぎぬにせよ、いさきかなりとも引き上げることを、少なくとも主観的には、内心ひそかに意図した當みにほかない。一例にすぎぬが、本書最終章で試みられた「ゲマインデ自治」への着眼に基づく実証作業は、W・シュバッツやW・ホーフマンそしてC・ヴィルケらの先行研究を乗り越えて進むために必要な通過点の一つだった、と言えよう。

しかし、それにしても、本書に残された課題は、あまりにも多く大きい。ここでは、今後すぐさま行われるべき研究の一指針として、それらの一部を率直に吐露することによって、著者としての責めをふきぎたいと思う。すでに註記で縷々説明したとおり、「クライスク・テルトウの一八世紀以前史」それ自体が、興味深い一箇の研究テーマたりうこと、そして、「ファイディコミスの法制史問題」が、近世ヨーロッパ世界の生誕史に連繋しうる一大テーマにほかならぬことは、おそらく、言いえて誤りあるまい。そればかりではない。本書の後篇自体が、実は、一つの未完のトルソーにすぎないのである。ドイツ史上の「都市農村連続体」の実証的掘り下げは、いまだ緒についたばかりであり、未検討かつ未解決の課題があまた山積している。たしかに、一九世紀末以降世紀転換期の「ゲマインデ・クライスク・プロヴィンツの立体的構成」への着目には、評価されてよい斬新な意味あいが、少なからず含まれるであろう。だが、ひとたび、一九二〇年代にまで、タイム・スパンをごくわずかに引きのばすやいなや、では、その時期のドイツの方自治は、いつたいどのように捉えられるべきか、換言すれば、一言にして、「大ベルリン形成期のベルリン圏における関係自治体の苦悩と迎合」とでも定式化しうる問題が、たちどころに、たちあらわれること、必定なのである。本書以降ただちに着手されるべき研究課題の一端に一瞥をくれるだけでも、このように、それは些少にすぎぬとは必ずしも言いえないと思われる。今後の精進を期したい。

さて、本書は、以下に示す一〇本ほどの旧稿を基礎として、まがりなりにも一書としての統一性と整合性を主張しあるよう、それらを相当大幅に組み替えて加筆・改訂をほどこすことによつて成った。

- 一、松尾展成『ザクセン農民解放史研究序論』（御茶の水書房、一九九〇年）に対する書評、『土地制度史学』第一三四号、一九九二年、一月。
- 二、ドイツにおける近現代土地制度史研究の新展開——「ベルリン会議」とK・ヘスのフイデイコニス論、『広島大学経済論叢』第一五巻、第三・四号、一九九二年、三月。
- 三、旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的繼承のために、『土地制度史学』第一三八号、一九九三年、一月。
- 四、佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』（多賀出版、一九九一年）に対する書評、『歴史』第八〇輯、一九九三年、四月。
- 五、ドイツ農業・土地制度史上の一一つの問題について——*Gutsherrschaft und Domänenpächter*、『広島大学経済論叢』第一七巻、第一号、一九九三年、七月。
- 六、ドイツ農業・土地制度史に関するベルリン国際学会の討議——一つの論点整理として、『経済論叢』（京都大学）第一五二巻、第一・二号、一九九三年、七・八月。
- 七、東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業＝土地制度史把握の一視角、『西洋史研究』新輯、第二三号、一九九四年、一一月。
- 八、ドイツ大土地所有史小論——ザクセンのヴェンツェル家、『経済論叢』第一五七巻、第一号、一九九六年、一月。
- 九、馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』（東京大学出版会、一九九三年）に対する書評、『経済研究』第四七巻、第一号、一九九六年、一月。
- 十、東エルベ農村社会史論覧書——研究動向の一断面、経済史研究会編『歐米資本主義の史的展開』第九章、思文閣

閣出版、一九九六年、二月。

十一、プロイセン都市近郊農村史とベルリン——テルトウ郡の鉄道建設と世襲財産所領、『土地制度史学』第一七二号、二〇〇一年、七月。

十二、ベルリン圏の都市化と近郊ゲマインデの自治——19世紀末～20世紀初頭期テルトウ郡の実態に即して、『社會經濟史學』第六八卷、第一号、二〇〇二年、五月。

これらの論考と書評は、一九九二年以降に発表されたものであり、それは、ちょうど、わたくしが広島修道大学から広島大学に転任した一九九一年以後の時期に当たっている。本書は、わたくしにとって、広島大学でのおよそ一四年間にわたる研究生活の一所産である。過ぎ去った時日に比すとき、いまここにようやく日の目を見る本書の成果があまりにも貧しいことに、わたくしは、内心忸怩たる思いを禁じえない。しかし、それでもやはり、このささやかな第二作を世に問うことができたのは、多くの方方の御指導と御鞭撻のたまものである。まず最初に、わたくしは、学問を含む人生全般の恩師、宮野啓二先生に衷心より感謝する。同じ西洋經濟史の専門分野とは言え、積み重ねた年輪はおろか、研究対象も出身大学も異なるにもかかわらず、悠悠たる大人の風格と寛容の心を併せ持たれる宮野先生は、高い学問的見識によつて、わたくしを、おのずと鼓舞されただけではなく、御自身の後継者にお選びいただく特段の御高配までお示し下さつた。いまはただ、襟を正して学恩の深さを思い、いつそうの御加餐を祈るばかりである。

そして、わたくしは、サジエスティヴな御発言で折に触れて啓発していただいた日南田静眞先生に、厚く御礼申し上げる。一九八二年、広島修道大学に職を得てから今日まで続く、このまことに貴重な人間関係の豊かな展開のきつかけを作つて下さつたのが、渡辺尚先生である。思い起こせば、一九八四年、渡辺先生は、広島大学総合科学部での集中講義のために、日南田先生のお招きによつて御来広された。宮野先生ならびに日南田先生との親しく深い交流は、

このとき始まつたことを想起しつつ、わたくしは、人生の重大な節目において、常に暖かい援助の手を差し伸べて下さる渡辺先生に、心から感謝したい。先生の御薰陶なしに、今日のわたくしはありえなかつたであろう。

当地広島において、松尾展成先生との出会いに恵まれた」ともまた、わたくしにとつては、僥倖と云ふべき幸いであつた。先生が示される凄まじいほどの実証への沈潜と傾倒は、一つの規範としての意味を持ち続けて今日に至つてゐる。松尾先生に、心より御礼申し上げる。そして、親身な同僚、富岡庄一氏、ならびに、気鋭の新進、黒澤隆文氏に、それぞれの思いをこめて、感謝の言葉を申し述べたい。とりわけ、黒澤氏が遂げた清新の気風に富む学問的成長は、わたくしの大きな喜びであると同時に、心楽しい刺激でもあつた。

わひに、わたくしは、『ドイツ資本主義研究会』に集う錚錚たる論客の面々に感謝しないわけには行かない。ここでは、諸田實先生と柳澤治先生のお名前のみを擧げるにとどめておきたい。諸田先生からは、玉著『フリードリッヒ・リストと彼の時代——国民経済学の成立』(有斐閣、一九〇〇年)をたまわり、経済史家かくあるべしとの理想像を指示していただいた。そして、柳澤先生の御学風に接する」とにより、わたくしは、かぎりない敬意と共感の念とともに、理論と実証の両面への同じウェーテの尊重の尊れを学ぶことができた。お二人の大先達に、深甚の謝意を表する次第である。

一九七九年の留学時よりこのかた、現在に至るまで途絶えることなく続く、ドイツ人研究者の変わらぬ御支援と御協力には、忘れるがないものがある。ベルリン・フンボルト大学のローター・バール (Lothar Baar) 教授とフォルカー・クレンム (Volker Klemm) 教授の両先生を初め、農業史の大家ハンス・ヘルマー (Hans-Heinrich Müller) 博士、わひに、ベルリン工科大学のハイフ (Heinz Reif) 教授とエッシシャー (Felix Escher) 博士からたまわつたそれぞれに貴重な御助力と御配慮がもしなければ、本書の実証研究を行うことは決してできなかつたであらう。これらの方方に心より感謝する。

本書の刊行に当たつては、前著同様、勁草書房の宮本詳三氏に、全面的にお世話をいただいたことを付記して、御礼の言葉にかえたいと思う。

私事にわたつて恐縮ではあるが、おわりに、なおひとつ書きそえることをお許しいただきたい。幼いときより弟にとつて頼もしい存在の長兄、亮太郎（現、神戸学院大学法科大学院教授）は、本書の上梓に際して、この上もなく良い理解者であつた。兄に深く感謝する。そして、かつて苦闘の渦中にあつたあの若かりし頃、わたくしの伴侶として人生を歩むことを決意してくれた妻、真理子に、衷心からの感謝とともに、本書を捧げる。

一〇〇四年十月一日

加藤房雄

参考文献

I 文書館史料

- Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (以下 BLHA Potsdam と略記), Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1480, Verzeichnisse der Pachtgüter in der Grafschaft Boitzenburg, 1896–1919.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 1484, Allgemeine Bedingungen für die Verpachtung der zur Grafschaft Boitzenburg gehörigen Güter, 1900–1901.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2148, Die Verpachtung des Rittergutes Arnimshain, 1918–1921.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2234, Verpachtung des Rittergutes Bröddin, 1913–1927.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2295, Verpachtung des Rittergutes Funkenhagen. Enthält auch Verpachtung des Vorwerks Steinrode, 1924–1932.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2299, Verpachtung der Güter Steinrode und Funkenhagen, 1910–1913.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2367, Verpachtung der Güter Krewitz und Arnimshain, 1917–1918.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2398, Verpachtung des Gutes Lichtenhain, 1884–1925.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Boitzenburg, Nr. 2462, Verpachtung des Vorwerks bzw. Gutes Sternthal, 1918–1935.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 127, Bau einer Kleinbahn von Niederschöneweide nach Mittenwalde, 1896–1902.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 828, Verwaltungsstreitsache des Eisenbahnfiskus gegen den Amtsvorsteher in Königs Wusterhausen und die Hofkammer wegen Aufhebung einer wegepolizeilichen Anordnung, 1912–1925.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 947,

参考文献

- Quartals- und Finalberechnungen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 6, 1890–1902.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 956, Periodische und außerordentliche Revisionen der Bezirksamtskasse zu Königs Wusterhausen, Bd. 8, 1890–1910.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Nr. 1093, Errichtung einer eigenen patronatsfreien Kirchengemeinde in Halbe, 1912–1926.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 636, Verpachtung von Ackerparzellen von 125 Morgen 16 Quadratruten in Hermsdorf, 1863–1923.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 659, Pachtvertrag über die Vogelsangwiesen, 1870–1914.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 37, Herrschaft Königs Wusterhausen, Dokumente, Nr. 670, Verpachtungen und Pachtverträge über die Äcker-, Wiesen-, Weide- und Grasnutzung der Parzellen des aus der Generalpacht zurückgewährten Gutes Königs Wusterhausen, Bd. 1, 1877–1912.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2266, Organisation des Kreises, Bd. 4, 1905–1909.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2280, Bestätigung der Beschlüsse des Kreistags über den Teltowkanal, 1900–1907.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2290, Gemeindeversammlungen und Gemeindevertretungen, Bd. 1, 1891–1905.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2299, Einverleibung einzelner Grundstücke oder Etablissments in die Kommunalverbände der Dorfgemeinden und Bildung neuer Gemeinden. Ein- und Umgemeindungen, Bd. 7, 1896–1905.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2351, Beschwerden über Gemeindevorsteher, Bd. 2, 1905–1910.
- BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2514, Kanalisation

der Landgemeinde Lankwitz. Zweckverband Lankwitz-Marienfelde, 1907-1914.

BLHA Potsdam, Pr. Br. Rep. 2A, Regierung Potsdam, Abteilung I Präsidialabteilung, Kommunalangelegenheiten, Nr. 2547, Entwässerung von Berlin-Wilmersdorf, Bd. 1, 1901-1905.

Landesarchiv Berlin, Außenstelle Breite Straße, Rep. 57, Kreisverwaltung Teltow, Nr. 178, Kreisausschuß Teltow. Die Eingemeindung von Teltow in Berlin, 1902-1913.

Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt, Außenstelle Wernigerode, Rep. H, Hohenthurm, Nr. 1049, Historische und statistische Übersicht über die Rittergüter Gleisen, Hohenthurm und Niemberg, dargestellt vom Kammerherrn v. Wuthenau, 1904.

II 欧語文献・資料

Abel, Wilhelm, *Die drei Epochen der deutschen Agrargeschichte*, Schriftenreihe für ländliche Sozialfragen, Heft 37, Hannover 1962.

Adamy, Kurt, Kristina Hübener und Marko Leps (Hrsg.), *Königs Wusterhausen. Eine illustrierte Orts- und Stadtgeschichte*, Berlin 1998.

Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, Textausgabe, Frankfurt am Main / Berlin 1970.

Augustine, Dolores L., Arriving in the upper class: the wealthy business elite of Wilhelmine Germany, in: David Blackbourn and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie*, London / New York 1991.

Bäuerliche Zustände in Deutschland, Bde. 1-3, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bde. 22-24, Leipzig 1883.

Beck, Friedrich, Lieselott Enders und Heinz Braun (Bearb.), *Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Potsdam*, Teil I, Behörden und Institutionen in den Territorien Kurmark, Neumark, Niederlausitz bis 1808 / 16, Weimar 1964.

Berdahl, Robert M., The Stände and the Origins of Conservatism in Prussia, in: *Eighteenth - Century Studies*, Vol. 6, No. 3, 1973.

Ders., Preußischer Adel: Paternalismus als Herrschaftssystem, in: Hans-Jürgen Puhle und Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick*, Göttingen 1980.

Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreiskommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909, Berlin

参考文献

- 1910.
- Berlin und seine Eisenbahnen 1846–1896*. Hrsg. i. A. des Kgl. Ministeriums für öffentliche Arbeiten, Bd. 2 (1896), Reprint, Berlin 1982.
- Berliner Zeitung*, Nr. 208, 5. / 6. September 1992.
- Blackbourn, David, *Populists and Patricians. Essays in Modern German History*, London 1987.
- Ders. and Richard J. Evans (eds.), *The German Bourgeoisie. Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, London / New York 1991.
- Blickle, Peter, *Deutsche Untertanen. Ein Widerspruch*, München 1981.
- Ders., Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 242, H. 3, 1986.
- Ders. (Hrsg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991.
- Ders., Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht, in: ders. (Hrsg.), *Landgemeinde*, München 1991.
- Blotevogel, Hans Heinrich (Hrsg.), *Kommunale Leistungsverwaltung und Stadtentwicklung vom Vormärz bis zur Weimarer Republik*, Köln / Wien 1990.
- Bohm, Eberhard, *Teltow und Barnim. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte und Landesgliederung brandenburgischer Landschaften im Mittelalter*, Köln 1978.
- Broesike, Max, Die Binnenwanderungen im preußischen Staate. Mit drei Tafeln graphischer Darstellungen, in: *Zeitschrift des Königlich Preußischen Statistischen Landesamts*, Jg. 47, Berlin 1907.
- Broszat, Martin, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Neuauflage, Frankfurt am Main 1972.
- Buchsteiner, Ilona, *Großgrundbesitz in Pommern 1871–1914. Ökonomische, soziale und politische Transformation der Großgrundbesitzer*, Berlin 1993.
- Dies., G. Heitz und Ernst Münch, Forschungen zur Agrargeschichte, *Agrargeschichte*, Heft 22, *Agrarhistorische Forschungen in der DDR 1980–1990*, Universität Rostock 1990.
- Bues, Alfred, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9. 12. 1876–20. 12. 1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* (Maschinen-schrift), Dissertation, Halle (Saale) 1972.

- Büschen, Otto (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982.
- Carsten, Francis L., *Geschichte der preußischen Junker*, Frankfurt am Main 1988.
- Ders., Der preußische Adel und seine Stellung in Staat und Gesellschaft bis 1945, in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Adel*, Göttingen 1990.
- Chirot, Daniel (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe. Economics and Politics from the Middle Ages until the Early Twentieth Century*, Berkeley / Los Angeles / London 1989.
- Conrad, Johannes, Agrarstatistische Untersuchungen. Die Latifundien im preußischen Osten, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888.
- Ders., Die Fideikomisse in den östlichen Provinzen Preußens, in: *Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889.
- Ders., Agrarstatistische Untersuchungen. Der Grossgrundbesitz Schlesien, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Dritte Folge, Bd. XV, 1898.
- Ders., Fideikomisse. II. Die volkswirtschaftliche und sozialpolitische Bedeutung der Fideikomisse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909.
- Croon, Helmuth, Wolfgang Hofmann und Georg - Christoph von Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971.
- Dietrich, Richard, Verfassung und Verwaltung, in: Hans Herzfeld (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968.
- Dilcher, Gerhard, Zur Geschichte und Aufgabe des Begriffs Genossenschaft, in: G. Dilcher und Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policey. Studien zu Grundbegriffen der germanistischen Rechtshistorie*, Berlin 1986.
- Dipper, Christof, Bauernbefreiung, landwirtschaftliche Entwicklung und Industrialisierung in Deutschland. Die nichtpreußischen Staaten, in: Toni Pierenkemper (Hrsg.), *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung. Zur ökonomischen Bedeutung von Bauernbefreiung, Agrarreform und Agrarrevolution*, Stuttgart 1989.
- Eckert, Jörn, *Der Kampf um die Familienfideikomisse in Deutschland. Studien zum Absterben eines Rechtsinstitutes*, Frankfurt am Main 1992.

参考文献

- Eley, Geoff, *From Unification to Nazism. Reinterpreting the German Past*, Boston 1986.
- Enders, Lieselott (Bearb.), *Historische Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, Teltow, Weimar 1976.
- Engeli, Christian und Wolfgang Haus (Bearb.), *Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland*, Stuttgart 1975.
- Engels, Friedrich, Die Rolle der Gewalt in der Geschichte [1895–1896], in: Karl Marx und F. Engels, *Werke*, Bd. 21, Berlin 1962.
- Erbe, Michael, Berlin im Kaiserreich (1871–1918), in: Wolfgang Ribbe (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, 3. Aufl., Berlin 2002.
- Escher, Felix, *Berlin und sein Umland. Zur Genese der Berliner Stadtlandschaft bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1985.
- Ders., Brandenburg und Berlin 1871–1914 / 18, in: Gerd Heinrich, Friedrich-Wilhelm Henning und Kurt G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815–1945*, Stuttgart / Berlin / Köln 1993.
- Evans, Richard J. and William Robert Lee (eds.), *The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries*, London / Sydney 1986.
- Farr, Ian, ‘Tradition’ and the Peasantry: On the Modern Historiography of Rural Germany, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, London / Sydney 1986.
- Fischer, Alexander und Günther Heydemann, Weg und Wandel der Geschichtswissenschaft und des Geschichtsverständnisses in der SBZ / DDR seit 1945, in: dieselben (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft in der DDR*. Bd. I, *Historische Entwicklung, Theoriediskussion und Geschichtsdidaktik*, Berlin 1988.
- Fraenkel, Ernst, *Deutschland und die westlichen Demokratien* [1964], 6. Aufl., Stuttgart 1974.
- Ghaussy, A. Ghanie and Wolf Schäfer (eds.), *The Economics of German Unification*, London / New York 1993.
- Gierke, Otto von, Fideikomisse. I. Geschichte und Recht der Fideikomisse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909.
- Goltz, Theodor Freiherr von der, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert [1903], Neudruck, Darmstadt 1963.
- Grabe, Charlotte, *Der Einfluß der Pendelwanderung auf die Arbeitnehmer*

- unter besonderer Berücksichtigung der ländlichen Industriearbeiter, Karlsruhe 1926.
- Graß, Günter, Viel Gefühl, wenig Bewußtsein. Der Schriftsteller Günter Graß über eine mögliche Wiedervereinigung Deutschlands, in: *Der Spiegel*, Nr. 47, 1989.
- Groeben, Klaus von der, Provinz Ostpreußen, in: G. Heinrich, F. - W. Henning u. K. G. A. Jeserich (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte*, Köln 1993.
- Grosser, Alfred, *Deutschlandbilanz. Geschichte Deutschlands seit 1945*, München 1970.
- Grosskopf, Werner, Landwirtschaftliche Produktivgenossenschaften, in: Christof Rühl (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Marburg 1992.
- Gunst, Péter, Agrarian Systems of Central and Eastern Europe, in: D. Chirot (ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe*, Berkeley / Los Angeles / London 1989.
- Haberland, Georg, *Groß-Berlin. Ein Beitrag zur Eingemeindungsfrage*, Berlin 1904.
- Haeckel, Julius, Die Herrschaft Wusterhausen, in: *Teltower Kreis-Kalender 1922*, 19. Jg.
- Hagen, William W., *Ordinary Prussians. Brandenburg Junkers and Villagers, 1500-1840*, Cambridge 2002.
- Harnisch, Hartmut, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968.
- Ders., *Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848 / 49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg*, Weimar 1984.
- Ders., Die Agrarreformen in Deutschland als Thema der Forschung, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1991 Teil II.
- Ders., Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in: P. Blickle (Hrsg.), *Landgemeinde*, München 1991.
- Ders. und Gerhard Heitz (Hrsg.), *Deutsche Agrargeschichte des Spätfeudalismus*, Berlin 1986.
- Heffter, Heinrich, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*, Stuttgart 1950.
- Heinrich, Gerd, Friedrich - Wilhelm Henning und Kurt G. A. Jeserich

参考文献

- (Hrsg.), *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945. Organisation - Aufgaben - Leistungen der Verwaltung*, Stuttgart / Berlin / Köln 1993.
- Heitz, Gerhard, Varianten des preußischen Weges, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1969 Teil III.
- Ders., Renate Schilling und Ilona Ballwanz, Forschungen zur Agrargeschichte, in: *Historische Forschungen in der DDR 1970-1980. Analysen und Berichte zum 15. Internationalen Historikerkongreß in Bukarest*, Berlin 1980.
- Herzfeld, Hans (Hrsg.), *Berlin und die Provinz Brandenburg im 19. und 20. Jahrhundert*, Berlin 1968.
- Heß, Klaus, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiß in Preußen (1867 / 71-1914)*, Stuttgart 1990.
- Ders., Zur wirtschaftlichen Lage der Großagrarier im ostelbischen Preußen 1867-71 bis 1914, in: Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Berlin 1994.
- Hillgarth, Jocelyn Nigel, *The Spanish Kingdoms 1250-1516*, Volume I, 1250-1410, Precarious Balance, Oxford 1976, Volume III, 1410-1516, Castilian Hegemony, Oxford 1978.
- Hofmann, Wolfgang, Aufgaben und Struktur der kommunalen Selbstverwaltung in der Zeit der Hochindustrialisierung, in: Kurt G. A. Jeserich, Hans Pohl und Georg - Christoph von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Stuttgart 1984.
- Holtz, Wolfgang und Gerd Koischwitz, *Südlich von Berlin: Der Teltow*, Berlin 1994.
- Höpker, Heinrich, *Die Fideikommissen in Preußen im Lichte der Statistik bis zum Ende des Jahres 1912*, Dissertation, Straßburg 1914.
- Horsten, Franz, *Die Familien = Fideikommiß = Politik in Preußen in besonderer Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme*, Gießen 1924.
- Iggers, Georg G., *New Directions in European Historiography*, Revised Edition, Connecticut 1984.
- Inama-Sternegg, Karl Theodor von, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum Schluß der Karolingerperiode*, Leipzig 1879.
- Jaeckel, Reinhold, Zur Geschichte der Bevölkerung des Kreises Teltow, in:

- Bericht über die Verwaltung und den Stand der Kreiskommunal-Angelegenheiten des Kreises Teltow für das Rechnungsjahr 1909, Berlin 1910.
- Jaworski, Rudolf, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986.
- Jersch-Wenzel, Stefi (Hrsg.), *Deutsche-Polen-Juden. Ihre Beziehungen von den Anfängen bis ins 20. Jahrhundert*, Berlin 1987.
- Jeserich, Kurt G. A., Hans Pohl und Georg-Christoph von Unruh (Hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 3, Das Deutsche Reich bis zum Ende der Monarchie, Stuttgart 1984.
- Johnston, David, *The Roman Law of Trusts*, Oxford 1988.
- Kaak, Heinrich, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin / New York 1991.
- Kamen, Henry, *Spain in the Later Seventeenth Century, 1665-1700*, London / New York 1980.
- Kato, Fusao, Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung der Fideikommißfrage in Preußen 1871-1918, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, Berlin 1994.
- Kindler, Karl, *Chronik von Königs-Wusterhausen. Nach vorherstehenden Akten, Urkunden, Geschichtswerken sowie Mitteilungen älterer Leute*, Königs Wusterhausen 1898.
- Klemm, Volker (federf. Autor), *Agrargeschichte. Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978.
- Knipschild, Philipp, *Tractatus de fideicommissis familiarum nobilium, sive, de bonis, quae pro familiarum nobilium conservatione constituuntur, von Stammgütern*, Ulmae 1654.
- Kocka, Jürgen, Zur jüngeren marxistischen Sozialgeschichte. Eine kritische Analyse unter besonderer Berücksichtigung sozialgeschichtlicher Ansätze in der DDR [1972], in: A. Fischer und G. Heydemann (Hrsg.), *Geschichtswissenschaft*, Berlin 1988.
- Krabbe, Wolfgang R., Die Entfaltung der kommunalen Leistungsverwaltung in deutschen Städten des späten 19. Jahrhunderts, in: Hans-Jürgen Teuteberg (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln / Wien 1983.

参考文献

- Ders., *Die deutsche Stadt im 19. und 20. Jahrhundert*, Göttingen 1989.
- Kramer, Karl S. und Ulrich Wilkens, *Volksleben in einem holsteinischen Gutsbezirk. Eine Untersuchung aufgrund archivalischer Quellen*, Neumünster 1979.
- Kulischer, Josef, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd. 2, Die Neuzeit [1929], 2. Auflage, München 1958.
- Langewiesche, Dieter, Wanderungsbewegungen in der Hochindustrialisierungsperiode. Regionale, interstädtische und innerstädtische Mobilität in Deutschland 1880–1914, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden 1977.
- Leps, Marko, Königs Wusterhausen im Zeitalter der Industrialisierung. Vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Ende des Ersten Weltkriegs, in: K. Adamy, K. Hübener u. M. Leps, *Königs Wusterhausen*, Berlin 1998.
- List, Friedrich, *Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung*, 1842.
- MacKay, Angus, *Spain in the Middle Ages. From Frontier to Empire, 1000–1500*, London / Basingstoke 1977.
- Maier, Hans (Bearb.), Zur Situation der politischen Wissenschaft in Deutschland. Eine Umfrage, in: *Zeitschrift für Politik*, Jg. 12 (N.F.), H. 3, 1965.
- Ders., *Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition. Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart*, H. 321, Tübingen 1966.
- Martindale, John R., *The Prosopography of the Later Roman Empire*, Vol. II, A. D. 395–527, Cambridge 1980.
- Matzerath, Horst, *Urbanisierung in Preußen 1815–1914*, Stuttgart 1985.
- Moeller, Robert M. (ed.), *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986.
- Moll, Georg, Zum „preußischen Weg“ der Entwicklung des Kapitalismus in der deutschen Landwirtschaft, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 26. Jg., 1978, H.1.
- Ders., „Preußischer Weg“ und bürgerliche Umwälzung in Deutschland, Weimar 1988.
- Müller, Hans - Heinrich, *Märkische Landwirtschaft vor den Agrarreformen von 1807. Entwicklungstendenzen des Ackerbaues in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts*, Potsdam 1967.
- Ders., Domänenpächter im 19. Jahrhundert, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*.

- schichte*, 1989 Teil I.
- Ders., Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich (Maschinenschrift) Berlin 1992, und ders., ebenda, in: H. Reif (Hrsg.), *Agrargesellschaft*, Berlin 1994.
- Ders., Die „Gesellschaft Wirtschaftsamt Gänsefurth m. b. H.“— der Versuch zur Rettung eines adligen Gutes, in: *Mitteilungen des Vereins für Anhaltische Landeskunde*, 2. Jg., 1993.
- Ders., Carl - Emil Wentzel - Teutschenthal—. Einige Aspekte seines landwirtschaftlichen Wirkens, in: *Entwicklungstendenzen in der agrargeschichtlichen Lehre und Forschung*, Berlin 1995.
- Noack, Kurt, *Vorortsiedlung und Pendelwanderung im Kreise Niederbarnim*, Würzburg - Aumühle 1940.
- Oestreich, Gerhard, Strukturprobleme des europäischen Absolutismus, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 55, H. 3, 1969.
- Otto, Carl Eduard und Bruno Schilling (Hrsg.), *Das Corpus Juris Civilis*, Bd. 7, Leipzig 1833.
- Peters, Jan (Hrsg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften*, München 1995.
- Pfaff, Leopold und Franz Hofmann, *Zur Geschichte der Fideicomisse*. Separat = Abdruck aus den Excursen über österreichisches allgemeines bürgerliches Recht, Wien 1884.
- Pierenkemper, Toni (Hrsg.), *Landwirtschaft und industrielle Entwicklung*, Stuttgart 1989.
- Plaul, Hainer, The Rural Proletariat. The Everyday Life of Rural Labourers in the Magdeburg Region, 1830–80, in: R. J. Evans and W. R. Lee (eds.), *The German Peasantry*, London / Sydney 1986.
- Preuß, Hugo, *Die Entwicklung des deutschen Städtesens*, Bd. 1, Leipzig 1906.
- Preußische Statistik*, Heft 177, Berlin 1903.
- Puhle, Hans - Jürgen, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Conservatismus im wilhelminischen Reich 1893–1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch - Konservativen Partei*, 2. Aufl., Bonn - Bad

参考文献

- Godesberg 1975.
- Ders. und Hans - Ulrich Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick (Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft)*, Sonderheft 6), Göttingen 1980.
- Reif, Heinz (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrise—junkerliche Interessenpolitik—Modernisierungsstrategien*, Berlin 1994.
- Ribbe, Wolfgang (Hrsg.), *Geschichte Berlins*, Bd. 2, Von der Märzrevolution bis zur Gegenwart, 3. Aufl., Berlin 2002.
- Ritter, Gerhard, *Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1955.
- Rosenberg, Hans, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt am Main 1969.
- Ders., Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse [1958], in: H. - U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln / Berlin 1970.
- Rösener, Werner, *Die Bauern in der europäischen Geschichte*, München 1993.
- Rühl, Christof (Hrsg.), *Probleme der Einheit*, Bd. 5, Institutionelle Reorganisation in den neuen Ländern, Marburg 1992.
- Schissler, Hanna, Die Junker. Zur Sozialgeschichte und historischen Bedeutung der agrarischen Elite in Preußen, in: H. - J. Puhle u. H. - U. Wehler (Hrsg.), *Preußen*, Göttingen 1980.
- Schmitt, Günther, Agricultural Sector in Eastern Germany, in: A. G. Ghaussy and W. Schäfer (eds.), *The Economics of German Unification*, London / New York 1993.
- Schöller, Peter, *Die deutschen Städte*, Wiesbaden 1967.
- Sohnrey, Heinrich (Hrsg.), *Aus der sozialen Tätigkeit der preußischen Kreisverwaltungen auf Grund von 472 Verwaltungsberichten bearbeitet auf der Geschäftsstelle des Deutschen Vereins für ländliche Wohlfahrts- und Heimatpflege und in dessen Auftrage*, Berlin 1907.
- Spatz, Willy, *Der Teltow*, 3. Teil, *Geschichte der Ortschaften des Kreises Teltow*, Berlin 1912.
- Ders., *Der Teltow*, 2. Teil, *Bilder aus der Vergangenheit des Kreises Teltow: Vom Ende des Dreißigjährigen Krieges bis zum Jahre 1920*, Berlin 1920.
- Stahl, Henri H., *Traditional Romanian village communities. The transition from the communal to the capitalist mode of production in the Danube*

- region, Cambridge 1980.
- Stolze, Reinhard, *Anforderungen an die Gestaltung des volkswirtschaftlichen Agrar - Industrie - Komplexes zur Beschleunigung des wissenschaftlich-technischen Fortschritts in der Land- und Nahrungsgüterwirtschaft* (Maschinenschrift), Dissertation A, Berlin 1978.
- Tangermann, Fritz, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, Borna - Leipzig 1905.
- Teuteberg, Hans - Jürgen, Historische Aspekte der Urbanisierung: Forschungsstand und Probleme, in: ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln / Wien 1983.
- Ders. (Hrsg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, Köln / Wien 1983.
- Thienel, Ingrid, *Städtewachstum im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Das Berliner Beispiel*, Berlin / New York 1973.
- Tocqueville, Alexis de, *L' Ancien Régime et la Révolution* [1856], Édition Annotée par Edmond Pognon et Jean Dumont, 1960.
- Treue, Wolfgang, Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbiographie*, 3. Jg., 1958, H. 1.
- Unruh, Georg - Christoph von, *Der Kreis. Ursprung und Ordnung einer kommunalen Körperschaft*, Köln / Berlin 1965.
- Ders., *Der Landrat. Mittler zwischen Staatsverwaltung und kommunaler Selbstverwaltung*, Köln / Berlin 1966.
- Ders., Der Kreis im 19. Jahrhundert zwischen Staat und Gesellschaft, in: H. Croon, W. Hofmann und G.- C. v. Unruh (Hrsg.), *Kommunale Selbstverwaltung im Zeitalter der Industrialisierung*, Stuttgart 1971.
- Ders., Preußens Beitrag zur Entwicklung der kommunalen Selbstverwaltung in Deutschland, in: *Deutsches Verwaltungsblatt*, 96. Jg., 1981, Heft 15 / 16.
- Weber, Max, Die ländliche Arbeitsverfassung [1893], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen 1924.
- Ders., Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen [1904], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924.
- Ders., Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik [1895], in: ders.,

参考文献

- Gesammelte Politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980.
- Ders., *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie* (1922), 5. Aufl., Tübingen 1985.
- Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. 1, Schriften und Reden, Bd. 8, *Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik: Schriften und Reden 1900-1912*, hrsg. von Wolfgang Schluchter in Zusammenarbeit mit Peter Kurth und Birgitt Morgenbrod, Tübingen 1998.
- Max Weber Gesamtausgabe, Wirtschaft und Gesellschaft. Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte*. Nachlaß. Teilbd. 5, *Die Stadt*, hrsg. von Wilfried Nippel, Tübingen 1999.
- Wegener, Leo, *Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen*, Posen 1903.
- Wehler, Hans - Ulrich (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln / Berlin 1970.
- Ders., *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973.
- Ders., *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979.
- Ders. (Hrsg.), *Europäischer Adel 1750-1950 (Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 13)*, Göttingen 1990.
- Wetzel, Jürgen (Hrsg.), *Das Landesarchiv Berlin und seine Bestände*, Berlin 1992.
- Wiebel, Elfriede, *Die Städte am Rande Berlins. Ein Beitrag zum Problem der Trabantenstädte*, Remagen 1954.
- Wilke, Claudia, *Die Landräte der Kreise Teltow und Niederbarnim im Kaiserreich*, Potsdam 1998.
- Wippermann, Wolfgang, Probleme und Aufgaben der Beziehungsgeschichte zwischen Deutschen, Polen und Juden, in: Stefi Jersch - Wenzel (Hrsg.), *Deutsche - Polen - Juden*, Berlin 1987.
- Wunder, Heide, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986.
- Dies., Das selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesellschaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom „Modell ostelbische Gutsherrschaft“, in: J. Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft*, München 1995.
- Zernack, Klaus, Preussen - Polen - Russland. Betrachtungen am Ende des „Preussen - Jahres“, in: Otto Büsch (Hrsg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982.

III 翻 訳

- アーベル、ヴィルヘルム、三橋時雄・中村勝訳『ドイツ農業発達の三段階』未来社、1976年。
- アムブロジウス、ゲーロルト、ウィリアム・H・ハバード、肥前栄一・金子邦子・馬場哲訳『20世紀ヨーロッパ社会経済史』名古屋大学出版会、1991年。
- イッガース、ゲオルク・G.、中村幹雄・末川清・鈴木利章・谷口健治訳『ヨーロッパ歴史学の新潮流』晃洋書房、1986年。
- ウェーバー、マックス、田中真晴訳『国民国家と経済政策』未来社、1959年。
- ウェーバー、マックス、山口和男訳『農業労働制度』未来社、1959年。
- ウェーバー、マックス、世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、1964年。
- ヴェーラー、ハンス-ウルリヒ、大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1983年。
- エーストライヒ、ゲルハルト、ハンス・マイラーほか、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年。
- エンゲルス、フリードリヒ、「歴史における暴力の役割」『マルクス=エンゲルス全集』第21巻、大月書店、1971年。
- グラス、ギュンター、高本研一訳『ドイツ統一問題について』中央公論社、1990年。
- クーリッシェル、ヨーゼフ、松田智雄監修、諸田實・松尾展成・柳澤治・渡辺尚・小笠原茂訳『ヨーロッパ近世経済史』I、東洋経済新報社、1982年。
- クレム、フォルカー、大藪輝雄・村田武訳『ドイツ農業史——ブルジョア的農業改革から社会主義農業まで』大月書店、1980年。
- グロセール、アルフレート、山本尤・三島憲一・相良憲一・鈴木直訳『ドイツ総決算——1945年以降のドイツ現代史』社会思想社、1981年。
- ゴスヴァイラー、クルト、熊谷一雄編訳『現代ファシズムと金融資本』未来社、1977年。
- ゴルツ、T. F. フォン・デル、山岡亮一訳『ゴルツ 独逸農業史——十九世紀』有斐閣、1938年。
- トクヴィル、A. d.、井伊玄太郎訳『アンシャン・レジームと革命』りせい書房、1974年。
- ブラックボーン、デーヴィッド、ジェフ・イリー、リチャード・J.・エヴァンズ、望田幸男・川越修・工藤章男・小林聰人訳『イギリス社会史派のドイツ史論』晃洋書房、1992年。
- ブリクレ、ペーター、服部良久訳『ドイツの臣民——平民・共同体・国家 1300~1800年』ミネルヴァ書房、1990年。

参考文献

- マルクス、カール、向坂逸郎訳『資本論』第3巻、岩波書店、1967年。
- ライフ、ハインツ、加藤房雄訳「東エルベ農村社会史論（1）（2）」『広島大学経済論叢』第21巻、第1号、1997年、第3号、1998年、所収。
- リスト、フリードリッヒ、小林昇訳『農地制度論』岩波書店、1974年。
- レーニン、ヴェ・イ、国民文庫『社会民主党の農業綱領』大月書店、1956年。
- レーニン、ヴェ・イ、『レーニン全集』第34巻、大月書店、1959年。
- レーゼナー、ヴェルナー、藤田幸一郎訳『農民のヨーロッパ』平凡社、1995年。
- ローゼンベルク、ハンス、大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未来社、1978年。

IV 邦語文献・資料

- 赤木須留喜『行政責任の研究』岩波書店、1978年。
- 大塚久雄「事実の信仰」『大塚久雄著作集』第10巻、岩波書店、1970年。
- 尾崎芳治「ブルジョア的土地変革の理論」『経済学と歴史変革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有』青木書店、1990年。
- 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年。
- 加藤房雄「松尾展成『ザクセン農民解放史研究序論』（御茶の水書房、1990年）に対する書評」『土地制度史学』第134号、1992年。
- 加藤房雄「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために」『土地制度史学』第138号、1993年。
- 加藤房雄「ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——Gutsherrschaft と Domänenpächter」『広島大学経済論叢』第17巻、第1号、1993年。
- 加藤房雄「佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』（多賀出版、1992年）に対する書評」『歴史』第80輯、1993年。
- 加藤房雄「東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業=土地制度史把握の一視角」『西洋史研究』新輯第23号、1994年。
- 加藤房雄「吉野悦雄『ポーランドの農業と農民——グシトエフ村の研究』（木鐸社、1993年）に対する書評」『社会経済史学』第60巻、第4号、1994年。
- 加藤房雄「馬場哲『ドイツ農村工業史——プロト工業化・地域・世界市場』（東京大学出版会、1993年）に対する書評」『経済研究』第47巻、第1号、1996年。
- 加藤房雄「渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』に対する書評」『歴史と経済』第178号、2003年。
- 川越修『ベルリン王都の近代——初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房、

- 1988年。
- 北住炯一「ドイツ第二帝制・プロイセンにおける地方統治体制——クライス制からラントゲマインデ制へ」『法学研究』（愛知学院大学）第21巻、第1・2号、1977年。
- 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治——社会国家への道』成文堂、1990年。
- 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、1988年。
- 住谷一彦「マックス・ヴェーバーの『世襲財産』論——『ドイツ資本主義と土地制度』の思想史的研究」〔1962年〕『リストとヴェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究』未来社、1969年、復刊、1992年。
- 住谷一彦「ゾムバルトとヴェーバー——『ブルジョア』をどう読むか」『国際関係学研究』（東京国際大学大学院）第6号、1993年。
- 関野満夫『ドイツ都市経営の財政史』中央大学出版部、1997年。
- 高橋秀行「ベルリーン経済圏における地域工業化の始動（18世紀末～19世紀中葉）——首都圏工業化のケース」篠塚信義・石坂昭雄・高橋秀行（編著）『地域工業化の比較史的研究』北海道大学図書刊行会、2003年。
- 武田公子『ドイツ政府間財政関係史論——第二帝政期からヴァイマル期ゲマインデ財政を中心に』勁草書房、1995年。
- 遼塚忠躬（発言）「近現代における中・東欧（諸国・地域）発展の歴史的位相と射程——農業・土地所有問題の側面から」『西洋史研究』新輯第23号、1994年。
- 馬場哲「ドイツにおける近代都市史・都市化史について」『経済学論集』第62巻、第3号、1996年。
- 馬場哲「都市化と交通」『岩波講座 世界歴史 22 産業と革新——資本主義の発展と変容』岩波書店、1998年。
- 原田溥『ドイツ社会民主党と農業問題』九州大学出版会、1987年。
- 原田溥「統合下の東ドイツ農業の構造調整」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会、1993年。
- 肥前栄一『ドイツとロシア——比較社会経済史の一領域』未来社、1986年。
- 肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて」『経済学論集』第57巻、第4号、1992年。
- 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわゆる「プロシャ型」進化の歴史的検証』御茶の水書房、1967年。
- 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年。
- 藤田幸一郎『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』青木書店、1988年。
- 藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社、1984年。
- 『毎日新聞』（大阪）、1991年12月6日号、1991年12月30日号。

参考文献

- 三好正喜『ドイツ農書の研究——十六世紀ドイツの農業生産力と農業経営類型』風間書房、1975年。
- 柳澤治「諸田實『ドイツ関税同盟の成立』(有斐閣、1974年)に対する書評」『土地制度史学』第70号、1976年。
- 柳澤治「加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義』に対する書評」『土地制度史学』第133号、1991年。
- 柳澤治「渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』に対する書評」『経営史学』第36巻、第2号、2001年。
- 山口和男「マックス・ウェーバーのウンカ一論(二)——世襲財産制問題とウェーバー」[1959年]『ドイツ社会思想史研究——プロイセン・ドイツ国家における社会思想の諸形態』ミネルヴァ書房、1974年。
- 山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年。
- 山田盛太郎(編)『変革期における地代範疇』岩波書店、1956年。
- 渡辺尚(編著)『ヨーロッパの発見——地域史のなかの国境と市場』有斐閣、2000年。

人名索引

A

- Abel, Wilhelm 32
Achenbach, Adolf von 258, 260, 278
Achilles, Walter 59, 64, 70, 72, 73, 76, 159,
 168
Adamy, Kurt 211, 232, 238, 239, 241, 242,
 243, 271, 276, 277
Aerboe, Friedrich 147, 148, 149
赤木須留喜 241
Alvensleben, von 119
Alvensleben-Schonborn, von 92
Ambrosius, G. 141
Arenberg, von 171
Arnim 15, 77, 93, 174, 175, 180, 185
Arnim, Bernt von 15
Askanier 230, 231
Augustine, Dolores L. 33

B

- Baar, Lothar 294
Baath 153
馬場哲 97, 99, 141, 234, 236
Babenzien, Paul 263, 264
Ballwanz, Ilona 142, 164
Beck, Friedrich 191
Berdahl, Robert M. 27, 32, 124
Bernsdorf 118
Berthold, Rudolf 72, 142
Betsius, Nikolaus 53, 54
Bismarck, Otto von 187
Blackbourn, David 33, 123
Bleiber, Helmut 75, 142
Blickle, Peter 3, 17, 25, 28, 29, 30, 140
Blotevogel, Hans Heinrich 276, 279
Bodelschwingh, Friedrich von 156

- Bodin, Jean 283
Boelcke, Willi Alfred 69, 70, 174
Bohm, Eberhard 230, 231
Böhmer, Justus Henning 54
Boltze, Johann Gottfried 103, 107, 108,
 109, 128
Borcke-Stargordt, Henning Graf von 135
Bosch 118
Braun, Heinz 191
Brenner, Robert 22
Brentano, Lujo 43, 61
Brockdorff, von 174
Broesike, Max 240, 250, 251, 252, 272, 273
Broszat, Martin 57
Brühl 147
Büchner 118
Buchsteiner, Ilona 58, 59, 62, 69, 70, 75, 164
Bürger 227
Bues, Alfred 104, 105, 106, 107, 108, 110,
 111, 112, 113, 114, 115, 119, 122, 123, 126, 127,
 128, 129, 189,
Büscher, Otto 56, 235

C

- Carsten, Francis L. 79, 191
Chirot, Daniel 26, 28
Chirot, Holley Coulter 26
遼塚忠躬 285, 287
Conrad, Johannes 43, 101, 144, 159, 168,
 191, 193
Conze, Werner 124
Coulon, Leopold 178, 180, 192
Croon, Helmuth 198

人名索引

D

- Diestelkamp, Bernhard 287
 Dietrich, Richard 233, 234, 273, 275, 277
 Dilcher, Gerhard 287
 Dillwitz, Sigrid 142
 Dipper, Christof 85, 86
 Dohna 118
 Dohrmann 227
 Drasdo 227
 Dumont, Jean 286

E

- Eckert, Jorn 53, 54
 Eddie, Scott 59, 63, 75
 Eley, Geoff 173, 190
 Elsner 157
 Enders, Lieselott 191, 203, 271, 237, 242, 243, 276
 Engeli, Christian 231, 274, 275, 276, 278
 Engels, Friedrich 280, 281
 Erbe, Michael 197
 Escher, Felix 31, 201, 234, 270, 271, 272, 279, 294
 Evans, Richard J. 33, 77, 163, 273

F

- Farr, Ian 77, 142, 143, 145, 160, 163, 164, 168
 Ferdinand, August 104
 Fischer, Alexander 75, 143, 144, 163, 164
 Flemming, Jens 61, 68
 Fraenkel, Ernst 283, 286
 Friedrich Wilhelm IV 262
 藤本建夫 277, 281, 282
 藤瀬浩司 88
 藤田幸一郎 25, 88, 98, 281, 282

G

- Gansauge 157
 Gericke 227
 Ghaussy, A. Ghanie 25
 Gierke, Otto von 23, 53, 54, 285

- Gneisenau, Hugo Neidhardt von 149
 Gneist, Rudolf von 281
 Goerdeler, Carl 119
 Görtschnig 227
 Goltz, Theodor Freiherr von der 153, 166
 Gossweiler, Kurt 130
 Graß, Günter 138, 141

Grabe, Charlotte 239, 240, 243, 244

Groß, Reiner 82, 86, 142, 163

Groeben, Klaus von der 30, 234

Grosser, Alfred 171, 189

Grosskopf, Werner 168

Gunst, Péter 10, 11, 12, 13, 14, 20, 28, 30

Gutmann, Eugen 244

Guttenberg, Freiherr Karl Theodor von und zu 171

Guttenberg, Rosa Sophie 171

H

- Haberland, Georg 231
 Habermann 256
 Haeckel, Julius 237, 242
 Hagen, William W. 123, 124, 125, 126, 284, 286
 Hardenberg, Graf 118
 Hanssen, Georg 168
 原田溥 88, 194
 Handjery, Prinz 232
 Harnisch, Hartmut 10, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 25, 28, 29, 30, 3258, 61, 70, 72, 73, 74, 77, 85, 86, 94, 131, 135, 141, 142, 145, 146, 159, 164, 168, 170, 173, 174, 175, 176, 178, 179, 180, 181, 189, 190, 191, 192, 218, 242, 271, 274
 服部良久 29
 Haus, Wolfgang 231, 274, 275, 276, 278
 Heß, Klaus 9, 10, 26, 27, 38, 39, 40, 43, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 56, 57, 59, 63, 69, 75, 129, 159, 168, 277
 Heffter, Heinrich 241, 271, 278, 280, 281
 Heinrich, Gerd 30, 234
 Heitz, Gerhard 25, 29, 86, 135, 141, 142, 145, 146, 164, 170

Henning, Friedrich-Wilhelm 30, 134, 142,
 163, 234
 Herrmann, Klaus 60, 66
 Herzfeld, Hans 233
 Heuss, Theodor 77
 Heydemann, Günther 75, 143, 144, 163, 164
 Hierius, Alexander 52
 Hierius der ältere 52
 Hierius der jüngere 52
 Hierius, Constantinus 52
 Hierius, Constantinus der jüngere 52
 Hillgarth, Jocelyn Nigel 51
 Himmler, Heinrich 119
 日南田静眞 293
 Hitler, Adolf 118, 119
 肥前栄一 88, 98, 131, 141, 191
 Hobbes, Thomas 283
 Hobrecht, Arthur 232
 Hofmann, Franz 40, 53, 54
 Hofmann, Wolfgang 198, 231, 233, 234,
 236, 270, 274, 276, 278, 279
 Hohenzollern 231
 Holtz, Wolfgang 203, 238, 271, 272
 Höpker, Heinrich 44, 55
 Horsten, Franz 51
 北條功 98
 Hubbard, W. H. 141
 Hübener, Kristina 211, 232, 238, 239, 241,
 242, 243, 271, 276, 277

I

Iggers, Georg G. 83, 161, 168
 Inama-Sternegg, Karl Theodor von 32
 井伊玄太郎 286
 石坂昭雄 235

J

Jacobbeit, Wolfgang 60, 66
 Jaeckel, Reinhold 201, 233, 234
 Jagow, Ernst Ludwig von 49
 Jatzlauk, Manfred 59, 62
 Jaworski, Rudolf 56, 57

Jaxa 230
 Jersch-Wenzel, Stefi 79
 Jeserich, Kurt G. A. 31, 234
 Johnston, David 52
 Jordan-Rozwadowski, Jan von 174
 Justinianus 40, 52

K

Kaak, Heinrich 4, 5, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 19,
 22, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 77, 131, 134, 137, 139,
 140, 170, 173, 174, 175, 176, 189, 190, 191
 Kamen, Henry 52
 金子邦子 141
 Karbe, August 167
 加藤房雄 27, 54, 55, 56, 57, 59, 63, 70, 74, 76,
 78, 79, 88, 126, 165, 166, 168, 189, 191, 192,
 193, 237, 242, 244
 Kaufhold, Karl Heinrich 59
 川越修 123, 235
 川本和良 129, 190
 Kersten 119
 Kiersten 227
 Kiesewetter, Hubert 86
 Kindler, Karl 263, 267
 北住炯一 239, 281, 282
 Kleist 187
 Klemm, Volker 59, 64, 70, 76, 127, 144,
 145, 163, 164, 167, 186, 243, 294
 Knapp, Georg Friedrich 20, 21, 134
 Knipschild, Philipp 40, 53, 54
 小林聰人 123
 Kocka, Jürgen 75, 142, 143, 163, 170, 173
 Koischwitz, Gerd 203, 238, 271, 272
 Koppe, Johann Gottlieb 155, 156, 157
 Koppe, Moritz 187
 Korth, Siegfried 177, 180
 Krabbe, Wolfgang R. 231, 232, 234, 276,
 278
 Kramer, Karl S. 17, 29
 Krappe 227
 Krefeldt, Philipp 262
 工藤章男 123

人名索引

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| Kühne 157 | 三橋時雄 32 | |
| Kula, Witold 83 | 宮野啓二 52, 293 | |
| Kulischer, Josef 30 | 三好正喜 88 | |
| 熊谷一男 130 | 望田幸男 123, 190 | |
| Kurnatowski, Ernst von 49 | Moeller, Robert G. 142, 143, 145, 163 | |
| 黒澤隆文 231, 294 | Moll, Georg 82, 85, 86, 95, 142, 145, 146, 164, 165 | |
| Kurth, Peter 27 | Mommesen, Wolfgang J. 44, 159, 168 | |
| Kwilecki 47, 49 | Moore Jr., Barrington 22 | |
| L | | |
| Langewiesche, Dieter 239, 240, 243, 244, 272 | Mooser, Josef 69, 152, 166 | |
| Laubner, Jürgen 60, 67 | Morgenbrod, Birgitt 27 | |
| Lee, William Robert 77, 163, 273 | Moser, Johann Jacob 21, 22, 54 | |
| Lenin, W. I. 91, 92, 94, 95, 99, 100, 101, 130, 144, 145, 180 | Mosler 150 | |
| Leppien 227 | 諸田實 30, 84, 294 | |
| Leps, Marko 204, 211, 215, 232, 238, 239, 241, 242, 243, 271, 276, 277 | Mosse, Rudolf 244 | |
| Lietzau, Bruno 192 | Müller, Hans-Heinrich 60, 65, 66, 69, 70, 76, 92, 93, 94, 95, 103, 122, 126, 127, 130, 131, 135, 142, 145, 147, 150, 152, 153, 154, 155, 157, 161, 162, 165, 166, 167, 168, 177, 183, 186, 187, 188, 189, 191, 193, 194, 294 | |
| List, Friedrich 96, 169, 189 | Münch, Ernst 164 | |
| Litzmann 119 | 村田武 164 | |
| Lowenstein, Karl 283 | N | |
| Lubon 227 | 中村勝 32 | |
| Lütge, Friedrich 82, 86, 135 | 中村幹雄 168 | |
| Lüttgert 226 | 成瀬治 286 | |
| M | | |
| Machiavelli, Niccolò 283 | Nathusius, Heinrich von 149, 150 | |
| MacKay, Angus 52 | Nathusius, Johannes 149 | |
| Maier, Hans 118, 283, 284, 286 | Neuhaus 227 | |
| Maria 52 | Neuhaus, Gustav 244 | |
| Martindale, John R. 53 | Nichtweiß, Johannes 170 | |
| Marx, Karl 90, 91, 94, 95, 99, 135, 142, 143, 144, 145, 160, 161, 173, 281 | Nippel, Wilfried 31 | |
| 松田智雄 30, 80, 243 | Noack, Kurt 237, 240, 243, 244 | |
| 松尾展成 30, 80, 81, 82, 83, 85, 86, 89, 294 | Nussbaum, Helga 78, 79, 142 | |
| Matzerath, Horst 269, 270, 273, 277 | O | |
| Mendels, F. F. 98 | Oestreich, Gerhard 282, 286 | |
| Merl, Stephan 59, 64, 76 | 小笠原茂 30 | |
| Meyer 118 | 大野英二 129, 131, 190 | |
| 三島憲一 189 | 大塚久雄 80, 83, 91, 92, 94, 95, 98, 99, 101 | |
| | 大月誠 129, 190 | |

大藪輝雄 164
 Otto II 231
 Otto, Carl Eduard 52
 尾崎芳治 56, 77, 92

P

Peters, Jan 3, 25, 26
 Peyer 157
 Pfaff, Leopold 40, 53, 54
 Piepgras, Ilka 189
 Pierenkemper, Toni 85
 Pilsach, Senfft von 187, 188
 Plaul, Hainer 79, 142, 145, 273
 Plön 175
 Pognon, Edmond 286
 Pohl, Hans 231
 Potocki, von 47, 49
 Prange, Wolfgang 174
 Preuß, Hugo 270, 271
 Pufendorf, Samuel von 283
 Puhle, Hans-Jürgen 32, 57, 60, 70, 71, 140,
 152
 Puttkammer 118
 Pyta, Wolfram 61, 67

R

Rach, Hans-Joachim 142, 145
 Rantzau, von 174
 Reibnitz, Kurt Freiherr von 193
 Reif, Heinz 3, 20, 25, 26, 27, 58, 61, 68, 71,
 74, 76, 78, 79, 126, 294
 Reusch 118
 Ribbe, Wolfgang 197
 Richter, Gustav 239
 Ritter, Gerhard 129, 130
 Rook, Hans-Joachim 60, 67, 77
 Roscher, Wilhelm 61
 Rosenberg, Hans 129, 131, 170, 172, 189,
 190, 282
 Rösener, Werner 10, 14, 25, 27, 28, 29
 Rothschild 150
 Rühl, Christof 168

Rümker, Kurt von 165

S

相良憲一 189
 阪口修平 242
 向坂逸郎 90
 佐藤勝則 81, 87, 88, 89, 90, 91, 94, 95, 96, 167
 澤村康 89
 Schäfer, Wolf 25
 Schacht, Hjalmar 118, 130
 Schilling, Bruno 52
 Schilling, Renate 164
 Schissler, Hanna 140, 152, 166
 Schluchter, Wolfgang 27
 Schmelzer, Adolf 153, 154, 155
 Schmidt 227
 Schmidt, Siegfried 164
 Schmitt, Günther 25
 Schmoller, Gustav 61
 Schöller, Peter 269, 279
 Schröder, Alfred 152, 153, 155, 156
 Schröder, Ida 153
 Schremmer, Eckart 60
 Schurig, Artur 93
 Schumpeter, Joseph Alois 96
 関野満夫 236
 Selchow, von 188
 世良晃志郎 31, 243, 286
 Sering, Max 133
 篠塚信義 235
 Siemens, von 118
 Sohnrey, Heinrich 239
 Šolta, Jan 142, 145, 180
 Spatz, Willy 200, 231, 234, 237, 238, 244,
 271, 274, 276, 278, 280
 Sputendorf 244
 Stahl, Henri H. 26
 Stegmann, Dirk 73
 Steidl 114, 120
 Stein, Lorenz von 280, 281
 Steinbeck 212, 213, 214
 Stepinski, Włodzimierz 60, 65, 73, 76, 77

人名索引

Stolze, Reinhard 122, 123

Stråth, Bo 73

Stubenrauch, Ernst von 256, 258, 266, 278

Stumm, Karl von 187

末川清 168

住谷一彦 78, 169, 189

鈴木直 189

鈴木利章 168

Sułkowski 50

T

高橋秀行 235

高本研一 141

武田公子 236, 237

田中真晴 79

Tangermann, Fritz 192

谷口健治 168

Teuteberg, Hans-Jürgen 58, 69, 71, 72, 74, 79, 80, 232

Thaer, Albrecht 156

Thienel, Ingrid 234

Thompson, E. P. 123

Tocqueville, Alexis de 285, 286

富岡庄一 294

Treue, Wolfgang 92, 109, 128, 155, 167

U

Unruh, Georg-Christoph von 198, 231, 237, 241, 271, 274, 277, 278, 279, 281

V

Vögler 118

Veltheim, H.-H. von 150

W

Wallerstein, Immanuel 10, 11

渡辺尚 30, 76, 77, 293, 294

Weber, Max 9, 10, 27, 31, 43, 44, 46, 47, 55, 56, 63, 68, 70, 74, 75, 76, 78, 79, 93, 100, 101, 130, 133, 134, 137, 139, 140, 144, 148, 149, 153, 155, 158, 159, 160, 161, 162, 166, 168, 169, 172, 176, 177, 181, 186, 189, 191, 192, 193, 217, 218,

229, 242, 243, 244, 286

Wegener, Leo 56

Wehler, Hans-Ulrich 3, 25, 32, 57, 123, 129, 131, 132, 133, 134, 137, 139, 140, 160, 161, 162, 168, 170, 171, 172, 189, 191, 284, 285

Weissel, Bernhard 142, 145

Wentzel, Andreas Friedrich Philipp 106

Wentzel, Carl 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 117, 118, 119, 122, 150, 151

Wentzel, Carl Emil 106, 107

Wentzel, Carl Friedrich 120, 121

Wentzel, Georg Philipp 104, 106

Wentzel, Heinrich Moritz Carl 106, 107

Wentzel, Philipp Kurt Carl Emil 106, 128, 130, 166

Wettiner 230, 231

Wetzel, Jürgen 231

Wiatrowski, Leszek 60, 64, 70, 75

Wiebel, Elfriede 202, 204, 205, 237, 238, 250, 272

Wiehbach 262

Wilamowitz-Möllendorf, Hugo Theodor Wichardt von 48, 49, 56

Wilhelm I 187

Wilhelm II 188

Wilke, Claudia 200, 231, 232, 233, 274, 275, 276, 278

Wilkens, Ulrich 29

Wippermann, Wolfgang 79

Woermann 118

Wrede, Karl 244

Wunder, Heide 10, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 29, 31, 32, 33, 85, 92, 124, 130, 140, 176, 190, 192, 285

Wuthenau, von 127

Y

山田晟 41, 53, 54

山田盛太郎 141

山口和男 28, 169, 189

山本尤 189,

山岡亮一 166

人名索引

柳澤治 30,76,77,84,165,294

吉野悦雄 166

吉原達也 53

Z

Zernack, Klaus 56

Zeysing 193

Zimmermann, Ella von 103,108,120,130

Zimmermann, Leopold August Julius 108

Zimmermann, Leopold August Julius von
108,109

Zimmermann, Leopold Julius August von
108

Zitzewitz 118

ドイツ都市近郊農村史研究—「都市史と農村史のあいだ」序説—

広島大学経済研究双書 12

平成17年2月20日 印刷 (非売品)
平成17年2月25日 発行

著者 加藤房雄

編集兼
発行者 広島大学経済学部
東広島市鏡山1丁目2-1

制作 株式会社 効草書房
東京都文京区水道2丁目1番1号
